

令和8年度

予算特別委員会会議録

令和8年2月27日 開会

令和8年3月4日 閉会

塩竈市議会事務局

令和8年度予算特別委員会会議録目次

【令和8年2月27日（金）】 1日目

正副委員長互選	7
議案説明（議案第14号から第26号まで）	9
資料要求	24

【令和8年3月2日（月）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

鎌田礼二委員	31
柏恵美子委員	40
佐藤公男委員	47
伊勢由典委員	58
鈴木新一委員	73
桑原成典委員	86

【令和8年3月3日（火）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

菅原善幸委員	109
土見大介委員	123
辻畑めぐみ委員	138
鈴木悦代委員	149
小野幸男委員	154
小高洋委員	167
志子田吉晃委員	182
西村勝男委員	195

【令和8年3月4日（水）】

4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

鎌田礼二委員	211
菅原善幸委員	216
伊勢由典委員	224
土見大介委員	234
辻畑めぐみ委員	246
鈴木悦代委員	251
小高洋委員	255
桑原成典委員	267
志子田吉晃委員	275
採決	285

令和8年2月27日（金曜日）

令和8年度予算特別委員会

（第1日目）

令和8年度予算特別委員会第1日目

令和8年2月27日（金曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	志子田 吉晃 委員
鎌田 礼二 委員	伊勢 由典 委員
鈴木 悦代 委員	辻 畑 めぐみ 委員
小高 洋 委員	土見 大介 委員
伊藤 博章 委員	

欠席委員（1名）

今野 恭一 委員

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
上下水道部長	鈴木 良夫	市立病院事務部長	鈴木 康弘
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬
総務部 政策課長	引地 洋介	総務部 財政課長	佐藤 涉
市民生活部 保険年金課長	石村 要	市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	佐藤 聡志	産業建設部 水産振興課長	平塚 博之

上下水道部
次長兼業務課長 並木新司
市立病院事務部
業務課長 渡辺敏弘
教育委員会
教育部長 末永量太
監査事務局長 武田光由

上下水道部
下水道課長 佐藤寛之
教育委員会
教 育 長 黒田賢一
監査委員 菅原靖彦
総務部
総務人事課総務係長 佐々木 勝

事務局出席職員氏名

事務局 長 鈴木 忠 一
議事調査係主査 工藤 聡 美

事務局次長兼
議事調査係長 石垣 聡
議事調査係主査 星井 絵 名

午前10時00分 開会

○西村臨時委員長 ただいまから令和8年度予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、今野恭一委員の1名であります。また、遅参する旨の通告がありましたのは、鈴木新一委員よりありました。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議では、過日策定しました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。

なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○西村臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選を願ひたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、伊勢由典委員、土見大介委員、志子田吉晃委員、小野幸男委員、志賀 勝委員、桑原成典委員、以上6名を指名いたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時21分 再開

○西村臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願い申し上げます。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員会で慎重に審議した結果、本予算特別委員会の委員長には志賀 勝委員、そして副委員長には柏 恵美子委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

○西村臨時委員長 ただいま伊勢由典委員のご報告のとおり、委員長には、志賀 勝委員、副委員長には柏 恵美子委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、志賀 勝委員、委員長就任のご挨拶をお願いします。

○志賀委員長 先ほど皆様からご推挙があり、令和8年度予算特別委員会の委員長を仰せつかりました志賀 勝でございます。

大事な予算の審査をスムーズに進められるよう努力したいと思いますので、皆様のご協力のほどよろしく願いいたします。

○西村臨時委員長 次に、柏 恵美子委員に副委員長の就任のご挨拶をお願いいたします。

○柏副委員長 私、このたび予算特別委員会の副委員長に選任されました柏 恵美子でございます。微力ではございますが、皆様のご協力をいただきながら、委員長の補佐をさせていただき、予算特別委員会がスムーズに進みますよう努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○志賀委員長 これより令和8年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第14号ないし第26号の13件であります。

それでは、まず、令和8年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

日程については、2月27日、3月2日、3月3日及び3月4日の4日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月27日、3月2日、3月3日及び3月4日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

まず、最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付いたしました予算特別委員会審査区分表の順に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 それでは、議案第18号「令和8年度塩竈市一般会計予算」から議案第23号「令和8年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、概要を説明申し上げます。資料No.17「市議会定例会議案資料（その2）」をご用意願います。

49ページをお開き願います。

こちらの表につきましては、一般会計及び特別会計当初予算の総括表となっております。令和8年度の一般会計当初予算額は254億9,000万円で、前年度と比較し21億円の減、率として7.6%の減となっております。

次に、特別会計ですが、小計欄にありますとおり、5つの特別会計の予算総額は136億9,910万円となり、前年度と比較し4億20万円、率として3.0%の増です。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、合計欄にありますとおり391億8,910万円となり、前年度と比較し16億9,980万円、4.2%の減となっております。

続きまして、議案第18号「令和8年度一般会計当初予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.13「令和8年度一般会計特別会計予算説明書」をご用意願います。

6ページ、7ページをお開き願います。

こちらは一般会計の歳入及び歳出についての総括となっております。

それでは、個別にご説明いたします。

初めに、歳入予算の主な項目について申し上げます。

まず、第1項市税ですが、8ページ、9ページをお開き願います。8ページの上段、本年度の欄をご覧ください。62億2,151万円を計上し、前年度から1億549万5,000円増となりました。主な増要因ですが、そのまま下に移りながら申し上げます。第1項市民税の第1目個人や第2項固定資産税などの増によるものとなっております。

次の10ページの第2款地方譲与税から、さらに12ページ、13ページの第10款地方特例交付金までにつきましては、県からの通知額に基づき計上した数字となっております。

さらに、次のページ、14ページ、15ページをお開き願います。

第11款地方交付税は57億498万4,000円で、前年度から1億494万3,000円の減です。普通交付税で7,940万5,000円の減を見込んでおります。

18ページ、19ページをお開き願います。

第15款国庫支出金は41億3,998万6,000円で、3億6,686万1,000円減です。主な減要因ですが、20ページ、21ページをお開き願います。こちらにあります第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第2節児童福祉費負担金において児童手当が大きく減となっております。また、その右下にあります第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金におきましては、デジタル基盤改革支援補助金が減となっております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

30ページ下段の第18款寄附金は13億1,590万6,000円を計上し、前年度から1億6,473万2,000円の増となっています。ふるさと納税などの増収を見込み、計上したものとなっております。

32ページをご覧ください。

第19款繰入金は16億7,228万8,000円で、前年度より4,026万6,000円の増です。主な増減ですが、第1目にあります財政調整基金繰入金や第4目にありますミナト塩竈まちづくり基金繰入金は減、第9目にあります公共施設等総合管理基金繰入金が増となっております。

38ページ、39ページをお開き願います。

第22款市債は11億7,150万円で、21億6,860万円の減です。主な減要因ですが、40ページ、41ページをお開き願います。第5目消防債において消防施設整備などが減となり、また、第6目教育債において社会教育施設債が大きく減となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

42ページ、43ページをお開き願います。

第1款議会費は2億2,216万2,000円で、前年度から575万2,000円の増です。職員人件費の増などによるものです。

46ページ、47ページをお開き願います。

第2款総務費は35億5,123万7,000円で、前年度から6,945万1,000円の減です。主な減要因ですが、ページが飛びまして、56ページ、57ページをお開き願います。第1項総務管理費第7目の企画費において、57ページ、右上にあります企画費において、ふるさと納税の増収見込みに伴う経費の増があった一方、デジタル推進費が大きく減となったことなどによるものです。

78、79ページをお開き願います。

第3款民生費は103億9,101万3,000円で、前年度から218万円の増です。主な増減ですが、94ページ、95ページをお開き願います。こちらにあります第2項児童福祉費第2目児童措置費で、95ページに記載があります児童手当事業費が減となった一方で、施設型給付費等支給事業の増などがございます。

次に、108ページ、109ページをお開き願います。

第4款衛生費は23億6,667万2,000円で、前年度から5,065万3,000円の増です。主な増要因ですが、120ページ、121ページをお開き願います。こちらの121ページにあります第2項清掃費第2目塵芥処理費の廃棄物適正処理推進費が増となったことや、ページが飛びまして126ページ、127ページ、お開き願います。127ページの右側にあります第4項水道費第1目上水費で、水道事業会計繰出金が増となったことなどによるものです。

次に、128、129ページをお開き願います。

第5款労働費は6,500万円で、前年度と同額であります。

次の130ページ、131ページをお開き願います。

第6款農林水産業費は4億7,155万5,000円で、前年度から3,893万2,000円の増です。主な増要因ですが、ページが飛びまして、134、135ページをお開き願います。こちらの右側中段にあります第2項水産業費第2目水産業振興費で、魚市場事業特別会計繰出金や「みやぎの台所・しおがま」推進事業が増になったことなどによるものです。

次に、138ページ、139ページをお開き願います。

第7款商工費は6億2,220万円で、前年度から7,669万9,000円の増です。これは第1項商工費第2目商工振興費におきまして、右下にあります門前町活性化事業が増となったことや、ペ

ージが飛びまして140ページ、141ページをお開きください。こちらの第1項商工費第5目観光物産費において、141ページ右下にあります御座船新造助成事業が増となったことなどによるものとなっております。

次に、144ページ、145ページをお開き願います。

第8款土木費は21億8,704万3,000円で、前年度から1億3,993万3,000円の減です。主な減要因ですが、156、157ページをお開き願います。第4項都市計画費第3目下水道費で下水道事業会計繰出金が減となったことなどによるものです。

次に、160、161ページをお開き願います。

第9款消防費は7億8,982万円で、前年度から5億6,400万2,000円の減です。主な減要因ですが、第1項消防費第2目非常備消防費で消防施設等整備事業、また、第1項消防費第3目防災費で、昨年度計上いたしました防災行政情報伝達システム整備業務が皆減となったことなどによるものです。

次に、166、167ページをお開き願います。

第10款教育費は25億5,400万円で、前年度から12億635万3,000円の減です。主な増減ですが、ページが飛びまして172、173ページをお開き願います。第2項小学校費第1目学校管理費で、173ページ右側中段にあります小学校学校給食費負担軽減事業の増がある一方で、192、193ページをお開き願います。こちらの第5項保健体育費第2目体育施設費で、昨年度計上した塩竈市体育館大規模改修事業が皆減となっております。

次に、196、197ページをお開き願います。

第12款公債費は21億1,343万5,000円で、前年度から3億855万4,000円の減です。これは、第1項公債費第1目元金において、借換え分、通常分ともに減となったことが主な要因です。

次のページ、198、199ページをお開き願います。

第13款諸支出金は1億2,586万2,000円で、前年度から1,407万7,000円の増です。交通事業特別会計繰出金が増となったことによるものです。

202ページ以降につきましては、給与費明細書、それから債務負担行為、地方債残高の調書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

最後に、初めにご説明いたしました資料No.17「市議会定例会議案資料（その2）」の54ページ、55ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、性質別に前年度と比較したものでございます。主な費目を説

明させていただきます。

費目2の物件費は4億8,927万9,000円の減ですが、廃棄物適正処理推進費や門前町活性化事業などの拡充事業、新規事業を計上した一方で、昨年度実施しました小中学校の情報機器整備事業の皆減やデジタル推進費の大幅減により減少となっております。

費目3の維持補修費は1億5,296万7,000円の増ですが、各公共施設などの維持補修、予防保全のための予算を増額したことなどによるものです。

費目5の補助費等は3億3,480万円の増ですが、御座船新造助成事業や小学校学校給食費負担軽減事業などの増によるものです。

費目6の普通建設事業は18億8,431万2,000円の減ですが、主な減要因として、昨年度完了の塩竈市体育館大規模改修事業の皆減などによるものです。

次のページ、56ページは、投資的経費の内訳一覧表でございますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

一般会計予算の内容につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 続きまして、議案第19号「令和8年度塩竈市交通事業特別会計予算」について説明申し上げます。

資料No.13「令和8年度一般会計特別会計予算説明書」の222ページ、223ページをご覧ください。

こちらが令和8年度の交通事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

表中の本年度予算額の再下段欄にありますとおり、歳入歳出ともに1億9,610万円を計上しており、前年度と比較すると1,310万円の減となっております。

それでは、予算の主な内容について説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

同じ資料No.13の226ページ、227ページをご覧ください。

第1款事業費に1億8,012万3,000円を計上しており、前年度と比較すると1,309万9,000円の減となっております。

目別に主な内容を説明いたします。

第1款事業費第1項離島定期運航費第1目総務管理費は、職員人件費や一般事務経費として1億4,145万2,000円を計上しております。「しおじ」の廃船に伴いまして船舶体制を2隻体制

にしたことにより、船舶職員を1名減員したこと、また、保険料等が減になったことなどによって総務管理費は前年度と比較して737万円の減となっております。

次に、228ページ、229ページをお開き願います。

第2目の運航費は、船舶の維持管理経費として3,867万1,000円を計上し、前年度と比較すると572万9,000円の減となっております。

主な要因といたしましては、「しおじ」の廃船に伴いまして修繕費用の減や、昨年度は単年度において整備した救命いかだの整備費が皆減となったことに伴うものでございます。

次に、230ページ、231ページをお開き願います。

第2款公債費に1,597万7,000円を計上し、前年度と比較すると1,000円の減となっております。公債費につきましては、船舶「しおね」の建造費に係る元金及び利子を計上しており、令和9年度に償還終了予定となっております。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

資料の224ページ、225ページをお開きください。

第1款事業収入第1項事業収入第1目離島定期航路収入は6,178万4,000円を計上し、前年度と比較すると172万3,000円の減としております。乗船料につきましては、経営健全化計画に基づき算出しております。

次に、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目の離島航路国庫補助金は845万4,000円を計上し、前年度と比較して2,541万8,000円の減となっております。これは「しおじ」の運航終了に伴いまして、補助対象経費として見られる船員人件費が減少したことに伴うものでございます。

次に、第3款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は1億2,586万2,000円を計上し、前年度と比較すると1,407万7,000円の増となっております。離島航路補助金の減に伴い繰入金が増額となったものによるものでございます。

第4款諸収入につきましては、皆減としております。

なお、232ページ以降には給与費明細書と債務負担行為に係る調書、地方債の現在高見込みなどを記載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第19号「令和8年度塩竈市交通事業特別会計予算」についての説明は以上となります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第20号「令和8年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明をいたします。

資料No.13の240ページ、お開きください。

歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和8年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億9,860万円としてございます。

歳入の主なものについてご説明します。

242ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、子ども・子育て支援納付金分の新設等により、2,103万1,000円増の8億5,102万7,000円を計上しています。

第3款国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う事務経費が交付されますので、880万1,000円を計上しております。

第4款県支出金につきましては、1億2,698万9,000円増の47億2,684万5,000円を計上しています。県支出金は歳出の保険給付費の財源となるものですが、被保険者数は減少傾向にあるものの、1人当たり医療費が増加傾向にあること、加えて診療報酬改定等の影響により保険給付費の増加が見込まれることから連動して県支出金も増額となります。

244ページをご覧ください。

第6款繰入金につきましては、5億9,605万円を計上しております。低所得世帯の国民健康保険税軽減分に充てる保険基盤安定繰入金が子ども・子育て支援金分の新設により増加となりますが、基金繰入金が減っており、差引き1,349万1,000円減となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明をします。

248ページをご覧ください。

初めに、第1款総務費につきましては、令和7年度に予算措置していた事務処理標準システムの負担金分が2,720万円減となった一方、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度施行に伴う国民健康保険税の電算管理システムの改修費880万円を計上するなど、差引き1,928万3,000円減の7,244万1,000円を計上しています。

252ページをご覧ください。

第2款保険給付費につきましては、1人当たり医療費が増加傾向、6月からの診療報酬の改定、高額療養費制度の見直し等により、1億1,336万4,000円増の46億5,729万1,000円を計上し

ています。

254ページをご覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金は、市町村の被保険者数や所得水準等により案分され県から示されるものでございますが、令和8年度は4,582万4,000円増の12億9,840万円計上しております。

256ページをご覧ください。

第4款保健事業費は、医療費適正化対策事業として第3期データヘルス計画の中間評価を実施するほか、国民健康保険に加入している若年者の方々の健診費用を計上し、377万1,000円増の1億1,974万6,000円を計上しております。

以上のことから、令和8年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算につきましては、前年度より1億4,810万円増の61億9,860万円を計上しています。

なお、268ページから270ページには給与費明細を、271ページには債務負担行為調書を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

国民健康保険事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、私から、議案第21号「令和8年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.13「令和8年度一般会計特別会計予算説明書」の274ページ、275ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書となります。

令和8年度予算といたしまして、歳入歳出ともに同額の1億9,650万円を計上しており、前年度比440万円の増となっております。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたしますので、同じ資料資料No.13の280ページ、281ページをご覧ください。

第1款市場費では1億7,425万1,000円を計上し、対前年度比として439万9,000円の増となっております。

内訳についてですが、第1項市場管理費では、主に魚市場施設の維持管理費などに係る経費といたしまして1億6,890万8,000円、主に施設の維持補修費や施設のメンテナンスの増額によ

り、対前年度比で499万9,000円の増となっております。

次に、282ページ、283ページをご覧ください。

第2項漁船対策費では、水揚漁船誘致対策事業などに534万3,000円を計上し、対前年度比60万円の減となっております。

続きまして、284ページ、285ページをご覧ください。

第2款公債費では、魚市場建設に係る元利償還金として2,224万9,000円を計上しております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、276ページ、277ページにお戻り願います。

第1款使用料及び手数料では9,363万6,000円を計上し、対前年度比89万1,000円の増となっております。

内訳といたしまして、第1項使用料では魚市場使用料などで8,694万4,000円を計上し、対前年度比72万円の増、水揚げ金額を95億円で試算しております。

第2項手数料では、入場車輛登録許可手数料などで669万2,000円を計上し、対前年度比17万1,000円の増となっております。

続きまして、第2款繰入金では、一般会計繰入金として9,378万3,000円、主に施設の維持管理費の増により、対前年度比で773万6,000円の増となっております。

第3款諸収入では、事務室共益費、排水処理料などとして908万1,000円、主に漁港施設利用料の減により対前年度比257万円の減となっております。

なお、286ページ以降につきましては、給与費明細書や債務負担行為に関する調書などを載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

魚市場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課から、議案第22号「令和8年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料No.13「令和8年度一般会計特別会計予算説明書」294ページ、295ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計では2つの事業勘定を設けておりますが、初めに保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定であり、歳入と歳出それぞれの合計額60億5,300万円を計上しており、前年度と比較しますと1億5,620万円の増となっております。

次に、説明の都合上、歳出の主な部分からご説明いたします。

306ページ、307ページをお開き願います。

第2款介護給付費ですが、上段にございます本年度合計額は54億8,668万2,000円で、前年度と比較して1億3,666万6,000円の増となっております。こちらの主な要因としましては、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費、第2目施設介護サービス給付費等の利用増を見込んだものとなっております。

続きまして、ページが飛びまして、312ページおよび313ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。上段の本年度合計額は3億8,588万2,000円、前年度と比較して191万6,000円の増となっております。

次に、歳入の主な部分についてご説明いたします。

恐れ入りますが、ページが戻りまして、296ページおよび297ページをお開き願います。

まず、第1款保険料は12億4,094万7,000円で、前年度と比較して2,211万4,000円の増でございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金ですが、それぞれ歳出の介護給付費、地域支援事業費の法定負担割合により計上してございます。

なお、例外的に、第3款国庫支出金の第2項国庫補助金第4目保険者機能強化推進交付金並びに第5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等の様々な取組の達成状況に応じて交付されるものであり、法定負担割合とは別に算定されるものとなっております。

次に、298ページ、299ページをお開き願います。

第7款繰入金でございますが、第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は、9億3,858万7,000円で、前年度と比較して2,238万1,000円の増となっております。これは歳出の介護給付費等に関わる本市の法定負担割合分でございます。

一方で、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出の差額を補填する財源として計上するものでございますが、前年度と同額1,000万1,000円を計上しております。

介護保険特別事業会計の保険事業勘定は以上となります。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、恐れ入りますが、資料No.13の336ページ、337ページ

ジをお開き願います。

こちらは介護サービス事業勘定に関わる歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施している要支援認定された方、それから総合事業に関するケアプラン作成に関わる事業勘定でございます。歳入歳出合計それぞれ100万円を計上し、前年と同額となっております。

以上が議案第22号「令和8年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」となっております。ご審査のほどよろしくご説明いたします。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第23号「令和8年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明します。

資料№13「令和8年度一般会計特別会計予算説明書」の352ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書です。

最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,390万円としております。

歳入の主なものについてご説明します。

354ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、2年に一度の保険料率改定に加えて、子ども・子育て支援金分が新設されることから、7,493万8,000円増の7億9,294万7,000円を計上しております。

第3款国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う事務経費が交付されますので、165万円を計上しています。

第5款繰入金につきましては、保険料率の改定並びに子ども・子育て支援金分の新設により、低所得世帯の保険料軽減分に充てる保険基盤安定繰入金も増額となりますので、2,801万2,000円増の2億5,819万5,000円を計上しております。

第7款諸収入につきましては、昨年同額の110万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明をします。

358ページをお開きください。

初めに、第1款総務費ですが、広域連合市町村負担金が106万円減となった一方、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度施行に伴う保険料収納に係る電算管理システム改修費165万円を計上するなど、差引き90万8,000円増の3,886万5,000円を計上しております。

360ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料に保険基盤安定繰入金などを加え、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、1億369万2,000円増の10億1,343万4,000円を計上しております。

以上のことから、令和8年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算案につきましては、前年度より1億460万円増の10億5,390万円を計上しております。

なお、366ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 それでは、下水道課から、議案第24号「令和8年度塩竈市下水道事業会計予算」につきましてご説明申し上げます。

資料No.14「令和8年度塩竈市下水道事業会計予算」の3ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。

(1)の処理区域内戸数は2万4,400戸、(2)の年間処理水量は780万1,840立方メートル、(3)の1日平均処理水量は2万1,375立方メートル、(4)の主要な建設改良事業につきましては、公共下水道事業に3億1,644万1,000円、ポンプ場事業に3億5,665万8,000円、流域下水道事業に7,864万円を予定しております。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額となります。収入につきましては、第1款下水道事業収益といたしまして、38億8,643万4,000円を予定しております。内訳でございます。第1項営業収益につきましては、下水道使用料や雨水処理に係る他会計負担金など18億5,289万6,000円、第2項営業外収益は、汚水事業に係ります他会計補助金や保有資産の減価償却費相当額の長期前受金戻入など20億3,353万5,000円などを予定しております。

支出につきましては、第1款下水道事業費用といたしまして、38億1,539万1,000円を予定しております。内訳でございます。第1項営業費用は、下水道事業の経営活動全般から生じる費用でございますが、管渠やポンプ場などの維持管理費、保有資産の減価償却費など35億1,583万円を予定しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額となります。収入につきましては、第1款資本的収入といたしまして、31億4,141万3,000円を予定しております。

支出につきましては、第1款資本的支出といたしまして、40億7,079万4,000円を予定しております。内訳でございます。第1項建設改良費といたしまして7億5,173万9,000円、第2項企業債償還金に33億905万5,000円などを予定しております。

また、第4条の本文でございます。こちらにつきましては、資本的収支の差引きによります不足する額9億2,938万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,224万1,000円、当年度分損益勘定留保資金8億8,714万円で補填するものとしております。

次のページ、4ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為となります。こちらにつきましては、藤倉污水ポンプ場改築事業など計6件につきまして、期間、限度額を定める内容となっております。

第6条につきましては企業債となります。公共下水道事業、流域下水道事業、資本費平準化債及び借換債につきまして、限度額、利率などを定める内容となっております。

第7条につきましては一時借入金の限度額を、第8条につきましては予定支出の各項の経費の金額の流用を、第9条につきましては議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定める内容となっております。

第10条につきましては、他会計からの補助金といたしまして、9億8,401万3,000円を予定しております。

また、5ページ以降につきましては、予算に関する説明書、21ページ以降につきましては、予算説明資料となっております。後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業会計予算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 それでは、私からは、議案第25号「令和8年度塩竈市立病院事業会計予算」についてご説明いたします。

資料No.15「令和8年度塩竈市立病院事業会計予算」の3ページをご覧ください。

第2条で、業務の予定量を定めております。(1)の病床数は、一般病床を161床と定めております。(2)の年間患者数につきましては、入院患者数は4万7,450人、外来患者数は6万2,684人を予定しております。(3)の1日の平均患者数ですが、入院患者数は130人、外来患者数は260.1人を予定しております。(4)の主要な建設改良につきましては、医療機器購入として9,710万円、病院改修事業費などの施設改良費といたしましては5億6,990万円を予定

しております。

4ページをご覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。まず、収入につきましては、第1款病院事業収益として34億5,675万6,000円を予定しております。内訳といたしましては、第1項医業収益として入院収益や外来収益など30億3,893万6,000円、第2項医業外収益として他会計負担金など4億1,682万円を計上しております。

支出につきましては、第1款病院事業費用といたしまして34億5,646万7,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。収入では、第1款の資本的収入といたしまして7億7,465万2,000円を予定しております。内訳といたしましては、第1項他会計補助金として1億1,205万2,000円、第2項の医療機器等購入や施設改良費の財源となる企業債として6億6,260万円を計上しております。

支出としましては、第1款資本的支出といたしまして8億7,340万3,000円を予定しております。第1項の医療機器等購入や施設改良における建設改良費として6億6,700万円、第2項の企業債償還金として2億640万3,000円を計上しております。この収支差引きによりまして9,875万1,000円が不足いたしますが、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、債務負担行為です。入院時食事療養業務委託など11件に係る期間、限度額を定めるものです。

5ページをご覧ください。

第6条は、企業債です。建設改良費の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めております。

第7条は、一時借入金の限度額を定めております。

第8条につきましては、予定支出の各項の間での流用ができる範囲を定めております。

第9条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めております。

なお、7ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっております。

また、23ページ以降につきましては、予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照い

ただきますようお願い申し上げます。

令和8年度塩竈市立病院事業会計予算の説明につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、議案第26号「令和8年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

資料№16「令和8年度塩竈市水道事業会計予算」の3ページをお開きください。

第2条、業務の予定量といたしまして、(1)給水戸数については2万6,475戸、(2)の年間総給水量は677万5,862立方メートル、(3)1日平均給水量は1万8,564立方メートルを見込んでおります。(4)の主な建設改良事業といたしまして、こちらは令和8年度から新たに取り組みます水道管路更新事業に3億3,099万7,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入につきましては、第1款水道事業収益として16億2,945万8,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項営業収益といたしまして15億1,784万7,000円を、第2項営業外収益として1億1,160万9,000円などを計上しております。

支出につきましては、第1款水道事業費用として15億7,250万9,000円を予定しております。その内訳といたしましては、第1項営業費用として14億6,440万6,000円を、第2項営業外費用として1億790万2,000円を、第3項特別損失といたしまして20万1,000円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入につきましては、第1款資本的収入として4億3,245万7,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項企業債として2億9,490万円を、第3項出資金として3,581万5,000円を、第4項補助金として1億98万1,000円を、第5項開発負担金として75万9,000円を計上しておりますほか、第2項負担金及び第6項固定資産売却代金には科目設定のため、それぞれ1,000円を計上しておるところです。

支出につきましては、第1款資本的支出として9億6,897万4,000円を予定しております。その内訳といたしましては、第1項水道改良費として2億9,204万7,000円を、第2項水道管路更新事業として3億3,099万7,000円を、第3項企業債償還金として3億4,593万円をそれぞれ計上しております。

資本的支出額に対して不足する5億3,651万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金、また、加えて建設改良積立金で補

填をすることとしております。

次に、4ページをご覧ください。

第5条、債務負担行為です。令和9年度に更新する企業会計システム賃貸借に係るもののほか4件を計上しております。

第6条、企業債です。令和8年度から新たに取り組みます水道管路更新事業に限度額2億490万円、水道改良事業に限度額として9,000万円を借入れを予定してございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。(1)で収益的支出を、(2)で資本的支出についてそれぞれ定めてございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

第10条、たな卸資産購入限度額を定めております。

なお、5ページ以降には予算に関する説明書、21ページ以降に予算説明資料をそれぞれ掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

令和8年度塩竈市水道事業会計予算の説明は以上となります。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 以上で、各議案及び各会計予算の説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の「令和8年度予算特別委員会資料要求一覧」のとおりとなっております。

なお、資料要求については、日本共産党塩釜市議団から66件、かいしんから53件、塩竈維新の会から32件の資料要求がありましたものを、内容の精査及び重複分の整理を行い、予算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において、内容の確認をお願いいたします。

千葉副市長。

○千葉副市長 ただいま資料要求のありました内容につきまして、確認させていただきたいと存じます。

No.67「10割増商品券の年代別購入者(第1弾から)」につきましては、当該事業は、世帯ごとの販売となるため、年代別購入者の実数は把握しておりません。つきましては、事業の終了後に実施しております「利用者向けアンケート結果の年代別回答者数」を資料として提出させていただきたいと存じます。

なお、要求のありました資料の提出につきましては、資料番号19として、本日の予算特別委員会終了後、午後5時までに議会事務局へ電子データで提出させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○志賀委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月2日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

3月2日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議は、これで終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時17分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和8年2月27日

令和8年度予算特別委員会委員長 志賀 勝

令和8年3月2日（月曜日）

令和8年度予算特別委員会

（第2日目）

令和8年度予算特別委員会第2日目

令和8年3月2日（月曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	志子田 吉晃 委員
鎌田 礼二 委員	伊勢 由典 委員
鈴木 悦代 委員	辻 畑 めぐみ 委員
小高 洋 委員	土見 大介 委員
伊藤 博章 委員	

欠席委員（1名）

今野 恭一 委員

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬
市民生活部 次長兼市民課長	小倉 知美	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤一	総務部 政策課長	引地 洋介
総務部 秘書広報課長	中村 成子	総務部 財政課長	佐藤 渉

総務部 管財契約課長	上 總 雅 裕	総務部 危機管理課長	古 谷 勝 弘
市民生活部 収納課長	志 野 英 朗	市民生活部 税務課長	阿 部 公 一
市民生活部 環境課長	千 葉 貴 幸	市民生活部 保険年金課長	石 村 要
市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮	福祉子ども未来部 子ども未来課長	畑 中 淳
福祉子ども未来部 保育課長	鈴 木 和 賀 子	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	佐 藤 聡 志
福祉子ども未来部 健康づくり課長	山 本 多 佳 子	産業建設部 水産振興課長	平 塚 博 之
産業建設部 土木課長	鈴 木 英 仁	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
教育委員会 教 育 長	黒 田 賢 一	教育委員会 教 育 部 長	末 永 量 太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻 下 真 子	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	岩 渕 克 洋
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷 古 勝 浩	選挙管理委員会 事 務 局 長	目々澤 恵 一
監 査 委 員	菅 原 靖 彦	総 務 部 総務人事課総務係長	佐々木 勝

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠 一	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	石 垣 聡
議 事 調 査 係 主 査	工 藤 聡 美	議 事 調 査 係 主 査	星 井 絵 名

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから令和8年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日欠席の委員は、今野恭一委員の1名であります。

これより審査区分1、一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 皆さんおはようございます。トップバッターで質疑をさせていただきます。もう前置きなしで、すぐに質疑に入らせていただきます。

資料No.11の施政方針の中からお聞きをしたいと思えます。

大体7ページからぐらいになるかと思えますけれど、コンセプトについて、いわゆる令和8年度の予算のコンセプトは何かということで、お聞きを市長にしたいと思えます。

あまり、考えなくてもというのは、表現が悪いのですが、思ったところを話していただければいいのですが、概念だとか、基本的な観点だとか、考え方とか、今回の施政方針、いわゆる「令和8年度の柱」とか、その辺について簡単にお聞きをしたいと思えます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 あまり考えずにということなので、ふだん思っていることを言わせていただきます。

来年、地方統一選挙がございます。ということは、私にとりましても3年目から4年目に入るということになりますし、議員の皆様方もそれは同じ時期でございます。そうなったときに、やはり私としては、2期目の一つの流れとしてどのような今年度、もしくは、来年度も骨格予算という、これ基本原則だけは絶対に崩すまいと思っております。それは選挙で誰が選ばれるか分からない状況の中で、来年度の本予算を組むというのは失礼に当たるといって、自分がやられて分かったことなので、それについては、今年度と来年度の選挙前までの予算については、通しで考えましょうということが基本でございます。

それと、自分が公約を出した部分と、または、先送りされてきた大きな課題がたくさんご

ございますので、その進捗具合についても、しっかりと今、どういう状況なのかということをお市の皆様方にお伝えする責任がありますので、そういったものを果たしていく大変重要な1年というよりも1年半になっていくのかなと、そういう考え方の中で、今年予算につきましても考えさせていただいたというのが大まかな流れということになります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

考えてみますと、私も統一地方選挙で次も頑張るつもりでおりますので一緒だなと思いましたが。

次の質疑ですけれど、次は、資料No.17「第1回市議会定例会議案資料（その2）」から行きたいと思えます。予算のほうに入っていきたいんですが。50ページから行きたいんですが、使い慣れてないので、50ページ。ここに一般会計当初予算が書いてあるわけですが、まず、財政課に聞きたいんですが、この令和8年度の予算の特徴を教えてくださいなと思えます。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 まず、この資料No.17「第1回市議会定例会議案資料（その2）」の50ページということですので、まず、歳入のページですので、歳入の特徴について触れさせていただければと思えます。

前段、今までの答弁の中にもありましたように、今回、令和8年度の歳入予算を組むに当たって、まず、ありがたいことかというか、市税は前年度よりも伸び、そもそも前年度の市税につきましても、平成27年以来60億円を超えたのが、まず久しぶりということがあったんですが、今回は、さらにそれよりも少し1億円ほど市税が伸びているということは、ポジティブに受け止めたいと思えます。

あと、ふるさと納税の予算になるんですが、前回11億5,000万円だったのを今回13億円見込ませていただいているという。こういった歳入のおかげで自主財源は42%程度の割合を占める中で組んでいるということが、特徴としては、一つあるかと思えます。

逆に、依存財源といいますか、昨年、体育館の大規模改修ですとか防災行政無線、そういったものに対して充てていた地方債ですとか、国庫支出金が今回減額となっていますので、そういったもの、依存財源のほうは減になりつつありながら、歳入の予算規模としても前年よりは落ちていると言えらると思えます。

ただ、自主財源を高めつつ、予算規模が落ちたということで、まず歳入についてはそのように捉まえております。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

この中で、私は、気になったところが数点ありまして、それを中心にお聞きしたいなと思います。

50ページの、この予算の中の地方交付税ですけれど、約1億円ぐらい減額されているんですが、要因として考えているといたしますか、どういったところからこの1億円が、全体的な金額からすると大した話じゃないのかもしれませんが、どういった要因でこの地方交付税が減っているのかなというところをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 ありがとうございます。

交付税、大変大事な部分ですので、そちらについて説明させていただきます。

交付税につきましては、今回、国の令和8年度地方財政対策においては、ある程度伸びということが今回示されてはいたんですけれども、ただ実際、今回、本市の普通交付税のほうは、少し減になっているという。その要因になってくるんですが、まずは大きく2つあると捉えていまして、1つは、先ほど申し上げたように今回、市税が伸びているということで、普通交付税というのは、当然、地方公共団体の標準的な歳出に対して、その歳入の部分の差引きで出るものとなっていますので、今回、塩竈市の市税が伸びたという部分については、その差引きの部分の交付税の財源調整の部分で、額のほうは少し減る方向に働くという部分が出てきます。

あと、もう一つ大きい部分にはなるんですけれども、こちらについては、まだ正式な数字は出ておりませんが、令和7年度に国勢調査で人口のほうは今、出していまして、正式には今年の6月、7月以降に出てくると思うんですが、今までの傾向を踏まえますと、ある程度の減少は免れないということで、今現在の国勢調査人口は5万2,003人で今まで計算してきていますし、そのような数字だったんですが、令和7年度の国勢調査により、5万人程度になると見込んで試算をしております。当然、その分普通交付税、人口によって導かれる部分が当然大きいので、そこの人数のほうを減で一応見込んで積算したということが、今回

交付税の減少要因として一つあると捉えております。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

もう1点、この市債の項目があります。約22億円ほど減額されているわけですが、これの要因はどうなのかなというところをお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 市債の減額、減少ということについてなんですけれども、こちらは令和7年度に行いました体育館の大規模改修。歳出も14億円ほどでしたし、その財源もほぼ市債で賄っておりますので、まずこちらががっかり落ちているという。あと、防災行政無線につきましても事業費ベースで4億7,000万円の事業でしたけれども、こちらも財源は、ほぼ地方債に頼って行った事業ですので、このまず2つを申し上げただけでも、それが今回ないというところで大きな減少理由になっているところです。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次のページの52ページの支出に移りますけれど、この中で気になったのは、教育費なんですけれども、約12億円ほど減額されているわけですが、学校給食費は国や県から出でて、この減額は、そういった何か、関係ない話ですが、この減額はこういったところから、いわゆる改修工事や何やらの関係なんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 教育費についての減少理由ということになります。今、委員もおっしゃりかけましたように、まずは体育館の大規模改修が今回、去年ですと社会教育施設の事業費として入っていた部分が今回はないということがあります。

ただ今回、教育のほうは令和8年度予算において、小学校の学校給食の軽減負担の事業ですとか、あるいは、去年はなかった、今回、当初予算に計上するんですけれども、第二中学校の長寿命化改良事業は新規事業として今回、上げている部分もありますので、大きい減要素があるものの増額、ないしは新規の事業も今回、この中には含まれていると捉えていただければと思います。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今度は、細かなところをお聞きしたいと思います。

次は、資料No.19に移らせていただきます。

この中の188ページですか。学校運営協議会のことについて、何かここに出ているので、これも質疑は、大丈夫ですか。質疑してよろしいですか。188ページ。大丈夫なんですか。

学校、これは何でしたっけ、学校運営協議会の議事録ですか。概要と協議メンバーの名簿と書いてあって、それに学校運営協議会の中の議事録なんです。この質疑はよろしいですか。

○志賀委員長 予算に絡めてであれば、大丈夫です。

○鎌田委員 絡むかどうか。これは飛ばしましょう。金額的なところではないので。資料No.19-2に移らせていただきます。

まず、5ページですか。5ページ。条例定数と配置数についての表がありますけれど、この中の条例定数と定員管理目標というところがあるんですが、定員管理目標が、この定数より下回っているんです、数字がね。普通だったら、それと同じになるのかなと思ったりしますけれど。この関係性について、どう捉えればいいのか。条例定数と定員管理目標、これについてお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちらの資料の見方になると思うんですけども、条例定数と、ここにあります定員管理目標の捉え方になるんですが、まず、ざっくりした言い方になるんですけども、この条例定数、こちらは条例で定められている各セクション、この各項目ごとの上限ということで設けられている数字ですので、この範囲の中でそういった定員管理目標ですとか、あるいは、実配置のほうが動くといった数字として捉えていただければと思います。

となると、この今、定員管理目標もあくまでこの範囲の中で定めていくという、そういった関係性でこの資料も作らせていただいております。

以上になります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

いわゆる、上限が条例定数となるわけですね。これについては終わりで、次の資料に移らせていただきます。

次は、実施計画に移らせていただきます。

まず、40ページ。40ページに、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業について書いてありますけれど、今回から、令和8年度より中古物件の補助上限額を拡充し、新築物件以外の住宅取得については市民も対象者とし、空き家発生の抑制を図るといふ、事業内容の簡単な説明があります。

こういったことで、ここで金額的には前年度と比べれば、ちょっとは増えてはいるわけですが、その前年度、令和6年度の金額から減ってはいますし、今後の予定として、事業予定として、ずっと金額が同じというところなんですけど、こういったことも含めれば、ある程度増えるんだろうと想定はされるわけですが、そんな中、この金額で将来的にも、令和10年までこの金額でいこうという、この考えが何かずれているんじゃないのかな、なんて思ったりするんですけど、これどうしてその金額がずっと将来的にも一緒と考えていらっしゃるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今回、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の見直しを行いました。中古物件については、これまで50万円でしたが、100万円の補助金額を拡充するということで、まず、そこを増額の要素としてはあります。

ただ一方、転入者の新築物件の購入に関しましては、これまで50万円だったものを来年度から30万円に減額するというので、そこで予算の増額するものと合わせて、減額するものも含めての2,900万円となっています。その市外の方々の減額の理由でございますけれども、これまでアンケート調査をやった際に、あまりこの金額があるから塩竈市に来ているというものではないということが、改めて数年のアンケートをかけて分かってきたことですので、そういった財源を有効に活用して中古物件を拡充して、空き家対策にもつなげていこうということが今回の趣旨でございます。

そのため、まずは今年度、この金額で組んでおりますが、今の実施計画でもその後2年間同額で予算計上しております。まず、今年度実績を踏まえて、今後の予算計上の在り方についても検討させていただければと思います。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると従来のアンケートを取った結果によって、資金を有効に使うという考えでこうなっているということですね。そういった考えもいいのかと思いますけれど。この施策は、他市町村に比べてかなり優位性があるというか、同じようなことを多分、ある程度他市町村でもやっていると思うんですが、この優位性というか、自信を持って高いレベルにあると考えられるのか。どう考えていらっしゃるのか、その位置づけを、お聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 大体、ほかの市町村も同様の事業をやっているところが多くて、大体見てみると50万円というのが多い傾向と捉えています。ただ、本市の場合、今回、中古物件を100万円に上限拡充するというので、そこはまず、ほかの自治体にはあまりない特徴となるのかなと思っておりますので、そういった意味で人を呼び込めればと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 度々、私は一般質問で言わせてもらっているんですが、やっぱり他市町村にない、飛び抜けた施策を何個か持っていれば、必ず違ってくるなと思うんですけれど、「同じような施策ではな」と考えます。先ほど言って、そういった意味で優位性はあるのかもしれませんが、もっと飛び抜けたものにしていただきたいなと、育てていただきたいというか、将来的にはそういったものに考えていただきたいなと思います。

次のページ。42ページからお聞きをしたいと思います。

私道等整備補助金交付事業費です。これも毎回、一般質問で取上げさせていただいております内容です。

この予算、一般質問でも言っているんですけれど、毎年100万円ではね、と思っているんです。これ実績からだということなんですけれども、やはり、実績から割り出しているんだろうけれど、実績というかもう十分だというこの金額でね。なぜもっと踏み込んで、なぜその応募がないのかというところを、塩竈市内、私道がいっぱいあって、狭隘道路もあって、整備すべきところがいっぱいあるわけなんですけれど、なぜ応募がないのかというところも踏み込んで、この施策をつくっていただきたいなと考えているんですが、その辺についての考えはいかがでしょうか。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 私道等整備補助金につきまして、ご質疑をいただきました。

この制度は、私道を所有している、あるいは、管理している利用者の方々の生活向上のために、ある一定程度規定も受けながら補助金を出す制度でございまして、毎年予算が100万円と上げさせてございますが、件数が多い場合、例えば、昨年度になります、2件の地域から相談がございまして、予算的には100万円を超える金額となりましたが、その際に補正を議会の皆様に認めいただきまして、そのような対応を取らせてもらっております。

また、応募につきましては、昨年度2件、今年度1件、また、今年度に関しましても申請までには至っておりませんが、相談件数もあつたりですとか、徐々に件数も伸びているということもありますので、今後も引き続き、そういったPRも含めまして、地域の方に寄り添った形で相談に乗ってまいりたいと思っております。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

実績が去年は2件ということで、これオーバーすれば、補正すればいいという、それではあまりにも、「ちょつとな」と私は思います。やはり、2件があつたといえども、塩竈市内の私道のあの実態を見れば、もっとあつても私はいいと思うわけですよ、数から言えばね。そんな点でもっと利用しやすい、いろんところを一般質問では言わさせてもらいましたけれど、やっぱり持ち主がいろいろ20人とかいて、権利者がですね、なかなか進まないところがありますし、あとは側溝とかきちんとなないと、市の扱いに、管理としてやっていただけないとか、そういうところもありますし、そういうところを改善しながらやれば、この件数はこんな2件どころではなくて、何十件と出てくる話じゃないかなと私は思うんですよ。ですから、将来的には、そういう方向で、金額を予算上げればいいという話じゃなくて、そういう利用しやすい、そういうシステムというか施策に、事業に変えていっていただきたいなと今、思います。

次に、56ページに移らせていただきます。

ここでは、企業誘致活動推進事業です。これが59万円という予算で、これは「何か桁が違ふんじゃないの」なんて思ったりしたんです。そんな観点でお聞きをしたいんですけど、やっぱり人口を増やすためには、働き口が一番なのかなと思います。企業とかが、優秀な企

業が塩竈市に誘致できて、そこで働き場ができるわけですし、そうすると住む人も増えてくると思います。そんな意味で、この誘致活動ってすごく大事じゃないのかなと捉えているわけですけど。その中で、この59万円というのは、そういう塩竈の今、置かれた状況を考えて足りないのではないのかと思うわけですけど、いかがでしょうか。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 企業誘致活動費について、お答えをいたします。

まず、この費用の内訳ですけども、毎年、年2回開催、県のほうで開催しております企業立地セミナーへの出席に係る経費となっています。

本市においては、現在、積極的に誘致できる用地がない中での参加にはなりますが、トップセールスの場ということも兼ねまして、塩竈市の名前を知らせるとともに、いろんな企業の方々と出会う場になっていると考えておりまして、もし予算が別途、企業誘致条例等がございますので、お使いになる企業がある場合は、補正予算等に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

県の何とかがって、聞き逃したんですけど、それに支出する金額ということですけど。そういっただけではなくて、積極的に何ですか、いろんな団体の、例えば、塩竈の練り製品であれば練り製品の関係とか、何かいろいろ塩竈で誘致したいような企業とか、そういったところに積極的に足を伸ばしたり、そういった団体の何かイベントではないですけど、そういったものにも参加するとかですね。そういった形で積極的に、こちらから飛び出して行ってやるような誘致が私は必要じゃないかなとは思ってますよ。そんな意味では、そんな五十何万円では、もっと増やしていただいて、積極的に塩竈市をアピールするような、そういう誘致活動にしていきたいなと思います。これについて、お考えがあれば、回答をお願いします。もっと積極的にという話ですが。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね、積極的に誘致できるように取り組んでまいりたいと思いますが、まず、土地とか受入れ環境なども検討する必要があるかと思えますし、この企業立地セミナーの場に行った際には、ほかの市町よりも大変積極的に市長が自らPR活

動をされていまして、私たちもちろんそうなんですけれども、今後、例えばですけど、ちょっと違いますけれども、クルーズ船の誘致活動とか、そういったこともできると思っていますので積極的にやってまいりたいと思います。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

これで私の質疑を終わります。

○志賀委員長 以上で鎌田委員の質疑は終了いたしました。

柏 恵美子委員。

○柏委員 質疑をさせていただきます。

資料No.13の160ページから161ページでございます。よろしいでしょうか。

消防団運営事業費3,657万8,000円、消防施設等整備事業473万4,000円とございますが、こちらはどのような事業なのかお伺いいたします。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、お答えいたします。

消防団の事業についてでございますが、消防団の対応力向上事業というのを来年度計画しております。こちらは県を通して国の補助を頂いて実施するものでございます。消防団の技術の向上、地域防災力の向上を図るために、実際に模擬家屋を燃焼させて火災を創出した状態で消火訓練を行うというものでございます。それとあわせて、その活動に伴って団員さんの活動服を購入するという事業を予定しております。こちらのほうで事業費を計上しているものでございます。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

ただいまのご答弁は、消防団災害対応力向上事業についてでございますよね。私がお伺いしたのは、消防団運営事業はどのような事業をされておられるのか。また、消防施設等整備事業はどのような整備事業なのかお伺いさせていただきました。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 消防団の運営事業につきましては、消防団の資機材の整備をする

ものとか、訓練の事業費として計上してございます。内容的には、各分団等の訓練の活動費が主な内容となります。

以上でございます。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

消防の施設等整備事業はいかがでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 消防施設等の整備事業につきましては、各分団の詰所の整備等、あとは資機材等の事業費、整備費となっております。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

いろいろな消防団さんの機材とかがございますが、ホースとか、着る洋服とかございますが、やはり耐用年数とか着る年数があると思いますが、これは毎年1回とか調べておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 消防のホースですとか、そういった資機材については、各分団の訓練をした際に、また、点検した場合に、例えば、穴が開いているとか破損しているとか、そういった情報を私のほうでいただいて、その都度、資機材の更新、購入をして整備をしているところでございます。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

防火衣の耐用年数というか、何年から何年ぐらいなのでしょう。目安でよろしいのですが、教えていただけませんか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちら服になりますので、使用頻度にもかなりよると思います。なので、一般的には三、四年ほどが一般的ではないかなと思います。ただ、もちろん活動が多くなった場合それより早くなるし、活動がなかった場合は、もう少しもつのかなという認

識でおります。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

消防で使うホースとかの耐用年数はどれぐらいでございますでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらも使用頻度にはよるかと思いますが、一般的には5年ほど
とっております。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

先日、南部地区の消防団の方から、防火衣がとても劣化されて、寒いときでジャンパーも
着て、風が吹いていたんですけども、そのジャンパーの中からも火が通りまして穴が開
いたというんです。それで、どうしても消防というものは、やっぱり皆さんの命も大切で
すけれども、自分の命を守らなければいけないということで、服をどうにか燃えない服って
いうのでしょうか、そういうものに交換はできないかというご相談を受けたんですけども、
そのような、何というか、熱さ対策とかの、これから新しく新調していただきたいなと思
うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちら活動服については、更新を予定してまして、来年度の事
業の中で活動服を更新する計画としてございます。その際に、やはり燃えにくい防災のもの
の生地等を使用した活動服に替えていきたいとは考えてございます。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

こちらは塩竈市東西南北、あと浦戸もございまして、全部交換されるということなんでし
ょうか。新しく新調されるということなんでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらは塩竈消防団、浦戸消防団、全団を対象にして更新してい

くと予定しております。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

来年新調されるということで、ありがとうございます。今後も町を守る消防団の皆様に寄り添った運営を、ぜひよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

次に、実施計画の29ページでございます。

高齢者あんしん見守り支援事業でございますが、去年は366万9,000円で、令和8年度の予算が67万円ととても低い数字でございますが、この事業に関しては、前年度と比較して事業費が大幅に減額されておりますが、この事業は事業目的が達成されたという理解でいいのでしょうか。あるいは、ほかに減額した理由があるのであれば伺いたします。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの高齢者あんしん見守り支援事業の減額の理由ということでございますが、高齢者あんしん見守り支援事業には、機器等を設置する場合の補助と、市営住宅などの見守り、サポートセンターでやる見守りの事業もございまして、これが約300万円弱ございまして、今回、こちらの見守り、市営住宅・災害公営住宅の見守りの事業については、民生委員不在地区、75歳高齢者単身世帯の見守りのほうに今回シフトするというので、資料で言いますと、実施計画の33ページの高齢者等見守り活動事業のほうに分かれたという形でございまして、基本的には大きく減額した内容ではないというものでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 減額されたということで、見守りの方が、ご高齢の方がちょっと不安になるのかなと思ひまして質疑させていただきました。とても安心させていただきました。

引き続き、実施計画の33ページの地域福祉支援の事業でございますが、民生委員不在地域の見守り活動も入っており、そして、下のほうには高齢者等見守り活動事業にも民生委員不在地区においての75歳以上の独り暮らしの高齢者を対象とした訪問による見守りでございますが、とても民生委員さんの役割が、荷が重くなるのかなという思いでございますが、こ

ちらはいかがでしょうか。

○志賀委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、民生委員の業務の内容についてお答え申し上げます。

見守り事業におきましては、民生委員さんだけでなく、社会福祉協議会に委託しているサポートセンターであったり、それから、県の社会福祉協議会で行っています、まもり一ぶの方々、それから生活福祉課では生活保護の事業を担当させていただいておりますが、生活保護世帯につきましても職員が、ケースワーカーが定期訪問をさせていただいて、民生委員さんと連携してやらせていただいているという形で我々捉えておりますので、今回、民生委員さん不在地区が出たところで、地域福祉支援設置事業、これを使ってカバーしていくという形で予算を提案させていただいております。

以上です。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

しっかりと高齢者の方の見守りをよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、実施計画の69ページでございます。

69ページの盆踊り継承事業でございますが、こちら300万円という令和8年度から予算がございますが、主にどういった、コミュニティーの維持とか伝統文化の継承が目的とございますが、こちらは塩竈市の方が実行委員になって立ち上げ、盆踊りのイベント等を実施されるのか、お伺いいたします。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 実施計画の盆踊り継承事業について、ご質疑をいただきました。令和8年度で初めての事業となります。こちらにつきましては、ただいま市で実施するのかというご質疑の内容だったかと思いますが、市関係とともに、町内会ですとか、地域団体、それからいろんな文化交流、文化の継承をしているような団体、そういったところの皆様と実行委員会を立ち上げまして、市全体でこの事業を、盆踊りの夏祭りを行うという事業をやるものになっております。

以上になります。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

例えば、盆踊りをされる地域の方に助成をされるということなんですか。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 すみません。説明が足りず申し訳ありませんでした。

こちらの事業の目的といたしましては、今まで町内会等で夏祭りですとか、盆踊りをやっていたものが、役員の方たちの、それから携わる方たちの高齢化によって、なかなか盆踊りできないというお話も聞いております。ですので、市で年に1回程度、1回程度ではなくて1回、市で1回、夏に盆踊りを行いまして、その行う会場に地域の方に参加していただきまして、市全体で盆踊りをやるというものになっております。

以上になります。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

こちらの300万円の予算は、市のほうで実行委員としてされるということなんですよ。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 あくまでも市が実施するというものではなくて、実行委員会を立ち上げます。市だけではなく、町内会ですとか、各種団体の皆様が構成員となります。実行委員会を立ち上げまして、その皆様と一緒に盆踊りをつくるという、盆踊りのイベントを行うというものになりますので、ご理解いただければと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私から補足をさせていただければと思います。

僕らが子供のときには、各ほとんどの町内会で、僕は、港町で、四つか五つ町内会があって、全てで盆踊りやっていたんですよ。今、残念ながら、去年の実績でいっても二十三、四か所程度ということになってございます。そして、この盆踊りというのは、僕らが子供のときのことを思い返すと、夏の本当に風物詩として多くの方が関わり合って、コミュニティーの一つのイベントとしては、大変重要なイベントだったという。ところが、現在では160を超える町内会の中で、盆踊り大会ができているところが二十三、四か所。そうなったときに、その地区に住むお子さんは、自由に、当然参加をできると。もしくは、最近の傾向ですと、プラスアルファで、例えば、野球のチームだと友達を呼んできたり、そういった子たちも参加できると。ただ、大多数の子が盆踊りを知らないまま大人になられたときに、知らな

いの大人になられてから盆踊り大会を開こうといっても、多分、開く町内会はないだろうと思って、その危機感がございます。2時間、3時間ですけれども、準備の段階を入れると一日、二日。町内会の皆様方が、町内会の皆さんと準備をされる。焼きそばを焼いたり、焼き鳥を焼いたり、子供たちと、僕らのときは、「とすけ遊び」ってよく言ってましたけれど、くじ引したり、あの一瞬を、やっぱり今の時代になくしてしまったら間違いなく後悔するだろうなど。これは市議会でもお二方からご質疑をいただいて、鈴木議員、菅原議員からだったと思いますけれども、大変重要な行事になってくると。コミュニティーの維持の場にもなってくる。こういったものをしっかりと次世代につなぐ確率をやっぱり上げておかないと、間違いなく経験したことないものを大人になってから経験できるのかって言ったら、それは無理だろうなどと思っています。その危機感からご指摘も受け、予算化させていただきながら、塩竈市として、まず自分たちがやるんじゃないなくて、実行委員会を立ち上げて、例えば、経験のある町内会の役員の皆様方に入っていたり、各種団体の皆様方にもご協力いただいたり、いろんなふだんやっている方々のアドバイスもいただきながら、それをどの場所でするかは、そういった皆様方のアドバイスをいただきながら、されるべきだろうなど。市が主体というよりは、やられている皆様方のご指導をいただきながら、市は縁の下の力持ちになって、何とかその文化を次世代に継承するための、促す事業の一環として、ぜひ取り組みたいというのが趣旨ということになります。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 市長からのすばらしいご答弁ありがとうございました。

これからの盆踊りがとても楽しみになるなという答弁で聞かせていただきましたけれども、若い世代がとても参加しにくい環境もあるのかなと思いますので、ぜひともSNSを活用して後方支援を整えて、その盆踊りの、広報をして、盆踊りを宣伝していただきたいなということもございますし、あと、教育関係のところでは、小中学校の体育の授業や音楽の時間に保存会のメンバーさんを講師として派遣して、地域学習の一環として定着させるのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大切な視点だと思います。よしこの塩竈の踊りだけじゃなくて、ハットセ踊りとか、盆踊りで僕らのときは、よしこの塩竈はありませんから、そういった音楽が、ずうっと夕方から流れて、踊れ、踊れって言われて、近所のおばちゃんたちと一緒に踊らせていただ

いた記憶がございます。その踊りすら今、踊れる方々というのはもう限られていますね。婦人会の皆様をはじめ、年代の経験のある皆様方にも、子供たちに、やっぱりそういった踊りを教えていただくということも非常に重要な視点だと思ってございまして、そこがまた一つのコミュニケーションの場にもなると考えてございます。ですから、よしこの踊りだけではなくて、ハットセも含むほかの盆踊りの音楽とか踊りとかも、地域のコミュニティーの一環として踊られる皆様方に、次世代の方々、その次の世代の方々にも教えていただいて、何とか文化の継承はつなげていきたいということでございますので、ぜひ多くの方々に実行委員に参加していただいて、みんなでつくり上げる盆踊り大会に、一瞬だと思えます、一日か二日はちょっとまだはっきりしていませんけれども、そういった夏休みの一つの大きな思い出につながるようなイベントになればと考えてございますので、ぜひ市議会の皆様方にも一つのテナントというか、何かイベントやっていただくのも、地域の方とのコミュニケーションは広がる一つのきっかけになるかなと思っておりますので、ぜひご指導いただきたいと思っております。

○志賀委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

お話を伺っていると、何かとてもわくわくするような行事かなと思っておりますので、ぜひ私もイベントに参加させていただき、地域を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○志賀委員長 以上で柏委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

佐藤公男委員。

○佐藤委員 それでは、せっかくですので私も盆踊りから始めさせていただきます。

一番最後だったんですが、柏委員に続き、盆踊りから入らせていただきます。

資料No.17の65ページをお開きください。多少質疑はかぶるかもしれませんが、お許しください。

この事業内容を見ますと、2番の事業内容を見ますと（1）大体塩竈のなじみのことが書いてあります。2番屋台、3番縁日等々なんですけれども、柏委員も質疑されていましたが、この4の今後の予定の実行委員の設置。これはまず設置ですから、市の当局がかなり絡んでいくと思うんですけれども、人選については、いま一度よろしいですか。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 盆踊り継承事業について、ご質疑をいただきました。ありがとうございます。

メンバーの構成につきましては、盆踊りを行います会場の周辺の町内会長様ですとか、それから、東西南北の町内会連絡協議会の会長様などを予定しています。盆踊りですとか夏祭り、そういった経験を町内会の皆様たくさんしているかと思しますので、そういった方たちのアドバイスをいただきたいと考えています。

あとは、PTAの関係者ですとか、子供会育成連合会の皆様、それから文化継承関係団体として婦人会の方たち、そういった方たち、それから出店とか屋台なども考えておりますので、そういったところの関係で塩釜商工会議所さんの協力も得ながら行いたいと考えていますので、そういった団体の皆様にメンバーとなって、実行委員会を立ち上げたいと考えております。

以上になります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

別に否定するわけじゃないですよ、今の皆さん、町内会長はじめ、いろんな業界団体の方々、この方々が中心になって300万円をいろんな形で使っていくと思うんですけれども、私あまり変わらないと思うんですよ、正直。西部の町内会長もいらっしゃいますけれどもね。おじさん方、おばさん方、青年団体とかだけじゃなくて、私ちょっとどういうあれがあるのかなと思って、いろいろユーチューブで探ってみたんですけれども、お昼時間にでも時間あったらご覧いただきたいんですけど、神奈川の逗子市のある自治会、1,300戸ぐらいあるマンションの自治会なんですけれども、中学校、高校、あと20代の皆さんが半数ぐらい占めてい

る自治会があるんですよ。そこで中学校の皆さんが盆踊り、浴衣も着ていたんですけど、盆踊りではないんですけど、サマーフェスティバルだとか、音楽フェスティバルだとか、そういうのもその子供たちが中心になって、周りのそういう町内会長だとかサポートをしているんですよ。子供たちが主体となって組み立てていく。さっき市長からもご答弁をいただきましたけれど、将来のためにおっしゃるんですけども、私は子供たちを囲ってその中で遊ばせるのではなくて、子供たちにも自主性を持たせて、これから組み立てていくといひますか、やらせていくというほうが、私はすごく重要な感じがするんですけども。昔と違って、昔は大人に連れられて子供が来ました。今どちらかというと、逆ですよ。子供たちの行きたい場所に大人たちが一緒に行く、あるいは、こういう盆踊り、例えば、中学生が中心となって企画すれば同級生も来るのではないですかね。おじいちゃん、おばあちゃんをないがしろにするわけではないですよ。そういった取組のほうが私は重要じゃないか。今回、試験的にされるようなんですけども、失敗したら失敗したで来年の糧として生かせばいいんではないですか。私は、初年度であれば思い切ったことをすべきだと思いますが、市長いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 盆踊りは歴史もあって、それぞれの地域で民謡があるように、盆踊りの踊り方もいろいろアレンジしたりということはあろうかと思ひます。ただ、基本を分からないのに、僕がやっぱり最初お二方からもご質疑をいただいて感じたのは、やはり基本的な踊りをまず知った上でアレンジしていくという、そのほうが大切なんじゃないのかなというところは感じてございます。その上で、じゃあ初めから子供たちにやらせてみますという発想もありかもしれませんが、まずは基本的なところを、これが世代間の交流につながっていくだろうという発想を考えたときに、若い子供たちが思い切ってできるようになるまでには、ある程度基本となるべきものをしっかりとお伝えをさせていただきながら知っていただいた上で、そういうアレンジを組み込んでいく形も必要なんだろうと。予算的にはあれかもしれませんが、私からすると、これを単発で終わらせるつもりはなくて、間違いなく盆踊りやれる町内会というのは減っていくことは、何となく、地域の盆踊りにお邪魔しても感じるころでもございますから、それをどういふ形で食い止めるというよりも、しっかりと文化を継承した上で、その時代時代に合わせた形のアレンジも取り入れていくという段階を踏んだ上でのイベントの在り方というものも必要かと思ひますので、その辺を大切に考えながら皆様方のご協力を

いただいて、よりいいものに発展していけるような下地づくりということで、ご理解いただければありがたいかなと思います。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 すみません、言葉足らずでした。盆踊りは盆踊りでやられるのは分かるんです。それとは別に、例えば、今の子供たちってダンスとかいろいろされますよね。そういうのも組み入れた形でやられてはどうか。その真ん中に中学生がいてはどうかという、お話でした。言葉足らずですみません。

それでもう1点、揚げ足を取るわけじゃないんですけど、この盆踊り継承事業についての概要の言葉なんですけれど、一番下段に「市として盆踊りの開催を支援し、地域コミュニティの維持・伝統文化の継承を図る」とあります。これ盆踊りの本来の意義を分かっているならば、こういう順番にはならないと思うんですね。盆踊りの意義というのは何なのでしょうかね。一番の意義というのは何なのでしょうかね。どなたでもいいんですが、お答えいただければ。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 盆踊り、本来であれば、お盆という言葉が使われているので、先祖の供養をするために皆さんで集まって、踊って、先祖を供養する、それから皆さんとともに交流しましょうという会だと思っております。ただ、そこに付随して町内会、地域の方たちが集まって、なかなか会えない中でも年に1回そうやって顔を合わせることで地域の絆ができる、そういった会だと思っております。

以上になります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私も先祖からそう教えられました。AIの回答もそうでございます。であれば、このコミュニティの前に伝統文化の継承が来るべきではないですか。これを広く広報で使う文章であれば、そのように訂正していただきたい。そのようにお願い申し上げます。おかしいでしょうかね。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大事なご視点だと思います。どういうイベントをやるか、当然、公金を使わせていただくわけですから、その趣旨についてもしっかりと説明責任を果たしながら、それを理

解していただくことで、より多くの方々に参加をしていただいて、その趣旨に合うようなイベントをしっかりと行う、これはもう当たり前のことだと思いますので、その辺は必要に応じて訂正をさせていただいて、皆さんに分かりやすいような表現力でご参加を募っていきたくいと反省をしながら見直しを含めて検討させていただきます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よろしくお願いたします。

続きまして、実施計画の74ページをお開きください。

浦戸地区買い物支援事業についてです。ありがとうございます。

一昨年予算特別委員会でもお尋ねしたんですけれども、浦戸地区と西部地区の買物支援についてお聞きしたんですけれども、そのときは浦戸地区は、たしか菊池浦戸振興課長の答弁では、「移動スーパーさんと交渉したけれども実にならなかった」という回答だったと思うんですけれども、これ去年の11月ですか、私、西部地区の清水沢なんですけれども、移動スーパーの方がいらっしやいまして、家を訪ねてきて、来年2月ぐらいからこちらのエリアを回らせていただくということで非常に感謝申し上げたんですけれども、ちょっとこの件について伺いたいんですけれども、その西部地区について、移動スーパーさんに市から何か打診されたということはあるんでしょうか。移動スーパーさんが単独にここはマーケットになると判断しての進出だったんでしょうか。お尋ねします。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 すみません、一昨年前ですか、移動スーパーのほうに我々としては浦戸に関して行けるかどうかという相談はしたんですけれども、そのときにはまず無理だったというお話でした。今回の西部地区に関しては、多分、我々関知しないところの話になるのかと思っております。

以上になります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

その翌年、本年度、去年の4月ぐらいからですか、仮設店舗を島のほうに設けた、ブルーセンターと桂島だったですか、設けたということだったんですが、現況の販売状況、あと浦戸の方々のお声、または事業者のお声などあれば教えてください。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今、コンビニさんのご協力をいただいて、ブルーセンターと桂島のステイ・ステーションのほうに置き売りという形での店舗を設置しております。売上のことなんですけれども、4月から12月までの中では大体80万円ぐらいの売上げということで、1か月当たり9万円ぐらいの売上げということになっております。ただ、事業所のほうは無人店舗ですので、市営汽船で物品を運ぶ、品物を運ぶ部分についてがいろいろお金がかかる場所なんですけれども、それを今、補助しているという状況でございます。

また、利用状況というか、桂島については、災害公営住宅の近くにありますので、あの辺の人たちには結構利用されているのかなとは思っております。

また、事業所についても特段苦情等はないので、引き続きいろんな工夫をしながら続けていけばいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私、知人にも伺ったんですけれども、島の方なんですけれども、この方お二人は使ってないんですね、利用していないんです。まだ足腰が丈夫なので、週に2回本土に来て買物をされているということです。ただ、この方々も言われるんですけれども、数年たてば足腰が立たなくなるんじゃないか、そういうときにはもう利用価値が上がるんじゃないかということでした。ただ、ちょっと商品のアイテムですね、こういった部分に少し足りない部分があるかと思っておりますので、この辺も改めて二段構えで考える必要があるのではないかと思います。

この令和8年度の予算54万1,000円については、先ほどご答弁いただきましたが、運搬費ということでよろしいんですね。ただ、私、事業者サイドに立ってみますと、月9万円ベースですと1年で108万円ですか。108万円でこういった小売りの場合、粗利っていうのは大体25%前後ですから、30万円行かないぐらいですよ。月2万5,000円ぐらいですよ。2万5,000円のために、週1回例えば、品物を島に運ぶ、運送コストは出していただいたにしても、ほとんど社会貢献に近い事業ではないかと思うんです。この辺について、どうでしょうか。どのようにお考えでしょう。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回お声がけした事業者さん、やっぱりその辺のところの、「離島だし」というところで社会貢献的なところがあるのかなというのはお話しして感じております。なので、そういった意味でもこの事業、今、国の補助を頂いていますが、来

年3年目になりますので、その中で続けられるかどうか事業者と一緒に協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よろしくお願ひ申し上げます。

もう1点、先ほどの補足なんですけれども、生鮮品が置いてないんですよ。例えば、これ私案なんですけれども、地域おこし協力隊の話、せんだって出ましたけれど、別に酷使うわけではないんですけれども、その生鮮品、地域おこし協力隊の方が塩釜水産物仲卸市場で働いていらっしゃる、例えば、市で小さな小型の中古の船でもいいと思うんですよ。冷蔵庫、冷凍庫の積めるような小型の船を購入して、例えば、地域おこし協力隊の方が仲卸市場の魚であるとか、あと仲卸市場で野菜とか果物とかいろいろ売ってますよね、そういったものを週1ぐらいで島のほうに運んでいただくとか、そういった方策も二段階目としてありではないかなと個人的には考えるんですけれども、そういったことも将来的にお考えいただければと思います。

これについては以上です。引き続き浦戸です。

資料No.17の68ページです。

浦戸地区遊休施設等利活用事業について伺います。

2階にこういったところがあるとは分からなかったんですけれども、こちらを観光客等向けの宿泊滞在・交流スペースとしてリニューアルしますとあります。この平面図なんですけど、今回リニューアルですから、ほとんど構造は変えずにリニューアルするという事なんじゃないかな。どうですか。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 基本的の間取り等は変わらずに、例えば、バス・トイレについては設備などきれいに替えるんですけれども、基本はこの間取りでいきたいと思っております。

以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この間取りであれば、お風呂、台所、洗面所、トイレは1か所ずつですので、基本的に一日1家族というか、1グループというか、2つの団体が2つ同時に入ることではないですよ、1つのグループですよ、1日、受け入れるのは。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 基本的には、シェアハウスのイメージも考えていたので、一日の2グループもありかなとは考えておりましたが、以上になります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ちょっとまあ、どうなんでしょうかね。お風呂だとか1か所ですよ。そんな広くもないお風呂ですよ。それは厳しいのではないかなと思います。

あと、こちらの食事とか寝具だとか清掃だとかは、その辺の管理運営というのはどこでされるんでしょうか。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 来年度については、まず整備を行い、市の直営の中でお試し移住とかのそういう事業を行っていきたいとは思っておりました。ただ、次年度、来年度、再来年度以降につきましては、例えば、今、地域おこし協力隊の方いらっしゃいますが卒隊後のなりわいというか、管理とかも含めたそういった部分で手伝っていただければとも想定しておりますので、そういった使い方ができればとは思っております。

以上になります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.17の87ページをお願いします。

学校給食実施方式検討支援業務委託についてです。

まず、この2の現状の写真を見て、かなり私もびっくりしたんですが、こんなに老朽化しているものかと思うんですけども、上段にあるように、条文にあるように、HACCPの基準を満たすことが難しい、そのとおりでありますよね。ただ、お尋ねしたいんですけども、この写真3点ありますけれども、排水設備のところはコンクリートにひびが入っていますね。あと、排水溝の溝蓋、鉄格子の溝蓋とかもさびがありますね。あと、換気扇も同じような状況で、ネットのようなものも張られていない、不衛生なようにも思うんですけども、これ自体は保健所はオーケーなんですか。

○志賀委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 現状の給食施設についてのご質疑でございます

た。

こちら保健所の指導は受けておりまして、HACCPの考え方に準じた対応ということで、給食施設全て運用している状況でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。

私の関連するところでは、結構保健所から厳しく言われているところもあったものですかね。これ以上はよかったものですから、なぜこれで通ったのかなと。ちょっと不思議に思いましとお尋ねいたしました。

それで、3番目の事業内容についてなんですけれども、中段から読みますと最適事業手法の検討を行うため、支援事業の委託を行いますとあります。主な業務の内容は、何々整理、何々検討、何々算出、何々作成とあります。この実施方式には、自校方式ですとか、センター方式、食堂方式、デリバリー方式などありますが、それを決める事業費なのか。あるいは、今、申し上げた4つの方式のたたき台を作成するまでの事業費なのか、お尋ねします。

○志賀委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 事業内容につきまして、ご質疑のありました最適事業手法の検討というところでは、これまでも私ども独自にデリバリー方式、自校方式も比較をしながら、そういったチルド方式等を検討したところでございます。それらも含めて、塩竈市に一体どういった方式がいいのか、そういったところを決めていくための事業ということになります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 手前の手前の手前っていう感じですね。分かりました。慎重にご対応いただきますようお願いいたします。

最後の質疑になります。実施計画の41ページをお開きください。

婚活支援事業であります。本年度、令和7年度の予算は77万円でしたが、回数的に何回開催されたのか教えてください。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 令和7年度でございますが、市で主催したのが1回で、あと日本財団のプロジェクトとして共催したのが1回ということで、合計2回のイベントを実施しております。

以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、2月28日、一昨日に行われたのがその1回になるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

このチラシ、塩むすびというのを私も拝見していたんですが、なかなか今回好評でして、周りの方からもいろいろ聞かれました。私は正直、去年あたりまでは、こういった人の、何ていうんでしょうか、結び事っていいですか、お見合い事といいですか、そういったことを行政はやるべきではないと思っていたんです。ただ、今回マリゲート塩釜でしたので、会場が、はたから見させていただきました。考えが180度変わりました。大いにやっていくべきなんだと、これから。本当にそのように思っております。2月28日、一昨日の人数ですね、これ募集が30名とあるんですけども、実際応募は何名だったんでしょうか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 実際、応募は30名、男性15名、女性15名でございます。実際、応募があったのが、男性が14名、女性がもう20名を超える応募があったところではございましたので、抽せんということで参加者を決めさせていただきました。

以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 参考までに、カップルが成立したのは何組だったんでしょうか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 6組でございました。

以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 かなり確率が高かったんですね、今回はね。ありがとうございます。

私も拝見させていただいたんですが、そのカップリングだけじゃなくて、終わった後、同性の方同士ですとか、異性の方もそうですけれども、アドレス交換をされたりして、そのままお友達としてお付き合いが続くのかなとか、塩竈に対していいイメージを持って帰られたんじゃないかなとも思うんです。このカップリングのほかにも、いい効果があったと私は感じておりました。

それで、この令和8年度の112万8,000円ですか、これについては、何回ぐらい実施される

予定なんですか。また、こちらは企画イベント会社が入っていると思うんですけども、そちらに対して市の意向は働くんですか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 来年度予算では、イベントの実施として2回分計上しております。市の意向でございますが、今年度、公募型プロポーザル方式で募集を行いまして、その実施要領の中にこういった地域資源を必ず盛り込むことといったような要領にしておりますので、市の意向がある程度反映された形となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 2回ですね。お願いがありまして、ご提案といたしますか。私の周りでも、やっぱり五十、六十代のお一人の方が結構多いんですよ。数人じゃなくて、どちらも数十人ぐらいいらっしゃるわけです。例えば、62歳の女性だとか、53歳の女性だとか、今年中に嫁に行くと張り切っている方々もいらっしゃるわけです。そういう方々のために、シニア枠などを設けてはいかがかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 先日実施したイベントにつきましては、20代から40代までの方ということで、ある程度若い世代に絞った形でこれまでやってきたところでございます。ただ、ご指摘のとおり、そういった方々からのお声もあるということは伺っておりますので、来年度の中でニーズも改めて把握しながら、そういったシニア向けのものができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 こういう方々も数年、十数年たてば高齢者の独り暮らしになる可能性もありますので、こういった部分の解消にもなりますので、抑制にもなりますので、ひとつご検討のほどをお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○志賀委員長 以上で佐藤委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私からも予算について質疑をさせていただきます。柏副委員長には、お手柔らかなによりしくお願いいたします。

それで最初に、本予算について何点か提起といいますか、質疑をしたいと思います。

資料No.13の71ページのところになります。

それで、ここに個人番号の8つの予算が6,404万2,000円かな、載っております。そこで、それぞれの個人番号の交付事務ということで6,400万円ですが、全体としてはどのぐらいの発行になっているのか。これまでの経過だけ確認させてください。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 すみません。お待たせしております。

塩竈市の保有率ですけれど、令和8年1月時点で、人口に対する保有枚数率が80.2%となっております。保有枚数につきましては、41万501枚となっております。

以上です。（「もう1回」の声あり）大変失礼しました。4万1,501枚です。失礼いたしました。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

80.2%ですね。4万1,501枚という、こういうことでの発行の枚数、保有枚数ということですよ。

これは私たちとしては、一人一人の個人の情報の管理ということで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真、電子証明、住民のコードということで管理をしているようですが、それでよろしいのかどうか確認だけさせてください。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 カードにおきましては、カードに記載されておりますのは、

氏名、住所、それから生年月日、有効期間などが入っております。そして、そのカードの中にはＩＣチップが搭載されていますけれど、その中に税の情報ですとか、個人の情報というものは記録はされていないカードの状態になっております。

以上になります。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

個人の情報については、チップについてはまだ中身が入っていないという。そうすると今後、例えば、そのチップの取扱い等というのは国から何らかの指示か何かは来ているんですかね。今後の取扱い。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 新たに何かカードに機能をつけるとか、追加するとか、変更するという国からの話は今のところ来ておりません。

以上になります。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

現時点では、そこまでということのようですね。いずれにしる全体としては、氏名、住所、生年月日、性別、これは入っている、管理はしていますということになるわけですね。私たちとしては、常々そのマイナンバーカードについては情報漏えいの危険性もありますということで反対してきたいきさつもありますので、その点についてはその範囲で確認をしておきたいと思います。

次に、資料No.13の69ページのところを開いていただければと思います。

それで下のほうの下段の下から読み上げたほうが早いかなと思いますが、3段目です。宮城県地方税滞納整理機構市町村負担金11万1,000円と、こういうことですが、これは滞納整理機構について市町村で分担金を支払いますよという、こういうことのように、取扱いとしてはどのような形になっているのか。まず、これはいつから始まったのか、その辺の経過だけ確認させてください。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 宮城県地方税滞納整理機構の経緯について、ご説明させていただきます。

まず、この宮城県地方税滞納整理機構でございますけれども、宮城県内の市町村が自立的な徴収体制を構築するために、宮城県と市町村が共同で短期的かつ集中的に個人住民税、あと国民健康保険税などがございますけれども、滞納整理を実施してその過程で、当市も含めました職員の徴税技術の向上も図るということで実施をしているというところでございます。

ご指摘の核心部分の年度いつからかということでございますけれども、平成21年度から現在までこの組織は続いているところでございます。

なお、本市につきましては、おとし、さきおとしと2か年間派遣をしておりませんでしたけれども、令和6年度から派遣を実施しているところでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこでお聞きしたいのは、宮城県地方税滞納整理機構というのは地方税法に基づくものの、言わば機構なのか、あるいは任意なのか、その辺の確認だけさせてください。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 こちらの地方税に基づくかどうかということでございますけれども、こちらの部分については、なお確認をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 では、後ほど確認してお答えいただければありがたいです。

それで、県内の36市町村あるわけですが、今現在、どのぐらいの加入率なのか、機構に対してです。その辺だけ経過をお知らせください。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 現時点、平成7年度におきましては、宮城県内26市町村が加入しているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで、11万何がしの分担金ということですが、我が市においては職員を派遣しているかと思いますが、その辺の関係で経過だけ教えてください。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 こちらの宮城県地方税滞納整理機構につきましては、宮城県と市町村で構成されておりますが、必ずしも職員を派遣しなければ加入できないという性質のものではございません。したがって、本市は基本的には創設当初から参加はしておりますけれども、諸事情あったと思っておりますが、2か年間派遣しない期間がございましたが、この期間も滞納整理機構には参加しているという状況でございます。平成21年度から継続して派遣しているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

令和6年度の決算を拝見させていただいたわけですが、参加していない自治体、11自治体があるんですね、見ますとね。仙台市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、白石市、角田市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町と、こういうことでの、途中から抜けているようです。改めて今回の滞納、私も1回経験して大変だなという思いをしたんですけど、税の滞納した方の関係でご相談をして、1回県に行ったかな、県に行っているいろいろその滞納をどうするかと、市税の滞納についてどうするかという相談は一応1回だけはしたんですけど、非常にきつかったなという思いをしております。改めて地方税法に基づく税の徴収というところが基本ではないかなと思っておりますが、その辺のくんだりで加入しているという経過をずっと、平成21年からたどっているようで、私たちとしてはこれは賛同できない案件なのかなということで、一言申し上げておきたいと思っております。

次に、実施計画に基づいて質疑を行いたいと思っております。それで皆さんのお手元に行っている実施計画ですね。1つはこっちのほうが予算上の関係でいうと非常に分かりやすく整理はされておりますので、令和8年度の関係で18ページのところをお開きください。

ここに上のほうに、1、2、事業名ですね。第1章「子どもたちの笑い声があふれるまち」ということで、いろいろなことが環境づくり、穏やかに育てる環境づくりと、こういうテーマになっているようです。それで、小学校特別支援教育支援員設置事業、これが令和8年度予算3,712万円ですか。そしてあとは、中学校特別支援教育支援員設置事業ということで、ここで触れられております。特別支援の教育の充実を図るため、浦戸を除いて多様な知識・経験を有する社会人を特別支援教育支援員として配置してと、こういうことで児童生徒

の生活介助を行うという。あるいは、指導補助を行うということで書かれておりますが、例えば、小学校は今どのぐらいの方々が配置されているのか。あるいは、その中学校の方々に何名なのかそこから確認したいと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 特別支援教育支援についてのご質疑でございました。

現在ですが、小学校につきましては2名または3名で、合計で14名配置しております。中学校につきましては、各校2名の計8名、小中学校合わせますと現在、22名の配置となっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで中身を教えていただきたいのね。つまり、その支援員の方々の採用というのは、何をもち基準で採用しているのか。その辺の採用の仕方からお尋ねしたいと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 採用につきましては、まず面接を行っております。その中で、これまでの経験であるとか、子供たち、教育に対する思い等を十分踏まえた上で総合的に判断しているところでございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 何らかの資格が必要なんですか。例えば、教員免許を持っているだとか、過去においてこういったその教育に携わった方々が、その経験値を生かして、知見を生かして、こういった支援員になるということも含めての採用なんですか。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 採用に当たりましては、これまでの経験についても当然聞いておりますが、特に教員免許の保持等の条件はございません。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうしますと、実際に14人の、小学校では14人の方々が、あるいは中学校では8名の方々と、そうしますと一般採用の方々、社会人の方々が支援員としての、言わばスキルをどのようにつけていくのか。子供さん相手ですから、児童生徒相手ですから、やっぱりその辺のスキルの持ち方についてどのように教育委員会としては対応しているのか、その辺を教えてください。

ださい。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 日常的には校内において、教頭先生であったり、あるいは、教育支援コーディネーターの先生を中心に、いろんな情報交換をしながら進めてもらっていますが、教育委員会といたしましては、長期休みを利用して、年間3回の研修会を行っています。その中で、ソーシャルスキルの関係であったりとか、対応の仕方、支援の在り方について、スクールソーシャルワーカーであるとか、カウンセラーさんとかも講師に招きながらいろいろと研修会を開いているところでございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、これまでのこの3か年の事業を通じて、第6次長期総合計画の事業の一つとして、令和6年、令和7年、令和8年とそれぞれ予算も講じられておりますが、全体としては、事業として効果が出てきた、あるいは児童生徒に対するそういったところでの効果面について教えていただければと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 数値的にお答えするのは難しいところはあるんですが、なかなか集団になじめない、母集団になかなか入れない生徒が集団の中に入れたりとか、あるいは、どうしても全体の学習についていけない生徒のサポートというところで、学校側からは大変効果があるというところで報告を受けているところです。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 例えば、集団になじめないということになると、小学校で言うと体育の授業も入るのかな、そういうものも含めて、あるいは中学校だとどういふのがあつのかな。そういう集団的な授業、そういったものというのは、例えば、どういふ内容が主に児童生徒が集団として参加していくのですかね、どういふものが挙げられますか。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 小学校ですと、特に入学した1年生、どうしても教室の席にずっと着いていられなくて離席をしてしまう生徒であったりとか、まずそういう対応。場合によっては、教師の指示が十分伝わらずに抜け出しとか、まずそういう対応というのが考えられます。あとは、落ち着いた学習環境というところで、しっかり学習に向かうそうい

うところのサポートとなっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 中学校はいかがですか。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 失礼いたしました。中学校も現在、通級指導等が中学校においても今、入ってきております。そうすると、どうしても全体の学習の場で教師の説明であるとか、子供たち同士のいろんな議論に、なかなか参加が難しい生徒もおりますので、そういう場合に近くで寄り添いながらサポートする、そういう対応が見られております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それであと、小学校、先ほど研修会を3回しておるようです。これは小中学校両方だと思うんですが、そうしますと、令和6年度、令和7年度、令和8年度、それぞれ授業をやってきて、今後、課題にすべき教訓や課題について何か浮き彫りになったことありますか。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 研修会に参加しますと、やはり学びの機会もう少し欲しいんだという、そういう支援員さんからお話を伺ったりもします。そこで今年度は、本市のほうで尚綱学院大学と連携を結んでおりますので、そちらの研修会、オンラインとなりますが、そちらを支援員さんに紹介して研修を受けてもらったりとか、そういうことも試みているところでございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

実りあるこういった取組をぜひ進めていただいて、子供さんたちへの目配りというか、気配りといいますか、様々な意味で対応していただければ、なお幸いかなと思いますので、その辺の確認をさせていただきます。

次に、実施計画の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。

22ページのところに、何点か学校の施設に関わっての関係で確認をさせていただきたいと思うんですが、一つは、小学校急傾斜地対策事業というのがここに書かれておって、令和6年度、令和7年度に実施した小中学校の急傾斜地調査業務の結果云々ということで、優先順位、予防対策が必要とされるということで1,469万円なりの予算が令和8年度で計上されて

おります。そうしますと、市内にある小中学校のこういった急傾斜地というのは、どのぐらいの箇所があるのか、そこら辺を確認したいと思います。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 市内小中学校の急傾斜地の箇所についてでございます。まず、第一小学校が1斜面あります。続いて、第三小学校も1斜面、第二中学校は4斜面、そして玉川中学校が1斜面ありますので、合計7斜面ございます。

○伊勢委員 聞き逃したので、第三小学校の次からお願いします。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 失礼いたしました。第三小学校の次から申し上げます。第二中学校が4斜面、玉川中学校が1斜面となっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、急傾斜地対策事業ということで調査を行って、4校の急傾斜地のそういったところがありますよということで、早急な対策が必要だと思いますが、令和8年度の関係で1,469万円ということで、これはどこの学校、今年度、令和8年度の関係でいうと実施されるのか、その辺を確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 令和8年度につきましては、優先順位が一番高い第一小学校を実施する予定としております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 急傾斜地ということは学校、第一小学校ですね、一小の正面があります。体育館があります。こっちのほうに校舎があります。そうすると、その急傾斜地というのは、どこを指して今後の対応の地域なのか。その辺を確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第一小学校につきましては、学校敷地の北側の斜面となっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 北側というのは、要するにプールがあって、後ろ側、男子校、塩釜高校か、ではなくてどこでしたっけ。もうちょっと具体的に。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 恐れ入ります。議案資料に写真を掲載した資料をご用意させていただきました。資料No.17の88ページをご覧くださいと思います。こちらに学校施設の整備等についてということで資料をお出しさせていただいており、写真を掲載してございます。その写真の中の学校北側ですね、委員がただいまおっしゃられた部分のところを青枠で記載してございます。そちらが該当箇所となります。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、杉村惇美術館の横のところの傾斜地と。そうすると、塩竈石を使ったところなのかな。違いましたかね。私も不正確だけれど。やっぱり斜面が大分、隣が民地かな、民地になっている関係で、その辺の関係での整理が必要なのかなと思うんだけど、その辺だけでも1回整理させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ただいま行おうとしている場所は、土砂災害特別警戒区域ですとか、土砂災害警戒区域ということで、やはり民地のほうに影響が懸念されている場所ということになっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると今回の対象校は第一小学校ですよということですが、業務内容として北側傾斜地の調査測量、設計業務と、令和8年度はそういうことですよ。予算上の関係でいうと。今後、県が指定した急傾斜地を対象にして安全対策を施すというか、そこら辺の考えになると思うんですが、調査設計ですから、全体として大体基礎になるところの調査を行う、するとそれは今後どのような形で進めようとしていくのか、その方向づけだけ確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員がただいまおっしゃったとおり、令和8年度につきましては、調査設計、そしてそれに基づきまして令和9年度に工事を行うという予定でございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

令和9年度ということは令和8年、新年度は調査設計で令和9年度、そうすると急傾斜地対策というと国庫補助も入っての県の補助も入って事業を組立てていくという。基礎調査が含まれてということに相なるんですかね。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 急傾斜地、こちらの対策事業につきましては、地方債を充てる予定としております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 地方債だけで大丈夫なんでしょうか。もちろん一般財源も入るでしょうけれども、一定の多額の経費がかかるのかなと思われるんですが、その辺の予算上の対応はどのように捉えていけばいいのか、確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 こちら例えば、小学校ですと小学校債ということで、小学校急傾斜地対策事業というものがございます。そちらを地方債として充て、あと少し一般財源を充てるという予定としてございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

小学校債ね。そうすると、地方交付税である程度返ってくるという処置になるのか確認させてください。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 起債を活用した際の交付税ということで、今回、この小学校急傾斜地対策事業、先ほど予算区分としては小学校の起債ということではあったんですけども、内容的には緊急自然災害防止対策事業債ということで、こちら交付税措置大変手厚い起債となっております。具体には、その対象事業費に対して100%充当ができて、交付税措置のほうは7割ほど見られるということで、そういった起債を活用させていただきながら行う事業となっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

国のそういった地方交付税が100%起債で充当されて、7割ね、地方交付税で返ってくるということですので、先ほど述べた第一小学校、第三小学校、第二中学校かな、玉川中学校

等々についてもぜひ実施していただいて、緊急性の高いところ、急傾斜地というところでもありますので、ぜひ事業としてはしっかり執行していただければと思いますので、その辺は確認をさせていただきたいと思います。

次に、小中学校のトイレの改修について触れさせていただきたいと思います。

今、示された88ページのところです。小中学校トイレ改修事業ということで、概要として、ここに避難所機能強化のため洋式化率の低い第三小学校、玉川中学校から年次的に整備をしていきますということで、ここにはいろんな数字が述べられております。

今回、令和8年度の新年度に向けての関係でいうと、第三小学校と玉川中学校ということで、それでよろしいのかどうか確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員がおっしゃったとおり、年次的に整備をしてまいります、令和8年度につきましては第三小学校と玉川中学校を整備していく予定です。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで実施計画、22ページのところに事業費および財源内訳が載っておって、トイレ改修事業ということで小学校ですね、これが第三小学校ということです。係る事業費については、1,500万円ほどですかね、あとはそのほかの事業ということでずっと紹介をされております。

それから、中学校のトイレ改修事業については、令和8年度1,800万円ということで、事業が枠組みが示されております。

それで全体としては、防災の関係なんでしょうね。避難所機能ということで、洋式化ということで、できるだけそういったことに対応できるようなトイレ改修ですよということのようですが、そうしますと、第三小学校は実際に和式がどのくらいあって、洋式はどのくらいの今、到達なのか、その辺確認させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第三小学校につきましては、校舎、体育館含めて現在、洋式化率が64%となっております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 64%ということは、まだ和式の形が残っているということですよ。あとこれを

できるだけ速やかに令和8年度で洋式化しましょうという話ですよ。そうすると、全体としてはトイレの設置、第三小学校にはトイレというのはどのぐらいあるんですか、私も細かいこと分からないから質問させてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第三小学校につきましては、トイレの数は、校舎、体育館含めて59基ございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、64%ということは40基ぐらいですかね。洋式化されて残りが20基ぐらいのかな、概算でいうとそういう感じになりますよね。

玉川中学校についても、確認をさせてください。玉川中学校についても同じように避難所機能と、こういうことでのお話ですが、同様に玉川中学校における和式、洋式の数、割合だけ、あと数教えてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 玉川中学校におきましては、現在、洋式化率は校舎、体育館合わせて55%となっております。トイレの数ですけれども、校舎、体育館合わせて合計で47基ございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

これは速やかな対応が求められる案件かなと思います。

そこで、私もお聞きした中で、一つはそのうち第三小学校のほうで、事前に学校側のご意見を伺いましたが、全体としては配管が詰まっているだとか、あるいは高学年の方のトイレが遠方であって不便を来しているというお話もございました。これは聞いた話ですから回答はいいかと思いますが、今後のやっぱり対応方についてぜひ参考にさせていただきたいと思います。

そして、あと玉川中学校のほうでも、これは12月定例会で高架槽の整備をとということで、大分傷んだものについて予算化しておって、ただし、20トンから8トンぐらいだったかな、水圧がやっぱり全体としては悪いということで、早急にという声が上がっております。そうしますと、そういった点でトイレ改修はそれはそれで事業としては大いに賛同すべき案件か

など思うんですが、そこも含めて、両校2つの、第三小学校なり玉川中学校なり、課題として残っている。この際の令和8年度の関係でそこも含めて、ある程度のやっぱり改善方できるのかどうか、その辺だけ教えてください。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第三小学校におきましては、委員がおっしゃるとおり使用できないところがあり、ご不便をかけていたというところは承知してございます。そういったところも今回の工事によって使用可能にしてみたいと考えておりますし、また、玉川中学校のトイレにつきましても、高架水槽の関係では、上にある3階のトイレの水流が悪いというお話は伺っております。ただ、今回、洋式化というのとはまた別な事業になりますので、高架水槽は高架水槽で工事をしていき、洋式化は玉川中学校も洋式化率が低いので、こちらを上げることで生徒さん、そして避難機能の向上を、利便性を高めていきたいと考えております。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

両方必要だろうと思うんですね。どうもいろいろと事業者さんが決まらなくて困ったなどという話は漏れ聞こえましたので、その辺は目配りをしていただいて事業執行に努めていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、社会福祉協議会のところで何点かお尋ねをしたいと思います。

実施計画の32ページのところで、社会福祉協議会運営費等補助金1,900万円ということで、全体の地域福祉の推進を目的とするための運営費や事務費を補助すると云々と、ここで福祉水準の向上をつなげていくという、こういう話です。下のほうは地域福祉の推進ということで、社会福祉活動専門員設置事業費補助金ということで、480万円ですかね。2つ掲げられております。

そこで前段、高齢者の様々な対応等々について前段の質疑がございましたが、そういうことも含めて社会福祉協議会の事業に対する1,900万円、ないしはその社会福祉活動の関係の設置事業の補助金、今後、社会福祉協議会そのものについて市としても後押しをしていくという、こういう話だと思いますが、改めてその1,900万円の事業の中身、内訳的なものと、それから480万円の社会福祉活動の関係で中身を確認させてください。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、社会福祉協議会に絡む補助金2件についてご説明申し上げます。

初めに、運営費等補助金でございますが、従来、事業費補助といたしまして900万円補助金を出させていただいておりましたが、今年度より、運営費補助も含めましてトータル1,900万円で予算を計上しております。次年度につきましても同様に1,900万円という形になっております。

具体的には、事業補助のほうは、例えば、従来行っております生活相談、ボランティア活動、見守り等の活動独自事業でございます。こういった9事業に対する補助。それから、運営補助につきましましては、やはり欠員も出てございますので人材確保、それから今年度、地域福祉活動計画、こちらの作成をいただいております。こういった推進に係る部分として1,000万円という形になっております。

続きまして、社会福祉活動専門員設置事業費補助金でございますけれども、こちらは具体的には、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーと言われる資格、もしくはその経験値を持った人材をあてがうという中身に対する補助でございます。先ほど触れさせていただきました地域福祉活動計画を円滑に計画的に推進するために、そういった知識のある人間がいないと、なかなか我々が策定いたしました地域福祉計画と連動できないであろうということから、新たに、新たにといいますよりも、こういった補助を新たに設けさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 要するに、塩竈市の福祉計画かな、社会福祉計画と、地域福祉計画と、社会福祉協議会さんの地域福祉計画と、言わば一体で取り組む上での必要な予算措置と、こう捉えてよろしいのかな。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 委員のお見込みのとおりでございます。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

非常に大事な案件ですので、社会福祉協議会、やっぱり地域の福祉事業の様々な核となるところになりますので、ぜひ事業は後押しをして進めていただければと思います。

そこで、資料No.13の土木の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。

資料No.13の155ページのところで9,214万円かな、公園街路事業管理費ということで示されております。155ページですね。

それからもう一つは、土木費の中の関係でいうとそういうものがあって、あとは長寿命化か、公園の長寿命化というものも一応示されております。そこで、私、地元の関係で1点ぐらいは質疑したほうがいいかなと思って、清水沢公園に伺ったら、トイレが残念ながら塞がってたんですね。男女とも。前々から水が出ないという話を聞いたんです。ただ、やはりあそここの公園は結構、様々なスポーツ団体やお年の方々が使う箇所ですよ。そうすると、そのトイレが使えないというのは非常に不便を来す案件だと思いますが、こういった言わば閉鎖した経過、いつから閉鎖したのか、あるいは再開できるめどや見通し、その辺だけ確認させてください。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 清水沢公園のトイレでございます。数日前になりますが、使用ができないということで確認しましたところ、女子トイレの配管に、付近にあります樹木の根っこが入り込んでいるという状況が今、確認されておりまして、その修繕方法ですとか、そういったものを今、検討中でございます。トイレでございますので、早急な対応をするようにということで、今、検討しているところですのでご理解いただければと思います。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、それは令和8年度の予算というよりも既決予算のほうでの対象になるのでしょうか。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 まず今、トイレが使用禁止ということでございますので、その修理の方法、そういったものもございまして、なるべくでしたら今年度中の予算で何とかやりくりしたいと思っております。ただし、大がかりな工事になりますと、どうしても残予算でできないというところになりますれば、来年度予算で対応せざるを得ないかなというところでございます。いずれにせよ、早く利用できるように現在、検討中でございますので、よろしく願いいたします。

○柏副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 終わります。分かりました。

○柏副委員長 先ほどの伊勢委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、志野収納課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 先ほど、答弁漏れがございました宮城県地方税滞納整理機構の組織形態についてでございます。

こちら宮城県地方税滞納整理機構につきましては、宮城県と機構に参加する私どもを含めて、塩竈市もですけれども、参加する市町村の合意による任意組織でございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○柏副委員長 以上で伊勢委員の質疑は終了いたします。

鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 それでは、私から質疑させていただきます。

まず、資料No.17、58ページです。

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の見直しということで、概要は、平成30年度以来、転入する子育て世帯、三世代同居・近居世帯の住宅取得を本事業の進捗により支援してきましたということで、令和8年度においては、これまでの受給者へのアンケート結果などを踏まえながら、移住促進だけでなく定住促進や空き家対策にもなるように、事業の見直しを図るということですね。

現行の制度の主な課題としては、アンケートですね、支援事業がなくても候補地に入っていたというのが83%でございます。これすなわち、支援事業がなくても塩竈市に住んだということなんでしょうか。お聞きしたいです。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 このアンケート結果から申し上げますと、この支援事業がなくても本市に決めていただいていたという方が83%いらっしゃったという内容でございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 それと同時に反対というか、支援事業があることを知っていて候補地に入ったという方が17%という。これ逆だったらいいのかなと思っていましたけれど、その辺も詳しく教えてください。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 先ほども答弁若干申し上げましたが、やはり50万円という補助金がほかの市町村でもやっているということで、あまり差別化がこれまではできていなかったかなという反省がございます。もちろん我々としても、この支援事業があったからこそ入ってきたという方が多いほうが望ましいということでは思っておりましたが、実際アンケートを取ってみますとこのような結果だったということでございます。

以上です。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 あわせて、中古住宅の購入等に関しても、令和4年度で6件、令和5年度3件、令和6年度でも3件ということで、3年間合わせても12件だったということで、これに対して見直しを図ろうという、これアンケートをベースにしての考えだと思いますが、令和7年度までは市外在住者の方にのみ支援をしたということから、今年、新年度は市民の方も対象ということになってきたわけですが、その辺の考えを詳しく聞きたいと思います。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 来年度から市民の方々も中古物件に限っては対象とするということにしております。その考え方でございますけれども、これまでも議会からご指摘いただいておりますが、転出抑制対策も必要ではないかということでのご指摘もいただいていたところでございます。我々としてもそれを受け止めまして、さらには、空き家の課題も今後ますます重要になってきますので、なるべく中古物件が流通に乗るような形で、我々も支援できないかなということで今回、組み立てた内容でございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 そうですね、歯止めという意味も含めてなんでしょうけれども。

それで、この中古住宅購入の上限を50万円から100万円に、50万円アップしたということで、これ子育て支援も含めてということ。三世代中古住宅に関しても、50万円から100万円とプラスアップしたということでございますので、これももちろんアンケートを踏まえて総合的にということなんですか。お伺いします。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 アンケート結果や、あとこの中古物件のこれまでの補助の活用の実績、また、そのほかのご意見なども踏まえましてこのような見直しを行った内容となっております。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

効果が物すごい出ているか、そうでないか、何とも微妙な位置にあるアンケート内容なのかなって、総評というか総論として言わせてもらいます。

これ新しく市民の方もという、歯止めも含めての考えで、これの中で、まず市民の方も対象にしたということはいいんですが、このアンケートも含めて市外、市内の方にどれだけ伝わるのか、伝わっているのかなど。伝え方、伝わっているかというのアンケートじゃないですけど、その辺のこの状況を見る、考え、やり方、考え方というのはどうでしょうか、お聞きしたいです。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 これまではアンケートの中で、いつ知ったかというところでも、実際移り住んでからこの制度があることを知ったという方もいらっしゃいます。我々としてはホームページに、子育て世帯の方向けのポータルページを設けておまして、その中で支援事業の取りまとめた内容をお載せしているところがございますけれども、あとは今回、この資料の59ページの今後の予定のところにも記載しておりますが、不動産事業者への説明ということで、そういった転入されてくる方、あとは住宅物件を検討されている方、やっぱりそういった事業者さんに行かれる方が多いと思いますので、こういった支援内容があるということ市内のそういった業者さんにも知っていただく取組が必要かなということで、それを今月行おうかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 根柢の考えは非常に、子育てと伴走型含めた囲い込みということも、トータルで考えれば納得はできるんですが、どれだけ市外、市内の方、市民の方に理解してもらって利用していただけるかなというのものでもありますから、これ新年度を迎えて、せっかくこのアンケートも含めた中での話なんですけど、子育て支援情報期間みたいなものを設けて、例えば、保育所、幼稚園、小中学校とか、または町内会とかに、学校であれば入学時期があってその後ということになると思いますが、チラシや回覧のようなものとか、もしくは市外の方であればSNSを発信してとか、趣向を変えながら、少しでも情報開示性というか、そういうことをもって、そういう子育てに対する支援なんですけど、いずれは人口減少の歯止め

ということもあったりする意味合いがつながっていく伴走型になってくると思いますので、その辺をそういうPR期間みたいに、設けてみて、みんなでお知らせするというのはどうなのかかなと思って、お聞きいたします。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 ご指摘のそういった期間を集中的に設けて、こういったPR、市民の方々にも、もちろん我々も知っていただきたいので、回覧等、広報だけじゃなくてそういった小まめなPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ぜひそういう期間で集中してやるというのもPRのきっかけかなと思っていきますので、よろしくをお願いします。

次に、資料No.17の60ページ。

結婚新生活支援事業についてということで、令和4年度から新たな夫婦生活の経済支援と本市への愛着を図ることを目的として、新婚夫婦に結婚祝い金の贈呈を行う「新婚さんいらっしやい事業」を実施してきましたが、本市の定住を促す施策への転換を図るため事業を見直し、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し新婚世帯の新生活を支援する「結婚新生活支援事業」を新設したとあります。

令和8年度に結婚された方とか、夫婦共々39歳以下、夫婦の所得が合算で500万円以下、奨学金の返済は控除があります。様々いろいろありますが、そこでお聞きしたいと思います。夫婦に、婚姻に伴う住宅取得、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引っ越し費用というのが対象になるということなんですけど、まずもって、今までやってきた、市長肝煎りの新婚さんいらっしやい事業というのは、なくなるんですか。お聞きします。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 これまで令和4年度から、新婚さんいらっしやい事業5万円を新婚さんにお渡しする、贈呈するという事業を行ってございました。が、それが課題としては、贈呈させていただいた後に、転出する方も3割弱ぐらいの方がいらっしやるという課題があったところがございます。このことから、やはりそういった、全て一般財源でやってきた事業でございますので、視点を変えまして、より定住していただけるような施策ということで、今回、国の財源も活用しながら事業を組み立てた内容となっております。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 私もたまたまタイミングよく市役所に来たときに、その日が偶然あって、立ち会ったことがございまして、廊下にみんな並んでお祝いをしたという経験が1度だけありまして、あれはあれでいいのかなというのと、ちょっとプレッシャーかかり過ぎるかなと、もらうほうはそう思ったりして、いろんな意味で見えていました。残念ながらというか、でも、何かやって次に進めて、改善して、改良するというのとは一つの手かも分かりませんので、それはそれでということで、ぜひともこっちのほうに移っても。これ国の予算ということも入っています、市も一部入っているようですね、見てみると。住宅購入すると60万円とか、それ以外は30万円とか出るようでございますので、それを少し深掘りして聞かせてもらいますが、その流れでこの結婚新生活支援事業が流れで変わっていくわけなんです、出ていった方が3割ですか、ぐらいということなんです、一般財源も含めてやはりこっちに移管して、国の財源をもっとフルに使ってという、引地政策課長がおっしゃったとおり、そういう流れなんでしょう、やっぱりね、そういう流れでまた何年かやってみて変更していくというのがいいのかなと。財源もあるということですね。分かりました。

それと、ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座を受講してないと駄目だとか書いていましたけれども、これはどこが主催になっている事業というか講座なんですか。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、この2つの講座を想定しているのが、今まだ検討段階なんです、県が今後活用していただける動画を活用したeラーニング、要はネットでそういった講座を受講して、そのアンケート結果でその受講したか否かを判断させていただくということで、今現在、考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 これからということですね。分かりました。聞き慣れない言葉が並んでいたので、お尋ねしました。

分かりやすく説明しますが、この支援事業の中で、要は市民の方もということと、新婚さんで29歳以下とがあるんですが、条件があって、ちょっとだけ考えたときに、29歳で結婚を

しました、たまたまその年度に子供が生まれました、それでたまたま新築か中古住宅を買いました、たまたま親と一緒に住むことになりました、となった場合にその支援事業って掛ける2で60万円が120万円とかってなるという、そういうのはないですよ、ダブリはないですよ、ということを確認したかったんですけど。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 基本的に、そういった二重はないんですが、その前のページの子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業ですね、お子様がいる場合に限って、例えば、住宅支援事業については子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業で受け取って、例えば、そこまでの引っ越し費用はこちらの結婚新生活応援事業で受け取るということでのそういった補助金の使い分け、別々な二重取りにならないような形での活用はできるということでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

確かに引っ越し費用というのがありましたので、ふっと立ち止まって考えたときに、あれ、これあるのかなと思ったりもしました。

それで、これは国の支援事業ということなものですから、この名称がこういう結婚新生活支援事業というのが、そもそもの名称なんですか、これ。改めて聞きますけれど。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 国の財源の名称は、こちらの3番目の事業費及び財源内訳の表の下に米印で書いてあります。地域少子化対策重点推進交付金という名称でございます。その中のメニューとして、この結婚新生活支援事業というものがあるということでございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 前段が、新婚さんいらっしゃい事業という非常に分かりやすい、テレビでもやっていたイメージがあって皆さん覚えやすかったものですから。ちょっと固いなと思って、なかなか広まらないんじゃないかと思ったもので、私なりに、「塩竈に住まいん新婚さん」とかってタイトルつけたほうが分かりやすいのかなと思ったり、これアイデアです、あくまでもアイデアですけど。そうやって少しでも周知とか広めたほうが分かりやすいかなと思っていたんですが、名前変えることはできない事業なのね。もう1回だけお聞きしま

す。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こういった予算上の名称はこの名称としておりますが、実際のPRの際には、さらに分かりやすいキャッチーなネーミングなんかも、今後、検討できればと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 何か、おっと目を引く耳応えのいいようなアイデアがあれば、引っかかってくる、引っかかってくるというのは失礼ですけれども、利用していただけるのかなと思いますので、改めて、一ひねりお願いしたいと思います。

次は、資料No.19。7ページでございます。7ページです。

時間外勤務の状況と前年比、令和3年度から令和6年度までということです。これをちょっとお聞きします。

この表を見ると、ずっと見ていくと、一つちょっと目につくのがやっぱりありまして、福祉子ども未来部生活福祉課20名、令和6年度職員1人当たり平均時間年間500.5時間、月間41.7時間、この中で最大でございます。同じ部の高齢福祉課19名。20名、1名だけの違いで年間162.5時間、月間13.5時間。38.2時間の時間の乖離差がございます。この辺お聞きしたいなと思います。

○柏副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 時間外についてお答えいたします。

生活福祉課、この中では時間外が多いということで、例えば、給付金事業、新型コロナに係る給付金事業でありますとか、低所得者の給付金事業など、突発的な業務が出てきたと捉えてございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 昨年もたしか聞きましたけれど、数年前の新型コロナ時期にということは、かなり多かったのは存じ上げて質疑させていただいた。これだけ収まってきますと、それだけなのかなという思いもあって、この辺が断トツに多いわけですね。しかも3年間遡っても多いんです、ここだけが。もう1回だけ聞きますが、それだけのためにそんなに増えるも

のなの、倍以上増えるものなのかなと思いますけれど。もう1回だけお聞きします。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、昨年度の時間外の部分でお答え申し上げます。

先ほど総務人事課長からも話ございましたが、通常業務以外で給付金事業がございましたが、昨年9月の決算特別委員会でもご答弁申し上げておりますけれども、まず社会福祉協議会の問題です。そういった部分がありました。我々、初となります改善勧告の公表にまで至っております。さらに生活保護、扶助費の関係でございますが、公金の紛失等々がございます。県だけでなく国の通常監査だけでなく、特別監査まで昨年度実施を受けるといったところがございました。さらには、当課のみならず、福祉子ども未来部の4課におきまして、消費税の過払い等々がありまして、昨年これも和解の議決をいただいたところではございますけれども、そういったイレギュラーなものが幾層にも重なったために、生活福祉課、部門調整課でございますので、我々のほうが一括管理をしてこの業務を当たらせていただいたところから令和6年度は、1万時間に至ってしまったという経過でございます。

以上です。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

詳しく、社会福祉協議会も確かにありました。分かりました。

とはいえ、連続してずっと何年間もトップでいるものですから、残業の軽減対策というのを全体的にどう考えているのか教えていただきたいと思います。

○柏副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 残業の軽減対策ということですが、我々、令和5年度くらいから時間外勤務の管理の徹底ということで、よく部内会議とかやるんですけども、その中で時間外勤務、週の時間外勤務の管理を部長に報告して、例えば、部内で分担をできないかとか、そういうものを検討させていただきながら、時間外勤務の管理の徹底をしているところになります。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

もちろん課長があり、次長があり、部長がありという、管理職があるわけですので、当然事前に残業の申告なり申請があるかと思いますが、全体的なバランスというのもありますので、日本の労働法では1か月の時間外プラス休日出勤の合計が100時間未満という上限があります。また、2から6か月の平均で80時間以内を守るようにというのがあります。日本の一般労働者平均残業時間は、約20時間から25時間が月平均でございます。これはあくまでも職種とか職業によっては、ばらつきがございます。その辺で一般企業でいうと20時間か25時間、残念ながら41.7時間というのが表示されていまして、これ数字は数字で考えていただいて、この20時間ぐらいに、24時間か25時間ぐらいに収まるような職務内容なり、改善対策というのをもう一度だけ具体的に分かる範囲で結構ですから、教えていただければと思います。

○柏副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 時間外勤務についてですが、令和7年全体の話をしていただきますと、令和7年度現在で、1人一月当たり12.8時間という結果が出てございます。このばらつきなんですけれども、財政課で全庁的に業務量調査というものをしておりますので、その中で例えば、この課ごとの人数でありますとか、業務量の多い少ないというものを把握して改善に努めていきたいとは思っております。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 これはもう日本社会全体的に雇用法の中の時間外、ドライバーの運送でも問題ですね。いろいろどの業種でも今、時間外の対応というのは必要ですので、きちっとした形で精査しながら、できるだけそういうルールにのっとりつつ中で管理しながら、業務内容の改善をしていただければ進むのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。さらなる改善をお願いしたいと思います。

最後に、皆さん質疑していました盆踊り継承事業について、昨年も聞いたものですから、皆さんいろいろ概要なりお聞きしまして、率直にどういう形で委員さんを選ぶんですかって尋ねたら、経験者、市内の町内会の担当の会長さん、4会長さん、そういう話、当然だと思えます。それでもね、経験しないとなかなか分からないというのはもちろんありますが、もう既に私なんかもやっていますけれども、既に、この毎年恒例のということで準備委員会というのも入っています、実は。ですから、市長もさっき答弁ありましたが、市内で20か所

って、私の調べた限りでは本当にもっともっと、10か所以下だったんですけれども、実際開催したのが。特に西部地区は結構多かったですけれども、意外と町なかとか港方面はないですよ、ほとんどね。それで、私が言いたいのは、もう本当に率直にやるのであれば、本気になってスピーディーにやらないと。やっている町内会は毎年の実績とか、そのテンプレートがあって、それに準じて用意しています。当然、8月のお盆前、お盆後とかということですが、スタンスは入っていますので、やるとなれば本当にもう日取りを決めながらということですが、その日取りも昨年の実績の町内会なりのデータをバックに、ぶつからないような日取りがベストなのかなと思ったりもしていますので、これアイデアですけど、そういうことと速やかにその辺のスピーディーに委員の設定、業者の設定をしながら進めたいと思いますが、300万円という金額ですね。これを逆算した場合の事業内容を、分かりやすい程度で結構ですから、ぼやっとでもいいですけど、教えてください。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 盆踊り継承事業についてのご質疑をいただきまして、300万円の補助金の用途ということになるかと思います。例えば、チラシだとかポスターを作成するという。それから、当日の会場の設備として、やぐらですとか、テントですとか、机、椅子そういった備品類の借用というもの。それから、警備などは委託業者などもお願いしたいと考えております。安全対策として警備だとか交通整理、そういったものが必要になってくるかと思います。あとは、音響などの備品の借用、そしてそういった関係の委託なども考えております。あとは、保険ですとか、盆踊りに対する指導の謝金、そういったものに当たるかと思います。

以上になります。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 もちろん会議をしてから詰めていく話もちろんあります。ただ、経験者としては、やぐらとか提灯とか、様々なテントというのは非常なまでのウエートが実はかかって、業者に頼むとお金もいっぱいかかったりとかで、ボランティアが基本的にはそうなんですけれど。ですからその辺を、あつという間に時間ってたちますので、本当にしょっぱなばつと立ち上げて、ばつと決めておかないと、後の祭りということになります。これはもう経験者が語るということで分かっていますので、いち早く、その辺の骨格を固めて、今のうちから固めてですよ、やるならやる。それでアイデアとしては、4町内会プラス浦戸という

のがあって、5町内会、会長会というのをやっております。アイデアとしては輪番で東西南北、といっても毎年1回ずつという手もあって、浦戸というのもいいのかなと思ったりもしていますし、ある一定の場所、北浜の空き地とか、どこか広いところでという、駐車場も幾らか完備できてというのがいいのかなと思っている。あと衛生管理とかトイレ管理というものもありますので、そういうことを総合的に鑑みながら、市の盆踊りってなるとやっぱりいいなっていうのを私は血が騒ぎます。ぜひ私もやりたいと思っておりますが、何せ当町内会もありますので、同一日とか前日とかってなると、なかなか参加が無理になってきたりもします。

ですから、ある一定の時期を早めに決めて、それに皆が寄り添って、もう本当に先ほど言った中学生の参加とか、中学生のブースとか、中学生の運営というよりは中学生のブースとか、我々のブースとか、スポーツ少年団のブースとか、初穂曳、鹽竈神社でやっていますが、各少年団が入ってきています。野球とか空手とか、ボーイスカウトとか、いろんなものが入ってきていますので、そういうものの方の団体を呼んで、子供たちが友達を呼んでくるとなると非常に子供たちが集まってくるというのはあると思いますので、一つの参考にはなると思います。

ですから、にぎわいっていう再生には非常にいいのかな。もちろん伝統継承というのもいいと思います。あの中には、よしこの鹽竈って最初に出てきましたけれど、一番最後によしこの鹽竈、今、ご当地ソングで出ています、30年前に寺内さんが作ってくれた。その前は、ハットセ踊り、塩釜甚句とかもっと古い時代からあったということで、そういうベースがあってというのはもちろん大事にしていきたいと思います。伝統継承、門前町、みなとまちって考えれば、そういうのが一番いいのかな。それに準じながら御座船ができてきて、日本中が塩竈を見てくれれば、もう一大イベントになってくるのかなと思っていますので、あの御座船なんかも実は逆に考えれば今、苦勞して募金活動していますけれども、非常にいいPRになるんじゃないかと僕は思っています。顔になっていくんじゃないかと思っていますので、そんなことで、ぜひともこの盆踊り事業というのは、実は伝統継承とかけがえのない日本の伝統継承だと思っております。みんなが、老若男女参加できると思います。ただ、きっかけとか、誰かがどこかで苦勞したのに乗ってくるというのが今の現代のそういう性格というか、そういうようなものですから、ホスト役が非常に大変になることは事実でございますので、ぜひともその辺を、骨格をかちっと固めて、スピーディーに動いていただければ、改善は毎

年やっていけばいいと思いますので、ぜひともそういう方向で進んでいただきたいなと思います。

改めて、その担当の市民課は大変でしょうけれども、もう1回だけその辺の大きなイメージをお願いしたいと思います。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 この事業について、委員からも以前に一般質問でご質問をいただいたという経過もあって、今回、来年度新しい事業として予算を計上させていただいているところです。本当に文化の継承も必要ですし、なかなか町内会でも盆踊り、夏祭りいろいろな行事ができなくなったという状況で、市が何か支援できないかということで、この事業を立ち上げたという経過もあります。もちろん、伝統文化、文化継承、そういったところもありますし、あと若い子供たちにもこういった経験をしていただくことで、塩竈での楽しい思い出づくりをしていただいて、塩竈市に対しての愛着が湧くという事業にもなっていくのかなと思います。そういったところで初めての事業となりますので、私たちもなかなか未熟な点があって、なかなか思いどおりに行かない部分あるかと思いますので、たくさんの方からのご支援ですとか、ご助言をいただきながら事業を行っていきたいと思っておりますので、皆様にもご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上になります。

○柏副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、小倉市民課長からご答弁させていただいたとおり、それにちょっとだけ付け加えさせていただきますと、今、御座船のお話も出て、多くの方々から寄附を頂いて、1億円を超えるご寄附を頂きました。浄財でございます。

目的、趣旨とすれば、1人でも多くの方に幾らでもいいから参加をしていただく、ご協力していただくことで、みんなで造った御座船になるようにと、これは大きな目的かと思えます。まさに盆踊りの話も、流れ的には同じような意識を持ちたいと思っています。僕ら子供のときは、町内会の皆さんがそれぞれ浄財をお持ちになって、札に誰々さん1,000円とか、3,000円とかって、よくぐるって回って貼っていただいたお金で、町内会費も含めて運営していたと。これ子供のときにすごい思い出に残ってございます。寄附文化というのは、やはり自主的に頂く部分もあるだろうし、こういう事業をやらさせていただくからぜひ寄附のご協力をお願いしたいと、今の時代はなかなか昔のようにはいきませんので、多くの方々の浄

財を頂きながら、その浄財で運営をするという。そういう考え方も、ぜひこの盆踊りの中には入れ込みをさせていただきたいと。そういったことも、ぜひ実行委員の皆様方にもごつぐばらんにご相談をさせていただきながら、事業予算としては300万円ですけれども、その以外にも多くの方々から浄財を頂いて、その寄附の呼びかけもしつつ、より充実した事業になるように、これは市役所の職員にとっても勉強になるし、実行委員の皆様方からいろいろご指導いただいて、いろんなイベントの在り方、運営のやり方、どのぐらい経費がかかるのか。こういったことを市役所としてもやっぱり共有させていただく必要があるだろうと。それはなぜかという、最近市長になってから、市役所に来て思うことがあって、外注してそれで終わっちゃうんですよ。任せっきり。それだと、これ県庁に、県議会させていただいたときも、よく県庁でも言われていたことで、外注で任せちゃうとその担当職員すらも任せっきりで報告を受けて、実はそのノウハウというのは育っていかないという話は何回も聞いたことがございます。ですから、それが全くいいとか悪いじゃなくて、市役所でも一緒に何かを、汗をかいて成し遂げるということを、その充実感の中で学ぶべきものがたくさんあるだろうと。それを見ていただくことで市民の方々にも、職員も頑張ってるんだからこれ我々もできることを手伝うべって、例えば、そういう流れになっていけば自然とシビックプライドの醸成なんていうのは図れていくんだらうと思っています。

ただ一つ、大切なのは今温暖化で、8月と予定していますが、これも皆さんにご意見は聞いたほうがいだろうと。桁違いの温度の高さになっていますから、この辺も注意深く我々としては見ていかなきゃいけないけれども、やはり夏休み中の、町内会とぶつからない時期にやることは非常に重要だし、それと同時に、そういった時期の選定も大切になってくるし、塩竈みなと祭の時期が仙台の花火大会の前後のときから、7月の20日前後になって、実は8月になると静かになる。昔は8月の前半戦は塩竈みなと祭あるからという、そのイベントのずらし方によっては、その後の空間、時間の空間ですね。これを何かでやはり、分かりやすく言うと埋める、埋めさせていただくことで切れ目のないといったら、あれなんですけれども、楽しんでいただけるようなソフト事業が次からまた次あることで、大変なのは大変かもしれないけれども、多くの方々に楽しんでいただけるイベントの在り方にもつながっていけば、つなぎの事業としては大変面白い事業じゃないのかなと。文化の継承としても非常に重要な事業になっていくのかなと考えてございますので、ぜひご経験がある鈴木委員にも積極的に参加をしていただきまして、様々な経験値に基づくご指導いただければありがたいとお

願いをしておきます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

私もそういう感じで、そのにぎわい再生から始まって、みんなが参加することによってこの郷土愛、伝統継承で、よしこの鹽竈ができてもう30年過ぎたと思います。新たな意味で新しいものというと、やっぱりこういう盆踊りなんかできて、塩竈の市民の方、市外の方も含めてですけど、集まっていれば、にぎわい再生、少子化、いろんなもののコミュニケーションに使えるのかなと思っていましたので、ぜひとも前向きによろしく願いして、私の質疑とさせていただきます。

ありがとうございます。

○柏副委員長 以上で鈴木委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

桑原成典委員。

○桑原委員 塩竈維新の会、桑原でございます。

まず、冒頭に申し上げさせていただきます。鈴木新一委員がうるさいので、ご報告させていただきますが、一昨日の塩むすびに参加させていただきました。結果は皆様のご想像にお任せするところではございますけれども、どちらにせよ温かく見守っていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

質疑に移る前に、もう1点申し上げさせていただきますと思っております。

今、物価高騰とか物価の高止まりというのをひしひし感じているところでもあります。なかなか厳しい状況だなと思っているところでもあるんですけど、ただ、その中で最近「物価高」「物価高騰」という言葉が非常に便利になりつつあるのかなと感じております。「物価

高」と言っておけばいいとか、あんばいだよねという感じになってきているかなと。「持続可能」とか、「多様性」とか、そんな類いになってきているのではないかなと非常に懸念しているところがあります。今後を踏まえて、塩竈市の財政状況というのものなかなか厳しい状況になってくるとも思っておりますので、本当に必要なのか、不必要なのか、そのような視点は念頭に置いて質疑をさせていただきたいと思います。前段ですが、申し上げさせていただきました。

まず、議案中心にお伺いをさせていただきます。

資料No.17の57ページ。

一般会計予算の中から質疑させていただきます。

人事評価システムの導入についてというところでございます。

すごくいいシステムだなと思うところがございます。実際、そのセキュリティーの部分というのはどうなっているのかなと気になりました。要は、個人情報とか内部情報とか多分集約する形になってくるのかなと思っているんですけども、昨今、情報が結構流出するというニュースが結構出てきていると思うんですが、その辺のセキュリティーの部分どうなっているのかお伺いをいたします。

○柏副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事評価システムについてご質問ありました。

このシステムについては、これまで人事評価についてはエクセル管理をしていて、やっぱりそういう情報ですとかというのが、やっぱりなかなかセキュリティー上問題があるということで、今回、人事評価システムを導入させていただきたいということでの予算でございました。

システム上、業者にも確認しましたが、情報のセキュリティーは万全だということで説明を受けております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

ニュースで、塩竈市の情報流出というのは、流れてこないという形になるのかなと思いますので、その辺はしっかりとやっていただけたらなと思っております。

続きまして、同資料の60ページ。

結婚新生活支援事業についてお伺いをいたします。

まず、これなんです、今般、本市への定住を促す施策という形で書かれているところもあるんですけども、実際これは定住を促す施策になるのか、それとも支援の施策になるのか、どちらになるのかお伺いをいたします。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらの補助対象費目の中に、住宅の取得の支援も含まれておりますので、やはり建てた方、長年本市に住んでいただけると思いますので、定住の施策につながると認識しております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

そうしたら、実施計画の40ページでこの結婚新生活事業といった形で載っているんですけども、こっちには定住とうたってないんですね。これどうして、うたってないのかなというところも疑問に思ったんですけど、その辺何かありますでしょうか。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらに書いていない理由は特にはございませんが、今となって考えれば、こちらにきちっと定住の施策であるということを明確にしておくべきだったと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ぜひそういうところ、細かいところかもしれませんが、うたっただけだと分かりやすいかなと思います。

内容なんですけれども、先ほどの鈴木新一委員の質疑でもございましたけれども、29歳以下の世帯が要は60万円と、上記以外の29歳以外の、以上ですかね、人たちは30万円という形になっています。要は、住宅の賃貸だったり、リフォームするということでの補助という部分で認識をしているんですけども、その中で夫婦の所得を合算した金額が500万円以下とあります。そもそも定住を促す施策なのに、所得を縛る必要性というのがあるのか、お伺いをいたします。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 本来であれば、こういった所得の要件は設けずに様々な方が本市に定住していただくことが本当は望ましいと捉えておりますが、今回、国の補助制度を活用しております。3分の2国から補助が頂けるということで、こちらの要件については国の補助の制度の要件に沿った形で整えていることでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

こども家庭庁の施策というところだと思うんですけども、こども家庭庁のものは要は経済的支援という形だと思っております。いろいろ調べさせていただいたんですけど、同じ条件だということで、本市は定住促進、国は経済支援というので、感覚がずれているのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 国ではそういった若い夫婦、あとは所得があまり高くない方の経済的な支援を行うということでの趣旨で取り組んでおりますが、本市としては、それをうまく活用して定住に結びつけたいという思いがありまして、今回、提案させていただいた内容となっております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

結びつけたいという言い方でしたが、私はこじつけがすごいなとちょっと感じています。夫婦共働きで所得が500万円となると、すぐ500万円になってしまうのではないかなと思っております。それで、これを定住促進にするのであれば、やっぱり平等に促進していかなくてはならないだろうなとも感じているんです。実際、この年齢も39歳以下というものなかなか疑問に思うところもございまして、例えば、それ以上の方、39歳、40歳からその上の方というのは、40代とか50代とかでも結婚する方、もちろんその上の方でもいると思いますし、例えば、老後ゆっくり塩竈市で過ごしたいとか、海の近くで過ごしたいという人たちもいると思うんですね。そういった人たちの支援というのが、何かこれを見るとやっぱり切られているような感じがするんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 重ねての答弁になりますけれども、今回、まずは初めてのスタートということで、国の財源を活用しながらの事業の組立てとなっています。他自治体では、こういった要件を緩和させながら独自の財源でやられているところもございますので、まずは来年度は、この国の要件に沿った形で進めていきまして、今後見直しが必要な際にはまた再度、制度内容については精査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

ちょっとしつこくなってしまうかもしれないんですけども、こういうのってやはり有利な財源というか、国の財源があって、それを使って施策するというところであると思うんですが、財源って無限ではないので、全然こういった財源使うのは理解はするんですけども、でも何かそれにすごい縛られていて、本来、思ったような施策ができなければ本末転倒なんではないかなと感じています。なので、その辺を今回、定住を促すというところで書いてあったので、私これだけ質疑させていただいているんですけども、これが支援という形であれば全然何の文句もございません。ただ、これをやはり先ほどから申し上げているんですけど、この定住というところで、やっぱり促しているというところが私としては何か違うんではないかなと思っているんですけども、最後、総括的にお答えいただければと思います。

○柏副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 やはり国で想定している経済的な支援と、あと我々が思っている定住の施策というのはうまく結びつかない部分もあろうかと思えます。財源の関係での縛りはありますけれども、今後、今、例えば、先ほど財政課長からも答弁ありましたが自主財源が伸びつつあるということもありますので、今後そういった財源の状況も踏まえながら、より魅力的な定住施策にブラッシュアップできればと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

先ほども申し上げましたが、40歳以上のやっぱりその施策というのが多分ないと思うんです、定住の施策。そういった部分も考えていただけたらなと思えますので、その辺は引き続きお願い申し上げたいなと思っております。

次の質疑に移ります。

同資料の65ページ。

先ほども委員の皆さんが質疑されております。盆踊り継承事業についてお伺いをいたします。

この盆踊りとかは、地域のコミュニティーの一部であるということは非常に理解をしているところであります。ただ、先ほどからいろいろご答弁等々も聞かせていただいているんですけども、まずこの実行委員会のメンバーというので、いろいろ先ほどるご説明いただいたと思うんですけども、その中で先ほど申し上げていたのが、会場周辺の町内会という形で申し上げていたんですね。会場ってたしかまだ決まっていなはずだと思ってしまうんですけども、そこで会場周辺の町内会ってさっきご答弁されていたので、もう既に場所は決まっているのではないかなと感じました。その辺いかがでしょうか。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 盆踊り継承事業についてのご質疑をいただきまして、先ほどご答弁で、会場周辺の町内会の町内会長さん、会場の地域の方たちをメンバーとするという話もしまして、今のところはっきりと場所については決まっておられません。例えば、公園など、大きい公園などを会場として今回やろうということは考えているんですが、具体的にどこの公園かということは決まっていないところです。そして、実行委員会を考える、実行委員会を決めていく段階で、具体的なこの公園ということを決めつつも、その町内会、町内会長、地域の方たちにお声がけをさせていただきながら、実行委員会を進めていきたいと考えておりましたので、まだ、今のところ具体的な会場については決まっていないところです。

よろしく願いいたします。

○柏副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっと伝わり方がまずいとあれなんですけれども、今の時点で会場が決まっておられません。ただ、予算上300万円という一つの流れがあって、市役所の中では、そういう予算を決めるときにもシミュレーションはさせていただきます。例えば、学校の校庭はどうだ、ただ学校の校庭となった場合に、分かりやすく言います、アルコールをご提供していいのか、例えば、たばこが吸えるのか、多分、いろんな問題が出てくるだろうと。そうなったときに、イベントができるような公園というのは、例えば、中の島緑地とか北浜緑地とか、

清水沢近隣スポーツ公園とか、多分そういうところはあるだろうというシミュレーションは幾つかさせていただいてございます。ただ、今どこの場所でやるか、もしくは通年行事でやるとすればやっぱり順番をもって、子供たちの行動範囲ということは常に考えてございます。それは遊び場をどこにつくるかもそうなんですけれども、小学校の場合は大体学区内がぎりぎりだろう、それでもちょっと遠いかもしれない。そういうようなシミュレーションは市役所の中でさせていただきました。その上で何か決まったということは、今の段階ではございません。

ですから、実行委員会をお願いするときに、市役所とすれば盆踊りをやっている町内会というのは大体把握できています。全てではないかもしれませんが、二十数か所というのは。そういったときに、やはりやっている町内会の皆様方のノウハウとかご協力をいただいたり、前はやっていただけだけど今はやれてない町内会の方々もいらっしゃるんですね。そういった方々にもやっぱり広くお声がけさせていただきながら、実行委員の皆様方のご意見も受けつつ、市役所としてもある程度のシミュレーションの中でやれるのか、やれないのか。そういったことの是非も当然のごとく議論させていただきながら、よりいいものをつくり上げていきたいと、今の段階ではそういう状態であるということでございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

これってやっぱりどこでやるかというのが多分、すごい重要なのかなって正直思っています。先ほど、二十数か所盆踊りやっているところがあるというところでもありますけれども、やっぱりどこか偏ったら不平不満というのも出ると思いますし、その辺は慎重に場所の選定というのをさせていただきたいなと思っております。

伝統継承って、いろいろおっしゃっているんですけども、私もやはりただ踊るだけでは意味ないと正直思っています。そのきっかけは必要なのかもしれないんですけども、やはり盆踊りの意味、そういったものをしっかりと教えてあげないと、ただ踊りましょうでは伝統継承でも何でもないなって正直思っています。

それで、伝統継承というから子供たちもちろん前提に参加させていただきたいと思うんですけども、伝統継承ってやはり世代世代につないでいくということだと思うんです。果たして子供たちだけでいいのかって言ったら疑問に思うところもございます。子供たちの親御さんの世代、その方たちも盆踊りって果たしてどうなのかなって、分かっているのかな

と。その上の世代というのは今、非常に伝統を重んじている方々が多いと思います。しかし、親御さんたちの親の世代というのは、なかなか知らない人たちも多いのではないかなと感じております。なので、子供たちだけではなく、メインは子供たちで全然いいと思うんです。プラスアルファ親御さんたちにもやってもらうというのも、いいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 ただいま盆踊り継承事業で、子供だけでなくその親御さんにも参加をしていただく、そして踊っていただく、盆踊りについて知っていただく機会があればというお話をいただきました。まさにそのとおりなのかなと思いますし、子供とそれから親の世代と、それから高齢者と多世代が交流できるような場になればいいのかなと思っておりました。交流ができる、そして伝統文化、そういったことを知る機会になるような事業になればいいと思っております。

以上になります。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ぜひお願いいたします。

おじいちゃん世代から親の世代、また、親の世代が子供の世代につなぐというのが多分本当の正しい伝統継承なのかなと私は思っているんで、そういった取組やっていただけたらなと思っています。今のままだと、ただのお祭りやるからそれに支援するという、すごい感じるところがございますので、盆踊りの意味などを細部まで教えていただけたらなと思っております。

次の質疑に移ります。

同資料の69ページ。

地域福祉支援員設置事業についてお伺いいたします。

これ資料No.13の予算書を見させていただきますと、81ページなんですが、全て委託という形になっております。これはどこに委託するのか、お伺いいたします。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 委託先についてお答え申し上げます。

今、想定しておりますのは塩竈市社会福祉協議会になります。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

委託料となっていますが、あくまでも人件費というところなんですか。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 委託料の内容でございますが、資料No.17の69ページの事業概要にも書かせていただいておりますが、こちらで想定しておりますのは支援員2名を雇用いただいて、その事業に係る人件費以外の事業費についても予算を上程させていただいております。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

多分、今まで手厚くなかったというか、なかなか行き届いてなかったからこの2名を増やして充実させようということなんですけれども、この2名を増員することでどのくらい違くなるのか、その違いというのを教えていただければと思います。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 この事業における効果ということでございますけれども、今回、先ほどの資料No.17の69ページの2の(3)の部分をご覧いただきたいと存じます。

今回委託する事業におきましては、大きく4つの業務内容を委託したいと考えております。まずは、総合相談による必要な支援への結びつけ、それから地域の民生委員、町内会と連携した見守り活動の実施。そして孤立を防止するためにサロン活動の支援。そして、町内会長などから寄せられました具体的な相談事業の支援の結びつけ、こういったものを掲げさせていただいております。

この事業をすることによりまして、まずは地域福祉の増進というものにつなげていく。具体的には、孤独であったり孤立というものを解消しつつ、地域でネットワークを結びつけることによりまして、そのハブといいますか、間に入って活動いただくというのが、この支援員設置事業の目的となっております。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

これの、これに付随して同資料の77ページを見てみますと、先ほども何かご質疑されている方もおりましたけれども、高齢者あんしん見守り支援事業を見ると、大体事業的には一緒なのかなと思っています。なので、こういうものって統一できたりしないのかなと。担当課も違うでしょうけれども、何か統一して効率的にできるのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、2つの事業、2つの課にまたがった事業を統一できないかというご指摘でございます。

まず、先ほどご説明申し上げました地域福祉支援員事業につきましては、これ社会福祉協議会が取りまとめています。地域福祉活動計画の中で地域計画、地域ごとの計画でこういったものが必要だということで我々、こういった予算を上程させていただいておりますが、一方で、これまで、今年度までですね、本市でも国の交付金を活用しました被災者見守り事業というのはやらせていただいていた。が、交付金が令和7年度で終了するということから、やはりその後継になる事業は必要であろうということから、今回、高齢福祉課と我々それぞれで事業を上げさせていただいておりますが、実際には、この2つの事業を1つの仕様にまとめて、社会福祉協議会に受託をいただいて回していく、地域を回していくという。高齢者だけでなく、被災者だけでなく、地域全体で回っていくというイメージで予算を計上させていただいておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。今のご説明で納得いたしました。ありがとうございます。

それでは、次の質疑に移ります。

81ページ、門前町活性化事業についてお伺いいたします。

今回、委託されて基本構想というのを策定されると思うんですけれども、今までやってきました門前町ミーティングであったり、それ以降の会議というのを市民だったり企業、また、高校生などの声もあったと思うんですけれども、そういうのというのは反映されてくるのか、そこをお伺いいたします。

○柏副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 これまで門前町ミーティングなどで議論されてきた中身につ

きましても、市民の皆さんの意見ということで、こういう施設があったらいいなという議論をしてまいりました。今年度、令和7年度の前半に関しましては、やはり宮町庁舎跡地の活用につきましても、ポイントを絞って話をしてきまして、やはり楽しい、観光客や地元住民にとっても楽しい施設であったり、憩いの場であったり、また、駐車場の必要性につきましても改めて話がされてきたところですので、こういった点を大事にしながら具体的な調査や検討といえますか、そういったところに進めてまいりたいと思います。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

今までのものというのは、商工観光課で集約されていると思いますので、委託されますけれども、全投げではなくて、そこに今までのものをプラスアルファしていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質疑に移ります。

同資料の86ページ。

公園整備事業についてお伺いいたします。

総括質疑もさせていただいたんですけれども、改めてどのようなテラスを造るのか、また、どんな要望があつての事業なのかお伺いをいたします。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 テラスにつきましてお答えいたします。

このテラスの設置ですが、今年度、アスレチック施設ができて、そのご利用されない方の見守りの場所、また、この公園を利用するウォーキングの方、散歩の方、そういった方々に対しまして、今般の酷暑ですとか高湿度、そういった環境の変化に伴いまして、今回、休憩していただく場所のテラスを設置するという状況でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

こういったテラスというのは、事業者との話合いをして、今後を見据えた計画でやっているのか、それとも、あったらいいよねという形なのか、どちらなのかお伺いをいたします。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 このテラスですが、まず今申し上げましたように、公園西側のほ

うにアスレチック施設ができました。それで、これまでの公園の利用というものは、管理棟を中心とした利用が多くあったと認識しておりまして、この施設ができたことによりまして、西側のほうに散策される方も今回多くなってきたということ、私ども現場へ行きますと見たり聞いたりしておるところでございます。そういった方々が利用するような場所として今回、決めていったもので、公園全体として西側のほうに休憩施設が欲しいというところで、本市で検討しましたので、業者と相談というよりも市全体として見たときの休憩場所として西側のこの場所というところで検討した結果でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

その事業者の方とは、特段お話をしていないというところだと思います。

伊保石の公園再整備基本計画の概要書というのを見させていただいたんですけど、ここではテラスの「テ」の字も入ってないわけですよ。今までアスレチック施設とかはもう建てたっていう、そういう建てるという計画は立てているのに、そこにテラスというものがないということで、もともとやはり計画はしてなかったんだらうなと思うんですけども、今回なぜその基本計画に入っていないのかなというところも疑問に思いまして、その辺お伺いできたらなと思います。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今、申し上げさせていただきましたように、利用の形態が西側のほうに移ってきているというところと、そういった意味で西側のほうにそういった施設がないというのが一番の大きい理由でございます。当然、計画には入ってございませんが、この計画、設備としましてはスモールスタートで始めているというところもございまして、そういった意見とか利用状況、そういったものを見ながら少しずつ利用の利便性を図るような形で、今回、計画させていただいております。

○柏副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大切なところを補足させていただきます。

もともと新型コロナのときに、伊保石公園へ行っていただくとお分かりだと思いますが、管理棟の駐車場の目の前のところの景色が物すごくきれいなんです。あそこにテラスを造ろうという動きがあったのは確かですし、現実的にそれを事業を進めようという話になったのも現実でございました。その中で、今般、いろんな形で、結果的には見直しを含める、皆さ

んにやっぱりアンケートを取って、何が欲しいのかしっかりと伺いたほうがいだろうという方針が変わって、そのテラスも実は止まったという現状がございました。

そうしまして、そこからまた3年ぐらい経過していますが、フォレストアドベンチャー様に来ていただけるということになったときに、そのままその眺めの一番いいところにも造りたいとは思っているけれども、事業者さんともこれは話ししていると思います。しています。いろんなご要望があったときに、結局、1時間半か2時間であの遊びというのは時間終わるものですから、その後の過ごし方をどのように過ごしていただけるかということについては市役所としても大きな課題として捉まえているという。そうなったときに、お弁当を持って来ていただく、親子であそこでまた何か食べていただきながら、お茶を飲んでいただく。そういうスペースも簡単に言うとなんところがありますので、そういったことを総合的に判断したときに、あの場所、この場所ということで今回、事業化させていただくので、このようなご提案をさせていただいているというところでございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ご説明ありがとうございます。

私の感覚からすれば、その再整備計画でも造れるものは分かっているので、そこにもともと入れといたらよかったんじゃないかなというところが、思っているところであります。

ちなみに、このテラスというのは木造になってくるんでしょうか、お伺いします。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 木造の、いわゆる一般のお宅の縁側ですか、ああいったものを想定していただくとよろしいかと思いますが、ウッドデッキ調のテラスを造る予定でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 木造ということでありましたけれども、こういうのって多分腐食してくると思います。そういった場合というのは、安全面に影響が出てこないのか。また、こういうのを造るときって、大体何年後かにまた建て直すとか、補修するとかというものもあると思うんですけども、そういうのをしっかりと計画されているのか、お伺いをいたします。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 ウッドデッキを屋外に設置する場合は、まず、木の材質ですとか、また、防腐剤ですね、そういったものを塗ることになっております。当然、風雪というところ

るで自然による劣化が発生してきますので、5年に1回とかそういったサイクルの中で防腐剤を塗り直すとか、そういったメンテナンスは今後必要かと思っております。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

今回、テラスの設置事業が500万円というところがございますけれども、やはりそうやって維持経費というのがかかってくるんですね。それが多分、半永久的にかかってくると思うんです。私も前職が建築やっていたものですから、ある程度ウッドデッキのこと分かるんですけども、やはり結構すぐに駄目になっちゃったりとかするわけですよ。やっぱりそうなってくると、非常に経費がかかってくるんじゃないかな、維持費といいますか、かかってくるんじゃないかなと思うんですけども、何かその辺、例えば、何ていうんでしょう、防腐剤塗っておけば何とか大丈夫かなとかというのものもあるかもしれませんが、節約するためにはどう考えているのか、お伺いします。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 申し訳ないですが、なかなか難しい問題ではございますが、当然管理につきましては日々の管理が一番大切だと思っております。当然ほかの施設もですけども、壊れてから直すではなくて、気づいたときから直すことで延命化を図るということ土木課でもやってございますので、このウッドデッキも同じように、日々パトロールしながら点検をし、その都度対応していくということで延命が図られ、それがメンテナンス費の低下につながると思っております。

よろしく願いいたします。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

何か建てるってなると、やっぱり維持費って絶対かかってきますので、その辺をしっかりと見越してやっていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

同資料の89ページ。

学校施設の整備等についてでございます。

その中で、次の89ページ。学校プール外部化事業についてお伺いいたします。

常任委員協議会でも質疑させていただいたんですけども、今回、金額が分かったので質

疑させていただくんですが、例えば、学校のプールの水を満タンにした場合、普通に泳げる状態にした場合の金額ってどのぐらいかかるのかなと思ひまして、お伺いをいたします。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 申し訳ございません。プールを満タンにしたときの水の金額は、今、確認をしておりません。後ほど回答いたします。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

今回、この学校プール外部化事業、金額が308万6,000円ですかね。今回、3校対象校、第二中学校、第三中学校、玉川中学校ということで、第一中学校だけがやらないという形になっているんですかね。何か思ったよりそんなに金額かかってないんだなと思ひていまして。だったらそのプール、維持管理がどうしてもかかるのであれば、一緒にこの外部化事業で第一中学校も同様にしたらいいのではないかなと考えておりました。また、後ほどそれ分かったら教えていただけたらなと思ひます。

続きまして、90ページ。

同資料の90ページの小学校給食費の負担軽減についてお伺いいたします。

上限の月額5,200円として、足が出た分補填するような形ではあるのかなと思うんですけども、実際この県内の自治体というのはどういう形でやっているのか、お調べになっているのか、その辺お伺いできたらなと思ひます。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食費の負担軽減を他自治体がどのようにしているかというご質疑でよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、私どもこちらの議案を提出する前に、他の町を確認をさせていただきましたが、完全無償化をしている町もございますし、あとは今回、一般財源あるいは臨時交付金を使って補填をするという自治体もございました。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

今回は何ていうんでしょう、出た分は補填するという形になりますけれども、今後、令和9年以降はなかなか厳しいかもしれないというところになっていると思ひます。

またこれ、私もこじつけかもしれませんが、やっぱり移住定住となったときに、や

はり教育環境とか子育て環境がよくないと、なかなか子育て世代というのには移住してこないのかなと思っておりまして、ほかの県内の自治体が、仮に無償化だったり、次の以降も補填するとなった場合、塩竈市がそこでできないとなった場合、移住定住とかというのはやはり遠のいていくのではないかなという、懸念をしております。それは今後の話になってきますので、ぜひよく検討していただけたらなと思っております。

続きまして、実施計画お開きください。33ページでございます。

33ページの健康しおがま21プラン推進事業についてお伺いをいたします。

ウォーキングイベントの実施などをやっている事業ですが、地域でも個人的に体づくりしたりとか、体を使う遊びなど、子供たちに教えている人というのが実際おります。その中で、そういう人たちを頼って、例えば、高齢者への運動とか健康維持というところでもつなげてもいいのではないかなと思っております。要は、もっと拡充してもいいのではないかなと思っております。そういった部分で認知症予防とか、コミュニケーションをそこで取れたりするのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○柏副委員長 山本健康づくり課長。

○山本福祉子ども未来部健康づくり課長 ウォーキング事業についての、地域の人材等の活用についてのご意見、ご質疑でございました。

この事業では、実施する報償費なども予算として上げてございます。そういった人材を幅広く活用しながらやっていけたらと思います。現在のところは包括協定を結んでいる事業所との連携などを含めて実施をさせていただいているところですが、より様々な方のお力をいただいて実施できればと考えております。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

本当に地元でそういう方って多くいらっしゃいますので、ぜひそうした人たちを頼っていただいて、本当に健康づくりなどをやっていただけたらなと思います。

最後に、全体的な話をさせていただきたいんですが、長峯福祉子ども未来部長にお伺いしたいんですけれども、子供関係、子育て関係の結構施策って少ないのかなって正直、全体を見て何かすごい感じるところがございまして、その辺、出生率とかでもやっぱり少なくなっている。今後、本市も移住定住とかというので頑張らなくちゃいけないって言うている

ところで、私が見てちょっと少ないのかなというところも感じるんですね。そういった要因、出生率とかの要因とかにもつながってくるのかなと思っているんですが、その辺どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○柏副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 お答えさせていただきます。

子育て関係の市の事業が少ないのではないかというお話、ご指摘でございます。

子育て関係に関しましては、こども家庭センター、こちらを設置しましたので総合的な相談を受けられる環境、あるいは、虐待に関するお話ですとか、あるいは本当に小さな子供の予防接種だとか、あるいは、ここ最近であると出産、妊娠に関わるようなそういった様々なチケット、そういった給付の事業を行っております。こういったところなどに関しても、それぞれの事業のPRがまだまだ足りていないのかなという感じが私どものほうとしても受け止めている状況でございます。

議会でもこれまで、まずは知ってもらうことが一番大事だろうということで、ここ最近だと、例えば、アプリなどで若いお母さん方、あるいは、これから妊娠、出産をされるような方々に対するPR、こちらのほうを中心に、私どもとしても決してその取り組んでる事業が少ないという認識はあるわけではありませぬので、ぜひこういったところを知ってもらって効率よく適切に使っていただけることを、そのための取組を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○柏副委員長 以上で桑原委員の質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、3日午前10時より再開し、審査区分1、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏副委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後3時12分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和8年3月2日

令和8年度予算特別委員会委員長 志 賀 勝

令和8年度予算特別委員会副委員長 柏 恵美子

令和8年3月3日（火曜日）

令和8年度予算特別委員会

（第3日目）

令和8年度予算特別委員会第3日目

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	志子田 吉晃 委員
鎌田 礼二 委員	伊勢 由典 委員
鈴木 悦代 委員	辻 畑 めぐみ 委員
小高 洋 委員	土見 大介 委員
伊藤 博章 委員	

欠席委員（1名）

今野 恭一 委員

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬
市民生活部 次長兼市民課長	小倉 知美	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤一	総務部 政策課長	引地 洋介
総務部 秘書広報課長	中村 成子	総務部 財政課長	佐藤 渉

総務部 管財契約課長	上 總 雅 裕	総務部 危機管理課長	古 谷 勝 弘
市民生活部 収納課長	志 野 英 朗	市民生活部 税務課長	阿 部 公 一
市民生活部 環境課長	千 葉 貴 幸	市民生活部 保険年金課長	石 村 要
市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮	福祉子ども未来部 子ども未来課長	畑 中 淳
福祉子ども未来部 保育課長	鈴 木 和 賀 子	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	佐 藤 聡 志
福祉子ども未来部 健康づくり課長	山 本 多 佳 子	産業建設部 水産振興課長	平 塚 博 之
産業建設部 土木課長	鈴 木 英 仁	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
教育委員会 教育長	黒 田 賢 一	教育委員会 教育部長	末 永 量 太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻 下 真 子	教育委員会教育部 学校教育課長	岩 淵 克 洋
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷 古 勝 浩	選挙管理委員会 事務局長	目々澤 恵 一
監査委員	菅 原 靖 彦	総務部 総務人事課総務係長	佐々木 勝

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴 木 忠 一	議事調査次長 兼議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	星 井 絵 名

午前10時00分 開会

○志賀委員長 おはようございます。

ただいまから、令和8年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日、欠席の委員は、今野恭一委員の1名であります。

昨日の質疑において、桑原委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、教育総務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 昨日の桑原委員の25メートルプールを満水にしたときの水道料金についてお答えいたします。

概算ですが、約15万円となっております。

失礼いたしました。

○志賀委員長 それでは、2日目の会議に引き続き、審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、おはようございます。

3日目の予算特別委員会ということで、トップバッターで質疑させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

まず初めに、資料No.17の50ページ、令和8年度の一般会計当初予算から、昨日、鎌田委員が質疑されていましたが、この中で市税についてお伺いしたいんですけども、財政課長より、「昨年来、物価高の影響もあって大変厳しい財政状況」ということを言われておりましたけれども、この点について市税ですね、令和8年度の中で市税が、人口減少の原因もあるかとは思いますが、この62億円の今後の見通し、教えていただきたいなと思いますけれども、よろしく願いします。

○志賀委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 市税の今後の見通しというご質問かと存じます。

市税につきましては、令和8年度の予算におきましても、まず個人市民税においては、所得、年金とか給与、そこら辺の部分の所得については増加傾向になると見込んでおります。それに

伴って個人市民税の増、そういうところは続くものと考えております。

もう一つは、固定資産税、都市計画税、そこら辺の部分についても、土地については若干横ばいの傾向は続くんですけども、家屋とか償却資産、そこについては、例えば家屋については、新しい建物、1棟だった建物のところに2棟分譲するとか、そういうところによって、1棟当たりの単価、そこが増える見込みであると想定しております。あとは償却資産においても、新規や買換え、そういう購入物品の価格の単価増が見込まれることから、増加傾向は続くものと想定しております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

この市税ですけれども、来年度の予算として62億円という形でここにも記載がございます、表にもございますけれども、やはり人口減少でだんだん市税のほうは多分下がってくると思うんですけども、この塩竈市の人口が、今、5万1,000人ですけれども、それに対してこの市税に関して、これが妥当の金額なのか、それとも、どんどん下がっていくことは多分あるかと思うんですけども、そこで見通し大変厳しいという中で、やはりこの繰入金の16億円、それから市債の11億円に至る歳出、どのように減らしていくのかというのが、多分考えられると思うんですけども、この財政状況の厳しい中で、繰入金と市税との関係というのを伺いたいんですけども。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 ではまず、財政課から繰入金についてのお尋ねにお答えしていきたいと思えます。

今回この歳入予算の中で見ますと、繰入金の総額自体は去年より4,000万円増えているという形になっていまして、幾つかの基金がありますので、当然内訳のほうは出てくるんですけども、まず一番気になる財政調整基金の繰入金、去年は9億4,000万円だったのが、今回9億1,000万円ということで、3,000万円ほど一応抑制はされていると。

ただ、この9億円という水準は、大分近年の予算編成の中で見ると高い、昔の感覚でいうと、財政調整基金の繰入れは大体6億から7億円繰入れが当初予算が組んでいたという印象がある中で、近年はそれが8億円から9億円ということで、この水準の高さは今後も一番最重要課題として気をつけていかななくてはいけない部分だと思っています。

あともう一つ、ほかの基金に再度目を向けますと、去年、基金の再編ということでつくらせていただいた公共施設総合管理基金、こちらのほうの繰入れ、こちらはある意味、有意義なものとして捉えられる部分にもなると思うんですけれども、こちら去年1億円の取崩しだったのが、今回2億円ほどの取崩しとなっております。

ただ、その充当先と言いますと、全庁各部各課が持つてる施設について、維持補修ですとか予防保全、こちらのほうをしていかななくてはいけないというところで、こちらについて去年より配分を多めに行っております。

ですから、そういった施設の保全的なもの、あるいは予防的なもの、そういったところに力を入れるためにこの基金を使ったと一方言える側面があるかなと考えております。

当然、財政調整基金とか抑制していかなきゃいけない基金もありますし、基金の取崩しは全ての基金によって少ないほうがいいという部分もあるんですけれども、ただ使い方としては有効に使っていかなきゃいけないという状況でもありますので、そのバランスを見ながら今後財政運営もしていければと考えております。

以上になります。

- 志賀委員長 菅原委員。
- 菅原委員 市債についてはどうですか。
- 志賀委員長 佐藤財政課長。
- 佐藤総務部財政課長 失礼いたしました。

歳入としての市債について触れさせていただきます。

こちら、昨日までの歳出のほうで今回は体育館の大規模改修ですとか、あるいは防災行政無線といった地方債をほぼ財源として活用していた事業が今回ないということで、それがごそつとなくなった部分で去年と比較すると市債の借入れの部分が落ちていると、21億円ほど落ちているというのは、まさに要因としてはそこになります。

この捉まえはということになりますと、当然市債というのは市町村が財産形成、普通建設事業ですとか、あるいは投資的事業を行うに当たって重要な財源ということでこの活用も当然重要と考えています。

その中で、昨日も教育部の中で小学校の急傾斜地対策ありましたけれども、こちらも今回、その答弁の中でありましたように、交付税措置のある起債、例えば100%充当できる、あるいは借り入れた中で償還に70%交付税措置がされるといった、そういった起債の中には交付税措

置の手厚いもの、あるいは全くないものとかもありまして、まずは、この金額の増減も大事なんですけれども、借り入れる起債の中でより手厚い財源措置も期待できるもの、有利な財源を選びながら借りていくということがまず財政として大事だと思っています。

以上になります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。分かりました。

それで、この繰入金と市債によって、地方交付税が関係してくるんじゃないかなと私は思っていますけれども、今回、先ほどの説明にあったんですけれども、去年の体育館の大規模改修と、それから防災行政無線のシステム整備ですね、情報伝達のシステムが4億円、それから大規模の体育館のほうは14億円ということで、結構な金額で繰入金とか、市債とかそういった部分が多分出てきたと思うんですけれども、そこで、今回の来年度の財政を見ますと、今年よりも来年のほうは厳しいという感じがあるのか、それとも、今回大がかりな修繕とか、大規模な建物を直すとか、そういった部分は多分ないかと思うんですけれども、そういった意味で、やはり7.6%の歳入減という形になったと思うんですけれども、その辺なんかはいかがなんでしょうか。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今後の財政、一般会計の予算規模と捉まえた中でお答えさせていただきたいと思います。

今回は大きい特殊要因がなかったということで、予算規模のほうはまず少なく、去年よりは少ない予算規模にはなっているんですけれども、今後の予算規模がどのように推移していくかと。施設の改修ですとか、そういった費用がどのように出てくるかということなんですけれども、こちらについては、ただやはり当面これだけ施設の老朽化が進んでいる中で、どの施設がというのはなかなか具体には今挙げられないですけれども、今後の予算編成の中でもそういった課題は間違いなく出てくるだろうと考えております。

また、今回、総務部のほうで公共施設個別施設計画といった、今まででいう公共施設の再配置計画の更新も今回、今年度取り組んでまいりますので、そういった作業の中でもどれぐらい施設に対して財源を投じていかなきゃいけないかというシミュレーションといたしますか、そういったものが見えてくる中で、今後の予算編成は多分それは向き合いながらというか、正面から捉まえながら予算編成に向かわなくては行けないと。

具体的な規模はということのお答えはしづらい部分にはなるんですけども、そういった財政需要は間違いなく出てくると捉まえております。

以上になります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

質問の時間がないので、次の質問に移ります。

次、同資料の66ページ、67ページですね。塩竈市清掃工場の延命工事についてお伺いしたいと思います。

先日、2月18日、ダイオキシンの問題など新聞報道があったんですけども、市民の健康や環境などに影響するという大変不安も大きいものと私は思っております。

この問題の再発防止に向けて、新年度の予算として具体的にどのように対応を検討をされていかれるのか伺いたいと思います。

○志賀委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 まずは答弁に先立ちまして、先日発生いたしましたダイオキシン類の基準値超過という極めて重大な事案、こちらは施設を所管する担当課長として大変重く受け止めております。

今後、市民生活に影響が出ないように対応を図っていきますとともに、再発防止に向けたマニュアル作成などを行っていきたいと考えております。

このたびは、多大なるご心配並びにご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご質疑のありました、ダイオキシン関連の予算でございますが、新年度には計上はいたしておりません。ただ、今後ダイオキシンに関しまして、どの程度、度臨時的な経費が発生するのかというのは、今現在、精査をしております。ただ一方では、清掃工場を休炉するということで、本来かけるべき予算を執行しないということも考えられます。

具体的には光熱水費ということで、清掃工場で言いますと、毎月400万円以上の電気代がかかっておりますので、こういった執行しない予算を、まずは活用しながら、ダイオキシン対策に充てていきたいと考えております。

ただ、今後の状況次第では、場合によりましては、補正予算の計上というものを見据えながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

今現在、清掃工場、ダイオキシンの問題でどういう状況なのか、運転されているのか、それとも運転されていないのか、どういう対応されているのか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

○志賀委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 2月18日にダイオキシンが判明した以降、即工場のほうは休炉ということで対応しております。

今現在でございますが、まずもともと3月2日から令和7年度の改良工事、昨日から着手をしております。今回、ダイオキシンの発生原因となった温調バーナーの不具合につきましては、今、プラントメーカーに確認・修理をお願いしております、この3月2日からの改良工事期間の中で対応は可能だという回答をいただいております。

よって、改良工事の工期が、今のところ4月11日を想定しておりますので、その改良工事が終わり次第、ダイオキシンの対策ももう済んでいるという前提ではございますが、まずは一旦、試験走炉を行わせていただきまして、そこでダイオキシンの再測定を行います。

ただし、ダイオキシンの再測定には、おおむね早くても2週間程度、結果が出るまでかかりますので、その結果が出次第、清掃工場の再稼働という予定を現時点では組んでおります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 今現在、ごみというのは、どのように対応されているのか。

○志賀委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 失礼しました。

休炉中のごみの対応につきましては、宮城東部衛生処理組合に、生活ごみについては委託処理を行っております。

なお、生活ごみ以外の事業系の一般ごみにつきましては、清掃工場のピットが今満杯になっておりますので、中倉埋立処分場に仮置き対応ということで今進めているところでございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

今現在、止まっているということで、宮城東部衛生処理組合に委託されているという形で、委託料も私も確認させていただきましたので。

そこで、今回の令和8年度の予算の事業の中で1億6,400万円ですね、今後の寿命化計画という形で予定されていますけれども、その内容について説明いただきたいんですけども。

○志賀委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 それでは、令和8年度の予算の関係について、議案資料を基にご説明を申し上げます。

資料No.17、66、67ページをご確認ください。

こちら令和8年度以降の延命化工事ですが、昨年10月に策定しました延命化計画に基づいて、本格的な着手に臨むものでございます。

表の欄をご覧くださいますと、令和8年度は大規模改修と維持修繕という2つの工事の発注を予定しております。

大規模改修につきましては、優先度の高い煙突設備やクレーン設備の更新、それに併せまして、製作期間が長期化になると予想されるコンベア関係、あと電気計装設備等をこちらの大規模改修のほうに一括をして発注する予定でございます。

あわせて、今回、特殊設備のリニューアル、かなり専門性を有するということから、関連する委託業務についても発注を予定しております。

ただし一方で、大規模改修の発注から契約につきましては、相当時間がかかると予想されますので、併せまして、例年実施している定期修繕の工事も同時に発注を進めていこうという流れで検討しております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

この大規模修繕と、それから定期的な改修工事も含めて2本立てで進めるという形だと思います。

ここにも今後の予定で書いてありますけれども、工事期間中には何日かかかるわけで、機械を止めなくちゃいけないという部分があるんですけども、その中でこの止まっていることで、やはり同じように宮城東部衛生処理組合さんのほうに委託されるのか、その金額というのはどのぐらいの金額でされるのか、その辺お伺いしたいなと思います。

○志賀委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 資料No.17の67ページ、今後の予定をご覧くださいますと、まず大規模改修につきましては、あくまで令和8年度の末に本契約の予定としております。

今回、維持修繕工事につきましては、9月頃に着手をしまして、おおむね年度内で終了させる予定となっております。

実際の現場の施工期間につきましては、宮城東部衛生処理組合と協議をしながら、おおむね2月から3月という形で想定をしているところでございます。

具体的な予算につきましては、資料No.13、122、123ページをお開きください。

こちら衛生費、第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費第12節委託料の中段にございます、可燃ごみ処理委託料3,121万2,000円、こちらが宮城東部衛生処理組合に対する委託処理費用として計上しているところでございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

宮城東部衛生処理組合さんの金額も、ここで委託料ということを書いてありますけれども、今後、どういったまた修繕が必要になるか分からないという形でありますので、多分延命化してもまた何年かでやはり延命していかなくちゃいけないという部分が多分あると思うんですけども、以前も宮城東部衛生処理組合さんのほうに今後の方向性としては、業務委託も含めて塩竈市の清掃工場も含めて、宮城東部衛生処理組合さんのほうに加入されるということも考えていますけれども、やはり費用対効果もございますけれども、こういった期間を見通して計画的に本当に施設整備を進めていかないと、やはり塩竈市のマイナス面も多分出てくるんではないかなと思いますので、しっかりとその辺も更新時期、また事業費の見通しを明確にして進めていただきたいなと思います。

これで、清掃工場に関しては質疑を終わらせていただきます。

続きまして、同じ資料No.17の64ページです。

盆踊り継承事業について質疑させていただきたいと思います。

これは、昨年9月に私も一般質問で盆踊りですね、質問させていただきました。

うちの町内会の中でも盆踊りというか、夏祭りという形でさせていただいて、本当にこの夏祭りに関しては、たくさんの小学生・中学生、また大人の方に参加していただきました。盆踊りという形では開催しなかったんですけども、ちょうど踊るスペースは取っていたんですね。

そういった中で、夏祭り、盆踊りというのは、地域の伝統文化の盆踊り、次の世代に継承というのもあるのと、それから世代の交流、コミュニケーション、地域のコミュニケーションという多分2つの意義が私はあるかなと思います。

今、どんどん子供が少なくなっていて、集まる機会というのが、大人も一緒に集まる機会というのが、ほとんど町内会でもないです。こういったイベントを組むことによって、この地域にこの方がいたのかなという部分も出てきますし、また、隣の町内会から来ていただいて、子供と一緒に夏祭りを楽しむという方たちも多く見かけられたわけでございます。

そういった中で、今後こういった人口減少、高齢化の中で、やはり地域でも盆踊りの継続が大変難しくなっているんじゃないかな。そのために、町内会が百何ぼある中で、23町内会とか24町内会が継続してやっているという形もありますけれども、だんだんそれもできなくなってくるんじゃないかなと、私は思っています。

ただ、やはり本市の財政状況、決して余裕のあるものではありませんので、公費を使って、300万円という支出をされるわけでございますので、本当にきちっとした、効果的な透明性の高い運営が求められると思います。本当に人口を増やすということで、私も今回一般質問させていただいて、関係人口もやっぱり増やしていかなくちゃいけないという部分も私はここにあるかなと思っているんですけども、そういった部分では、どんなイベント、確かに夏祭り、みなと祭りもやっておりますし、前夜祭で花火も上げているし、本祭ではよしこの塩竈のパレードで皆さんが踊っているというのもございますけれども、そういったイベントの企画も多少なりとも増やしていただければ、やはり塩竈の魅力というか、そういった発信もできるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺、盆踊りの継承事業というのはいかがなんでしょうか。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉生活市民部次長兼市民課長 盆踊り継承事業についてのご質疑をいただきまして、市としての考え、なぜこの事業をやって、どのようにやっていきたいのかというようなご質疑なのかと思います。

これまでは町内会単位で盆踊りなど行われてきたものが減少しています。それは、原因としては役員の方たち、担い手の方たちの高齢化ですとか、ライフスタイルが変化しているというところで、なかなかその運営に携われる人材も町内会のほうで確保できないのかなというお話も聞かれるところでは。

そういったところで、夏の行事、それから、文化・風物詩が途絶えるということが、市として、そういったことを解消していくというか、そういった途絶えるということに対して、市として何か支援できないかということで、この事業を進めてきたところになります。

また、委員がおっしゃられるとおり、文化や伝統の継承、それだけでなく、地域コミュニティーについて、その希薄化についても危惧されるというところで、今までそういった行事などで顔を合わせていた方たちが、なかなかそういう機会がなくなることも懸念されるということになりますので、そういったところが少しでも解消できるようにということで、市として盆踊りを開催いたしまして盛り上げていきたい。そして、文化の継承、それから、地域コミュニティーの維持をしたいということでの来年度の試行的な事業として考えているところです。

以上になります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

ぜひとも継承だけじゃなくて、地域コミュニティーも含めたこの文化、盆踊りが次世代につながるような企画をぜひお願いしたいと思います。

次の質疑ですけれども、実施計画の29ページから質疑をさせていただきます。

高齢者の紙おむつ支援事業についてでございます。これは令和8年度予算に計上されていますけれども、紙おむつ支援事業、事業のこの目的と……。そうですか、すみません、明日やります、ごめんなさい。

次に、実施計画の41ページ、U I J ターンの促進事業について質疑させていただきたいと思えます。

この制度の予算額667万4,000円についてお伺いしたいと思います。

この制度について確認させてください。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 このU I J ターン促進事業の制度内容でございますけれども、東京23区にお住まいの方、あるいはその23区で勤務されている方が本市に移住した場合に補助金を交付する内容でございます。

金額としては、1世帯当たり100万円、子供がいっぱいいますと、さらにそのお子様分ということで100万円がプラスされます。単身世帯の場合は60万円ということになっています。

財源としては、国から2分の1、あと県から4分の1の財源が来まして、本市の実質負担が4分の1という内容でございます。

今回の660万円ほどの中身でございますけれども、世帯移住の方を2件想定しておりまして、あと単身世帯の方が1件想定しています。世帯移住の方にそれぞれ子供がお2人いるという想

定で、予算化をしている内容でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 2件という形ですけれども、対象が東京からの移住という形でございますけれども、この辺の対象について、もう少し詳しくお願いしたいと思うんですけれども。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 対象となる方が、東京23区にお住まい、または、東京圏の在住ですね、例えば千葉県などにお住まいで、東京23区内で勤務されている方が、本市に移住される世帯の方となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

移住という形なので、そこで子育て・三世同居近居と隣のページにもあるんですけれども、この関係性も多分入ってくるんじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺というのは塩竈市の魅力のPRにつながっていく、定住増加策とも考えますけれども、それは両方で何か制度を事業として取り入れることもこれは可能になってくるんでしょうかね。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 基本的に国の補助制度がほかの補助制度を受けていないという前提がございますので、重複ができないということになっております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ぜひとも皆さん、UIJターン促進事業というのがあるというのがなかなか浸透されていないんですけれども、ぜひともこの辺もSNSを発信しながら、東京の方も含めて、この塩竈市の魅力をPRできて、定住に結びつけていただきたいなと思います。

次の質疑ですけれども、同じこの下の部分に空き家利活用の促進事業というのがございますけれども、予算額が107万円ということで、この事業の内容の説明いただきたいんですけれども。

○志賀委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 空き家利活用促進事業についてのご質疑でございます。

こちらの事業なんですけれども、大きく分けて2つございまして、まず空き家の利活用を促進するというので、生活環境保全を図るとともに、定住の促進と地域の活性化を図るということなんです。

まず空き家バンク登録というものがございまして。空き家を売りたい、貸したいという所有者が登録し、空き家を買いたい、借りたいという考えを持っている利用希望者への情報提供を行うものでございまして。こちらに関する事業としましては、空き家流通促進事業といたしまして、所有者が空き家バンクと連動して家屋の調査を行うものでございまして。

あともう一つが、空き家の修繕工事助成事業ということで、所有者または利用希望者がこちらから空き家バンクと連動しまして、空き家の修繕工事を行う際に経費の補助を行うものでございまして。

あともう一つが、倒壊の危険がある危険空き家に対して、こちらを除去しまして、空き家の発生を抑制するとともに周辺地域の環境保全を行うものでございまして。こちらの事業については、空き家の除却促進事業というものと、あともう一つ、除却に伴いまして金融機関から融資を受けた場合、その利子額を一部補給するという事業をやっておるところでございまして。

予算については107万円ということですが、最初に申した空き家バンク関連につきましては、調査について5万円、こちらが1件、あとは修繕工事について50万円、こちらも1件でございます。あと、特定空き家の除却に関するものについても、1件50万円としておりまして、こちら補助率が3分の1です。利子補給につきましては、利子の補給期間を5年と想定しておりまして、限度額10万円で、年当たり2万円、こちらも2万円1件ということで52万円となっております。合計107万となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 当局に申し上げます。時間が限られておりますので答弁は要領よく簡潔にされますようご協力をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

実績として今述べていただきましたけれども、107万円というのは、やっぱり全体的に考えると空き家の対策としてはちょっと少ないんじゃないかなと、この予算が。もう少しボリューム

ムを上げて効果をもっと最大限にできたらと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、ちょっと時間もございますので、同じ実施計画の54ページの中心市街地にぎわい創出事業のこの制度の中身について、説明いただきたいと思ひます。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 こちらの中心市街地にぎわい創出事業ですが、内訳としましては、記載ございますけれども、シャッターオープン事業と空き店舗改修事業の補助金、これまでの空き店舗改修事業の補助金と、また商人塾事業を併せて、中心市街地にぎわい創出事業と呼んでいるものでございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

そこで、空き店舗の利活用ということで、商店街の建物の不動産ですか、不動産のほうに、大家さんのほうに補助する制度がここに多分入っていると思うんですけども、それはどういった内容なんでしょうか。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 令和7年度と令和6年度実施しておりました、空き店舗改修促進補助金になりますが、こちらのほうにつきましては、1年以上利用されていなかった空き店舗、居住している部分ですとか大き過ぎる間取りについて、例えば改修する場合の所有者向けの補助金ということになります。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

せっかく事業を行っていることなんですけれども、実績なんかはあるんでしょうか。多分2回ぐらいやっているのか、また継続してやっているとは思ひますけれども、その辺の何ですか、実績というか、効果についてお伺ひしたいと思ひます。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 実績につきましては、令和6年度がゼロ件で、令和7年度として1件、今回、年度内に申請がございました。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 2年間で1件という形でございますけれども、これだけやはり塩竈市には、閉めている店舗が多くあると思います。そんな中で、この制度の中身ですけれども、1階部分、それから、空き店舗のなかなか2階の部分までの支援がないという形で、もう少しいろんな形で、拡充というか、この補助金の何ですか、もっと大きくできないものか、その辺はいかがでしょうか。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 ご指摘のとおり、2年間で1件しかなかったというところに課題を感じておりまして、どうしたら使っていただけるかということで、今回、シャッターオープン事業を拡充というか、一本化、その事業と一本化しまして、所有者向けの枠というんでしょうか、メニューをつくることとしております。

その中で、店舗所有者の方もシャッターオープン事業として自ら事業を行う場合にも使うことができますし、改修のみの場合でも対象となります。また、今まで店舗の1階のみがシャッターオープン事業の対象となっていました、一部、2階のみだと難しいんですが、1階と2階が連続している場合とか、少し拡充しまして、これまで対象とならなかった部分も対象となるようにしたところでは。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 あともう一つ進まない原因というのは、やはり店によっては物が置いてある、物を置いて出たというお店の中にはあるんですけれども、その辺の物の処分も含めた拡充なんかできないのかということで、あと、やはり大家さんとかというのは、お金多分ないんじゃないかなと思うんですけれども、借手が決まってからこの補助が出るのか、それとも何ですか、決める前にこの制度が使えるのか、その辺はどうなんですか。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まずは、ご相談を受け付けたいと思っております、借りる予定であるという段階でもご相談は受けませんが、補助申請の段階では予定でも結構ですが、実績報告は必要になりますので、実際に借りて家賃を支払ったという実績は必要となります。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○志賀委員長 以上で菅原委員の質疑は終了いたしました。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑をさせていただきたいと思います。

ちょっと件数が多いので早速進めていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、資料No.11、施政方針と予算案のところからですが、資料の8ページですね、資料の8ページをご覧ください。

その中段に「後期基本計画の策定を見据え」ということが書いてあります。また、予算の概要のほうを見ても、「後期予算計画の策定を見据えた事業計画を」という話があります。

この点について、実際に見据えてどのような展開をしようと今回の予算の中で組んでいるのか、その部分をまず伺いたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 後期計画策定を見据えてということでございます。

長期総合計画前期基本計画の総括を行いまして、主には将来人口よりも既に下回っているという大きな課題があります。このことから、移住定住施策の重点化を図るということで、具体的な事業でございますが、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の拡充、また新婚さんいらしゃい事業を見直しまして、結婚新生活支援事業など新規事業を組んだところでございます。

また、子育て世帯への支援に向けましては、乳児健診の1か月児健康診査の事業ですとか、そういった新規事業も組んでいる内容となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今回の予算を見ると、様々やはり新規もですが、拡充、それから、見直しの部分ということがあって、スクラップアンドビルドを繰り返して非常にいいなという印象を受けておりました。

その中で、今、ご提示したページ、同じ資料No.11の35ページなんですけれども、ここに新規事業と拡充事業と、あとは継続の事業と書かれているわけなんですけど、事業というのはもちろん長期総合計画や市長のお考え、マニフェストの部分を基に優先順位がつけられながら予算編

成がされていると思うんですけども、ということは、新規があったり拡充がある場合、減ったりなくなったりするものがあると思います。工事とか単発の部分を除いて、今回減らした、もしくはやめたという事業がもしありましたら、ご紹介いただければ幸いです。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 工事などの以外で廃止という事業はほとんどない状況なんですけれども、主な今回見直した内容としては、先ほど申し上げました子育て・三世同居近居住宅取得支援事業の中で、これまで市外からの転入者に対しては50万円だったものを30万円に減額して、その分、中古住宅に拡充したりですとか、あるいは新婚さんいらっしゃい事業を見直した結婚新生活支援事業の中では、国の補助に該当するような事業に衣替えをしたということで、そういった事業面での組み直しということを念頭に置いた構築となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続いて、資料No.17からいきたいと思います。資料No.17の52ページからです。

こちらに目的別の予算表が書いてあるんですけども、この表と過去何年か分を見ていくと、民生費はもちろんなかなかどンドンどンドン上がっているわけなんですけど、それに続いて総務費もここ4年ぐらいですかね、上昇傾向にあります。特に予算に占める割合の部分で大きく上昇しているところがあって、これがいずれなかなか予算を圧迫していくんじゃないかなと想像しておる中で、今後、後期計画に向けて政策的な予算というのをしっかり確保していくということを考えたときに、この傾向をどのように捉えて対策を取っていくか伺いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今、委員がおっしゃったように、まず総務費についての予算規模ということで、確かに年々増えているというか、高い水準、これが10年前、十数年前ですと20億円前後ぐらいだった時代もありましたので、それと比べると大分予算規模上がっている費目になるかなと。

要因はありまして、例えば総務費ということで長く幅広い範囲がある中で、例えばシステム標準化に係る電算関係の経費もこの費目の中で見えていますし、あるいはふるさと納税についても収入としてのふるさと納税ありますが、その半分かかる経費というのの計上も総務費の中の企画費となっております。

あるいはバス事業ですとか、あるいは、今回の盆踊り事業なども今回第2款で展開している部分で、なかなかバリエーションが多い中で、ただ予算規模が増えているというのは事実でありまして、ただほかの予算、民生費ですとか土木、衛生いろいろある中で、その増減を注視しながら、バランスは取りながら、ここら辺はコントロールしていければと考えております。

以上です。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。了解いたしました。

いろいろ総務費って非常に幅広いので、一概に総務費というだけではまとめられないんですけれども、ありがとうございます。理解いたしました。

続きまして、実施計画の52ページを発信させていただきました。この中に、みやぎの台所・しおがま推進事業があります。このみやぎの台所・しおがま関連の事業、この後、2ページ、3ページにわたり幾つかあるわけなんですけれども、三陸塩竈ひがしものに次ぐブランドをつくっていくということで、非常に頑張ってもらいたい事業の一つではありますけれども、どこに何の予算が入ってるんだらうかと分かりづらいなということを思っておりました。

この52ページを拝見させていただくと、一番上には、みやぎの台所・しおがま推進事業では、次年度の予算が1,180万円と書いてあります。一方、予算書を拝見させていただきますと、予算書、資料No.13の135ページを見ると、事業内訳の項目のところに、みやぎの台所・しおがま推進事業と同じ名前で1,455万円と書いてあって、同じ事業名であるんだらうものが金額が違うものは記載されております。

また、その左側の説明の項目には、様々な事業が書いてあって、多分これらがある程度まとめられて推進事業となっているんだらうなという想像はできるんですけれども、それぞれどこに入ってるのか分かりづらい状況になっておりますので、みやぎの台所・しおがま推進事業の内訳と、それから、この第18節負担金補助金及び交付金に書かれている様々な事業の予算の原資の部分と交付先について、一般会計の範囲で教えていただければ幸いです。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 みやぎの台所・しおがま推進事業ということで、実施計画には1,180万円と記載されております。予算説明書のほうには1,455万円という記載があるというところでございますが、基本的には1,455万円というところで計上させていただいております。

その差額275万円でございますが、資料No.13の135ページをご覧いただきたいと思うんですが、

1,180万円プラス、第18節の負担金補助及び交付金のところの上段にあります水産物等販路回復事業補助金及び魚食育普及促進支援事業補助金、この75万円、合わせて275万なんですけれども、こちらのみやぎの台所・しおがまの推進事業にひもづいている事業でございますので、先ほどの1,180万円プラスこの275万円ということで、1,455万円でございます。

推進事業の主な交付先ということでございますが、基本的には、例えば水産業の振興を図るため販路拡大であったり回復に係る水産関連団体に対しての補助ということでございます。例えば販路回復事業におきましては、どっとまつりであったり、見本市、今度の3月22日に開催されます魚市場まつりに対してということで、塩竈市水産振興協議会であったり、塩釜商工会議所、または買受人組合などという関連団体に対しての補助を行っているところでございます。

あと、仲卸市場というところで書いてある部分に関しては、塩釜水産物仲卸市場に対しての補助ということで補助させていただいている状況がありますので、よろしく申し上げます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

最後に仲卸市場のお話もありました。塩釜水産物仲卸市場のところ、ちょうどお話があったので見るんですけども、運営計画支援事業補助金というのは、多分、みやぎの台所環境整備事業補助金交付要綱に基づく、支出だと思んですけども、その次の活力強化支援事業補助金というのは、どの制度を使ってお金を捻出されているのか伺いたいと思います。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今回新たに塩釜水産物仲卸市場に対して2件補助をさせていただいております。

1つは市場の運営計画支援事業、もう一つは仲卸活力強化支援事業ということで、合わせて530万円という補助をさせていただいております。

こちらにつきましては、やはり仲卸市場が今、施設の老朽化であったり、組合の定数が減っている状況を踏まえて、いろいろな活動をしている状況であります。その中のちょっとやっばり今、仲卸市場は重要な分岐点であるということも踏まえまして、今回補助をさせていただくという状況があります。

委員がご指摘のみやぎの台所環境整備事業補助金の交付要綱を使っているんじゃないかというところでございますが、こちらの補助金は令和6年度に創設した事業でございます。中身といたしましては、昨今の夏の暑いというところがあって、仲卸市場の施設、観光客が体調を崩

したり、海産物が鮮度を落としたりというところがありますので、そういうところを防ぐために、屋根の上にスプリンクラーをつけたり、市場の17か所の入り口にミストが出るような設備をつけさせていただいたという補助でございます。

今回新たに2件の補助を使うに当たっては、新たな補助要綱を作成いたしまして補助を交付する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、既存の要綱というよりは、新たにまたその補助メニューをつくってという話なんですね。理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、同じ資料No.17の57ページです。人事評価システムです。

概要のところを拝見すると、非常に有効なシステムなんだろうなというところを想像できるんですけども、実際このシステムを導入すると、今までできなかった、もしくは時間がかかっていた、人員がかかっていたものがどのように変わるのか、このシステム導入のメリットがちょっと見えづらいなというところがありましたので、その部分をまず伺いたいと思います。

○志賀委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 人事評価システムについてお答えいたします。

人事評価につきましては、本市におきましては、今年度から試行段階を経て見直しを行ってきたというところで、この機会にシステムを導入しようというものでございます。

この見直しにつきましては、これまでなかなか活用できなかった職員の給与や昇任への反映をしていきたいというもので、本格実施を一部しているところでございます。

現在は、昨日もお話ししましたが、職員、個人、一人一人、エクセルシートによってデータ管理をしております、これが約500名の業績評価と能力評価という2つのシートがありますので、これの集計作業等ですね、これにつきまして人事担当職員の負担が膨大になっているというところで、これの大幅な改善が見込まれるということで、システムの導入をさせていただく予定のものでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。エクセルだったんですね。お疲れさまでございます。

続きまして、同じ資料No.17の61ページです。公共施設個別計画の策定について伺いたいんですけども、今回、中期の計画を立てますというお話なんですけれども、この個別計画の上位

に総合管理計画があると思います。その総合管理計画の中で、実際、今後、修繕とかメンテナンスにどれくらい年間費用かかってきますよという見通しも立っているわけで、それをベースに今回中期計画を立てていこうと思うんですけども、予算面、要するにこういう金額かかるだろうということは想定はしつつも、それに充てられるだけの予算があるのかなのか、その予算的な裏づけ、今回この個別計画をつくるに当たって予算的な裏づけってどうなるのか、その部分説明していただきたいと思います。

○志賀委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 公共施設個別施設計画の策定事業についてのご質疑でございます。

現時点では、その更新にかかる費用と申しますか、財政見通しで財政課のほうで毎年、今後の収支見通し上で施設にどれくらいかかるかという見通しを各所管課に照会し、それを基に財政見通しを掲載しているところではございますが、現時点では必ずしも個別施設計画とその金額が結びついていない部分もございますので、今回の個別施設計画の策定に当たりましては、中期の策定、あるいは再配置計画の短期の振り返りと中期の改定に当たりましては、その辺も踏まえて有機的に機能的に結びつけられるようなことを検討して策定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。総合計画管理計画を見たときに、非常に修繕費がかかるなというところを見ていて、よく予算的に工面できるなというところもあったので、伺いさせていただきました。ありがとうございます。

続きまして、同じ資料No.17の58ページ伺います。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の見直しということで、今回、先ほど引地政策課長からもお話あったように、少しずらして予算をつくったという話なんですけれども、今回、少し懸念点として、中古住宅の空き家の利活用というところも含まれてくるという話なんですけれども、実際、表で示していただいたように、日本人は新しいもの好きなのか分かりませんが、新築住宅のほうに偏重しているところはあると思います。これ、別に塩竈市に限った問題ではなくて、日本全国どこでも新築のほうと同じように七、八割の確率で新築というものを選ぶ方が多いようです。

日本人、塩竈にいらっしゃる方でもいいんですけども、その新築住宅を選ぶという傾向

に偏重している理由をどう分析しているのか。また、そこに対して今回の支援制度というのが
どことなくさびを打てるのか、そのあたりどうお考えなのか聞きたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 まず、新築に偏っている状況でございますけれども、新たな生活をする
際には、新築が魅力的だということと、あと本市は周辺と比べて土地の値段が安いということ
もありますので、そういったことで新築が今まで偏ってきたのかなという経過もございます。

それで今回、中古住宅に対してさらに補助を拡充するというところでございますけれども、今
の本市の中古住宅の状況で、インターネットでの状況でございますけれども、大手の住宅サイ
トに掲載されているのが、約100件の中古住宅があるということでございます。そのうち、約
7割が築10年以上の物件だということで、今後、空き家になる可能性があるところを未然に防
ぐということで、今回、拡充している内容でございますので、まずこの補助制度をやってみて、
さらにその申請状況も加味しながら、今後ブラッシュアップできるものは速やかにできればな
と考えています。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

その際に、これまでの子育て・三世代同居近居の事業の中の反省点として、ほかの近隣自治
体との間の差別化がという話が、先日の引地政策課長からもお話にもあったと思います。

今回この事業を新しく少しデザインをしっかりとし直すことで、例えば、周辺自治体との差別
化であったりとか、前回と同じ轍を踏まないような制度設計の仕方、そういうのは意識されて
いるのかどうか伺いたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 やはり先ほども答弁を申し上げましたが、中古物件に対する補助を手厚
くということで、あと、アンケートの結果としては、あまりこれが移住の決め手となっていな
かったという反省もありますので、そこは、県内全域調べきれてはいない状況でございますけ
れども、こういった手厚くやっているところはまだ少ないのかなということで、そういった意
味で差別化を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。国のほうでも今、新築の要件が厳しくなってきたり、中古住宅をもっと活用していこうということで流れのほうできていると思いますので、ぜひ先駆けて中古住宅を塩竈で確保してよかったという意見が出るようにお願いいたします。

続きまして、寺子屋しおサポについて、教育委員会に伺いたいと思います。

寺子屋事業、非常にいいなと思っていて、この事業伸びてほしいなと期待している事業の一つではあるんですけども、この中で、次年度の事業が年間11回ということで、なかなか開催頻度がそんなに多くないのかなと。月1ですと。

それで、子供たちの学力の向上を図るものを書いてあるんですけども、学力の向上の前段階が目標としては適切なのかなと考えているんですけども、この事業の効果というのは、実際のところ何を狙っているのか伺いたいと思います。

○志賀委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 寺子屋についてのご質疑ですが、まず一番のコンセプトといたしましては、学校と家庭以外の学習機会の創設というところを土台に考えております。

その中で、学生ボランティアの協力も得ながら、やっぱり勉強が分からない、そういう子供たちに学習する意欲を持つ、そのきっかけづくりになるのかなというところで考えているところです。

今年度、試行的に実施して、これまで8回実施して、今週末曜日に9回目を実施する予定でございますが、その中で毎回、子供たち、それから保護者の皆様にもアンケートに協力をいただいております。その中で、保護者の方からは、まず月1回程度が非常に親としてもいいなというところでのご意見が多くいただいているところもありましたので、すぐに学力の向上につながるかというところはもちろんありますが、まず意欲、そういうところを大切に次のステップとして学力向上に結びつけたいと考えているところです。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

保護者のアンケートで月1ぐらいがいいなということ、どういう理由で月1がいいのかなというのをちょっと分からないので何とも言いがたいところもあるんですけども、どうしても月1回だときっかけづくりというところまでにとどまってしまうのかなと。

それを補完する事業もあってもいいのかなとは考えておまして、寺子屋という名前、江戸時代から続く制度ですけど、続いてはいないかもしれないけど、制度なんですけど、寺子屋のい

いところって学生同士というか、いらっしゃる子供たち同士でも勉強を学び合えるというところもあると思うんですね。

なので、この寺子屋しおサポの補完事業として、例えば今、空いている壺番館の1階を子供たちにフリーで開放して、そこでお互いに学び合える、コミュニケーションを取れるような場所をつくと、この月1のしおサポの補完事業みたいな感じでいいのかなという考えもあったんですけども、そこはあくまで提案なんですけど、このしおサポ、月1のきっかけづくりからその先の学習、学力向上につなげるための次の策みたいのは想定された上で今回の事業を実施されるのか、その部分を伺いたいと思います。

○志賀委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 まず、今年度試行実施というところで、場所とか曜日とかいろいろ形態を変えながら実施してきて、子供たちの実態であるとか、どういう形であれば参加しやすい、あるいはどういうものを保護者であるとか子供たちの実態として見取れるかというところで、今年度実施してきたところです。

今後、いろんな課題、当然場所の問題であるとか、回数の問題とか、今、委員がおっしゃるように、いろんな課題あるわけなので、この後、実際、本格実施をしながら、また次の段階につなげられるように検討も同時に進めていきたいと考えているところです。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

寺子屋のいいところ、民間の事業なんですよ、あれってね、公的事業ではなくて。

あまり公で一生懸命こういうスペースつくると、民業圧迫にもなってしまうかねないところもあるので、ぜひ子供たちが自立的にというか、この事業が自走するような仕組みづくりというのを行ってあげるといいのかなと思いましたので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、同じ資料の60ページです。結婚新生活支援事業について伺いたいと思います。

この事業を見ると、一つ疑問に思ったところが、新婚の方々、もしくは結婚しようという方々がこの事業のことをどこで知るんだろうというところが疑問にありました。その知るタイミングによって、この事業が定住促進につながるのか、それとも定住を決めた方のその後のサポートになるのかというところ大きく変わっていくなと思っておりまして、担当課としてはこの対象となる方々がどのタイミングでこの事業を知って活用すると至っていくのか、シナリオをどう描いているのかを伺いたいと思います。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 まず周知につきましては、お認めいただければできるだけ早めに広報あるいはホームページ、SNSなどで周知したいと考えております。

また、こちらの今後の予定にも記載しておりますが、不動産業者さんにもいち早く情報を入れまして、例えば物件を探している際にこういった事業の紹介などもしていただくことで、そういった新生活を送る方々に速やかに情報を届けたいと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。なるべく広報を塩竈市内に絞るとか、前段階でこの情報が対象者に届くように、ぜひPR活動をよろしく願いいたします。

続いて、実施計画に移りたいと思います。

実施計画の65ページ、アートプロジェクトについて伺います。

これまで令和6年、令和7年と120万円程度で推移してきた予算なんですけれども、今回は618万円ということで、ちょっと額が大きいなと考えておりました。

この予算急増の理由というか、今年の事業内容がどのようなものか伺いたいと思います。

○志賀委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 アートプロジェクト事業についてお答えいたします。

これまでアートプロジェクト事業につきましては、学校持ち回りの部分と、あとは今年度マリゲート塩釜におきましてペイントワークショップを行っております。

ただ各事業とも単発的なイベントになってございます。こちらを今後、統一的な一体感のあるものにしたいという部分でございます。

ここの課題につきましては、文化・芸術の担い手が不足している、あともう一つは、地域資源を生かした発信、こちらが不足しているという部分でございますので、今回事業を拡充しまして、担い手の人材の育成、それから文化発信の仕掛けですね、進め方の仕掛け、こういったことを盛り込んでいくために今回事業費のほう増えている状況になってございます。

以上です。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、このアートプロジェクトの指導役というか、監督役で来てくれる方を外から呼

ぶんではなくて、育成するというのが今回の事業として経費かかっている部分だということですね。分かりました。了解いたしました。

続いて、資料、行ったり来たりで申し訳ないんですが、また資料No.17に戻りたいと思います。資料No.17の65ページ。

盆踊りの継承事業なんですけれども、これまで様々質疑が行われていたので、分かる部分、理解した部分と若干分からなかった部分とあったので、ちょっとだけ伺いたいと思うんですけれども。

この事業、目的がよく分からなくて、文化継承とコミュニティーの維持というのは理解するんですけれども、ご答弁の中で軸足が二転三転するところもあり、実際、この事業というのは、確認も含めて、実際この事業、お盆という行事とか伝統を継承したいものなのか、それとも盆踊りというよしの塩竈ですとか、ハットセという踊りを継承したいのか、それでも一番上位の目的として地域コミュニティーというものを維持したいのか、どこに主眼を置く事業になるのか、もちろん派生効果はいろいろあると思うんですけれども、どこに主眼を置くかによって抑えなきゃいけないところというのが変わってくると思いますので、その点を担当課でどうお考えか伺いたいと思います。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉生活市民部次長兼市民課長 盆踊り継承事業についてのご質疑で、何に主眼を置くのかというご質疑をいただいております。

もちろん伝統文化継承、盆踊り継承事業ですので伝統文化継承ということで、盆踊りの踊りもですし、それから盆踊りという行事、そういったことを継承していくということもあります。そして、その中で地域コミュニティー、地域の方が集うということ、そういった機会を設けるという目的もございます。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

もちろん様々目的を持っていいと思うんですけれども、例えばその重き3つを入れてしまうと、結構がんじがらめな事業になってしまって、面白みとか発展性がなくなるような気もしています。

それこそ盆踊りというものの自体と考えると、お盆というもののことを考えなきゃいけなくな

ってきますよね。今、墓じまいだったりとか、家に仏壇がない家が出てくる中で、そもそもお盆って何に。それって、そこを無理やり教えていくことって押しつけになってしまうわけで、本当に未来の人たちがそれを期待しているのか。それだったら、盆踊り、塩竈で言うところのよしこの塩竈とか、ハットセ踊りのほうを引き継がないでいくというふうなのを主眼に置いたらいいんじゃないかとか、様々ちょっと考える部分はあるかと思います。

なので、その部分をしっかり要点を押さえて、ここだけは外せないというものをしっかり持っていったほうが、事業として成功しやすい、もしくはぶれないものになるんじゃないかなと思うので、その部分ですね、これもこれからだと思います。その部分をぜひ注意していただけたらと思います。

あと、今回、実行委員会形式を取られるということで、非常にいいなと思っておるんですけども、懸念点としては、塩竈みなど祭りのように、その時期になると職員がずっとそっこのほうにかかりきりになってしまっていて、せっかくのマンパワーが割かれてしまう、役所のマンパワーが、というようなことにならないといいなというのが懸念点としてあります。なので、なるべく早い段階で、もちろん実行委員会なので、令和8年度からでも実行委員会事務局をちゃんと役職外のところに置くということが一つ重要なことなのかなと思っているんですけども、本当の意味での実行委員会、市民が主体の実行委員会、そこにも役所も関わるというような形のスタンスをつくるために、役所として気をつけなきゃいけないことというのは何でしょうか。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉生活市民部次長兼市民課長 市の職員がこの事業にかかりきりになることで、大事なマンパワーを使ってしまうことへの懸念ということなのかなと思います。

もちろんそのとおりですけども、市の職員がこういった事業を行うことが一つの研修の機会とはなると思います。ですので、市職員も関われる部分は関わっていただく、そして、盆踊りですとかこういった行事に関して、詳しいところの町内会ですとか地域の方たちのご協力もいただきます。それから、各種団体の皆様にもご協力をいただきながら、皆さんでこの事業をつくり上げていきたいと考えております。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 もちろん市が関わるなどかではなくて、市長もここがいい勉強の場だという話、僕もそう思います。その中で関わり方なんです。先ほどお話があったように、市が関わる、ほ

かの方にも協力していただくではないですよ。市民全体でつくり上げていくものであれば、行政も含め、いろんな団体さんも含め、皆さんがフラットな形でこの実行委員会が集まって、こうしたらいい、ああしたらいい、やってく必要があると思います。その体制をうまくつくれるかどうか。どうしてもみんな、特にこの時期って、ほかのお祭りの準備だったりとかも含めて、非常に忙しい時期だったりもするので、どこの時期に開催されるか分かりませんが、そのあたり気をつけていかないと、「役所お願いね」「僕ら意見だけするから」で終わってしまうような、当日だけとか、なってしまうのが一番怖いなと思っています。そうすると、せっかく立ち上げようとしているもののよさというのが大分薄れてしまうような気がしておりますので、そこを気をつけていただきたいなと思っています。

あと、開催場所を含め、これから全部決めていくという話なんですけれども、スケジュール感、最後に確認したいと思います。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉生活市民部次長兼市民課長 こちらの資料にもございますとおり、何回か実行委員会をやっていくというところにはなりますけれども、スケジュールといたしましては、早い段階でもう日程ですとか会場のほう決めていきまして、あとは会場のレイアウトですとか、事業の内容、盆踊りは何をするのかとか、どういったことをやるのかという内容を、5月、6月あたりでもう決めていくということ。それから、必要な物品の調達なども5月、6月などで発注というところですか調達、そういったところをしなければいけないなと考えています。

それから、保健所ですとか消防署、警察署、それから会場の手配など、そういったところの手続等もあるかと思っておりますので、そういったところを6月、7月あたりで進めていきたいと考えております。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今の段階でまだふわっとしているところもあるので、多分この3月、4月が本当に勝負だと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、同じ資料No.17の81ページから伺いたいと思います。81ページです。

門前町活性化事業です。この事業を考えるにあたって、ちょうど観光振興ビジョンの切替えの年でもあります。なので、そこの総括というのが必要じゃないかなと思うんですけれども、今回はこの計画をつくって基本構想を策定しますというお話です。

そこで伺いたいのが、基本構想、作成します、ものとして一応文章が多分出てくるとは思うんですけども、そのよしあしってどのように評価するんですかというところ、要するに成果指標をどこに定めるかというのを伺いたいと思います。

○志賀委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、基本構想を定める部分につきましては、これまでの取組の経過なども含めた形で踏まえた構想となってくるということで、具体的には事業化していくのがここから先ということになります。

最終的には、やはりにぎわいが創出できたかとか、市役所だけではなくて民間の皆さんと一緒にできたか、また産業として成長できたかというようなことを目指したいのですが、具体的な指標については、これから設定していきたいと考えております。

以上です。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今回、予算として使うのが、官民連携基盤整備推進調査費というのを使いますということで、調査費の目的のところ、「基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援します」という話であります。

先ほど商工観光課長からもご答弁あったように、この事業が事業としてちゃんと自立して行くことが目的になろうと思います。これまでの観光振興ビジョンを見ても、事業主体としては、市ではなくて、門前町のあたりの、例えば、推進組織だったり何だりということは書いてあるんですけども、実際それまで行きつけたかという話になると、必ずしもそうではないとなっています。なので、行政としてできることというのは、いかにこの事業がちゃんと立ち上がるか、ビジネスとしてちゃんと立ち上がることができる支援ができるかというところだと思いますので、そのあたりが一つ指標として掲げていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じ資料No.17の68ページに移りたいと思います。

68ページ、浦戸地区の遊休施設利用というところで、この施設、あまり大きくない、診療所の2階ということなので、大きくないスペースなんですけれども、考えられる利用者の一つとして、長期で利用される方々というのが発生してくるんじゃないかなと思います。

そうすると、長期で利用される方がいると、部屋数少ない、しかもこういう間取りというこ

ともあると、短期の方々が大分制約されてしまうというのがある。ということがあって、そういう方々、例えばワーケーションで使いたい、もしくは、先ほどアートプロジェクトの話もありましたけれども、静かなところでアート活動に制作活動に没頭したいということで、アートインレジデンスなんていうものがあるんですけども、そういう事業が重なったときにどういうふうに対応するのか、長期の人をお断りですというふうにするのか、そのあたりのお考えがありましたら伺いたいと思います。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回の事業なんですけれども、我々としても土見委員より意見あったんですけども、長期的な部分についての重きを置きたいなと思っておりまして。

ただ、あくまでもこの施設、予約制とかそういう形になるので、そこはやりながらやっていきたいと思うんですけども、中長期的な利用のほうにも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

○志賀委員長 以上で土見委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの菅原委員の質疑に対する答弁につきまして、政策課長より訂正の申出がありますので、発言を許可いたします。

引地政策課長。

○引地総務部政策課長 先ほどの菅原委員への答弁におきまして、UIJターンと子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の重複で支給できないと答弁しておりましたが、正しくは重複で支給が可能ということでございます。おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

○志賀委員長 それでは質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願い

いたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 それでは、よろしくお願い申し上げます。

初めに、資料No.17、75ページの塩竈市就学前教育・保育施設整備等補助事業について伺います。

令和9年4月供用開始となりますけれども、改めてこの事業についてご説明お願いいたします。

○志賀委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 就学前教育・保育施設整備等補助事業について、ご質疑を頂戴いたしました。

この事業につきましては、今年度4月から始まりますこども誰でも通園制度に伴いまして、来年度、令和9年4月に向けて新たな施設を整備するものについて助成する事業となっております。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。もう少し詳しく、体制とかそういうことで説明をお願いいたします。

○志賀委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 令和8年度4月からこども誰でも通園制度始まりますが、今年度につきましては、3施設で誰でも通園制度を開始されます。

一定程度、事業につきましては15名定員で始まる事業でございますが、来年度、令和9年度4月からは新たに専門の施設を立ち上げまして、そちらのほうで5名定員のこども誰でも通園制度独自の、そのみの施設を整備するための補助金となっております。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

私勘違いしていたところもあったと思いますが、よろしくお願いしたいんですが、この事業は、現場としては既存の業務に新しい内容が加えるわけですがけれども、現場で働く職員にとって何か負担はないでしょうか。

○志賀委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 現場の負担についてということでご質疑を頂戴いたしました。

今年の4月からについては、一時預かり保育事業の一部としまして、こども誰でも通園制度の制度を始めさせていただくという形で、各施設をお願いしております。

来年度からにつきましては、専門の施設で改めてそのみの制度の職員を配置していただきまして、業務に当たっていただくということで考えてございます。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それのみということですが、既存のこれまでの保育士のほかに、この事業を行うに当たって新しく配置をするという意味でしょうか。

○志賀委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 令和8年の4月から1年間につきましては、一時預かりの制度、今5つの施設で行っていただいておりますが、今回、令和8年の4月からこども誰でも通園制度は3施設で行っていただきます。一時預かりに携わっていただいている保育士がこども誰でも通園制度のほう、今年度につきましては行っていただきます。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、資料No.17、76ページにあります、看護小規模多機能型居宅介護事業所整備支援事業について伺います。

この事業は、訪問、通ひ、泊まり、この一連のサービスなので、ご本人またご家族にとっても、大抵行つたとき、泊まつたとき、同じような顔ぶれの職員の方がいらつしやるということで安心できる事業ではないかと思ひます。

改めて、この事業についてご説明ください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの事業につきましては、今お話しいただいたとおり、訪問、通ひ、泊まりのサービス、あと看護と介護ですね、こちらを一体的にサービスできるものでございます。今までそれぞれのサービス別々になっていたものを、先ほどお話あつたとおり、スタッフが同じスタッフの中でサービスができるという事業でございます。

この事業の中身としましては、これから多機能型居宅介護を整備する民間事業者を募集しまして、そちらに対して整備費用を補助するという中身となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

なかなか、この事業所は、今回、塩竈市では初めての形態の事業所だと思いますが、介護報酬、介護度によって料金が違うと思いますが、この介護報酬と、このほかには食費とか部屋代とかがかかったと思いますが、大ざっぱでいいのでご説明お願いいたします。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それぞれについては、個別の階層によりまして変わってまいります。基本的には介護、看護、あと通所のサービスに基づいて算定されるものと考えております。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今、分かるところでいいのですが、大体1か月、要介護1の人、ここはたしか要介護1から利用と見たと思いますが、利用料金の説明をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 すみません、金額については、後ほど回答させていただきます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。結構高いような印象だったので、お願いしたいと思います。

どなたでも安心して利用できるように、この事業の継続を注視していきたいと思っております。

では次に、資料No.17、92ページ。

先ほども出ましたけれども、学習支援教室「寺子屋しおサポ」運営事業についてということで、説明を聞いていただければ、今年度はお試しのよう形で、令和8年度から本格的に運営ということが分かりました。

月1度、レクレーションもあり、学習は1コマ50分を2コマ行うとなっております。この内容について、市の側と学生さんと、こまめに今年度は年間通してこういう中身でやっていきたい

と思うとか、そういう細かい市と学生さんたちの打合せというのは、どのようにしているかご説明ください。

○志賀委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 学生との打合せということのご質疑でございますが、まず今年度試行でいろいろやったところでございます。学生ボランティアさんには、事前にボランティア登録をしていただきまして、こちらのほうで保険等を掛けさせていただいております。その上で、まず当日、開始時間よりもボランティアさん早めに集まっていた上で、その中で今日の内容であるとか、対応についてというところを確認させていただいた上で、まず1日のところをスタートしていたところでした。

今年度は試行というところで、その都度ボランティアさんも継続の方もいれば初めて来る方もいたので、年間を通してというところでの見通しというのはなかなかできなかったところですが、来年度は年度当初にある程度固まれば、その時点で年間を見通した形で打合せを持って進めていきたいと考えているところです。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。では、来年度は詳しく相談して進めていくというお話でした。

子供たちへの学習面の支援とともに、年齢が様々、地域も違い、子供たちが交流できるというのはとてもいい機会になるのではないかと思います。

市としてこの事業に対するねらい、どのようなことを考えていますか。

○志賀委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 まず、第一義的には、先ほど申したように、学校、家庭以外の学習機会の創設というところではございますが、実際、今年度試行でやってみたところ、そこで子供たちの関係性、同じ学校の子供だけではなくて、よその小学校同士の関係であったりとか、あるいは勉強を教えてくれるボランティアとの関係性であるとか、そういうところで付随的な部分として居場所づくりにもつながっている、そういう意味ではパッケージとしてすごくいい企画になっているのかなと捉えているところでございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

このボランティアとして参加される学生さん、来年度はこういう事業をやりますよという、そのPRはどのような方法でやるのでしょうか。

○志賀委員長 岩渕学校教育課長。

○岩渕教育委員会教育部学校教育課長 来年度の方向性ということでしょうか。（「はい、学生さんに対してボランティアをやって」の声あり）

○志賀委員長 手を挙げて。辻畑委員。

○辻畑委員 失礼しました。

今、試行的に今年行われましたけれども、来年新たにこういうことを市でやるんだけれども、参加する学生さんいないでしょうかという、そのPRはどのような方法でやるのか教えてください。

○志賀委員長 岩渕学校教育課長。

○岩渕教育委員会教育部学校教育課長 今年度ですね、まず、試行で行うに当たりまして、大学、それから高校のほうに教育長、それから担当で出向いて、まずお願いをいたしました。

今年度こういうことを試行でやってみたいのでぜひ協力してくださいというところで、まず学校から学生さん、それから生徒の皆さんに連絡していただいて、その後、こちらのほうでも担当で連絡を取りながら、登録してもらった後はメール等で、毎回、次回の曜日であるとか内容について事前に確認もしながら進めていたところでございます。

来年度も同様に、学校の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ここに参加される子供さんたちの大体の定員みたいなものはあるわけですか。広さの関係とかあるし、定員みたいなものはありますか。

○志賀委員長 岩渕学校教育課長。

○岩渕教育委員会教育部学校教育課長 特に定員は設けずに毎回募集しているところですが、今年度の試行では、大体1回当たり30人ぐらいの子供たちが参加しております。

今後、もし参加者が増えた場合、場所の問題もあるので、どこまで対応できるかというところはありますが、その辺は参加状況を見ながら場所のほうもいろいろ考えていきたいと思っています。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。子供たちが生き生きと参加できることを期待したいと思います。

では、次に参ります。

実施計画の29ページ、高齢者あんしん見守り支援事業について伺います。

予算額が減少したんですが、これはどういう理由か教えてください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 29ページの実施計画の高齢者あんしん見守り支援事業が減少したというところですが、こちらについては、もともと高齢者あんしん見守り支援事業に機器の設置費用ですね、これに市営住宅等で行っております見守り、サポートセンターの職員が回って見守りする事業がございました。それを合わせていた事業でございましたが、今回、市営住宅での見守りの部分を、こちらのほう33ページの高齢者等見守り活動事業という形で、市営住宅に限定する形ではなくて、民生委員不在地区の75歳以上の単身高齢者を見守る事業に、こちらのほうに264万円ほど計上しております、おおむね前回の規模と同じような予算規模でなっているというものでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それで、ここのところの安否確認をする機器というのが667万円残ったと捉えていいと思いますが、この資料No.19、48ページでは、この間、機種いろいろ変更、または終了したという変化があります。利用料金も併せて五、六種類の機器について、ご説明お願いできますか。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらのほうは、個別に数が多いので、簡単に説明しますと、冷蔵庫のドアが開いたり閉まったり、電気などで動きがあるかないかなどを見るものと、警備会社がいらっしゃって、緊急のときにボタンを押して警備会社に来るなど、在宅のときに何かあったときに、それをアラームとして知らせるような見守りの機器でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

いろいろ種類はあるんですが、前、伺ったときには、その機器によっては機能がたくさんあるので当たり前といえば当たり前なんですが、利用料が高いとかそういうものもあったりするんですが、利用の人数を見るとあまり増加していないと思うんですが、これをどう考えますか。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 見守り機器については、かなり周知をホームページ等でやっておるんですけども、人数についてなかなか伸びないというところについては、やはり

高齢者の方々がいつでも見守ってもらいたいというような形よりも、何かあったら心配だなというところの差があって、日頃から常時見守ってもらいたいという要求のある方と、あと、やはりちょっと危なくなったときは心配だから必要になったという方々が見守りが必要だよという広いイメージではいると思うんですけども、ただ実際、お金を払って、常時家族に見守ってもらう必要まであるかどうかというところだと、やはりそういったニーズの部分で、高齢者の方のニーズの部分で、やはりコスト見合いの部分で利用がそれほど伸びていないのかなと考えております。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。コストの面でとおっしゃったと、コストの面で、もう一回お話をしてください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 コストの面と、あと見守りのニーズですね。コストについては3か月間運用費用も補助することで、一旦この機器についてどんなものなのかなという不安を解消することはできていると思うんですけども、やっぱりそこからランニングコストがかかる部分もございます。

あともう一つが先ほど言ったとおり、常時見守ってほしいというニーズなどとのバランスはあるのかなと思っております。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そうですね、ご本人それぞれいろんな思いがあるとは思いますが、孤立死とか孤独死という問題にする方たちも大勢いると思うんですが、使う本人の希望に沿ったそういう体制づくりというか、そういうのを市として用意してあげるのがいいと思いますが、ホームページとかで宣伝はしているとおっしゃいますが、なかなかまだそれ知っているよという市民が少ないような気がします、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらのほうですね、広報に隔月で載せたり、あと民生委員の会議の中で、こういった方にはお勧めしますよということでもかなり周知については、あとLINEなども通じてお子さんなどが帰ってくる時期、8月とか12月とか、そういった時期に応じて周知をしたり、そういった形で一定程度取り組んできているところがございます。

市として、見守りにつきましては、この機器も一つの選択肢としながら、あと先ほどの民生

委員不在地区の見守りだとか、あと地域包括支援センターで相談を受け付けるなど、地域の方々、あと地域包括支援センター、あと機器、こういったものを広く多層的に使うことで支えていきたいと考えております。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。どうぞこれからも安心して暮らせるような対応といたしますか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に参ります。

実施計画45ページの路線バスについて伺ひます。

予算が増えた理由はどういうことがありますか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 この45ページの2段目ですね、バス運行費補助金助成事業費でございますが、こちらしおナビバスの補助金となっております。

来年度は3,300万円ということで、主な増要因でございますけれども、まず運行経費のほうで、人件費などの増によりまして、今年度と比較しますと6%ほど伸びると見込んでおります。また一方、運賃収入のほうですね、こちらが利用者数の自然減などによりまして、令和7年度から利用者減を4%程度見込みまして、差引きで3,300万円ほどの予算を組んでいる内容となっております。

また、下の路線バス空白地区のほうでございます。こちらがNEWしおナビの運行委託となっております。こちらは令和7年度から新たな契約を5年間結んでおりますけれども、そちらのほうでも同じく人件費などの高騰によりまして、このぐらひの費用増となっている状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

今のに関連いたしまして、一般質問でもお話ししましたが、福祉的な観点で増便を求めました。まず、できることとして高齢者の料金の見直しや、停留所の改善など検討されていることがあるか、教えてください。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現時点で高齢者向けの何か利用料金を下げるなど、そういった検討は現

在はしていない状況でございます。

また、バス停の改善につきましては、本市で設置しているものが、主に本塩釜駅のバス停にベンチなどを設置している状況でございますが、ほかにつきましては、ご近所の周りの方々からのご配慮で椅子などを設置していただいている場合がございます。

本市でもそういった状況、今後、見ながら、維持管理など費用がかかりますので、本市でバス停に椅子など環境整備なかなか難しい面もございますけれども、引き続き検討していければと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 前に市役所の停留所ありますが、そこに対して椅子の検討もするという話があったと思いますが、どうでしょうか。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、市役所の前のNEWしおナビが市役所本庁舎まで乗り入れしておりますけれども、その方々向けに本庁に入って入り口の近くに椅子とテーブルがございますので、そちらを利用していただいているという現状となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

高齢者の皆さん、免許を持っていない方も含め、元気に外出ができるよう、安心して買物もできるよう、ぜひ検討していただきたいと思います。

では次に、資料No.17、63ページの指定避難所資機材等整備事業について伺います。

ポータブルバッテリー12台を2つずつ指定避難所6か所に配置とあります。今後、増やしていくことは検討されているのでしょうか、教えてください。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらのポータブルバッテリーですが、今年度は12台を6か所に、こちらを3年かけて19か所の指定避難所に2つずつ配備する予定で計画しております。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それは、避難する方が多い避難所から順番にというか、そのようにつけていくのか、

教えてください。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 順番に関しては、今、現存していますガソリン式の発電機、その個数と見合い、あとは故障しているかどうかというのを確認しながら、順次配備していきたいと思っています。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 これに関連いたしまして、資料No.19の24ページ、災害備品の備蓄状況について伺います。

担当課から前に、例えば、学校での備品備蓄は、空間も限度があるから全部は詰められないし、民間事業者と連携をして、災害が発生したときには急いで持ってきてもらうという協定を締結したという説明がありました。

その後、これは進んではいるのでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 防災協定のほうについては、前回お話しした部分で60団体と変わりありませんが、今後、予定しております協定団体、2者ほどおりますので、そちらに向けて今準備をしているところでございます。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

この一覧表を見ていると、いろんな備品が並んでありますが、トイレトペーパーが置いていないところもあったりして、備品の数に偏りがあるんじゃないかとちょっと気になったんですが、何か理由はあるのでしょうか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらの整備状況にばらつきがあるのは、備蓄倉庫の容量部分の関係で、まず備蓄倉庫の容量が多いところにはほかの指定避難所の部分の備蓄品を置いていただいて、そこから分けていただくような形で考えておりましたので、備蓄倉庫の容量の問題ということでご理解いただければと思います。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 容量のことは分かりました。

トイレットペーパーが1個もないってなんか心配になるんですが、どう考えますか。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 基本的に満遍なく置きたいのはあるんですけども、まずは多く人が集まるところに、優先的に置いている部分と、あとは容量の多いところに配置をしてそこから移動するというような考えで配備しております。

以上です。

○志賀委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません、理解が不足で、限りはあるといっても最低限必要なもの、特にトイレットペーパーは必要だと思うので、そこを入れるためにちょっとほかのものを出すとか、そういう調整できないのかなと思ってお聞きしました。

もう一度教えてください。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 トイレットペーパー、ほかのものについてもそうですけれども、こちら辺の内容を検討しまして、配備できる分については極力配備していくというような形で検討したいと思います。

以上です。（「終わりです。ありがとうございました」の声あり）

○志賀委員長 以上で辻畑委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの辻畑委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、高齢福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほどの看護小規模多機能型居宅介護サービスの関係で、どのくらいの費用なのかということでございます。

こちら介護度によりまして、1割負担だといたしますと、要介護1で1万2,447円が目安、

要介護5ですと3万1,408円。ただ、これは基本の部分になりまして、入所とか通所の場合に食費、あと宿泊、そういったものの実費分もまた別途かかるという中身になっております。よろしくお願ひいたします。

○柏副委員長 質疑を続行いたします。

質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からはまず、資料は実施計画の32ページ、33ページからお伺ひします。

社会福祉活動専門員設置事業費補助金と地域福祉支援員設置事業に関してです。

住民の高齢化などにより、担い手不足や自治会活動の維持が困難になっている現状があります。国の第2期復興創生期間が今年度末で終了することで、今後の支援について関心を持ってまいりました。昨日の質疑でもありましたが、この2つの事業内容、私自身、イメージ的に事業の具体的なところが2つの事業について落ちていないところがあります。

社会福祉活動専門員は、職種としてコミュニティーソーシャルワーカーと理解しました。地域福祉課題の解決や地域福祉活動計画の調整役を担うということで、改めて2つの事業の違いを教えてください。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、2つの事業の違いについてご答弁を申し上げます。

初めに、社会福祉活動専門員設置事業費補助金でございますけれども、こちらはまさに今委員がおっしゃっていただいたように、コミュニティーソーシャルワーカーを設置しようとする内容でございます。

事業といたしましては、やはり地域福祉の課題解決を行うために、個別支援、それから地域支援を図っていこうという内容となっております。

もう一つ、地域福祉支援員設置事業でございますが、こちらにつきましては、昨日の答弁でも申し上げましたが、国の交付金を活用した見守り事業が今年度で終了いたします。終了して、やはり地域ニーズ、それから今年度、社会福祉協議会におきましては地域福祉活動計画を作成し、その中で、地域ごと、地区ごとの活動計画をまとめていただいたんですけれども、やはり

こういった事業が必要だといったようなお声が多くありましたことから、その後継事業となりますものとして地域福祉支援員設置事業というものを今回お示しをさせていただきました。

具体的には、サロン活動だったり、見守り活動を通じながら、なかなか外出できない方々に対してアプローチ、アウトリーチ型でかけていくといった内容になっています。ただし、この支援員のほうは、問題解決というよりは困り事を聞きながら必要な機関のほうに結びつけていく役割を担うという違いがございます。

以上です。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。これまでの国の第2期復興創生を活用して、災害公営住宅でNPO法人の支援を受けてコミュニティー維持活動に取り組んできた方からお話を伺いましたが、この3月で5回目の支援が終わるということでした。

私の受け止めが違っていたかもしれませんが、この事業で利用回数など縛りというのはあるかという点と、支援を受ける際の流れはどのようになりますか。

社会福祉協議会を窓口として直接相談をするところからスタートするというのがあるのか、それも含めて、支援を受ける際の流れを教えてください。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 恐れ入ります。確認ですが、コミュニティー形成事業のNPO事業に関してのご質疑ということによろしいでしょうか。それとも、今回……。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 今後の支援の受け方ですね。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今回上程させていただいております2つの事業において、地域コミュニティー事業に関与する部分として申し上げます。

まず初めに、社会福祉活動専門員の部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり、地域支援という部分におきましては、町内会であったり自治会、こういったところの地域福祉の課題解決に専門員が介入して課題解決に向けて一緒に取り組んでいくという内容です。

もう一つの地域福祉支援員のほうは、当然市営住宅等の入居者、もしくはハンディキャップをお持ちの方、もしくはご高齢の方々に寄り添った見守りを行いつつ、なおかつ町内会の方々、要は地域で自主活動を行っている方々のお声も聞きながら、それに対して結びつけていくとい

うような活動をしますので、いずれの事業におきましても、地域コミュニティ形成の事業には寄与するものと捉えております。

以上です。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 支援を受ける際のきっかけといたしますか、それは様々あるということでしょうか。

町内会だったり、民生委員だったり、住民直接だったりということで、何パターンもあるということに理解していいでしょうか。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 言葉足らずで申し訳ございませんでした。

アプローチの仕方という部分かと存じます。

まずは、地域福祉支援員のほうですけれども、これアウトリーチ型で町内会の会長さんだったり、市営住宅の入居者だったり、先ほど申し上げました要支援を必要とする方々のところに、民生委員不在地区などはこちらから出向いていくという形になります。

もう一つの社会福祉活動専門員は、社会福祉協議会に委託を予定していると昨日もお伝えしたと思うんですけれども、1名配置をいただきながら、お電話・来庁に伴って相談を受けるだけでなく、こういった専門員の人も出向いていきまして、地域福祉活動計画の進捗を確認する意味でも訪問いただくということも想定はしております。

以上です。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。分かりました。

前段で申し上げたコミュニティ維持活動に取り組んできた方からの話なんですが、「コミュニティの維持活動していくのは困難な面もあるけれども、活動することによって清掃活動の参加率も高くなっている」とか、「災害など非常時でも日頃のつながりが大事だ」とおっしゃっていました。長期的に自治会運営に協力できる支援者による伴走支援ということで、今後もしよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、実施計画の68ページ、塩竈市協働まちづくり提案事業についてお伺ひします。

具体的な事業内容についてお伺ひします。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 協働まちづくり提案事業についてご質疑をいただきました。

こちらにつきましては、目的といたしましては、まちづくりに関わりたい方たちですとか、それからまちをよくしたいというような団体の皆様活動しているかと思えますけれども、そういったところに地域の課題を解決したり、地域力の向上に向けた取組を行いたいという団体に向けた事業に対して助成金を交付するものとなっております。

以上になります。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

まちづくりに関わりたい、地域力を向上させるという取組の団体に対する事業ということで、様々な個性がつながって役割を發揮できる環境づくりということで、この32ページにあるわけですが、今はない取組だと思うんですが、提案となりますが、市民アンケートの自由記述の中で、資格がなくても自分のできる範囲で仕事ができる場がないというものを目にしました。一人一人の現状や何ができるかということに寄り添いながら、ちょっとだけ手伝ってほしい人とちょっとだけ働きたい人を発掘してマッチングする仕事コンビニ、官民連携で行う業務委託型短時間ワークシェアリング事業を取り組んでいる自治体もあります。働く場の創出、地域が抱える少子高齢化や人口減少、人手不足などの様々な課題の解決手法の一つとして進めていくのはいかがでしょうか。提案です。

○柏副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 こちらの事業につきましては、今お話ししたような目的を持って活動している市民活動団体ですとか町内会の方に向けた事業となっております。

令和7年度につきましては、テーマを「町内会元気回復」というテーマを設けまして、新規で3団体に補助金を交付しているところです。

ですので、働き口を見つけるとか、そういった目的の事業にはなってごさいませんが、今後、そういった支援も必要だということで、この補助金の在り方ですとか、事業の在り方についても考えたいと思います。ありがとうございます。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 高齢化の中で、独り暮らしだったり高齢だけの世帯だったりして、ちょっとしたことでも手伝ってほしいとか、そういう方とか、自分の時間でそういうことはできるとか、そういうのをマッチングするような、そういう活動の仕方もありなのかなと思ひまして、お話

しいたしました。

続きまして、実施計画46ページ、環境基本計画推進事業になります。

令和6年度決算額は1,375万4,000円、令和8年度当初予算額は47万9,000円ということで、予算が縮小していると見たんですけれども、その背景とか要因を教えてください。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 環境基本計画推進事業の予算についてでございますが、昨年度につきましては、10年に一遍の第3次環境基本計画の策定に関する費用、こちらを盛り込んでいたためにこのような金額になったものでございます。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。この事業ですね、環境基本計画はどのような中身と、今の進捗、今後の本市の地球温暖化対策実行事業とありますけれども、そのあたりの進捗というか、今どういう検討がされているのか教えてください。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 まず、環境基本計画につきましては、10年間にわたる塩竈市の環境をどのように進めていくのかという内容になっております。

特に大きなものが、今で言いますと、省エネ、脱炭素、あとは循環型社会の形成推進というような大きな中身になっております。

まずその中で、脱炭素に向けた取組につきましては、各省エネの取組、省エネに対して市民に周知・啓発を図るですとか、あとは循環型社会の形成につきましては、リサイクル商品の分別ですとか再資源化、そういったものを市の内部だけに限らず、市民に対しても協力を要請していくような方向で、毎年毎年周知活動を徹底してまいりたいと考えております。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。地球環境については、昨今、気候変動が大きかったりありますので、関心を持っていますし、周知活動、今の取組、循環社会、そういう脱炭素に向けたリサイクルや分別であるとか、そういうことを徹底周知していくということを伺いました。分かりました。

最後に、実施計画は43ページで、道路整備、市道整備事業に関してお伺いします。

次年度予定されている計画、具体的に教えていただければと思います。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

資料No.の17の84ページ、そちらをお開きください。

今、ご質疑いただきました市道整備事業につきましては、この一番上の①市道整備事業というところに記載しております。

次のページをお開きになりますと、その内容が書いておまして、①と書いてある部分が市道整備事業でございます。

具体的に申し上げますと、千賀の台1号線、こちら上水道の北側の道路となります。

もう一つが、泉沢2号線、こちらは泉沢の集会所、こちらの付近の工事を予定しております。

最後にもう一つが、塩竈新駅上の原線、こちらに関しましては、神社の駐車場付近の道路の整備を予定してございます。

よろしく願いいたします。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

市内を見てみますと、応急的な処理はされているものの、道路の劣化で整備がされればなというところが散見というか、あちこちであるんですけれども、そういった道路、移動であったり輸送であったりもあるんですが、市民生活にとってもいろんな面に関わるわけですけれども、そういった次年度の特定路線についての計画は承知しましたが、さらなる整備、応急的なところだけじゃないというところはいかがでしょうか。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 この道路以外にも傷んでいるところ、そういったところを私ども日々パトロールしながら随時対応してまいりますので、そういったことで、今後も維持管理に向けて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○柏副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 どうぞよろしく願いいたします。

私の質疑は以上で終わります。

○柏副委員長 以上で鈴木（悦）委員の質疑は終了いたしました。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも令和8年度予算の質疑を行わせていただきますので、よろしく

お願いをいたします。

それでは初めに、資料No.13から質問をさせていただきます。

まず初めに、6ページの歳入歳出予算事項別明細書ということであります。それで、この第2款の地方贈与税ですか、この中で5つぐらいの部分で分かれてはいると思うんですけども、12月にガソリンの暫定税率廃止ということで、廃止になりましたけれども、それに伴う影響が地方自治体にあるということで、以前から話をされてきていると思うんですけども、これ多分上乗せして地方にも来ている部分だと思ってしまうんですけども、こういった部分、こういったところでカバーされてきているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 地方揮発油譲与税について暫定税率の廃止ということで、その影響が出る部分についてお答えいたします。

今、委員がおっしゃったように、資料No.13、予算説明書の資料、今、ご覧いただきましたけれども、こちらの10ページ、恐れ入ります、開いていただきますと、ここに内訳のほう地方譲与税の中に5つの項目がさらに分かれている中で、その1つ目、地方揮発油譲与税、こちらのほうが影響出る部分としてご覧いただける部分なんですけど、こちら昨年度と比較しまして425万9,000円、ここが影響出ている部分として減っている部分になります。

その代わりの部分というお話だったんですけども、恐れ入ります、ページを1枚めくっていただいて、13ページになるんですけど、その分の代替となる部分として、第10款の地方特例交付金、13ページの右側下のほうにあります。こちらの中で、減収補てん特例交付金ということで、地方揮発油譲与税減税分とまさに名前のおりありますけれども、こちらに433万6,000円と、若干端数の不整合はあるんですけども、こちらに見られるという形になっております。

以上になります。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。きちっとカバーされてきているということでもあります。分かりました。

続きまして、同じ資料No.13の31ページです。これは財産収入のところ、利子及び配当金ということで、財政調整基金利子から下にずっと並んでおりますけれども、この市営住宅基金の利子ということで、3,400万円ほどあります。今年度というか、これ来年度ですが、今年度の部分でいくと1,500万円ぐらいの倍増されています。

これ多分財産の運用ということで、ファンド的な投資の部分だと思うんですけども、この辺の内容を具体的にお願いいたします。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 基金の運用についてお答えしたいと思います。

今、予算説明書でご覧いただいて、今、委員がおっしゃられたように、こちらは市の保有する基金について、短期、1年未満の各金融機関への運用ですとか、あるいはここ最近取り組まさせていただきますいております5年、10年というちょっと長いスパンでの地方債ですとか国債の運用というもので得られた利息がこちらのほうに出しております。

今おっしゃられた市営住宅基金につきましては、こちら原資が40億円近く、50億円近く今ある基金ということで、そもそも運用として外に出せる部分の金額が大きいということもありますし、あとは、今、積極的に取り組んでいる地方債の購入も主にはこの市営住宅基金のほうで取り組まさせていただきますので、その分の利息がまず大きく出ているのかなということは申し上げられると思います。

なお、ここは申し上げたいところにはなってくるんですけども、当然借りるときには利率が高くなっているというデメリットはあるものの、一方、外に出して運用するという部分については、今、ここ昨今、金利上がっていますので、そういった意味ではほかの基金、短期運用につきましても、ほかの基金についても利息の部分が大幅増える形で今回予算を組ませていただいていたました。

ですから、去年のこの同じページでご覧いただきますと、利息の収入全部足し上げると大体2,000万円ぐらいだったんですけども、それが今回この項目で数字足し上げると、利息の分が大体7,000万円ぐらい見込めるというのが運用面で期待できる収入と捉えられると思っています。

以上となります。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今、税収にだけ頼るのではなくて、とにかくあるものを運用して、税収以外のものを、財源の部分を確認していくと、そういう国のほうの我々の部分では訴えているところなんですけれども、それで今言った利子及び配当金の説明の部分で財政調整基金からずっと下に何項目か並んでいますけれども、この中で市営住宅基金利子のほかに、今、力を入れようとしている、ま

たはこれも運用できるという、そういった項目はどこに当たりますか。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 さらに補足というか、説明が足りなかった部分をなお申し上げさせていただきますと、そうですね、まず、市営住宅基金が今メインでやってきたというところだったんですけども、実は今年度、令和7年度から見たときに、地方債の購入について、ミナト塩竈まちづくり基金、こちらのほうでも当然残高の見計らいはあるんですけども、なくならない中でちゃんと5年、10年というふうに入りに回せるかという見定めはした上で、ミナト塩竈まちづくり基金のほうを今回、地方債の購入として活用しております。

ですので、その分稼げる利息は当然ほかの短期運用よりか高く利息の稼げる部分になってきますので、今回予算でご覧いただいたときに、市営住宅基金の次ぐらいというか、少し大きめの利息として見込める基金となっております。

以上です。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。今後こういったところ、稼げるところをきちっと稼いでいくというか、財源確保の部分で運用していくことは非常に大事だなと思う点でありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、同じ資料No.13の33ページですかね。説明の項目の部分で、防災備蓄事業として今回は796万円ほど上がっていますけれども、内容を教えてください。

○柏副委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらの防災備蓄事業ですが、こちらは備蓄している備蓄食品、あとは備蓄水の期限が迫ったものの買換えの購入費という形で計上しております。

以上です。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

それで、これに関連の備蓄という部分で、本市で簡易ベッド的な部分は補充して数多くなっていますけれども、やっぱりあれだと災害のとき長期になると、寝返りとか様々なところでちょっと大変なのかなと思うところがありまして、いまだに段ボールベッドのそういった備蓄と考えてはいるんですけども、諸事項でできていないのかなと思いますけれども、その点お聞きしたいと思います。

○柏副委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 寝床、段ボールベッド等の整備についてでございますが、先日も簡易ベッドを補充というか、拡充したところでございます。

今、委員がおっしゃるとおり、段ボールベッド、長期になるとなかなか数がそろえられていないというところがございます。段ボールベッドは用意するのに、先ほども申し上げましたが、備蓄倉庫がかなりいっぱいですので、今後、段ボールベッド等の整備については、協定団体と協定を結びまして、災害時にはこちらに支給できるという仕組みをつくっていかうと思っていますので、来年度には段ボールベッド関連の事業者と話をしまして、協定に結びつけたいなと考えてございます。

以上です。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。今、協定と、災害協定というか、協定を結ぶというのはありましたけれども、備蓄倉庫も限りがありますので、なかなか今の状態もしばらく見ていませんけれども、これが必要だと思うとき、本当にスムーズに出せるのかなという、そういう私自身考えがあるんですけども、これも水とか様々ご飯類とか、そういうのはあると思うんですけども、これもある程度は持つておかなきゃいけないこともあると思うんですけども、これもやっぱり協定を結びながら、ある程度備蓄倉庫の内容的な部分もしっかりと、今後は備蓄倉庫の考え方というか、そういったものも見直していったほうがいいと思うんですけども、その辺をお聞きしたいなと思います。

○柏副委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 備蓄の考え方については、委員がおっしゃるとおり、備蓄倉庫が今満杯ですし、ただ防災訓練とかそういったところを機に備蓄倉庫の中の整理はさせていただいております。

そこでまた期限が近いものとか、種類の確認をしている状況でございます。

今後についても、先ほど言いましたホームセンターですとか、そういった日用品等の協定団体、事業者と連携強化を図りまして、非常時には協力いただいでいけるよう、強化を図ってきたいなと考えてございます。

以上です。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 様々備蓄品の入替えにもお金というか、財源がかかるわけですから、そういった部分も少しでも削減というか、負担軽減というか、できるように、どうすればスムーズに新しいもの新しいものというか、そういったものができるのか、その辺もう少し考えていただきながらお願いしたいなど。

あんまり深めるのは別の機会にさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、次に同じ資料No.13の37ページで、使用済小型電子機器等売払い料ということであります。

これ107万円ということ、これ毎年同じなんですけれども、これももう少し売払いの金額が増えないのかなと思っているところあるんですけれども、今、小型家電でも環境課のご努力で集積所にも出せるように、パソコン、スマートフォン、なりましたけれども、この点どうなんでしょう、集積所に出されるということで、この辺の増額というのはどのような考えでいるでしょうか。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 委員がご指摘のようにリチウムイオン電池ですね、こちらについては全国的に火災のおそれもあるということで、もともとは市内の5か所で拠点回収として受けていたものを、各ごみステーションのほうで廃棄をできるように、昨年12月から運用を見直しております。

その結果、従来よりも集まる小型家電というのが増えるだろうという予想はしております。ただ、その小型家電をそのまま売れるかというとなかなかそうではございませんので、その小型家電を分解して有価物となり得るもの、そういったもの基盤とか銅線などを取り出して、それを売り払うということになりますので、今後の動向次第ではそういった売払料が上昇する可能性もあるかと認識しております。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

せっかくですので、リチウムイオン電池も集積所でしっかり回収していただけると、また小型パソコンだったりスマートフォンだったり、これ分からない人が結構LINEとかでも周知はされているのは認識しておりますけれども、なかなかそうだったのという人が結構いるもの、やっぱり市民の方にこういったものを届けられるような、周知方法という部分でも

っと何かないのか、お話を聞きたいと思います。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 市民に対する周知としましては、広報でしたりホームページ、SNS等ございますが、来年度に向けまして、今、ごみの分別ということで虎の巻ございましたが、そちら約10年を経過しているということで、改めて、今回リニューアルをさせていただいております。今までは「ごみの分別虎の巻」だったんですが、今度は「ごみ分別ガイドブック」ということで名称を改めまして、4月の広報紙のほうに折り込みを予定しております。

その中で、リチウムイオン電池の廃棄の仕方についても明記をしておりますので、そういった方面からも周知を徹底してまいりたいと考えております。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

これは、私、以前からお願いしていた部分ですし、リチウムイオン電池だと様々今、火災事故等が起きておりますので、その点もちょっと書き加えながらお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、同じ資料の121ページですかね。121ページに、生ごみ処理機設置補助金ということで60万円あるんですけども、これ力を入れているのか、それとも、載せている、そういう部分なのか、その点、今年度はどのような力の入れ具合なのか、お知らせください。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 生ごみ処理機の普及啓発に向けまして、令和8年度は約60万円を予算計上させていただいております。

こちらは、おおむね1件当たり上限を2万円として、30世帯分という計算でございます。

なかなかごみの減量といいますのは、ご家庭から出されるものの半分が生ごみということになりますので、その生ごみにスポットを当てて減量化を図る必要があろうかと考えております。

そうした中で、市でも具体的な啓発活動としては、これまでも「3キリ運動」ということで、使い切り、食べ切り、水切りということで、この水切りのあくまでサポートをする一つのツールがこちらの生ごみ処理機かと考えております。

しかしながら、どうしても自己負担が伴うということもございますので、なかなか右肩上がりには普及が進まないという、そういった問題もあろうかと考えております。

よって、市としましては、従来どおり、生ごみ処理機の普及については当然啓発も力を入れ

ていきますが、それ以前に食べ切れるだけの食材を購入していただいて、それをしっかりと使い切るということで、食品ロスの削減というものも併せて啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今、負担が生じるというお話がありましたけれども、一般家庭で基本的にどれくらいの値段の購入金額というか、その辺になるのか分かりますか。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 いろいろ種類がございますが、コンポストのようなものであれば1万円台から購入できるものもございますが、やはり塩竈市住宅街が多いということで、電気式のもの、これまで申請をいただいているものについては、おおむね4万円台から5万円台ということで、購入費の約半分を市で助成させていただいているということでございます。

昨年アンケートを実施しましたが、アンケートの結果としましては、こういった助成制度が購入の動機づけになっているというご意見が多数ということで、好評をいただいている制度となっております。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

上限2万円ですよ、負担というのは。

ですので、5万円のものを購入したとすれば、3万円負担という形になると思うんですけれども、果たして3万円出せる、出せない、あると思うんですけれども、市民の方を回るとこれの話題にはなるんですよ。ただ、機械を購入するまでにはいかないということなんですけれども、市民の方、負担するといってもやっぱり1万円ぐらいだったら買いやすいのかなと思う部分があるんですけれども。

ですので、ここをもう少し上限3万円だったり4万円だったり、財源的に厳しいのは分かっていますけれども、その市民負担を基本的な最低限度の機械で、市民の方が負担する、その部分ね、今後幾らかでも少なくできる、そういった施策ができるのであれば、もっとごみ減量を強く訴えるのであれば進むのかなという考えもありますので、この点よろしく願いをしたい。この点は終わりたいと思います。

それでは次に、同じ資料で、道路維持費ということで、148ページということで、土木費の道路維持費があります。あと、149ページ以降にも道路関係の部分がかかっていますけれども、これ先ほども市道の整備状況は、資料No.17に載っていて、それはそれでいいんですね。

今、住宅内外とすれば、先ほどは住宅外の道路だと思うんですけども、本当に住宅内の道路をきちっと何とかしてほしいなと思います。一緒に見に行きますけれども、「まだまだですね」とか、「もう少しですね」とか言いますけれども、市民の方は朝起きるたびに、またはどこかに行くたびに、この道路何とかならないのかなという、そういう思いを毎日しているわけですね。

ですので、そういったところをきちっと予算計画、そういったところをして、きちっと整備をしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 市内の生活道路というところでございます。

私ども、限られた予算の中でということをお話しさせていただきますが、その中で私たちが優先して道路を管理していかなければならない、そういった優先順位というものをどうしても決めていかなければならないときに、やはり交通量の多いところですか、あと、子供たちが通る指定通学路、あるいは事故が発生するような場所の修繕、そういったところをまずやっていかなければならないと思っております。

そういった中で、当然生活道路がそこに入ってくれば、その部分で修繕改良させていただきますが、そういった考えのもとやっていきますので、全ての生活道路というのはなかなか難しいんですけども、そういった中で、現在、道路維持管理進めておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 今回の実施計画でも、住んでみたい、住み続けたい、喜び、あとは心豊かにとか、いろいろありますけれども、そういったところでずっと住み続けたい、または、住みたいと思って来たときにその物件の前の道路がめちゃくちゃだったら住みたいと思いますか。

ですので、しっかり単独で予算をつけていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 当然、目の前の道路そういう状況になっているのは気分的にもというのもございますし、単独でということもありますけれども、やはり道路事業というのは予算

規模の大きい事業でございますので、大きい修繕に関しましては、やはり国ですとか、県の有利な財源を使いながらというところを私たちはそういった補助事業を見ながら当然対応してまいりますので、今後ともそういった部分で管理してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 やっぱりこの点しっかりしていかないと、人口減少でいろんな施策を展開しますけれども、これも一つの人口減少対策、人口増加対策、移住対策、様々関係してきていると私は思っております。

それで、これ土木課のほうで予算計上していると思うんですけども、財政課のほうではこの辺どう思っているんですかね。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 道路事業に配分されている予算ということで、その道路の整備に当たって2つの観点ではないですけども、まず一つは、国のトレンドに乗るといいますか、あるいは国・県の財源に使えるようなある程度大規模な事業を使って行う道路、また一方、これが一番大事なことになってくると思うんですけども、そういう国のスキームとかに乗らない、逆に小規模な、逆に言えばきめ細かい地域に、生活に密着した道路もこちらのほうに多いかなと思うんですけども、そういった財源を必要とするような道路整備もあるという中で、まず一つは、国の財源については、今も今後も積極的にまずは取りに行きながらそういったものを有効に活用して取り組んでいかななくてはいけないという部分はある。

あともう一つ、どうしてもこれは本市の財政運営に直結する課題にもなりますけれども、一般財源、限られた財源をどのように土木に、道路に投下していくかということにつきましては、どうしてもこれはまずは大前提としてやるべきところ、やりたいところに届いていない部分、水準にはあるという前提がある中で、ただ一方、各ジャンルといいますか、あるいは先ほどの今、増大している総務費ですとか、あるいは高止まりしてる民生費とか、あるいは今、衛生費についても事業規模の今回の予算で土木費を上回る予算規模として今回予算出てきますし、そういったものの兼ね合いというものもどうしても出てきますので、そこは財源の有効活用、あるいは自主財源を増やししながら、そちらのほうにも財源が投下していけるように努力を続けながら、対処していければと考えております。

以上になります。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

そういったことは分かりますけれども、ちゃんと単独で予算をつけていただいて、しっかり今後整備をしていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

それで、同じ道路で151ページに私道等整備補助金もございますけれども、これいろいろ規定ありますけれども、どこで規定をつくっているんですか。

○柏副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 私道整備事業につきましては、規定ということで、まず一つが1級、2級と区分分けされておまして、1級に関しましては、まず一つは幅員が4メートル以上、もう一つが延長が50メートル以上の区間の道路の改良工事というところでございます。

もう一つが2級道路ということで、こちらは整備後も地域で管理していただくという内容になっておまして、若干規定が緩くなっているというところで、幅員が2.7メートル以上、延長が30メートル以上というものを基準として設けさせていただいております。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 これ市で規定をつくられていると思うんですけれども、やっぱり使用するのは市民の方ですので、市民の方、また地域の方が使いやすいように、実際的に、気持ち的にいえば、そんな規定はつくらないで、市民の方が困っている、そういった道路をきちっと補助してほしいなという気持ちです。

そうすると、何もかにもということで考えがあるんでしょうから、その辺はその辺で現場感覚できちっと考えていただきながら、きちっとしたこういったシステムというか、作り方をしてほしいなと思います。

ここあんまりやっていくと時間なくなってくるので別な機会にしますけれども、とにかく市民のため、市民目線で、土木とかそういった行政側から見るとじゃなくて、市民のほうから見てどう感じるか、自分がもし市民だったらどう感じるか、その点を重々考えて施策の展開をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、同じ資料No.13の159ページですね、市営住宅維持管理費でお伺いしたいと思います。

それで、説明の一番下のほうで、市営住宅入居者移転補償費ということで135万円ありますけれども、これ玉川住宅だと思っておりますけれども、これ退去、入居、この進捗状況を教えてください。

○柏副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 玉川住宅の用途廃止に伴う移転関係の進捗状況でございしますが、全体的な入居世帯でございしますが、10世帯の方がいらっしやいまして、令和7年度におきましては7世帯の方について退去していただいているという状況でございします。残り3世帯については、令和8年度の初期の段階で移転予定ということになっています。

以上でございします。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 そうすると、それはもう解体、そして、平地にするというところまではどの時点までかかるんですか。

○柏副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 用途廃止につきましては、まだ現在お住まいになっている方いらっしやいまして、計画どおり令和8年度当初に移転された場合、その後、用途廃止の条例を上程させていただきたいと考えています。

また、更地までの工程でございしますが、現在まだその関係の予算を計上しておりませんので、今後の進捗状況によって考えていきたいと考えています。

以上でございします。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

ちょっと関連性もあるかと思えますけれども、住宅政策で空き家が古い住宅だと空いているところが多くなってきているということですから、やっぱり市営住宅も若い人、高齢者の人、または大学生と、そういった割合が非常に大切で、住宅困窮の方はそれは救いでいくわけですが、バランス的にそういった若い人、高齢者、大学生、大学生の場合だと条件付でそういった地域コミュニティー、町内会のそういった役割も果たしてもらおうというような、そういった条件付で施策を進めているところもあるわけですから、本市でもそういったことをしっかり考えて、住宅政策として取り組むべきだと思いますけれども、その点お考えをお伺いさせていただきます。

○柏副委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 委員がご指摘のとおり、お住まいになっている方が少なくなると、地区の活力低下、コミュニティーが希薄になることが懸念されております。

それで、ほかの自治体の取組状況なんですけど、例えば、65歳以上の高齢世帯が7割を占める団地において、学生のひとり住まいを可能として、地域の防災訓練や清掃活動を担うように、大学と協定を結び、空き室を特例で入居するような先進事例があります。今後も本市の地域特性に配慮しながら、周辺自治体の動向を注視しながら、先進事例の研究をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。とにかくこの点、あんまり偏ると、まちづくりの観点からいくと、やっぱりうまくないというか、様々いろんなマイナス面が出てくると思いますので、そういったことで、若い人、高齢者、大学生ということで、目的外使用というのも出てくると思うんですけども、その辺も考えながら進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

あと3分です。すみません、やると言っていたけどできないと思いますけれども、選んで質疑をしたいと思います。

資料No.17からお話をさせていただきます。

最初に、87ページの学校給食実施方式検討支援業務委託ということで、これは前々からも何十年も前からどうするかということで議論を結構して、平成30年あたりまでこうするよというような、そういった冊子をたしか作った記憶あるんですけども、こういった点、またお金かけてやるわけですけども、しっかり形となるように進めてもらいたいなという気持ちでいっぱいなんですけど、いかがでしょうか。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員がおっしゃるとおり、学校給食運営プランを平成25年から平成34年を計画期間として策定をしていたという経緯がございます。

こちらにつきましては、給食センターを整備して平成30年から供用開始をするという目指す目標をしておりましたが、震災からの復旧復興、新型コロナウイルスへの対応などで見送ってきた経緯がございました。

今回、今の市の実情に合った給食の提供方式がどういったものが適切なのか、改めて決め、そして、喫緊の課題であります老朽化した施設、新たな提供方式への移行を急ぎ行っていきたいと思いますので、来年度しっかりこちらのほう検討してまいりたいと思います。

○柏副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

この点、実施計画を見ると令和9年度にも抱えておまして、やっぱり2,000万円ぐらいかかるのかなという思いがありますけれども、何回も何回も2,000万円、2,000万円という各分野でやっておりますので、しっかり形になるようにここはお願いをしておきたいと思います。

最後に、66ページ、67ページで清掃工場の部分ありますけれども、これ最終的には維持管理等も含めて30億円という、そういう高額になると思うんですけれども、お願いしたいのは、市民の安全・安心の部分でしっかりとそういったところをやっていただきたい、そういう気持ちでいっぱいなものですから、最後に一言当局からお話をしていただきたいと思います。

○柏副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 今、委員からご指摘ありましたとおり、廃棄物処理については、市民の最も重要な行政サービスと捉えております。

清掃工場については、今年50年を迎えますが、将来的な広域化に向けまして、あと少なくとも15年ほどの延命化が必要ということでございますので、ここはしっかりと計画的な改修を進めながら運営を図ってまいりたいと考えております。（「終わります」の声あり）

○柏副委員長 以上で小野委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、引き続きまして、お時間をいただきまして何点かお伺いをしてまいります。時間がないので、前置きなしでいきたいと思います。

それで、資料No.13の6ページから7ページ、先ほど来お伺いがありました。いわゆる総括表のところで、歳入歳出合計254億9,000万円ということで、昨年度比21億円の減ということだ

ったんですが、これまでの質疑等を通じまして体育館の改修事業ですとか、あとは防災無線の関係ですとか、様々そういった事業費の変動を含めて、今回この予算規模の縮小であったということで、様々凸凹あるようではありますが、一定理解をしたところですので、全体としては割愛をしたいなと思います。

それで、ちょっと詳細な部分になっていくんですが、資料No.17の62ページですね、昨日もお伺いございました。消防団災害対応力向上事業ということで、内容といいますか、どういったものを整備して、どういうふうにするんだというところでは一定理解をしたところであるんですが、これの財源との関係で資料No.13の39ページですね。資料No.13の39ページで、いわゆる諸収入との関係で、消防団の力向上モデル事業補助金ということで、これを大きな財源として取り組まれるということだったんですが、これまでいただいてきた声として、更新の希望に対してなかなか更新されないといったこともあったようにもお聞きをしております、そういった意味で、今回こういった補助金があつての更新ということになった際に、今後の更新をどのようにしていくんだらうというところがありましたので、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○柏副委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 今回の消防団の力向上モデル事業補助金について、こちらは消防庁からの事業の補助金になります。

これまで活動服などの整備については、県の市町村補助金を活用しながらというところでエントリーをしていた経過がございます。なかなかそちらの採択されないということがありまして、いろいろな補助金、交付金を模索していたところ、今回、この消防団の力向上モデル事業補助金、こちらについては、これまでもこういった模擬家屋の訓練などで活用できる補助金にはなっておりましたが、今回から活動服についても、という部分が追加されたので手を挙げまして、今回この計画を立て、活用しながら消防団の活動力の向上を目指し、また活動服等を整備して志気を高めるといった事業の計画を立てたところです。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。先ほど言葉にもございました中で、なかなか採択をされないという経過がこれまでであったということのお話だったんですが、一方で、昨日、柏副委員長からの質疑でもありましたとおり、その活動の際に一定危険が生じているというか、そういった状況が

あった際に、やっぱり一定の更新というのは必要なんだろうなと捉えておりました、そういった点である意味では補助金に左右されてしまうような形になってしまいますと、今度活動される団員の方々の安全といった部分が少々大変かなというところがありましたので、そのあたり今後も引き続きご検討いただきながら、そういったところでの安心というものが担保できるように、ぜひこれは取組をお願いしたいと思います。

続いて、同じ資料No.13の90ページでお伺いしたいと思います。

小学校給食費の負担軽減ということで、そのスキーム、あるいは、考え方といったところについては、制度としては理解をしたところでございます。

それで、この間、負担軽減という言葉で表現をされておりますが、給食費の無償化ということでは、2023年本市においても署名が2,000筆を超えて提出されたような、そういった経過もございました。あるいは、2024年度につきましては、市民団体から議会に向けて請願というものをいただいた経過もありまして、そういった点で全国的にこういった声が広がっていく中で、独自で取り組む自治体というのが、この間、広がっていったと。

そうした中で、その一方で、いわゆる自治体間格差といいますか、そういったところも問題となる中で、国がようやくと言うとなんですが、腰を上げたというか、腰を浮かせたというか、そういった点でまず第一歩として非常に評価するものではございます。

その仕組みを見ますと、国・県が2分の1ずつの負担ということで、小学校児童1人当たり月額5,200円ということなんですが、その超過分について、例えば、自治体負担で保護者負担はないよと、あるいは、そのまま保護者負担というところもあるのかどうかというところなんですが、本市については臨時交付金にて対応すると。

91ページの記載を見ると、その後については国の動向によると。場合によっては保護者負担の検討も在り得るということでの記載がございます。

それで、令和8年度の超過分、1人当たりの負担年額1万2,800円ということであるんですが、これを総額にすると2,912万円、結構な金額だなと思うんですけども、そもそも国の支援額の年額5万7,200円、一月当たりで割り算すると5,200円。令和5年度あたりの水準での計算だったかなと思うんですが、現状に照らしてこれがそもそも見合わないんじゃないかという気もするんですが、ちょっと言いづらい話かも分かりませんが、その辺はいかがなんでしょうか。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 国が算出した基準額についてなんですが、国のほうでも全国に調査を行いまして、各自治体から給食食材にかかる費用を集めた結果、最初4,700円というところを出してきたんですが、物価上昇分を掛け合わせて、結果的に5,200円と算出したということで伺っております。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 言いづらいですよ。経過については理解しているところなんですが、私の言葉として、これは現時点においては少々見合わない金額なんだろうと思ってございます。

そういった点で、しからばそこをどのように担保していくのかという点で、当然ながらこの自治体で差が生まれるというのは、やはり望ましくないことであるなと思っております。

あるいは、これまで私どもも述べてきましたとおり、給食は教育であると、これは位置づけられておりますから、そういった点で、しからば義務教育は無償とされるのであるものですから、本来であれば給食というのは、基本的には無償であるべきだというのは私どもも散々申し上げてきたところだったんですが、今の進め方の状況では超過分の負担というところについては、自治体の考え方、あるいは、その財政状況においては採用されることになるということになるわけでありまして。

そうした中で、本市については、令和8年度について財源的には担保するという点で、そこは評価するものなんですが、一方で、この給食費の負担軽減、あるいは、無償化、これをめぐる議論の中で、自治体間競争という形で生まれるものなのかどうか、給食の質の低下というのが非常に懸念をされていると聞いております。

そういった点で、本市においてはどのように取り組まれるのか、そこの確認をさせていただきたいと思っております。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食費の質の確保というところでのご質疑でした。

やはり物価上昇に伴いまして、給食の食材の価格も値上がりをしておりまして、栄養士がそれぞれ大変工夫をしながら、栄養価を確保しながら、またボリュームも取りながらということで、使う野菜ですとかお肉の部位とかを工夫しながら取り組んできたところがございます。

この給食費につきましては、毎年、給食運営連絡会というところで、校長先生とPTA会長さんとが組織する会がございまして、そこで給食費を決定するんですが、来年度も給食費の値上げというところで、この物価上昇に対応して、給食の内容の質の確保を行おうとしていると

ころでございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。質としてはしっかり大前提といたしますか、担保していただいた上で取り組まれるということで受け止めました。

この給食費の負担軽減、あるいは、無償化をめぐるっては、様々な理由といたしますか、動機づけといたしますか、例えば、今回の予算特別委員会の中でも出ていますとおり、移住定住に向けた動機づけといたしますか、そういった観点、様々な観点からこれまでも議論されてきたところではあるんですが、その一方で、やはり一定自治体、どこの自治体も財源って非常に厳しい状況でありますから、そうした中で、何ていうんですかね、質を置き去りにしてでもうちは無償化やっていますよというところが出るのではないかなんていう心配も聞いたこともあって、そうしたところが全国的に広がっていかねばいいなということで心配もしておったところがあります。

そうした中で、資料No.13の91ページのところの（3）のところなんですが、「国に対して引き続き無償化を要望します」ということでの記載がございます。

それで、この無償化の要望というところ、私どもも本来、これは国としてしっかり担保すべき部分だと思っておりますが、これをどういった形で要望されるのか。また加えて、今回、小学校についての負担軽減ということだったんですが、しからば中学校分はどうするんだということにも今後なってくるかと思えます。

なので、本市の考え方として、中学校分の負担軽減等の発展拡充についての考え方、また、国に対しての要望と、そのあたりセットの考え方でお聞かせいただければと思います。

○柏副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員のおっしゃるとおり、市長会を通して本市でも学校給食費の無償化について要望を出す予定としております。

また、案の段階ではございますけれども、やはり基準額を超える部分の負担方法については、自治体の判断に委ねられているというところでは、自治体格差が生じると、そこを安定的な給食運営に資するようお願いしたいというような内容ですとか、またあわせて中学校の給食費の支援についても、早急に拡充を検討することを要求するという内容で要望する予定でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。私どもも引き続きそういった働きかけを行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひとも本市としてもよろしくお願いをしたいと思えます。

せっかく資料もたくさんいただいておりますので、そこから何点かお聞きをしたいと思えます。

それで、資料No.19の14ページののところと、資料No.19-2、別冊の5ページのところで、私の理解不足なのか、何点かここを比較しながらお聞きをするんですが、資料No.19の14ページのところでは、配置実績ですね、令和7年度配置実績で469名ということで記載がございます。

それで、これが資料No.19-2のほうを拝見しますと、令和7年度配置数の実績で442名ということになってございますが、この違いといいますか、そこについてのご説明をいただければと思えます。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 資料No.19のほうから、各課の職員配置数をご覧いただきまして、こちらについてご説明いたします。

こちらのほうは、各課の職員配置数ということで、配置実績を書かせていただいたものになります。なお、令和8年度に関して言いますと、その定員管理目標としては、一応473名となるところだったんですけれども、今回、それを3名ほどオーバーする形で476名というのが実績と、配置見込みということになっております。

次に、資料No.19-2のほうになって、No.19の5ページになりますけれども、こちらは条例定数と配置数、こちらは実際の配置数を書かせていただいたものになりまして、この配置数の中では、何回か今までも言わせていただいたことあったんですけれども、定数以外の職員はこの数字から除かれるということで、退職者、育児休業者及び派遣職員は含まれない数字として今回出てくることになっております。

ここに令和8年度の数字をご覧いただきますと、今一番上の合計欄でご覧いただきますと、条例定数が666名に対して、配置数の見込みの620名とはなっているんですが、ただこちらは定数は退職、育児休業者、派遣職員が19名ほど除かれて620名となっておりますので、こちらを足し上げますと639名ということになって、ここの部分を一番右列にあります定員管理目標をやはり3名ほどオーバーする形で配置数が見込まれているということになっております。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 そうなりますと、令和7年度のところの配置数実績で442名ということで、資料No. 19と比べると20名ちょっと少ない形になるんですが、この数字の差というのいわゆる定数外と申しますか、先ほどおっしゃられた、例えば、休職されておられるとか、そういった方々の部分が実際反映されているということによろしいんですね。

そうになりましたときに、実際に現場におけるマンパワーとして配置されている実人数としては、この442名という数字がより実数として近いという捉え方でよろしいでしょうか。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 令和7年度におきましては、そのように捉えていただいて結構かと思えます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

実際に定数外とされる方々の中で、休職、仕事を休まれる方々ですとか、そういった様々なところで足し合わせると二十何名ということになるんだと思うんですけども、そこが一つには非常にこれまでも心配をしてきたところなんです。

それで、この間、何度も何度も申し上げておりますので、くどくどとは申し上げませんが、行財政改革による定員の削減ですとか、業務負担の増などによる休職・退職の増と、こういうことがこの間非常に心配をしてきたわけなんです、それで、先日、とある町内会の役員の方々ともお話しする機会もありまして、例えば、大規模災害の発生時などに役所として防災体制を整えるまでの時間というんですかね、そういったところに1時間、2時間、3時間かかるんですということ、それまでは何としても自助・共助でやっていただく必要があるんだと言われたというようなお話もございました。

それで、その理由としては、例えば、人員の問題であったり、あとは市内に居住されている職員さんが少なくなっているということもその理由としてあったようなんですが、この点について、その伝わり方もあるかと思うので、そのあたりの考え方と申しますか、その辺お聞かせをいただければと思います。

○柏副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 各職場の実負担というか、そういったものをどのように考慮しながらこういう計画を捉えていくかと受け止めた上での答弁という形で、思いをご説明させていただきますと、今回、先ほど数字を令和7年度と令和8年度でご覧いただいたときに、先ほど令和8

年度、定数管理目標に対して3名ほどはみ出ているというか、今回上回っているというのがまさにそういった中で、今回この配置目標、配置定員管理をしていく中で、毎年度各課とのヒアリングを財政と人事と共同でさせていただきまして、まずはそういった意味で各課の実負担、あるいは時間外がどのように出ているか、あるいは、そこに偏りがあるかといったものを当然考慮させていただきながら配置を考えていくと。

なお、そこで臨界点というか、あるいは、そこは頑張れという一言ではなかなか解決できない問題という部分については、増員ということも当然結果としては配置させていただいていますので、まずはそういった観点も持ちながら定員管理と捉えていただければと思います。

なお、令和8年度につきましては、今、財政課で予算上げさせていただきましたけれども、業務量調査ということで、まさに各課の業務量の偏在ですとか、あるいは時間外の多い少ない、その理由がどこにあるのか、構造的なものも含めて分析を今年度行っていく予定ですので、そういった観点もまたこの計画をつかさどっていく中で取り込んでいければと考えております。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうですね、業務量の調査ということも言われてはおるんですが、一方で、伝わり方のお話もあるので、その方がどういう受け止めをしたかということにもあるのかなと思うんですが、そういったところで、いわゆる市としての、例えば、防災における部分、あるいは、福祉における部分の体制の弱まりというところを心配をされて、そういったお話もいただいたのかなと受け止めております。

それで、先ほどいわゆる見守りの関係とのお話もございましたが、高齢の独居世帯の方々どんどん増えていくという一方で、例えば、町内会の皆さん、あるいは、民生委員の方々、こうしたところに負担が行くということでは、そういった点で置き去りになる市民も出るということのご心配もいただいたことをこれはご紹介をしておきたいと思います。

もう一点、生活保護行政との関係で、ケースワーカーさんの配置につきまして、これもかつてお願いもしたところあったんですが、そもそも基準としてケースワーカーさん1名に対して80世帯と、これ自体がもう非常に基準としてはそうなんだけどというところとの思いも当然ございます。

そうした中で、やっぱり1世帯でも大変重いものをケースワーカーさん抱えて仕事してい

っしやる中で、それが80世帯ということになった際に、例えば、メンタル的に調子を崩されるケースワーカーさんもおられるかなと思うんですが、そういった点で休職されてしまうようなケースワーカーさんというのが、あんまり具体だと何ですが、一定程度どういった水準にあるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お気遣いありがとうございます。

ケースワーカーの状況でございますが、まず、今年1月現在ですけれども、ケースワーカー1人当たりの平均世帯数は77世帯です。昨年、決算特別委員会的时候にご答弁申し上げたのが80世帯というご答弁して、3世帯ほど減っている状況でございます。

ケースワーカーが心疾患等になる部分におきましては、過去に、過去にですね、そういった部分での病休扱いの職員がいたのは事実です。

ただ、私が着任して2年になりますけれども、これまでも議会で答弁申し上げましたとおり、決して孤立させない、必ずグループで、班で、課で対応すると、何かあれば先輩が、上司が声をかけ、悩み事であったり相談に応ずると。

定期的に「ケース検討会議」というのを開かせていただいています。これは、それぞれ担当しておりますケースでの困り事だったり、今後どうしていくか、どのように自立に導いていくかという部分において、提案をして、みんなで意見を出し合いながら、よりいい方向に向かわせて、みんなでチームを組んで物事を進めていくというような体制を今なお工夫しながらやらせていただいているという状況でございます。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうですね、担い手を守っていただくという意味では、チームとして負担を分かち合うとか、そういった取組については、これはぜひ進めていただきたいと思います。

それで、一方で、担い手の方はまずしっかり守っていただくと。それと同時に、実際に保護を受けられる方ですとか、福祉の分野で様々な支援を受けられる方おられると思いますが、そうした方々について、本来、何ていうんでしょうね、そうした方々が受けられる支援そのものがおろそかになってしまうというのも、これはまた違う話、違うというか、あってはならないことだろうと思っております、そういった中で、例えばというところでお伺いをしたいんで

すが、生活保護という制度を一つ例にとったときに、その方々の生活実態等々についても一定程度把握をしながら自立に向けて支援をしていくと、これが大きな一つの目的としてあるかと思うんですけれども、例えば、そうした中で、一定程度訪問をして、生活の実態をある程度把握をしてという、訪問の頻度ですとか、そういったものも基準としてはきちっとそういうものがあってというふうになっているんでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○柏副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、生活保護世帯の実態調査の内規と申しますか、基準というところがございますけれども、まず年度初めに、今、当課で担当させていただいておりますケースごとに、カテゴリーと申しますか、常に見守りだったり支援が必要な方、そうでない方って、やはりいろいろ様々がございますので、それをおおむね5段階に分けて、頻度というものを決めさせていただいて、その計画行政ですね、要は頻度の高いところは、例えば、月1回は訪問する、そうでないところは2か月とか3か月、半年とか、そういう形で内規で区分させていただいて、その計画に基づいて訪問をさせていただいております。

それについては、毎月、私のほうに実績報告を上げていますので、至らないところについては、さらにそこを工夫改善していくというような取組をさせていただいております。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうですね、その計画に基づいて、何かいろんなお話を伺いますと、訪問に来て聞いてほしいんだという方もいれば、あんまり聞いてほしくないという方もおられますので、そのあたり様々受け止めあるんだろうと思うんですが、そういったところを一旦置いておいてというか、そういったことはあるにしても、様々寄り添った形でご訪問いただいていることではぜひきちんとやっていただきたいなと思うんですが、そうした中で、法的な基準でいうと最低年2回みたいな、そういったものがあつたかなと思うんですが、コロナ禍の関係もあつたようなことだと思うんですけれども、高齢のひとり暮らしの方で、数年来なかつたということでの話もいただいております、様々ご事情があつたんだとは推理をするんですが、そういったお話をいただくにつれ、そういった点でケースワーカーさんの人的配置の余裕と申しますか、そういったところも必要なことではないのかなと思っております、総じて、いわゆるこれまでもずっと行財政改革と市民サービスとの関係で物事を申し上げてきたんですが、必ずこれは行財政改革

の影響でそうなったとかという端的にそういうことを申し上げるわけではないんですが、防災の観点、あるいは、福祉の観点等々を担保するという意味でも、やはり一定の考え方の転換というのは必要なのではないかと申し上げておきたいと思います。

では続きまして、資料No.19の42ページのところで伺いをしたいと思います。

学童放課後児童クラブとの関係です。それで、定員と利用数との関係で、これまでも繰り返し伺いはしてきたんですが、待機児童を出さないということでの方針のもと受入れを行っている。このこと自体は評価をするとともに、安全・安心の担保をどう両立をしていくのかということについては、やはり様々課題もあるのかなと思ってございます。

それで、昨年の決算特別委員会のときでしたか、1日当たりの最大数とかそういったところを細かく見た際に、いわゆる基準に対して、あのとき教えていただいた支援隊員40名に対して2人の支援員ということでのこういった基準については基本的には割らないようにしているという中で、様々工夫もされておられると、空き教室の活用ですとか校庭の活用、そういったところについてはご答弁をいただきました。

それで、とはいっても、何ていうんですかね、日々結構大きく数字が変わる、利用される児童さんの数が日によって結構大きく数字変わるときもあるのかなということで、「コドモン」というアプリでしたかね、いわゆる、その日、あるいは、ちょっとどの程度まで遡れるのか分かりませんが、このときはこのぐらいの利用人数があるということを把握して、そこに対して体制の調整を行うような、そういったお話を聞いておったかなと思うんですが、そういった形でよろしいんですね。

○柏副委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 放課後児童クラブの職員の配置状況ということでのご質問をいただいております。

委員がおっしゃるとおり、事前に「コドモン」でその日の利用状況の確認をさせていただきながら、配置人員の準備をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

事前にこの日はこのぐらいだというのが分かっていると、例えば、指定管理者のほうでも、よそから持ってくるというふうになるのかどうかあれですけども、一定調整はしやすいのか

などということもあったんですけども、といっても各学校に様々クラブそれぞれある中で、どこまで調整しきれものかなという心配もございましたので、その辺を一言申し上げておきたいというのと、あとは支援を必要とする児童、この間、増加ということではなっていますが、放課後児童クラブにおいても当然それは同様の状況であるということで、そうしたところに対する支援の体制の整備の考え方ということでちょっと深めたいと思うんですが、今現時点で、基本各クラブにまず加配として1名ということではなりました。

各クラブに基本1名というところで、今の実態に照らしたときに、現在の捉え方としてはどのような評価なのか、お聞きしたいと思います。

○柏副委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 加配の職員についてということではなご質疑をいただいております。

支援が必要な児童というところにつきましては、指定管理者との基本協定の中で、障がい者手帳や療育手帳、発達検査の結果等によって判断することとしておまして、加配支援員につきましては、児童2人に対して1名を配置するという形で、現在、各クラブのほうで1名から2名程度というところでの加配が必要な児童ということではな部分になってございますので、各クラブに1名を配置をさせていただいているという状況でございます。

なお、委員がご指摘のところなんですけれども、やはり注意とか見守りが必要な児童というところは増えてきているというお話もいただいているところですので、そういった部分につきましても、指定管理者との協議の中で加配が必要なのかどうかというところ、そのお子様方それぞれの状態であったりとか状況というものをつぶさに把握をさせていただきまして、その部分の判断材料として検討していければなと考えてございます。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

基本各クラブに1名ずつという表現の仕方なんですかね。何か機械的につけているのかなんて見えちゃったりもするので、そういった点ではぜひ実態を踏まえていただきたいなということではなお願いでございました。

確かに今課長がおっしゃられましたとおり、業務仕様書の別紙のところなんか拝見させていただきますと、支援を要する児童の受入れということではな、まずは協議なんだということではな、支

援を要する児童2名に対し1名の加配を基本とすると。先ほどお言葉ございましたとおり、手帳の有無ですとか、あるいは診断書等々により判断をすると、これによらない部分についても別途実態を踏まえた判断ということになっておりましたので、これにきちんとある意味では従った対応といたしますか、そのあたりもぜひご検討願いたいなと思っております。

それで、例えば障がい者手帳あるいは療育手帳を取得をされたと、あるいは診断書、診断書という目の前にお困り事があって、それに対して早急の対応を求める意味での診断書というふうになるんだと思うんですが、こうしたものを取得をしたということについて、結構これはデリケートというか、センシティブというか、難しい問題でありまして、これを指定管理者さんのほうで把握をして、一定の期間でご報告いただくような形になっているかなと思うんですが、一方で、取得をしたらお知らせくださいというのもなかなか難しい中身なのかなと思っておりますが、そのあたりの対応というのはどのようになっているのでしょうか。

○柏副委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 診断書等の取得の状況ということでのご質疑をいただきました。

まずもって、現在の状況につきましては、やはり毎年の入級申込みの際に、そういった児童ごとの台帳というのをつくらせていただくんですが、児童の連絡ですね、連絡状況というものをご家族からいただくんですけれども、そちらのほうに児童の状況であったりなどをご記入いただくものと、あとは任意の提出という形で発達の検査の結果であったり診断書などをいただくような対応を取っているという状況でございます。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

正直これって実は非常に難しい問題でして、取得をしたけれど、その子はあまり外に出したくないというお気持ちも当然これはあるところでありますので、そのあたり難しいかじ取り強いられるかなと思うんですが、やはり、日々過ごされるお子さんにとってどういった形で利益になっていくかというところで、ぜひ、これはご検討願いたいなと思っております。

それであと、放課後児童クラブとの関係で最後になりますが、辻畑議員の一般質問でもございましたけれども、いわゆる利用料のところについて改めてお伺いしたいなと思います。

それで、利用料の減免という考え方で私のほうもお伝えしたこともあったんですが、先日の

ご答弁の中では、そうしたところが出てきているといったようなところで、学びながら検討したいなというご答弁もあったんですけども、こども家庭庁なんかでは毎年統計として減免実施の状況というのを出しているようでありまして、母数を何にするかでもいろいろあるんだと思うんですが、全クラブを母数とした際に、生活保護世帯に対して66.5%のところ、何らかの減免といった取組をされておられると。あるいは、市民税の非課税世帯については42.1%だよというところ、全クラブを母数として何らかの取組をされておられるということが、一番新しいもので今年の5月時点ですかね、そういったところに対応もあったんですけども、そうしたことも踏まえますと、ある意味では放課後等デイサービスとの併用での減免というものをしておるものの、そうした世帯への支援という点では、本市は若干少数派になりつつあるのかなという思いもあったんですが、そうしたところも含めて、いかがですかとお聞きすることができんですが、ぜひ早期の検討をお願いしたいと思ってございます。ちょっと時間ないので、そこはお願いをしておきたいと思います。

最後、学校教育発達支援不登校対策との関係で改めてお聞きをしたいと思います。

資料No.19-2の30ページのところです。不登校児童生徒数の資料を出していただきました。

総数として見れば、令和6年度、令和7年度というところで、若干減少といえますか、減少したのか誤差なのか、そのあたりちょっと判断つきにくい数字ではあるんですが、数字としては若干減少したと。

ただ一方で、中学校の進学の際に一つ大きな壁があるということでは、中学校1年生のところで増加をしているのが一つ気になるところでもありますし、様々な見方あるんだろうと思うんですが、そうした中で、この間、取組としては、コラソンですとか、そういったところのいわゆる行政を含めた取組というのは、様々お伺いしてきたところであります。

その中で、資料No.13の29ページ、みやぎこどもの心のケアハウス運営支援事業補助金について、この間、散々、継続について大丈夫なのかなということでお伺いもしてきましたんですが、その事業内容を改めて今年度というか、来年度というか、どのようになっていくのか、あるいはその継続といったところについて教えていただければと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 コラソンの継続ということのご質疑でしたが、そもそもこちらの事業ですが、心のケアハウス事業というところで、東日本大震災の関係で行われているものです。

本市は第1期に属しまして、第1期につきましては、本来であれば予算措置等早い段階でなくなるというところだったんですが、現在、継続して上限で450万円、人件費等については頂けるというところですが、まだ最終的に来年度の確定の通知はいただいておりませんが、頂けるものということで見込んでいるところでございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 仮にそれが継続されると、頂けるというふうになった際に、これまでの取組に照らして改めてどういった取組をされるのか、そこも教えていただければと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 現在もコラソンに一定数の児童生徒来ております。

そのケアハウスの活動の中で、学習であるとか、あるいは、所から出て郊外での活動、体験活動も豊富に入れていて、子供たち元気に挨拶ができるとか、いろんな部分でよさについても見取れるところがございます。

子供たち、何が大事かといったときに、社会的自立というところにコラソンは主眼を置いていますので、継続してその考え方を踏襲しながら子供たちの支援に当たっていきたいと考えているところです。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 重要な取組ですので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

最後、保護者同士のつながり等を支援する取組というところで改めて伺います。

それで、一定の組織というものがこれまで、なかなか本市でできてこなかったというところなんですが、この間、様々な取組が始まっているようでありますけれども、例えば、そういったところに対して、保護者同士のつながりをつくっていくという意味でのノウハウ等の支援ですとか、あるいは場所の提供等の支援、あるいは、一つの組織としての運営に関わる支援等、そういったところについてもこの間お願いをしてきたんですけれども、そうしたところについての今後の取組、あるいは、予算措置なんかあれば端的にお伺いしたいと思います。

○柏副委員長 岩淵学校教育課長。

○岩淵教育委員会教育部学校教育課長 まず、現在、コラソンの取組といたしましては、昨年度から保護者を結ぶというところで、保護者会、一緒に開いたりということは行っています。あと最近ですと、いろんなことをそういうことでやってみたいということでご相談を受けております。

教育委員会ですることについては、まずは相談内容について、適切にこういうことができますとか、情報提供の部分、それからコラソンであるとか、場合によっては学校とつなぐ、そういうことについてはできるかと考えているところでございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうですね、いわゆるノウハウの部分と申しますか、そういったところの支援、そのほかにぜひどこでそういったものを持っていくかという場所に悩まれることもあるかと思しますので、例えば、そういった意味で全庁的にどこか提供できる場所はないかですとか、そのあたり。

最後に、やっぱりつながりがつくられるということで、保護者の方が実際にお子さんとの向き合い方ですとか、あるいはここにこういった支援があるよという取組の交流、情報の取得、あるいは保護者の方自身の心のケアも含めて、ぜひ様々なプラスあると思しますので、前に進めていただくことをお願いいたしまして、私からの質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○柏副委員長 以上で小高委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 市民クラブの志子田吉晃です。

私からも予算特別委員会の一般会計、あと2人だけの質疑で、残り2人でございますので、我慢してお聞き願いたいと思います。

まず、資料番号ですが、No.11、施政方針の中から32ページと33ページで、結びの言葉がございまして、ちょっと気になった2つの言葉があります。四字熟語で「雲外蒼天」と「勇往邁進」、この2つが出てきましたので、その辺のお気持ちをお聞かせください。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 多分、職員の皆さんが気を遣って、この2つの四字熟語を使っていたと思います。

「雲外蒼天」は比較的最近でございまして、コロナ禍になった状況の中で、それに当てはまるような実は四字熟語を探していたら「雲外蒼天」という言葉を見つけて、まさに新型コロナの状況には、ある意味では合致したということで、また、その言葉が好きで、飛行機に乗るたびに、やはり雲の間を抜けるとどんなに地上が曇っていても青空になる、気持ち的にも物すごく晴れ渡った、そういうような状況でございまして。

「勇往邁進」については、県会議員のときからの多分、座右の銘じゃございせんけれども、一つの好きな言葉として勇気を持って前に進むと、この言葉が好きで、多分、それを職員の皆さんが気を遣っていただいて、お使いになっていただいたと感じます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

その辺のところは気持ちの現れで、そこに「勇往邁進」と書いてありますので、皆さん、職員の方、一生懸命お願いしたいと思います。

それで、資料何ページですかというのはなかなか難しいのですが、予算特別委員会と決算特別委員会のちょっと違いみたいなところを、この辺が違うのでということ、今日も監査委員が来られているので、特に決算との違いを、予算の意義を教えてください。

○志賀委員長 菅原監査委員。

○菅原監査委員 突然のご指名でどう答えたらいいかと思うんですけども、決算につきましては、予算で認められました事業につきましては、どのように実施されたのかということについて、数字で表れているというのが決算のほうかなと思います。

予算につきましては、市の事業につきましては全て予算化されて行われるということが多いわけですので、実施しようとするものについて、計数的に定めまして、実施の裏づけとして予算を計上していくというのが予算、それを審査をいただくということであろうと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

突然の振りでしたから、私が期待してたのは、もう少し突っ込んでくれるかなと思ったんで

すけれども、議員としては、予算特別委員会は最大の責務だと、決算よりも予算じゃないかと。

なぜかという、この予算権というものを議会が、これ通さなければ執行できませんから。

決算の場合は、否認しても否認でしたということで、メンツだけの問題でございますが、予算はそうはいかないということでございますので、しっかりこの予算案がどうなのかということを中心にしたいと思います。

資料No.17の50ページ、51ページです。

第1回市議会定例議案資料、この表を使って何名の方が質疑しておりましたので、私もここから全体的に見えろと思ひまして。

それで、気づいたのは、市税が1億円ぐらい増えたんですが、地方交付税も同じように1億円、今度逆に減っていると。市税が増えれば交付税が減るのか、では何のために頑張って市税増やしたんだ、こういう思いがございまして、その辺の交付税の仕組みをなるべく短く説明をお願いします。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 市税との関わりも踏まえた交付税の算定ということでお答えさせていただきます。

今までの答弁でも何回か、簡単に触れさせていただきましたけれども、普通交付税というのは国の国税ですとかそういったものの財源の再調整という形で各市町村に配分されると。その算定においては、塩竈市ぐらいの規模の市町村だったらこれぐらいの行政サービスの費用がかかるだろう、それに対して塩竈市の市税ですとか収入がこれぐらい見込まれている、では、その不足分について国が調整として配分するという機能があるので、まさに委員がおっしゃったとおり、市税が増えればその分、何ていうんでしょう、調整として配分されるのは減るという仕組みは側面持っております。

そうなったときに、インセンティブというか、市税ですとかそういう各行政の取り組むかいがどこにあるのかということになってくるんですけども、その一点で申し上げますと、市税というのは、計算上75%、調定額に対して75%掛けられた市税で計算しております。それはどういうことかという、調整額を配分された、何ていうんでしょう、その計算上25%の分は、頑張ればその分を懐に入れられる分というふうにこの交付金の算定上はカウントできる、留保財源と呼ばれる部分なんですけれども。

ですから、市税が増えれば、減ればで、当然、交付税の増減には影響はあるんですけども、

頑張れば頑張った分、懐というか、自分たちのために使えるという分が25%市税でカウントされる部分があるということ、そこをモチベーションといいますか、かいとして捉えることはできると考えております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

金額的には一緒でも、市税収入のほうを増やしたほうが25%余裕出ると、そういうことでございます。分かりました。

それから、この1億円ほど増える予定だというのは、どういうことで予算組みを市税ね、去年1年前よりも1億円増えるんだという根拠があると思うんですけども、景気がよくなるから税収が増えるからという思いなのか、その辺のところ、どういう意味で1億円プラスになったかお願いします。

○志賀委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 今回、令和8年度の市税、62億2,151万円ということで、1億549万5,000円増と見込んでいます。

基本的に大きいところで2点です。

市民税の個人市民税のところですね。こちらのほうは、年金とか給与とか、そちらの所得が令和7年中の所得ですね、そちらのほうが増えるという影響が続くものとして、基本的に個人市民税が6,853万5,000円増と見込んでいるところ。

あともう一つが、固定資産税の部分です。こちらについても、家屋については新しい造成地の1棟当たりの単価増収が見込まれること、あと償却資産においても、新規や買換えなどの購入備品の価格単価増が見込まれること等から、固定資産税については前年比3,697万7,000円の増。

そこが大きいところと捉えております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

増えるということだけでも、何か制度が変わったというよりも自然増と私には聞こえたんですけども、分かりました。

この50ページに市税のほかにもいろいろ書いてあるんですけども、地方消費税交付金が14億9,632万円と書いてあります。

それで、一般質問でも聞いたんですけども、もう一度確認したいと思います。

それで、これの物件費等とか社会保障費とか引くと、3,000万円ぐらいは残るんじゃないかという説明だったと思うんですが、その辺もう一度再確認したくて、財政課長よろしくお願ひします。

○志賀委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 一般質問でのやり取りの中で、この消費税、地方消費税交付金、こちら内訳ありまして、通常分とあと引上げ分ということがありまして、目的のほうも含めてちょっと変わっているんですけども、ただいま委員がおっしゃったのは、今度、市の歳出側での消費税を負担している部分があると、それがたしか六億数千万、ちょっと六億数千万円ある中で、今おっしゃったのは、この地方消費税交付金の通常分と比較すると3,000万円ぐらしか違いがないんじゃないかということのご指摘だったかと思います。

それにつきましては、数字としてはそのとおりの数字ではあるんですけども、それをもって地方消費税の影響が本市財政で出ているのがそこだけかといいますと、そうではなくて、当然、引き上げる分のほうは社会保障費の財源としてもらっている部分がなお8億円ほどそのほかにありますし、その6億円と8億円の内訳の違いの部分もありますし、あとは地方交付税の原資として、その割合として19.5%ほど消費税が交付税の原資になって、それが交付税として本市にも来ているということも、割合で言えばこの60億円近い地方交付税の2割ぐらひの原資になっているということもありますので、そこでいただいている消費税もあるということになりますと、単純にその違いが3,000万円しかない、本市の影響として3,000万円しか違いがないという歳出と歳入で違いがないかという、そういう捉まえでもまたないかなと考えております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

見解の相違と言えは見解の相違、「3,000万円だけなんだよね、何のために消費税制度があって、市でもらうんだべ」って言うと、仕事のやりがいなくなりますので、多分そういうふうに答えたと思いますが、その差は3,000万円しかございません。そのことを一応消費税制度

があってもなくても、ないならないなりにかからないしということですから、この消費税制度というのは不思議なもので、市役所の消費税そんなに払ってんだということが、こういう議論の中で市民の方に分かっていただけたんじゃないかと思います。

それから、50ページからもう一つ不思議だなと思って聞くと、たばこ税です。

私、何回もたばこ税聞いているんですけども、令和8年度はたばこ税4億3,700万円です。1年前よりもちょっとだけ少なくなりました。

それで、このたばこ税を市税の重要な収入として、市税収入のちょうど7%がたばこ税として、内訳ね、入ります。それだけの4億3,700万円入るんだけど、入ったものは一般財源ですから、たばこの愛煙家のためにお返しするという税金ではございません。目的税じゃないですからね。

ただ、塩竈市役所の敷地、どこもたばこ吸うところございません。それから学校施設も公共施設、とにかく禁煙です。ということは、市としては税金4億3,000万円も市民からたばこ税としていただいている、1円も使わないような状態。これはちょっと普通の税金として、公平感に欠ける不公平じゃないかという気持ちはあるんですけども、その辺の理解はどのようにすればいいでしょうか、お願いします。

○志賀委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 庁舎敷地内の喫煙所の設置についてというご質疑だと思いますが、よろしいでしょうか。

今、実は現時点で設置の検討を行っているところでございますが、例えば、いろいろ規制ございまして、ふだん職員が立ち入らないところでありまして、あとは表示を明示しなきゃいけないところか、そういう条件もございまして、検討段階ではございますので、というところでございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

なぜ私の気持ち、質疑していないの分かったんですか。

毎回聞いているからということになれば、つくってほしいということはもう10回くらいは要望しましたので、ぜひその1%だけでも1回だけでも使っていただければ、何とかそれをお願いしたいと。私の気持ちを組み込んでくれる課長がおりますので、大いに期待しております。これは終わります。

それから、資料No.13の52ページ、議会費のことについて。

2億2,000万円ほど上がっているんですけども、これの説明はちょっと増えたんだけども、備考に何も書いていないので、何か変わることがあるかどうかお聞きします。議会費。

○志賀委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 議会費の増の要因の一部ということで、大きくは職員人件費の人勘分としての増というものが一部考えられると思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

増えたから、議員のほうではないんですよ。議員はもう30年ほどずっと据置きでございますので、そうではない。ただ、議会費が増えたので何だろうなと思って聞いたところでございます。

それで、この議会費は2億2,000万円なんですよ。かかるのがね。たばこは4億4,000万円。そのたばこ税集めたうちの半分なんだよね、議会費ってね。ということと比較するためにお聞きしました。

資料No.17の64ページ、災害時緊急避難用道路整備工事というのが9月完成で215万円の予算になっております。

この辺のところ、いきさつとか、あと実際の工事とか、その辺のところをお知らせください。

○志賀委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、災害時緊急避難用道路整備工事についてご説明いたします。

こちら権現堂地区と月見ヶ丘をつなぐ部分、玉川中学校の敷地でございます。こちら令和5年にこの地域で火災が起きました。その火災が起きたときに、学校側のほうが袋小路みたいな形になってしまったという状況になりました。それ以降、市のほうでもどういったことが対策ができるのかなというところを確認してきた、これまで検討をしてきたところです。

その中で、まずは今こちらの資料にあるとおり、現況は学校の裏手になります。そこは基本的には歩行者しか入れない状況にはなっております。こちら学校とも協議をしながら、また敷地内の配管ですとか、そういった車両が入れるかどうかのところを確認をしてきて、これまではスロープをつけるとかいろいろ検討を重ねてきたんですけども、やはり経費がかさ

むということで、現状で避難部分できる状況として、まずは一般車両が通れる部分の避難路として整備してはどうかということで検討を進めてきたところです。

今、現状は人しか通れないということですので、この門の部分で7メートル50センチほど広げまして、何でしょう、入り口については7.5メートルにして、一般車両が通れる避難路として整備をするという方向で今進めているところでございます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 もう少し詳しく申し上げますと、当時、火災が起きたその日の朝に現場を回らせていただいたときに、直接数名の住民の方々から、火災に遭った場所、おじいちゃんたしかお1人か何かでお住まいだったと思いますが、逃げられないんだというお話を直接訴えられました。

玉川中学校のほうに行ったら、やはり車が逃げられるような状況ではないということ、袋小路になったら逃げ場所ないだろうということを厳しく言われましたし、その後、数名の議員の皆様方からも、ここはこういう状況だからということでご指導もいただいたところでございます。

ちょっと時間かかってしまったのも、実はこれ矢印のところを見ていただくとお分かりかと思いますが、ここにたしか防火水槽か防火の倉庫があって坂になっているものですから、そこに道路をつけると、それで費用が大きいかさむと。それでちょっと考えたところがあるかと。あと、学校側との話合いがありますので、その中で今回ある意味ではこれが最善の状況だとは理解しておりませんが、そういうふうになったときに、逃げ場として車でも逃げられるようにということで、この状況をつくらせていただいたということが現状、現状というか、今回の議案の提出につながったということになります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それをずっと待っている方もおりましたので、これで少しは安心と。一般車両が通れるということは、消防車両も通れるんでしょうけれども、その対策もできたということで、一般車両ね、分かりました。

逃げ場ですから、改善されたと思います。まだ工事終わっていないからね、9月だからね。9月になれば安心できるということで、いい事業だなと思ってお聞きしました。

それから、資料No.17の84ページで市道整備事業、これほかの方も聞いたんですけども、これで聞いたほうがいいんですね。資料No.13の148ページ、道路維持費が1億9,536万円です、予算が。

そうすると、1年前よりも3,400万円減ったんですけれども、減った理由、私は道路予算はいっぱい増やしてくださいって質問のたびに言ってんですけれども、今回なぜ3,400万円減ったのか、その辺をお聞かせください。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 減った理由といたしますか、全体的に整備もある程度進んできているというところもございます。また、今回の補正予算でも橋りょう費ですとかそういったところに、今年度予算の分も入れたりもしておりますので、そういった意味で若干減っているというところがございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

あと、今現在やっている道路の整備で、おかげさまで塩釜ガス体育館のバス停のところ、歩道のところが今工事やられて、凸凹をしたところが平らになる、公衆電話がこうなっているよということもなくなったということがございますので、それは大変感謝しております。

あくまでも予算ですから、これからの予算のことを聞きます。

それで、そここのところは平らにさせていただきました、歩道のほうは。それに付随して、歩道とガス体育館の敷地につながる階段が4段ぐらいあるところあるんですが、その階段のほうは斜めのままなんです、そちらのほうは道路でなくて、あくまでも教育部の維持補修工事という扱いになるのかどうか、そこを担当に聞きます。お願いします。

○志賀委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員がおっしゃる場所につきましては、教育委員会の所管になってございます。

今回、ガス体育館の改修工事、今、開始しております、今月中に改修終わる予定ですので、委員のおっしゃる部分につきましては、今後内部でこういったタイミングでこういった形で修繕するかも含めて、検討していければと考えてございます。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。これから内部で検討していくということは、まだ予算がついていないということですね。

では早速ですので、すぐ補正予算つくようをお願いしたいと思います。

こっちの歩道だけやって、肝腎な階段のほうが斜めになって、あそこで何人も転んでいるんですよ、雪降って。そして、転ぶと頭から落ちていくんです。危険です。その賠償責任もかかってきますので、これから検討しますというんじゃなくて、こういう工事って本当は一緒にやるべきだと思うんですけども、その辺のところ大至急、強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、別なことを聞きます。

予算特別委員会資料のNo.19の42ページに、放課後児童クラブというのがございまして、ほかの方も聞いていたんですけども、この放課後児童クラブの産休・育休中の扱いのことについて、そうすると、子供が生まれると産休になり休職中になると、それはできませんということで、通っている子供が行けなくなるということがあるんですけども、その辺のところの取扱い、決まり、それから通ってもいいですよという例外的な規定みたいのがあったら教えてください。

○志賀委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 なかよしクラブの産休・育休の際の利用というところでのご質疑をいただいております。

放課後健全育成事業につきましては、原則としては、小学校に就学している児童であって、その保護者の方が帰宅の際にはお家にいない方を対象にさせていただいているというところがございますが、本市におきましては、産休・育休に関して、一律の退級という形ではなくて、疾病とか介護とかそういった事情がある場合につきましては、その理由を聴取させていただいた上で、引き続きお使いいただけるような形も取らせていただいているという状況でございます。

保護者アンケート等でもこういったご要望もいただいておりますので、そういった部分、今後、指定管理者も含めまして検討はしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

保護者アンケートでもそういう要望あると。結局ね、この児童クラブ、何のためにつくったのかというところの精神が、子供が生まれたんじゃ通わせられなくなるということになったら、何のためにつくった制度なのかと。いっぱい塩竈市で産んでくださいねという政策に反すると思って私聞いたんです。

だから、うまく運用を、今、子ども未来課長言われたように、うまく運用してみんな仲よく、なかよしクラブです。やれるように、運用をうまくやっていただいて、みんなに喜んでもらえななと思って聞きました。

そういうことですので、よろしくをお願いします。

別なこと聞きます。資料No.19-2という横長の予算特別委員会資料がございます。その中から4ページ、市内民営事業所数と従業者数の推移という表があります。

これ見ると、令和3年と令和6年の比較、事業所が2,549から1,932、それから従業者数が1万8,257人から1万6,193人と、大分激減しているんじゃないかなという表ですね。その前の比較はそんなに大体同じぐらいだったんです、微減ぐらいだったんですけども、ここやっぱり急激に市内の事業者数と、それから事業者の人数が急激に減っているような気がします、この数字では。

ですから、これを見てどのようなご感想をお持ちか、担当の課長さん、お願いします。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらの資料でございますけれども、主に減っている要因というか、この一番下の注の3というところをご覧いただければと思うんですが、令和6年の経済センサスがちょっと特殊でございまして、雇用者のいない個人経営の事業所を調査対象としていないとあります。要は個人事業主の方が今回調査から外れているということで、見かけ上、大幅な減となっているものでございます。

国からも、今回こういう調査で行っているので、比較する際には注意するようということでの通知もいただいているところでございます。

まずは、現状はそういった形で、見かけ上、減っているように見えるということでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 統計をとるとき、基準を変更する、ゲームでいったらゴールポストを動かしてしまふと分かんなくなっちゃうんですね。そうすると、比較のしようがなくなる。

これは国でやっていることなので、市の統計ではありませんからね。いろいろ言えないけれども、考える基になるが、基準がね。

それで、塩釜商工会議所のデータから見ると、令和6年度、3年ぐらい前と比べたら同じぐ

らいなんですか。微減は微減だと思うんですが、私が危惧しているのは、インボイス制度になってから、ここ1年半ぐらいなんですけれども、インボイスで赤字で納められなくて事業所を畳むというところが、これからもあと1年、2年、このままでいくと続くと思いますので、そうすると、事業所閉鎖せざるを得ないと、この税金のせいで。という事態だから、事業所が減ってくるんじゃないかなと思うんですが、そういう数字なんかは表れているのでしょうか、お願いします。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 塩釜商工会議所に加盟されている事業所数ということで、今現在、把握しておりませんので、確認でき次第、ご答弁申し上げます。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それはあとでよろしいです。

それから、予算特別委員会資料No.19-2の別冊で、13ページ、14ページ、15ページに人口推移があります。これを見ると、やはりショックだなと思う数字が出ていますね。

14ページの死亡者、死者ね。今年の令和8年の1月、亡くなられた方102人、102人というのは、その前の年の104人に続いて100人超えというのはショッキングな死者数だなと思っています。

それで、今度逆に、1年間で生まれた人はといたら、これもショッキングですね。令和7年、173人ですか。死んだ人の合計は、1年間で800人。これもショッキングだと思いますけれども。

このように、物すごく人口が自然減という数字が出ているので、この辺のところの対策といっても、いろんな少子化対策とか打っています。それから、人口減らないように長い対策もやってもらっています。

でも、結果的にこうだということなので、この辺のところ、感想がございましたらお聞かせください。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 本市の人口の推移でございますけれども、社会増減的には均衡、または若干プラスで推移しておりますが、やはりお亡くなりになられる方が多いのと、それと比較して出生数が少ないということで、自然減が続いている状況となっております。

令和8年度の事業におきましても、そういった自然減対策として、例えばですけれども、胃がん内視鏡検診事業ですとか、あとは認知症の高齢者の方々の見守り事業など、そういった自然減に向けた取組については、引き続き行っていくこととしている内容でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 自然なものだから、対策打ちようないとは思いますが、何かやらないと塩竈市のとにかく人口5万人を維持しないと、この地方交付税も減らされるということでございますので、何もできなくなっちゃいますので、いかにして5万人を維持するかということにいろいろ工夫していただきたいと思って聞いていました。

15ページを見て、今、社会減のほうはないですよということで、私もそういう認識でおりました。15ページね。

そしたらね、令和6年まではプラス238名、社会動態ね。令和8年1月末にマイナス3と書いてあるんですけれども、これはそういうことでいいのか、中身はプラスなのか、その辺。

社会動態も減ったんじゃないかなと思って、びっくりして見たんですけれども、私の考え方間違っているんでしょうか、考え方をお聞かせください。

○志賀委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 まだここは1月と年度の途中でございますので、やはり3月に転入転出ということがかなり件数多くなってくるということでございますので、1月の現状で見るとこのような形となっている数字だと捉えております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 では、様子を見てね。

ただ、今までのように入ってくる人のほうが多いから大丈夫ですということではなくなってきた状態だなと思って見ておりました。まだ、正式な1年間の統計の資料はこれからということですね。

あと5分になりましたので。

それから、実施計画の69ページに集会所整備等助成事業310万円というのが入っていると思うんですが、このことについて中身をお知らせください。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 集会所の整備助成に関しての中身についてでございます。

まずは、町内会で管理している集会所についての修繕の希望があったものに対して補助をしたりだとか助成をしたりという内容になっておりまして、今回は4か所の集会所に対して補助等をする予定となっております。

またそのほかには、新浜町の保育所が現在使えない状態ですので、そちらのほかの会議室などを使った際の施設利用料としての補助を予定しております。

以上になります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 集会所のほうの助成事業は増やしていただいたので、これ結構だなと思ってお聞きしました。

以上で私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○志賀委員長 以上で志子田委員の質疑は終了いたしました。

西村勝男委員。

○西村委員 一般会計の質疑、最後になりました、西村です。どうぞよろしくお聞き申し上げます。また、大分重なっている部分がありますので、重複する部分もあえてお聞きするかもしれませんが、丁寧にご説明のほどよろしくお聞き申し上げます。

初めに、実施計画、29ページ、高齢者あんしん見守り支援事業についてお伺いします。

これは多くの方々聞いておりましたけれども、内容としましては、独り暮らしの高齢者等の安否確認や緊急事態を家族に知らせることができる機材を設置するというので、辻畑委員も聞いていましたが、なぜこんなに減ったのかということでお話がありましたけれども、それも一応納得しました。

ただ、これで高齢者、75歳以上の世帯は、資料No.19の47ページに、75歳以上で902世帯、80歳以上で786世帯という世帯数が書いてありますが、それを補えることができるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者の単身世帯がいる中でこの見守り機器でカバーできるのかということでございます。

この見守り機器については、この補助を使いながら、この見守り機器によって見守るという形を望まれる方は、この補助も使いながら見守りをさせていただいて、多くの方々については、

やはり見守りについては地域の自助・共助・公助ございますが、その中で民生委員さんですとか、あと、今回、民生委員不在地区における見守りの支援、あと、地域包括支援センターでもそういった相談を受け付けながら見守りの調査等も行っておりますので、そういった形でカバーしていくと考えております。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。33ページの高齢者等見守り活動支援事業、民生委員が不在な地域ということでの部分でこの事業が行われるということなんですけれども、これも民生委員不在の地域は何か所あって、何世帯分ぐらい補わなければならないのか、それ把握していらっしゃるかどうか教えてください。

○志賀委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、民生委員不在地区についてのお問合せでございますので、私のほうから報告させていただきますが、不在地区ですね、今22%、全体の22%不在地区ということで、二十数地区で不在となっている状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 二十数地区、分かりましたけれども、そこに生活していらっしゃいます世帯といえますか、人数は何人ぐらいあるのか、把握されていますか。

○志賀委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 すみません、二十数地区の世帯数について、ちょっと今、手持ちで持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 実は私、北浜に住んでいますけれども、私の地域も民生委員が不在地域でございます。どうしても65歳の独居の世帯数が4,741世帯あって、あと75歳以上の単身世帯が902世帯あるということも書いてありましたけれども、果たしてそれも含めて民生委員の不在地域もはっきり把握しておかないと、全てフォローできるのかと心配なものですから、その辺聞きたかったです。

それと、資料No.19の48ページに令和5年度の機材というか、高齢者あんしん見守り支援事業の件数が書いてありますが、資料No.19の48ページです。

令和5年度で14件、令和6年度で21件ということで、本来ならできれば、例えば80歳以上の

単身世帯786世帯には全て問合せをして配布するぐらい、機材を配布するぐらいで安否の確認すべきじゃないんじゃないかなという気がするんですが、それで一つお伺いしたいのが、機材、平均どれぐらいの単価なのか教えてください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 機材につきましては、それぞれ料金ございますけれども、初期費用としては1万5,000円程度から8,000円程度のものまでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 全ての方が皆さん欲しいとは思っていないということで、共助関係で地域の町内会なり皆さんで見守りをしているというお話も承りましたけれども、そういう方々も含めまして、一応アンケート取りまして、例えば機材については無償で提供し、メンテナンスについては個人負担になるという形で、高齢者のあんしん見守りを行うという方法は考えられませんか。

ただ、今、お聞きしていますと、それを要望する方はそんなに多くないみたいな形のお話でありまして、令和5年度で14件、令和6年度に21件の応募しかなかったという数字が出ています。

ですけれども、やっぱりそれは知らない方もいらっしゃるもので、やっぱり無償化して、メンテナンスは個人持ちにして、例えば、あんしん見守りを充実させるということも一つ可能ではないかなと思うんですが、その辺のお考えがありましたら。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これ何度か議会でもちょっとお話しさせていただいたことがあろうかと思います。

もう3年か4年前から、75歳以上の単体の世帯がもう2,500軒、簡単に言えば10軒に1軒、もうそういう世帯であるというところからずっと検討はしてございました。

それで、いろんな方に聞くと、機械の値段に補助は出ささせていただいてということはありません、一部。ただ、ランニングコストなんです。月々ですね、一番安いところで、多分そこから変わったかもしれませんが、500円ぐらいかかります、月々。

結果的に息子さんとか娘さんが市外とか県外にいれば、何かあったときに、例えば、トイレに開け閉めつけておいて、1日とか2日とか動かなかったら連絡行くという、この通信費用がやっぱり500円以上かかります。例えば、ある業者だと3,000円ぐらい月々かかるので、その辺のところも、制度を知らない方もいるし、その辺のところのやはりランニングコストというこ

ともなかなか厳しいねという話は受けたことが何度かございます。

それと、やっぱりアプローチの仕方を役所も考えるべきだろうということで、直接その世帯の方々に問合せとかお伝えするよりは、逆に親孝行プランとして、息子さんとか娘さんとか親戚の方に、そういうものがありますから、ぜひ息子さんたちでその費用を出してもらえませんかというアプローチもしていかないと、もう残念ながら直接アプローチしてもなかなかやっぱりその費用負担に耐えうるだけの決断ができない部分も相当あるだろうなと受け止めています。

あと、いない場合どうするんだという話になります。ですから、今、実は新たに首から下げて使うそういう機械の会社とちょっと知り合って、いろいろお話ししていました。

その場合は、施設にその方々の例えば1番から10番まで10個つけたとすれば、施設のほうに連絡が行くような形。ですから、それがどれぐらいのコストかかるのかということは、もう少し突っ込まないといけません。その施設利用があれば、その機械はただで提供して、見守りみたいな形でできないかということの話はこの間伺ったばかりということになりますので、今後、役所としてもとにかく身内がいる場合、いらっしゃらない場合、いろんなケースはありますけれども、やはり単体でお住まいの方々に対する見守りとしては、今、西村委員もおっしゃるように、そういう形でもとっていかないと、多分受け入れないだろうと、やらないだろうなというところがありますので、ただ、ランニングコストまで全部本市が払うという、これはなかなかちょっと違う問題も出るかなと思っていますので、その辺の工夫とやり方を役所としても今、真剣に考えている途中であるということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 前向きに対応していただきまして、ありがとうございます。なぜこういう質疑させてもらったかといいますと、先日新聞に災害公営住宅で孤独死が宮城県全体で52名があったと。そういう話を聞きますと、塩竈市でも、例えば災害公営住宅じゃなくて一般住宅、1人世帯、単身世帯は4,741世帯、65歳以上でいらっしゃる中で、そういう中でやっぱり地域で守るといってもいろいろ壁がありますし、そういう部分で、実際こうやって市ではそういう孤独死の部分で把握されていらっしゃるのか。例えば、1人でお住まいになっていて亡くなられていたということが、それは市側が確認されているのか、お聞かせください。

○志賀委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課で社会福祉協議会のほうにサポートセンターの見守り事業をさせていただいておりますが、その実績という形で報告をさ

せていただきます。

令和7年度中ではございますが、4件、4件の入居者の方がお亡くなりになっております。
錦町東住宅が3件、伊保石住宅が1件。

いわゆる孤立死と言われるものは1件で、その他3件は孤独死。もともと1人住まいの方
1件だけだったという形になります。

なお、参考までに令和6年度につきましては、玉川住宅のほうで1件ということで報告を受
けております。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。どうしてもそういう孤独死、しゃべりたくないようなお話
なんですけれども、やはり塩竈市にお住まいになっていて、誰にもみとられずに1人で亡くな
っていく方、そういう方はなるべくなくしたいなと思ひまして、高齢者あんしん見守り支援事
業、高齢者等見守り活動事業を含めて、またそのほかにいろいろやっていただければなと思っ
ていました。

ただ、ここの中で注意したいのは、宮城県内で52名の方が亡くなっているんですけれども、
災害公営住宅で。男性が75%、女性が25%の割合で、男性の1人住まいの方が亡くなっている
確率が高いと。どうしても男性の場合、寿命が短い部分もありますけれども、女性の場合は生
活能力があるのか、対応力があるのかもしれませんけれども、そういう部分も含めて、見守り
の中でそういう部分を意識しながら見守りしていただいて、単身世帯の男性の方はそういう危
険性があるということ、つまり災害公営住宅じゃなくて一般の住宅でもそういう男性のほう
が多くなっている可能性がありますので、見守りのほうよろしくお願い申し上げます。

次に、実施計画の39ページ、私道等整備補助金交付事業費についてお伺いします。

これも何件か皆さん、委員からも質問があった……。 (「42ページですかね」の声あり)

すみません。私道等整備補助金交付事業費についてお伺いします。

これは令和7年度から始まった事業ですけれども、100万円、100万円と事業予算が組まれて
いますが、執行率はどれぐらいだったのでしょうか、お聞かせください。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

まず、令和6年度につきましては2件ございました。

あと、今年度、今年度は1件でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 金額的には100万円以内で収まっていると思うんですけども、内容をお知らせください。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 金額にいたしましては、令和6年度につきましては100万円の予算を超えましたので、補正をお認めいただきながら執行しております。

令和7年度につきましては100万円の予算内で終わりましたので、そのまま100万円の予算内で執行しております。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 さきの定例会でもこれは一般質問をさせていただいたんですけども、「快適に住み続けられるまち」ということで、私道の整備については、一般道、国道、市道、県道も含めて、住民のために全てを改修してほしいという気持ちがあるんですけども、やはり私道については、先ほど何メートルというお話がありましたけれども、それに合わない私道については、住民がそれは「快適に住み続けるまち」の施策に合わない、なじまないというんですか、やらないということよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 こちらに書かせていただいておりますが、住民環境の向上を図るものということでございます。

先ほども基準のほうをお話しさせていただきましたが、向上を図るという意味でいうと、この交付金の規定の中に、道路ですとかあとは側溝ですね、そういったものの新設もしくは改良という言葉ございまして、この改良につきましてはグレードアップというところを指してございます。

具体的に申し上げますと、碎石の道路、いわゆる砂利道をアスファルトの道路にするとか、あと側溝のない道路に側溝を入れるとか、そういったところを皆さんで改良していただくことで地域の生活環境を改善してもらおうということが目的でございます。

よろしく願いいたします。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 どうしても今、砂利道も側溝のないところも少なくなってきましたし、実際には道路もアスファルト舗装されていますけれども、ここ二、三年の高熱での8月、9月でアスファルトが溶けて、その上に重い車が乗って、ゆがんだ道路なんかも出てきていますので、そういう部分の改修といいますか、そういう部分ではできないものかなと思ってお伺いしたんです。

○志賀委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今のお話、状況も確認しないと分かりませんが、例えば暑さによって陥没するとか、そういったことでいうと、例えば舗装の厚さが薄いとか、あとその下にある路盤が薄いとか、そういった原因がございます。

それを改善するというのであれば、こういうような補助金の制度活用は可能ですので、そういった部分につきましては、地域の皆さん土木課にぜひご相談していただければと思っております。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 どうしても地域の方々から言わせると、私たちは「快適に住み続けるまち」の施策の中で、置いていかれているような気がしてならないというお話も受けてまして、せっかくこれだけの1メートル四方くらいの道路をちょっと補修するぐらいは、私道であってもやってほしいというお話だったものですから、またお話しさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

次に、実施計画の43ページ、松くい虫対策事業についてお伺いします。（「46ページだそうです」の声あり）

ごめんなさい、間違えました。46ページです、すみません。

松くい虫対策事業で2,845万2,000円、施策の内容をお知らせください。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 松くい虫の予算ということで、2,845万2,000円ということで、今回の委託の内訳でございますが、これ全部委託料ということになりますけれども、委託料の内訳として、地上散布と呼ばれる上から薬剤をまくのが292万1,000円、あと衛生伐ということで伐採するところがあるところが1,937万1,000円、あと緊急伐倒ということで急いで切らなければいけないところがあるところが360万円、被害木調査ということで99万円、あと木の幹に薬剤を注入するという樹幹注入ということで209万4,000円ということになっています。

以上でございます。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 それを何本ぐらい対策を講じたのか、お知らせください。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 具体的な本数は今手持ちを持ち合わせてはいないんですけども、やはり計画に沿ってやらせていただいているという状況がございますので、その衛生管理の計画に基づいて行っているという状況でございます。

すみません、よろしく申し上げます。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 その対策の要望は、行政が視察をして分かるのか、その地域の方々から申し出てやられるのか、その辺を教えてください。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 緊急を要する場合など、特に浦戸については航路に松くいであれたりというときには緊急でやらせていただいているという状況はございますが、そのほかに関しては、県の補助でもございますし、県の管理というところもありますので、県と具体的な計画をお話しさせていただきながら、順次やらせていただいているという状況でございます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 あと、これはこの間、浦戸で懇談会をしたときも言われておりますが、やはり海のほうに松が漂って、結局スクリューに巻き込まれるので二次災害が起きてしまうと。

それで、寒風沢でも地域おこし協力隊の方が、そういう連絡を聞くと、ご自分で船で引っ張って港に上げていただいているという実情があるということでもございますので、僕らとしても、島の方からしょっちゅう言われるのは、やはり二次災害です。

当然、倒れかかっている景色は常に見ていますので、その中で落ちてきたものがということで、それは全ての島で言われることでもございますので、その辺含めて、しっかりと我々のほうで対応していかないと、民間の方にご迷惑ばかりかけている状況は大変厳しいなと受け止めているところです。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。どうしても海に倒木したり、船にぶつかったりということで、タイ

ミングもあるのかなと思っていました。

実は、前に相談に行きました、籬島で松2本ぐらい枯れて、もう海に落ちそうになっているんですけども、地権者から申出があればという話だったんですが、そういう部分も含めて、感染といいますか、近くの松に松くい虫がうつる可能性もありますので、これから春先になる前に対処してもらわないと、これからだんだんうつってくるのかなと思ったものですから、その辺も含めて見ていただいて対応していただければ幸いですので、だんだん増えてこないように対処方よろしくお願い申し上げます。

次に、実施計画の64ページ、ふるさとの文化財等標識設置事業。

浦戸諸島に「島そのものを博物館」をコンセプトとしてということで82万9,000円が出されておりますけれども、これは何か所ぐらい設置する予定なのか教えてください。

○志賀委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 設置箇所につきましては、1か所の予定でございます。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 島ではあと1か所で十分ということで、この金額なんでしょうか。それとも、まだまだあるということなんでしょうか。

○志賀委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 この事業、令和3年度から行われている事業でして、年1か所ずつ整備してまいっておりますので、今後も数か所ございますので、今年度で終わりということではなくて、今後も続く事業という認識してございます。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 文化財等標識設置、大分重要な事業でございますので、1年に1か所ではなくて、せっかく来られた方がまた来ようと思うようにさせるんだったら、やっぱりやってしまったほうがいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

また、市内ではこういうような文化財の標識を立てていらっしゃるかどうか、確認させてください。

○志賀委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 この事業につきましては、浦戸諸島のみということで行

っている事業でございます。

以上です。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。

たしか塩竈市内では設置事業はNPOさんがやってらっしゃることのほうが多かったのかなと思ったので、塩竈市内でも市でそういう事業をやっていないのかなと思って確認させていただきました。やっていないということですね、はい、分かりました。

それでは、最後の質疑になります。

ずっと多くの方々が盆踊りの件で質疑をされておりましたけれども、盆踊り継承事業、資料No.17についてお伺いします。（「資料No.17、65ページでよろしいでしょうか」の声あり）

はい、すみません。

これの予算として300万円ぐらい予算計上されています。私たち、北浜では盆踊りは6町内会ですか、330世帯か、350世帯でやっておりまして、実行委員会が5月から始まりまして、8月15日が開催日なので、案内状を出して、それであと高齢者70歳以上の300人余りには招待状を出して盛り上げてもらおうということでやっております。

それで、抽せん会と申しますか、全世帯の抽せん券を配布しまして、来た方には抽せんしていただいて喜んでいただいておりますけれども、ここにきまして、盆踊り継承する中で、8月15日、暑いんです。それで、やぐらを組んで、提灯やって、テント3基ぐらい立てて、あと、座る場所を設置して云々といいますと、2日ぐらいかかるんですけれども、今度は外部委託と申しますか、職員さん2人ぐらい雇って、何十万円かけてもそういう形のやっていただいて、あと内容については内輪でやる、ただそういう場合でも例えばこの継承事業での300万円に申込むことはできるのかどうか、聞かせてください。

○志賀委員長 小倉市民課長。

○小倉生活市民部次長兼市民課長 盆踊り継承事業のご質疑です。

補助金に申し込むことができるのかという趣旨で今お話しいただいたと思いますが、それぞれの町内会、地域でやっている夏祭りや盆踊りに対して補助をするということではなく、実行委員会をつくりまして、いろいろな方に集まっていただく実行委員会をつくりまして、夏頃に市全体で1か所で行う事業となっておりますので、実行委員会に対して補助を市として支援するという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 西村委員。

○西村委員 私の勘違いでした。どうしてもこれから継続というか、市長からも20か所ぐらい、15か所ぐらい盆踊りやっている箇所があるんだというお話ですけれども、それがだんだん廃れてくる、地域の祭りがなくなってくる、盆踊りがなくなってくる、そういう形にならざるを得なくなってくる中で、だったらそれを継続していただくためにもそういう支援というの必要なのかなと思ったもので、それができるんだったら、これからも何年か継続できるし、8月15日、お盆の日に本当にみなさんが休まれてて、お盆で帰省されている方も含めて皆さん集まって、大体300人ぐらい集まってお祭りを継承して、ここ何年かやっていますので、そういう部分の補助といえますか、支援があってもいいのかなと思って質疑させていただきました。

以上で質疑を終わります。

○志賀委員長 以上で西村委員の質疑は終了いたしました。

先ほど志子田委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、政策課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

引地政策課長。

○引地総務部政策課長 塩釜商工会議所の会員事業所数の推移でございます。

令和5年度からの3か年の推移でございますが、令和5年度末で、1,665事業所でございます。

令和6年度末で、1,646事業所でございます。

令和7年度の2月末で、1,578事業所でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、審査区分1、一般会計についての質疑は一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、3月4日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月4日の審査区分2、特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時09分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和8年3月3日

令和8年度予算特別委員会委員長 志賀 勝

令和8年度予算特別委員会副委員長 柏 恵美子

令和8年3月4日（水曜日）

令和8年度予算特別委員会

（第4日目）

令和8年度予算特別委員会第4日目

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	志子田 吉晃 委員
鎌田 礼二 委員	伊勢 由典 委員
鈴木 悦代 委員	辻 畑 めぐみ 委員
小高 洋 委員	土見 大介 委員
伊藤 博章 委員	

欠席委員（1名）

今野 恭一 委員

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	総務部長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫
市立病院事務部長	鈴木 康弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
総務部長 財政課長	佐藤 涉	市民生活部 収納課長	志野 英朗
市民生活部 税務課長	阿部 公一	市民生活部 保険年金課長	石村 要
市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	佐藤 聡志

福祉子ども未来部 健康づくり課長	山 本 多佳子	産業建設部 水産振興課長	平 塚 博 之
上下水道部 次長兼業務課長	並 木 新 司	上下水道部 上水道課長	熊 谷 孝 行
上下水道部 下水道課長	佐 藤 寛 之	市立病院事務部 業務課長	渡 辺 敏 弘
市立病院事務部 医事課長	庄 司 晃	監 査 委 員	菅 原 靖 彦
総 務 部 総務人事課総務係長	佐々木 勝		

事務局出席職員氏名

事務局 長	鈴 木 忠 一	事務局次長兼 議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	星 井 絵 名

午前10時00分 開会

○志賀委員長 おはようございます。

ただいまから、令和8年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日欠席の委員は、今野恭一委員の1名であります。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 皆さん、おはようございます。

では、最初に質疑をさせていただきます。

まず、資料No.11の施政方針から入りたいと思います。

特別会計の項目といたしますか、記載事項が10ページにあります。10ページに、市立病院につきましては、安全・安心な地域医療の提供に向け、令和7年度から実施している調査・実施設計業務が間もなく完了いたしますということが書いてあります。そして、令和8年度には本格的に病棟を中心とした病院改修事業に取り組み、利用される方の療養環境の向上と現場環境の改善を図ってまいりますと。

ここまでの項目で、議案資料の中にあつたと思うんですけども、最後のことかなと思うのですが、この内容をお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 議案資料ではなくて、令和8年度塩竈市立病院事業会計予算の資料No.15です。資料No.15の32ページをご覧ください。

それで、改修事業につきましては、具体的にまず、概要といたしましては、先ほど施政方針にも載っておりますが、患者様の療養環境の向上と職員の職場環境の改善を図るため、老朽化対策の一環として、病棟などの改修事業を実施するという予定にしております。

改修事業の概要につきましては、最初の設計、当初設計を組んだ段階では、当初項目の部分で、病室の内装等々をおおむね直すということだったのですが、実際、設計を開始しました

ところ、かなり古い状態ということが分かりましたので、追加項目といたしまして、設備関係の部分も手をつける予定としております。

追加項目の全病室へのオールケアユニットの……すみません。

ということで、療養環境を追加するという部分で、設備関係を追加した形で、今、準備しておるところです。

あと、事業期間につきましては、令和7年度に設計しまして、令和10年度までの完了予定で今、進めております。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

この部分は、ゆうべ見ました。この32ページですね。そして、これについてちょっと思ったのは、令和7年度から設計が始まって、今年度から着工するという、上半期後期ぐらい、上半期の半ばぐらいからスタートということですが、これを見ますと、令和10年度の上半期に竣工という形になっているのです。考えてみると、これだけあるのですから、このぐらにかかるのかもしれないけれども、やはりなるべく早く終わらせたほうが、やっぱり業務にも差し支えることなので、早くやってほしいなと思うんですけども、こんなに時間がかかるものなのですか。これは短縮できないものかなと、ゆうべ見て気がつきました。その辺いかがでしょうか。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、全面的な改修であれば、工期は短縮できるのですが、患者さんを抱えながらということになっていきますので、今、3病棟あるところを4ブロックに分けて、1ブロックずつ工事をしていくということで、患者さんがいながらということなので、この期間が要しているという状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。分割して輪番制というか、くるくる回していくということなのですね。

では次は、さっきの施政方針の資料に戻りたいのですが、ちょっと使い慣れないものから。

その次に、施政方針の今度は11ページになりますけれども、先ほどの後段になります。また、

現在、国や県において地域医療の連携・再編・集約化を検討していることから、その動向を注視しながら、市立病院が果たすべき役割や機能などにつきましては検討を進めてまいりますということが書いてあります。

こういったことですから、現状と将来の展望をどのように見ていらっしゃるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 お答えいたします。

一般質問でも管理者からご答弁申し上げましたとおり、当院は今、回復期を中心に医療を行っております。これからの国の方針を受けまして、県が新たな地域医療構想を策定していくという流れにはなっておりますが、当院では既にその流れを先んじてやってきたということですので、我々としては今やっている医療が、今後もこの方針が出たとしても、まずは変わらないということ考えているところでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。頑張ってもらいたいと思っております。

次は、資料替わりまして、資料No.19に移ります。国民健康保険関係の滞納についてお聞きしたいと思います。

33ページを出していただきました。これは毎年聞いているのですけれども、僕以外の人も聞いてはいるのですが、国民健康保険税の滞納世帯の所得階級別という表があるわけなのですが、これは毎回分からないという話なのですが、やっぱり所得金額の不明というところが一番上の段にあるんです。これが23%にも及ぶわけですが、これは依然としてやっぱり分からないのでしょうか。ある程度察しがつくというか、そういうことはないのでしょうか。この辺、お聞きしたいと思います。

○志賀委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 こちらの所得金額の不明（未申告）という部分のご質疑です。

実際、確定申告とか、お仕事をされている場合は年末調整ですとか、年金があれば年金の給報、年金事務所からの情報とか、そういうところを踏まえた上で、ほとんどの方々については情報が入ってきて、それによって申告をしていただいて、住民税とか、そういうところに反映するという流れになります。

今回、この未申告というところについては、そういう情報が全くない方、そういう方々が結局ここに分類されるというところで、私どもにつきましても、毎年6月中旬くらいに、未申告の方々に対して、申告してくださいという形で、調査の依頼を、お願いをさせていただいております。そういうことをさせていただいていますが、そういうところでは、所得について判明がなかなか難しいところがございます。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

これを見ますと約23.6%ですから、約4人に1人という計算になるのかなと思います。この不明者がそんなにいるというのは、ちょっと解せないなと思いました。

昔、学校給食で、塩竈市で、支払いをしない人がいたりしましたけれども、結構、所得の多い人が学校給食費を払わなかったということが、過去に随分ありましたけれども、そういった状況でもないのかなと思ったりもしました。

次は、資料が移りまして、今度は資料No.19-2に移りたいと思います。資料No.19じゃないな。市立病院の会計は何番でしたか。資料No.15ですね。

市立病院の事業会計に戻ります。これの一般会計からの繰入れについて、お聞きします。毎年聞いていることでもありますけれども、9ページになります。

ここに、令和8年度塩竈市立病院の会計予算実施計画、収益的収入及び支出という項目があります。一般会計からの繰入れは、予定しているのはこれかなと思うんですが、この項目の一般会計繰入、1億9,511万7,000円と、それから他会計からの負担金という形で1億9,359万4,000円。もう1項目ありまして、一般会計繰入金、これは6,768万6,000円ですか。それから、次のページに、これは資本的収入の他会計補助金、これも一般会計からとして1億1,205万2,000円ですか。この合計が5億6,844万9,000円と、約5.7億円が計上されているのですけれども、これを予定されているということによろしいですか。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 この部分につきましては、まず収益的収入につきましては、医業収益の部分については、救急医療のベッドの確保に対しての基準内繰入れなどについて予定しております。

あと、資本的収入につきましては、起債借入れ分の償還分の一般会計の持分というか、頂く

分ということで設定している部分で、繰り入れいただくということになっております。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、先ほど言ったように約5億7,000万円が最初から計上されている、予定されているわけですね。

それで、資料No.19-2の29ページ。これは、市立病院事業会計の一般会計繰入金の推移ということで、平成23年度から令和7年度まで、ずっとここに記載があるわけです。直近の5年、令和5年から令和6年、令和7年と、令和7年は見込みになっていますけれども、これは見ると大体4億5,000万円なのです。4億5,000万円ではなくて、4億円から5億円ですか。5億円前後になるわけですが、参考ということで、基準内、基準外が書いてありますけれども、私としては、この基準内で全部いけないのかなと思うわけです。去年もおととしも話したのですが、最初からもうありきではなくて、なしでやっぱり考えて、一生懸命やりくりして、結果的には繰入れにお世話になるという、一般会計にお世話になるという形が、本来、自分で考える話ですが、望ましい形なのかなと思いますけれども。

先ほどの金額ではなくて、4億円台ぐらい、いっても5億円前ぐらいでいけないのかなという、そういう予算組みはできないのかなという、その考え方というか、それについてご意見をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 基本的には、独立採算制ですので、鎌田委員がおっしゃるとおり、病院の中で全部基準内でやればというのを我々も目標としては考えております。

一方で、基準外で頂いていますのは、政策的医療として本庁のほうと話し合いの下にやっています小児医療、それから在宅医療、こちらの収入と費用で収入が不足する部分を頂いているということがありますので、行く行くはその部分までしっかりと病院経営の中で賄っていければと思っておりますが、現状としては今、政策的医療として頂いているという部分で考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

おととい、3日ぐらい前ですか、市立病院にちょっと用事があって行かせていただきました。

やっぱり病院、冒頭にお聞きした改修がありますけれども、なるべく早く改修して、少しでもきれいな状態にして、皆さん使い勝手がいい状態にして、少しでも、売上げではないのですけれども、業績を上げていただきたいなと考えています。

以上で私の質疑を終わります。

○志賀委員長 以上で、鎌田委員の質疑は終了いたしました。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、企業会計、特別会計の質疑をさせていただきます。

まず初めに、実施計画から何点か質疑させていただきたいと思います。昨日聞けなかった部分がありましたので、29ページの高齢者紙おむつ支援事業ということで質疑させていただきます。

まず、この事業の中身について、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢者紙おむつ支給事業についてでございます。

こちら事業内容にも記載しておりますが、要介護3以上で、在宅かつ寝たきりの高齢者を介護する介護者を対象に、市民税課税・非課税の世帯の状況に応じて、課税の方については月額1,500円、非課税の方については月額3,000円、介護に必要な紙おむつの引換券をお渡しするものでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 この課税世帯と非課税世帯ということで、課税は月額1,500円で、非課税は月3,000円ということでございます。

確かに、これは大分前に決められた価格でございますけれども、この紙おむつ、若干多く高齢者が使っている部分があると思うんですけれども、この物価高騰で、大人の紙おむつ購入が、以前の価格を見たら、やはり若干本当に高くなっているという部分があるんですけれども、塩竈市として何か価格を調べたとか、その辺をお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 紙おむつですけれども、物価高騰の影響ということでの調査はしておりませんが、ただ、それぞれアウターとインナーという区分があって、やっぱ

り月額1万5,000円とか、標準的に考えればそのくらいの負担になるのではないかと考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 これは総務省の調べによると、2022年の全国平均で、10枚の紙おむつで711円ですが、近々、2025年ですと、5月現在で、たった10枚で905円という形です。その辺の価格がやはり上昇しているということは、確かにあるわけがございますので、まずこの紙おむつの支援事業の利用者、それから利用率について、把握しているのでしたら教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの利用者でございますけれども、令和6年度の状況で恐縮ですけれども、課税については190名、あと非課税については114名ということで、304名ほどご利用いただいております。

ただ、対象の分母については把握しておりませんので、304名、今年度もほぼ同じような人数の利用があると考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 それで、304名の方が使用されているということで、やはり高齢者の方でこれを使っていない方も確かにいると思うのです。この辺の周知というのは、私も一回聞いたことあるのですけれども、そんな制度があるんですかということもちょっと確認させていただいたのですけれども、その辺の周知はどのようにされているのか確認させてください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらについては、基本的にはホームページなどを使ってPRさせていただくのと、あと介護全体のパンフレットなどを使って周知させていただきます。またあと、地域包括支援センターなどでご相談があった場合には、こういったサービスがありますということで、必要な方についてはお伝えするような形で進めております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ皆さんに、この制度があるわけがございますので、使っていただきたいと思います。

そこで、やはり高齢者、塩竈市としては大変に多いわけがございますけれども、在宅介護の継続を支えていくためには本当に重要な部分だと私は思っております。

そこで、本市の市民税の非課税とか課税、この辺がすみ分けがされているわけですが、この撤廃というのは、多分されないほうがいいのではないかなと。ほかの自治体でも、多分、されていない部分があるのかなという部分が私はあるんですけども、それと、この価格に対しても、月額、課税世帯1,500円、また非課税世帯3,000円という枠を取っ払って、この物価高騰もありますので、一律3,500円ぐらいにさせたほうがいいんじゃないかなという部分があるわけなんですけれども、多賀城市ではそのようにされていると伺っておりますので、その辺はいかがなのでしょう。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 多賀城市は、おっしゃるとおり、そういう課税、非課税の区分がないということですが、本市としては、やはり低所得の方には、できる限り手厚くと。限られた財源でもございますので、こういった介護保険そのものも課税、非課税で段階が変わるなどもございますので、こういった区分で考えていきたいと思っております。

あと、金額については、物価高騰のお話もありましたが、国で、任意事業の在り方について検討を進めているところもございますので、そういったところを踏まえていかないと、慎重な判断が必要かと考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ国の動向もあると思いますので、しっかりと検討していただいて、拡充できる部分は拡充していただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

次に、実施計画の44ページの下水道施設維持管理包括的民間委託事業という長い事業なんですけれども、その辺の中身について確認させていただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきまして、お答えいたします。

下水道は、これまで、令和6年まででございますけれども、保守点検であるとか、運転管理でありますとか、清掃業務関係、あと除草も含めて、個々ばらばらに業務の発注をしておりました。

令和7年度からは、こちらの包括的業務によりまして、こちらを一括してまとめて業務を行っていただくということで、この事業を令和7年度から3か年という形で現在行っている状

況でございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 今現在は包括的にやっているんですけども、この資料を私も拝見させていただきました。その中で、令和7年度から第1期という形で進められていまして、令和10年から第2期という形で、民間のPPPが進んでいくのかなと思うのですが、その辺というのは、今後の動向としては、この3年間で一つのこの事業を進めながら、最終的には令和10年のPPPに向かって行っていくのか、その辺の経緯について説明をお願いします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの業務は、まず令和7年度から令和9年度までの3か年という業務でございます。令和10年度からは、これらの業務の更新的なものが始まってくるような状況です。

ただ、国なり県の動きとしましては、老朽化する管路の更新に当たりましては、こちらのほうではなくて、さらに進んだ形で、原則10年であるとか、性能発注であるとか、更新一体型のマネジメントを進めなさいよと、これらを条件として管路の補助事業の適用になるという形がもう示されておりますので、こういった導入をするのは、令和10年度からは必須になってくるのかなと考えております。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。令和10年度から、民間のノウハウを最大限に活用して、効率的に安定な運営をしていただきたいと思います。

次の質疑をさせていただきます。資料No.14の下水道、同じ下水道で今回いきたいと思いますので、下水道会計の予算の中から、3ページで質疑させていただきます。

この3ページには、企業会計の予算の収支、それから資本的収支と収益的収支が書いてありますけれども、第1款に下水道会計の資本的支出、下のほうですけれども、この第1項の建設改良費7億5,173万9,000円とありますけれども、令和8年度の建設改良費の中身について、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきまして、同じ資料No.14の33ページをお開き願います。

こちらに令和8年度の建設改良事業ということで、上段に位置図、中ほどから公共の下水道事業、管路関係の事業と、あとポンプ場の事業関係、あとは流域下水道事業ということで、中南部下水道事業所で行っている建設改良関係の負担金を計上していると。こちらが、先ほどの建設改良費の工事内容になります。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

この改良費、やはり大変重要な部分でありまして、老朽化対策とか、急務とされるわけですがけれども、限られた予算で施設、それからポンプ場などを重点的に直していくわけだと思いますけれども、昨年10月に、災害があったわけなのですけれども、大雨があったわけなのですけれども、その大雨によって塩竈市は、原因は様々あって、かなり大きい被害があったわけなのですけれども、特に北浜地区の冠水被害とか、あそこも多分整備されていたと思うんですけれども、また玉川地区も冠水になったわけでございますけれども、この北浜に関しては、やはりどういった原因で冠水になったかというのは、下水に関係するかちょっと分かりませんが、その辺確認させていただきたいのです。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 雨水の部分でございますけれども、まず現状、大雨の対応としましては、東日本大震災の復興交付金等を活用いたしまして、現在44.5ミリ相当の雨に対応できるようなポンプ場であるとか、貯留施設等の整備を行っている状況でございます。まずはそちらのほうに水が入ってくれば、この44.5ミリの対応はできていると。ただ、一時的に大雨が降りますと、道路に冠水とかしますので、ちょっと感覚的な部分もありますけれども、以前と比べて引くのは早くなっているのかなという状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。44ミリということですね。

では、玉川地区で、あそこはどういった形で冠水されたのか。例年ですと、あそこはあまり冠水にならない地域、多分低いところだとは、地域だとは思うんですけれども、その辺の今年度予算として、あの辺を整備とか、雨水の対策とか、そういった部分ができないものかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 塩竈市内玉川方面でございますけれども、あの地区に降った水は、最終的には多賀城市さんのほうに水が流れていくという状況でございます。その手前に、旧の東北本線のガード下をくぐる部分があるんですけれども、そちらの部分は多賀城市の所管の施設となっている状況でございますので、そちらは塩竈市で整備をするということはありません。

現状、来年度予算ということになりますと、先ほど同じ資料No.14の33ページに、公共下水道事業の②新浜二丁目地内ということで、こちらは浸水対策ということで、令和5年度から取り組んでいる状況でございますけれども……

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○志賀委員長 会議を続行いたします。

佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 すみませんでした。

この資料No.14の33ページの②の新浜二丁目地内の浸水対策事業が、令和8年度の雨水の事業になります。こちらは、令和元年10月の台風であるとか、そういった大雨のときに新浜二丁目地内が冠水したということもございましたので、こちらの排水機能の強化ということで取り組んでいる事業でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

多賀城市とあそこは隣接しているので、多分、多賀城市分も入っているかなと思います。

次に、資金的収入における企業債、この28億5,780万円の現状について、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 まず、下水道事業の令和6年度末の起債の状況を決算のほうからご紹介いたしますと、これまでに437億円ほど借りている状況でございます。うち、返済が終

わっている部分が256億円ということで、差し引きますと、未償還が現在、181億円あるという状況でございます。

令和8年度は、起債の償還が、35億円ほど償還する予定でございまして、ただ借入れも、ご紹介ありましたように、約28億円ほど借りて事業を行っている状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 この企業の借りている部分と、今、説明ありましたけれども、その企業債の28億円と、それから企業債償還33億円のバランスというのはどのように見たらいいのか、お伺いしたいです。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 まず、企業債でございすけれども、毎年その償還はする一方で、やはり毎年新たな事業、公共下水道事業であると更新事業関係がありますので、借入れが発生しているという状況でございます。

今後も、下水道施設の老朽化に伴う修繕でありますとか、更新というのが発生しますので、こちらのほうを計画的に進めながら、なおかつ補助金の確保もしながら、事業を行っている状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

将来的に、やはりこの建設改良費が、今後、管路の老朽化の部分も多分あって、更新費用も膨らむ中で、企業債の残高と長期的な推移ということで見込んでいると思うのですけれども、この将来の負担を抑えるために、どのような対策を講じていくのか。その辺は考えているのか、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 先ほどもご説明いたしましたけれども、まずは更新に必要な補助金の確保という部分がございます。さらには、先ほどご紹介ありました下水道事業の包括の部分での10年間の契約なり、新しい包括業務に移行すれば、管路の補助事業が適用になるといった部分がありますので、まずは、そういった補助金の確保というのが一つございます。

さらには、起債の部分についても、有利な起債を確保しながら進めていきたいと考えており

ます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 20ページに貸借対照表があるのですけれども、その中で貸借対照表の企業債が141億円あるわけなのですけれども、これは多分、我々の下水道の借金という形に入ってくると思うのですけれども、今後の見通し、この借金をどう返済していくか。借りることは必要なのですけれども、今後の返済の見通しをどのように考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今年度、令和7年度も、やはり同じように36億円ほど償還しているという形でございます。また、借入れのほうも28億円借りていると。令和8年度も、同じように28億円借りて、33億円返していくという形で、まず借りながら返していくという形。一般的に紹介しますと、我々もそうですけれども、一般家庭で住宅ローンを払いながら家のメンテナンスをしていったり、さらには車のローンを抱えながら、その都度、給与でもってお支払いしていくと。そういったやりくりを、一般家庭と同じように、我々の下水道のほうもやっているという状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 借金、本当に塩竈市の地形を見ますと、もう大変厳しい状況で、管の耐用年数が一気に来るわけでございますので、そういうことを考えますと、新たに収益も必要なのですけれども、やはり借入れも必要で、返していくという、今までの111億円がございまして、少しずつ改善しているということで、私から見れば、健全な経営になっているんじゃないかなと思っておるわけでございます。

そういった意味で、この下水道に関して、ぜひとも今後も、借入れを含めての健全な経営をしていただきたいと思いますので、ぜひともよろしく願いしまして、私の質疑とさせていただきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 以上で、菅原委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号と該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私から質疑をさせていただきます。

それで、先ほど下水道のほうを質疑しましたので、今度は上水道、水道のほう、飲むほうの水の関係を確認させていただきたいと思います。

それで、水道事業会計でいうと資料No.16に水道事業の今年度の予算が載っております。

3ページに全体の事業について触れられております。収益的収入支出ということで、16億2,900万円、そしてあと支出として15億7,200万円、差引きで5,694万円、これは収入としてはプラスという結果の予算の組立てになっております。

資本的収入支出について言えば、収入としては4億3,245万円なりと。一方で、支出が9億6,897万円と。不足する部分が、説明もありましたが5億3,651万円ということで、水道事業については不足額が資本的収支のほうでは出てくるという話です。

そこで、確認をさせていただきたいのは、一つは水道事業全体を推しはかる上でお聞きしたいのは、市内での導水管、送水管について、どのぐらいの総延長になっているのか、また飲む水の関係で、調整池かな、違うな、浄水池ということで、一定の箇所がありますが、まずそこら辺の全体についてどのような形になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

導水管の延長でございます。導水管の延長につきましては、現在、梅の宮から国見浄水場まで22キロメートルとなっております。市内の送水管につきましては、約330キロメートルということ。あともう一つ、配水池の数でございます。こちら13池となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いずれ市内のかなり長い総延長で、こういった導水管、送水管が組

まれているということです。

浦戸のほうはどうなっていますか。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 浦戸につきましては、先ほどの330キロメートルのうちに入っておりまして、数字的にはちょっとざっくりなのですが、海底管を含めて約5キロメートルほどあるような形でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。市民が飲める水、飲む水として、非常に重要な役割を果たしていると捉えております。

そこで、改めてお聞きしたいのは、こういった収入支出、あるいは資本的収入支出の関係で考えながら、令和7年度の関係でいうと、17ページのところに、全体として、水道事業損益計算書というのが載っております。私も記憶にあるのは、例えば、一頃、11億円ぐらいですか、余剰金があったとちょっと記憶をしていますが、今回の関係でいうと、17ページのところで、最後の当年度純損失があり、そして当年度の繰越利益剰余金が6億円あり、差引きで4億1,370万円ということで、余剰金ということで、減ってしまいました。1億8,630万円ぐらいの感覚で減っているわけですが、そこも含めて、今回の損益計算書を見て、最終的には営業収入あるいは費用、営業外収入、営業外費用、特別利益等々を差し引き、最終的には先ほど言った4億1,370万円なりと、こういうことでの結果になりましたが、これはどう見ていけばいいのか、お尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 17ページの損益計算書、これは令和7年4月1日から令和8年3月31日までということですから、令和7年度の部分の予想の部分、まだ見込みの部分になります。

こちらについては、委員のおっしゃるとおり、当年度分の未処分利益剰余金が大きく目減りしているように見えます。これの原因としては、6の特別損失にマイナスの1億8,600万円、こちら今回の補正予算でお認めいただきました新富町の旧水道庁舎、あそこの処分に係る特別損失を入れております。なので、こちら損益計算書上は大きくマイナスになっていますが、これは現金が目減りするものとは、またちょっと性質が異なるものになってきます。

そして、この特別損失で組んでいる部分のお金というのは、決算時には、損益勘定留保資金

として資本的収支のマイナスが出ている部分、あそこの補填財源として活用していきますので、この状況が直ちに経営上、非常に厳しいという状況ではございませんけれども、ただ、今回減っている分が、ちょうどこの臨時損失と同等ということは、純利益があまり見込めないだろうというような別の予想もしているところで、楽観視はできないのですが、これが既に危機的状況というものでもないというところでお考えいただければと思います。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。特別損失は、新富町の旧水道庁舎の関係で、帳簿上落としたということですね。分かりました。それを踏まえ、確認したいと思います。

次に、改良工事の関係で、何点か確認をさせていただきたいと思います。

9ページのところで、改良工事等々あります。9ページのところの支出かな。たしか9ページですね。

それで、一つは水道改良工事ということで、資本的支出の関係で、一つは施設工事費ということでの2億9,200万円があります。共同施設建設改良工事及び施設改良工事に要する費用ということなのですが、ここで金額しか書いていないので、一体どういう建設改良の工事なのか、内訳を教えてください。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 それでは、施設工事費の内訳についてお答えさせていただきます。

主なものになります。令和8年度で大きなものとしましては、梅の宮浄水場のろ過池の洗浄設備の更新工事約1億900万円を見込んでおります。

あと、仙台市との共同浄水場関係の仙台市発注分の負担金です。内訳としましては、2,100万円ほど予算計上させていただいています。

また、大倉ダムなどの堰堤改良費も計上、あと仙台市との共同の部分で、ダムの下流のところの苦地の設備更新、こちらで約1億5,000万円ほど計上させていただいております。

あともう一つ、朴島の水質関係の遠方監視設備としまして、970万円ほど計上しております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 梅の宮のろ過池というのは、要するに梅の宮浄水場の機械室のろ過機なのでしょう。こっちに調整池、配水池があつて、最終的にろ過するという上で、そちらの機械室の更

新事業ということなのでしょうか。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 浄水場にろ過池の区域あるのですけれども、その逆洗ポンプということで、約450ミリぐらいの管、結構大きなポンプなのですけれども、その更新時期を迎えておりましたので、その更新となっております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、仙台市との関係で、仙台市と塩竈市の共同施設ですね。仙台市・塩竈市共同浄水場ということで、産業建設常任委員協議会などにも、令和6年の関係で示されておりますが、お尋ねしたいのは、仙台市・塩竈市共同浄水場、総事業費としてはどのぐらいなのか、まず概算を教えてください。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 総事業費でございます。現在、整備計画でお示しさせていただいた金額が、全体事業費で657億円で、仙台市の共同浄水場の費用になります。そのうち、塩竈市負担分が約1割という形の計上となっております。これはあくまでも共同浄水場に関する費用となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。657億円、相当の金額がやっぱり投資されるということに相なろうかと思うのです。

そこで、確認なのですが、私もちょっと認識が不足しているのかなと思いますが、事業としては令和18年度から供用開始と捉えてはいるわけですが、そうしますと、塩竈市としての1割負担ということになると、結構多額の経費を支出せざるを得ないことになるわけですね。

そこで、ちょっと私も不勉強で、一回常任委員協議会で聞いたような気もするのですが、改めて仙台市・塩竈市共同浄水場の目的、そういった広域で行うための目的は何なのか、その辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 共同浄水場の選択に至った大分昔の判断になるのですけれども、目的としましては、昭和38年頃から梅の宮浄水場が大倉ダム水系を使いまして稼働しており

ました。同じ時期に、仙台市の国見浄水場でも同じ水源を使って稼働しているというところで、塩竈市の浄水場と仙台市の浄水場が、ちょうど同じ時期に60年の施設の耐用年数がもう過ぎてきたということで、お互いに次の更新どうしていこうかというところで、いろいろと勉強会なり、協議会なりを重ねてきた経過がございます。

その中で、お互いに両方共同で浄水場を建てたほうが、費用面、安全面で効果があるというところで合意に至りまして、共同化の協議に至ったところでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまり、簡単に言うと、同じ水源地で一緒にやったほうがいいということだろうと思うのです。

そこで、改めてこの施設等との関係で、令和18年から供用開始ということのようですが、令和7年度ないし令和8年度にかけて、どのような事業をやっているか、確認させてください。令和8年度はどういうことをやるのか、その辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 令和8年度につきましては、予定する部分、共同浄水場に関する部分は仙台市発注でお願いしている部分がございます。令和5年から、令和5年、令和6年、令和7年、令和8年の4か年計画で、基本設計業務を行って、今詰めている途中でございます。

塩竈市発注分としましては、さきの産業建設常任委員協議会でもご説明させていただきましたが、基本計画業務が終わりまして、今回、基本設計業務として、梅の宮浄水場から、おおむねバイパス、運転免許センター辺りの塩竈市から約13キロ区間なのですけれども、そちらの区間はおおむねルート関係がもう見えてきたというところで、基本設計業務を発注しております。

バイパスから国見につきましては、大分、仙台市の市街化が進んでいまして、もうちょっと工法であったり、ルートであったり、ちょっと見直したほうがいいかなというところで、二工区分はまだ発注に至っていない状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういうかなり時間のかかる事業だと思います。理由なども確認し

ました。

それで、塩竈市の水源について確認させてください。

水道事業の24ページのところに書かれているかと思いますが、24ページの下のほうに支出ということで、負担金、大倉ダム・七北田ダム利水者負担金、あるいは共同施設云々かんぬんということで負担金があります。これが2,500万円ですね。それから、受水費として1億6,800万円で、仙南・仙塩広域水道、つまり七ヶ宿ダムの水ということでの受水ですが、そうしますと、塩竈市の言わば自主水源というのは大倉ダム水系ですよ。これは、負担金で済んでいるということですが、改めてこれまでの経過を少し確認させてください。自主水源の経過、歴史、この辺について。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 大倉水源に至った経過ではあるのですが、大倉ダム自体が昭和38年に完成したダムということがございます。こちら宮城県で整備したのですが、本市では昭和30年代、大分昔なのなのですが、高度成長期に港の造成、また人口増加が進んで、恒常的な水不足が生じていたというところがございます。それまでは、七北田水系だったりというところの水を利用していたのですが、なかなか水量的に不足するところがございます。当時、整備していた大倉ダムの建設に仙台市と一緒に参画して、水の確保に至ってきたというような経過がございます。

今は、おおむね87%が大倉ダムの水で、残り13%が県の七ヶ宿ダムの受水という割合となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。先人のやっぱりご苦労がしのばれると思いますし、当時、港の開発だったり、水不足等々があつて、改めて大倉ダムの建設、七北田ダムも入りますが、そういったことも含めて取り組んできたということですね。

そうしますと、自主水源があるから、その意味では塩竈市の水道料金というのは比較的安価な単価になっているのでしょうか。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 県内で、水道料金で考えますと、安いほうから5番目とか、そういった位置に今いるかと認識しています。なので、安いほうといえば安いほうになりま

す。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 安くておいしい安全な水ということですね。分かりました。ひとつこれは、そういうことも含めて、自主水源を大切にしていただければと思います。

それであと、事業として、職員の関係で確認だけさせていただきます。

ページ数で言うと11ページです。給与明細書というのが示されております。ここで、本年度が、職員ということで33人、前年度が34人と。比較マイナス1人ということですが、ここら辺の人事の関係で、1名減った理由だけ、まず確認します。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 この1名なのですが、実は34人のとき、職員1名が産休でずっと休んでいた状態の方が1名おまして、その方を含めて31名ということで、実配置としては変わっていないところでございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、確認なのですが、やっぱり水道事業、一般職の方も含めて、事務系も含めての方がいらっしゃると思うんですが、実際に技術職ですね。水道事業として、技術職の確保がやっぱり必須かなと。この間のNHKのニュースでも、県で技術職の方を採用するというニュース報道もありましたが、やっぱりそれだけ不足しているのだろうと思うのですが、そこも含めて技術職はの中で何人ぐらいいらっしゃるのか、確認させていただきます。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 技術職につきましては、現在9名の配置があります。ただ、やはり技術職の確保というのは、水道だけではなくて、ほかの建設部門であり、下水道部門であり、かなり全体的な中での人の配置というのを考えていかななくてはいけないので、その中では十分、配置を全体として考えていただいているのではないかと考えております。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。9名ですね。

ただ、年齢的にはある程度、50代、60代のクラスが多いということで、5年、10年先を考えると、やっぱりもう少し人事の採用というのを今後考えていかないと、やっぱり水道事業としての技術職がいないと、安心、安定した水道事業が成り立たなくなってしまうのではないかと思うのですが、その辺の今後の考え方、人事採用面のお考えをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 鈴木上下水道部長。

○鈴木上下水道部長 それでは、私からお答えさせていただきます。

技術職は、今後、更新工事等々進めていく上で必要ではございますけれども、なかなか今、雇用条件の関係で、公務員を受けていただけないという実情もございます。

我々は、水道会計として直接雇っているわけではございませんので、一般会計のほうと協力しながら、もろもろの問題に取り組んで、何とか未来を担う技術職の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

一般会計のほうと協力しながらあれこれと、こういうことですよ。分かりました。ひとつ、今後の採用も含めて、なかなか厳しいかもしれないけれども、人材確保というのはやっぱり何事も事業の上では基本ですので、そこら辺も含めて対応していただければと思います。

次に、下水道事業について、資料No.14ということでちょっと触れさせていただきます。

最初に、下水道事業の全体を示していただきたいと思います。一つは、下水道事業における管路がどのくらいなのか、あるいはその他ポンプ場等々について、どうなっているのか、最初に確認させてください。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道の施設でございますけれども、まず管渠の延長でございますけれども、約370キロメートルという数でございます。

あと、ポンプ場につきましては、汚水のポンプ場が4か所で、雨水のポンプ場7か所となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。これも重要な市民の安心・安全を守る大事なインフラ整備なのかな

と思います。私らも、8.5の水害だとか、過去の記憶の中で、やっぱり下水道事業の中での雨水対策というのは非常に大事だということは、認識はしているところです。

そこで、ちょっと確認ですが、下水道事業の関係でいうと3ページのところに事業費が載っております。時間もさほどありませんので、全体としての収入、支出、業務量の関係で言うと、トータルで7,104万円のプラス、一方で、資本的な支出の関係でいうと9億3,000万円ぐらい、言わば差引きで不足になるということで、これはいろいろな形で、留保資金あれこれ使うということですよ。

そこで、改めて、建設改良工事が33ページのところに載っております。そこで、33ページのところで、先ほど菅原委員のところでも議論がありました。全体として、今年度の建設改良工事の関係で、改めて確認だけさせていただければと思います。そこら辺、お尋ねします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 ただいまご質疑がありました33ページが、建設改良事業の一覧という形になります。

特に、やはり①番、これは汚水管路の部分ですけれども、管路の改築工事というか、更新という形の工事になっている状況です。

あと、ポンプ場につきましては、③番の藤倉ポンプ場をはじめ老朽化対策という形で、ほとんどがそういった更新であるとか老朽化対策の事業という形に、下水道事業がシフトしているという状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこでお聞きしたいのは、改めて、当年度の未処分利益剰余金が18ページのところにたしか載っていると思うのですが、5億13万円ぐらい当年度未処分利益剰余金というのがありますが、これはどういうことなのか、確認させてください。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの18ページにつきましては、先ほどの水道と同じなのですが、令和7年度の見込みという形でおつくりしているという状況で、一番下の下段の5億13万1,000円というのが、令和7年度末の未処分利益剰余金の見込額という形であります。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで、下水道事業の関係で言うと、先ほど、前段、ちょっと議論がありました。今後の考え方の中で、下水道事業の様々なインフラ整備も含めて、下水道の包括的委託ということの関係で、前段、議論がありました。令和7年からの委託、3か年、老朽管、10年間のあれこれということで、10年後の更新も含めてと。これは、よく言われているPPP、プライベート・ファイナンス資金かな、そういうものの活用ということでの事業として展開されていくのか、確認させてください。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 現在、下水道で、令和10年度から次期の包括ということで考えてございますのは、現状の包括的業務委託に、まずは管理と更新業務を一体的に行いたいと考えてございます。この管理と更新の中でも、さらにその更新の部分の設計であるとか、更新計画であるとか、そういった部分の支援を含むという形で考えているということでございます。

こちらにつきましては、みやぎ型のようなコンセッションまではいかないような形を、現状では今、考えている状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。コンセッションではないということの確認ですね。そういうことですよね。みやぎ型のやり方ではなくてということによろしいのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 みやぎ型は、管理の運営権であるとか、料金の直接の収受であるとか、そういったところまで含めると。さらには、処理場の更新の工事まで含めるという部分で、私たちは更新の実施型ということになります。

今現在、市で検討しているのは、更新支援型の更新計画を現状の包括のほうにプラスする形で、現在、検討しております。

その前段といたしまして、今年度、可能性調査というのを行いまして、マーケットのサウンディング調査も実施しております。そういった中でも、やはり市の大まかなアンケートとかの結果でも、やはり更新の支援型、工事まで含めない段階の支援型がスキームとしてはいいのではないかという考えで取りまとめをしている状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

最後に、時間も1分ほどでありますので、資料No.19-2のところで、起債償還ということで、いろいろ表が下水道事業の関係で載っております。

先ほど、一頃、下水道の関係でいうと、多額の幾らだったかな、随分大きな額の借入れがありました。437億円かな。現在、256億円ですが、行く行くこのうち、令和10年でいうと、7億円ぐらいに下がるのですが、それらも含めて下水道料金引下げの可能性はあるのかどうか、それも確認させてください。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道のほうは、今お話ししました包括的業務委託であるとか、次期のウォーターPPPであるとか、そういった部分で上げない努力というのを現在行っている状況でございます。

ただ、昨今物価の上昇であるとかもございまして、その努力というのを続けていくといった状況は変わらないということでございます。今のところは以上ということでございます。

(「以上で終わります。ありがとうございます」の声あり)

○志賀委員長 以上で、伊勢委員の質疑は終了いたしました。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

今回は、水道と市立病院と、それから交通事業の3件について質疑させていただきたいと思っております。

まず、水道事業からです。

資料No.16の32ページからということでやらさせていただきます。

この水道事業のほうを見るに当たりまして、市で出している基本計画・経営戦略の令和6年度の取組についてという資料をちょっと見させていただきました。令和6年度ということで、1年以上前の話なんですけれども、令和7年度版がまだ出ていませんので、こちらを参考にさせていただいているのですが、その中で気になる点というか、評価の取組を見させていただくと、多くの評価がBを中心にAとCとあるということで、非常に進んでいるのかなという評価をしているのですけれども、その中で水道施設の耐震化計画の推進というところが評

価としてDとなっております。

なので、今回の議案に絡めながら聞きたいのですけれども、今、資料を皆さんにご覧いただいているところに、水道管路更新事業についてというところがあります。まず、非常に額も大きいし、年度も令和17年度までということで長期的なものなのですけれども、この事業の概要、時系列的なものも含めて、ご説明をもう一回お願いします。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

令和8年度から、水道管路更新事業という形で取組をさせていただいておりました。その前、令和元年度から令和7年度までは、第2次老朽管更新事業と、あと単独事業の第7次配水管整備事業の2つで整備を行ってきたところでございます。

老朽管につきましては、国の補助事業をいただきまして、年間約3億円ベースで、割合としては、補助事業が約2億円、単独は1億円という形での推移で行ってきておりました。

今回、新たに2つの事業を一本化させていただきまして、1つの事業とさせていただいたところではあるのですけれども、こちらは昨今の能登半島地震の被害を受けて、国のほうで補助要件の緩和等、大分、補助事業の見直しが図られたところがございます、今まで補助事業に該当がなかった部分、送水管は補助事業だったのですけれども、配水管は対象外といったところが、急に要件緩和で補助で対応ができるようになったというところ、大分、昨今の国の動きに追従できるように事業を一本化して、国の動きにすぐに対応できるように、一本化の事業として対応させていただきました。

それで、年間事業費約3億円については変わってはいないのですけれども、その中でも補助の割合が大分高まっているような形で、10年の事業計画とさせていただいております。事業期間も令和8年度から令和17年度まで、総事業費31億円、計画延長が約3.5キロメートルとなっております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、国の支援も厚くなってきたということで、ただ、特にその事業年度が、例えば、計画が早まるとかということではなく、ある意味、予定どおりの計画で、補助率だけが少し上がった形で進めていくということですね。了解いたしました。

ちなみに今回、更新事業、今年度分を終えると、先ほどご紹介させていただいた取組についての評価としては、どの程度に評価が上がっていくのか。まだ集計中かと思うのですが、もし今の現状が分かれば教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 新しい事業を立ち上げる際、今までの事業の総括と、新しい事業の見込み的なものをつくらないといけないというところで、まとめた資料がございます。

そちらですと、今回10か年の計画で整備させてもらおうと、おおむね全体延長が先ほどのとおり330キロメートルと大分大きな部分ですので、10か年で整備すると、送配水管については、耐震化については令和17年で30.3%、現状からすると1.1%ほど上昇するという形で見込んでおります。

ただ一方、重要路線というところで今、本市で力を入れている部分が48.2キロメートルほどあるのですが、そちらにつきましては、約10か年先で、約7.9%ほど重要路線の耐震化を上げていきたいというところで、計画を想定させていただいております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

また、先ほどの取組の中を拝見させていただくと、災害対策・危機管理マニュアルの改訂というのが、こちらでも評価がDと。唯一、この様々な項目のある中で、先ほどの耐震化とこれだけがDという評価だったので、もしかしたら令和7年度の事業で取り組まれているかもしれないのですが、この事業は今現状どうなっているか。もし進んでいないのであれば、令和8年度の予算的にはどこに入ってくるのか、伺いたいと思います。

○志賀委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 現在、水道のほうで進めている部分につきましては、管路の更新に力を入れてございます。管路の中でも、先ほど言いました重要路線という形で、配水池であったり、それぞれ病院であったり、拠点設備に力を入れている状況でございます。

各配水池につきましては、次期計画で、大分、耐用年数も来ているということで、ただ令和7年まではまだ耐震化等を実施しておりませんので、今後、令和8年度以降の中で、施設整備の計画を立ち上げて、施設の更新ないし耐震を計画していきたいということで考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。聞き方が悪かったのかもしれないですけども、災害対策危機管理マニュアルの改訂は進んでおりますでしょうかという質疑でした。

○志賀委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 市全体の計画も整ってきていますので、それに合わせて水道での対応を、また更新していきたいということで、令和7年度はちょっとまだ手がついていないので、令和8年度に手をつけようかというところで今、考えております。

以上です。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。では、令和8年度でということで、よろしく願いたします。

続いて、市立病院について伺いたいと思います。

資料No.15の3ページから、まず伺いたいと思います。3ページから行いたいと思います。

もしかしたら総括の質疑、またはご説明と重複してしまうかもしれないですけども、入院、外来の見込み数というのが、昨年度と同様となっております。一方、収益が、入院と外来合わせて1億数千万円の増となっております。

昨今、国でも様々な支援メニューも出ている中で、この1億数千万円の増というのが、それぞれどういう支援がどれくらい入ってきてこうなりましたという積み上げになっているのか、その部分をまずご説明をお願いいたします。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 積み上げとしまして、今、6月に診療報酬改定ということになっております。今のところ情報で入っているのが、3.09%という診療報酬が上がるということで、それをベースにしまして今回見込んで、収益の部分をまず一つ積み上げております。

あと、4階の病棟なのですが、そこに地域包括ケアの病床を17床ほど設置しまして、その部分での診療報酬の部分も見込んだ形で増収ということで、積み上げた数字ということでございます。

あと、人数は130人ベースで人数関係は計算しておりますが、それは病院の目標の数値の部分で130人ということで、ベースで人数は全部計算しております。よろしく願いたします。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

一番最後のところで、130人を目標としてということなので、もしかしたらこの各見積りの部分は違う数値で行われているのでしょうか。確認をさせていただきます。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 入院が1日130人で365日という計算でしております。

外来につきましては、営業日数で計算しております、241日で、1日当たり260.1人ベースで、現在、計算しております。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

では、もう少し細かく中のほうを聞いていきたいのですけれども、資料No.15の9ページに移りたいと思います。

この9ページで、給与改定とか、あとは制度改定に伴う増額ということで、医業費用の主に人件費に係る部分が増額になっております。それぞれ足すと、大体四千数百万円という規模になるわけなのですけれども、この間、国のほうでも、賃上げのための支援というのが出てくるかと思えます。ベースアップの評価料だったりがある中で、これがこういう国のサポートも念頭に入れてこの金額になっているのか、その部分から伺います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 私からお答えさせていただきます。

ベースアップ評価料については、年間約2,000万円ぐらいです。一方で、人事院勧告というのは、それを上回る費用が上がってきているということでもありますので、ベースアップ評価料は、当然、入院のほう、それから外来の収益には含んではいるのですが、それ以外に先ほど業務課長が答弁しましたとおり、来年度は診療報酬のまず改定と、それから病院のほうの努力の中で、病床を転換した部分で、何とか令和8年度は収支を整えたという形になっております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、ベースアップのほうも、もう申請はしつつ、今後の報酬改定が一番大きな要因

として出てきますということですね。了解いたしました。

続いて、同じ資料No.15の13ページを拝見すると、給与改定にも影響する部分なのですが、初任給というのが一番上の表として書いてあります。塩竈市と、あとは国の制度ということで、ほぼ同じ金額が並んでいるわけなのですが、この塩竈市の病院の初任給、お医者さんも含め、医療従事者の確保を考えたときに、この金額というのが、一番は多分、周辺の医療機関と比べたときに魅力的なものになって競争力を担保できるものなのか、または、いやいや医療従事者の確保というのはそういうものじゃないんだよということがもしあれば、その点も含めてご説明をお願いいたします。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 非常に難しい問題かと捉えております。

公立病院につきましては、基本的には国公準拠と。塩竈市の塩竈市立病院にとっては、市のほうを準拠した形で、どうしても病院のほうの給料は設定させていただいておりますので、なかなか競争力があると言われると、非常に難しい問題かと捉えています。

一方で、民間病院と比べてどうなのかということを考えましたときに、やはり安定性という部分がありまして、何とかスタッフの確保が、厳しいところではありますが、できているとは今、考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。特に、医師の確保というのはどうしても難しい部分があるので、単純に診療報酬だけではないと思うのですが、ありがとうございます。

続いて、物価高騰関係のところを伺いたいのなのですが、物価高騰支援金があったと思いますけれども、物価高騰支援金、先ほどのご説明の中で、診療報酬のほうは程度としては大きいという話があったのですが、この物価高騰支援金の影響、それから今後出てくる物価対応料とかの話。このあたりが、この予算書の中でどこにどういう形で反映されているのか、まず伺いたいと思います。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 物価高騰支援金につきましては、11月に閣議決定されまして、12月16日に国会承認という形で動いているとつかんでおります。

実際、動き始めたのが2月に入ってからということで、現在、申請の準備をしているという

状況です。

予算書には、令和7年度の国の支援という形になっておりますので、予算書に反映は、今回、緊急支援については入っていません。

あとほかにも、事業メニューで病院に該当する部分とか、あとクリニックに該当する部分とか、支援事業がいろいろありまして、その辺につきましては、現在、県のほうで要綱関係とかを整理している状態ということですので、その情報に基づきながら、これから申請を進めていきたいと思っておりますので、今回の予算の中で、そこが反映している部分はないということでございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、こちら昨年度の話ですね。失礼いたしました。

最後に、病院の改修について伺いたいのですけれども、資料は同じものの一番最後のほうです。32ページに、病院改修事業についてということで概要が記載されております。

今回、トータルで14億円以上かかる大改修を行うということなのですからけれども、今回、どういう判断でこのタイミングでこの大改修に踏み切ったのか、もう一回ご説明お願いいたします。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 まず、移転新築の話から大きく大規模改修のほうに転換したというのが、令和6年度だと認識してございます。

実際今、病院が一番古いところで築66年を経過しておりまして、やはり昭和の時代の病室でありますので、これからの病院をやはり経営を整えていくというときに、そのままではいかんということで、今回、大規模改修を本庁のほうとお話をさせていただいて、決断させていただいたところでございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

塩竈市は非常に古い施設がたくさんありますので、それぞれが多分、1個がやっと決まってくると、全部芋づる式にという形になるのかなとは思っておりますけれども、了解いたしました。

今回、多くの費用を企業債で賄いますと書いてありました。そうすると、将来的な償還金の負担というのが出てくると思うのですけれども、まず将来、今後の償還金がどの程度の規模で、病院の経営にどれくらいおもしろくなってかかってくるのか、その部分から聞きたいと思

います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、この改修でピークになるのが、大体2億円ぐらいの償還がピークと見ております。令和8年度、実は病院のほうで2億円の償還を見ているところでございまして、この改修以外の残りの施設整備の部分と、この改修が合わさった部分でどうなるかというところが、やっぱり一番大きなポイントとは捉えております。

その中で、今、お話をさせていただきました2億円のピーク、これは一般会計から実は半分を繰出金という形で頂きまして、正味1億円ということになりますので、この数字は多分、病院にとっては、今のところぎりぎりの数字で何とかやっていけるのではないかと考えているところでございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

確認なのですけれども、今、令和8年度で2億円程度の償還金ということで、今後もおおよそ2億円で推移させていくというご回答でよろしかったでしょうか。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 実は、令和3、4年あたりから、高額の医療機器の更新、電子カルテの導入等がありまして、その償還が間もなく終わるとこちらでは捉えてございます。残りの部分については、例えば、2,000万円、3,000万円程度の医療機器の購入でありますので、その償還を抑えつつ、こちらの大規模改修の償還をしっかりとやっていきたいと、そういう考えでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、ほかの償還とうまく入れ替わりになって、年間大体2億円ぐらいということですね。了解いたしました。

ちなみに、先ほど鎌田委員も、もう少し早く工事が終わらないのかという話もされていたかと思うのですけれども、令和10年竣工までということを見ると、その間の病床の利用率が下がるのかなとちょっと考えたりもしておりました。そうすると、そのまま減収になるというのが、素人の考えではそうなるのですけれども、そのあたりをどう織り込んで、今後の経営の計画を立てるのか、伺いたいと思います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 今、土見委員がおっしゃるとおり、4ブロックに分けていきまして、そうしますと大体、1ブロックをやる間に20床ぐらい制限がかかると見ております。今、145床で運用をやっていますので、大体125床ぐらいがピークだと。我々としては、その数をいかに満床にしていくかということが最大の今、努力目標でありまして、その中でやはり減収する分というのが1億円ぐらいは今のところどうしても出てしまうんじゃないかということは考えているところであります。

以上でございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 分かりました。ありがとうございます。

これで、大体マイナス面のところを伺ったのですけれども、逆に今度、改修することによるプラス面というのも多分出てくるかと思っていました。

まず、1点目が、改修することで、二重サッシにするとか、LED化するとかというところは、簡単に言えば冷暖房費が削減されたりとか、いろいろ効果が出てくるかと思うのですけれども、このあたり経済効果をどう見込んでいるのか、伺いたいと思います。

○志賀委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 一番、実は病室で困っていますのが、今、酸素と吸引の配管のないベッドがあるということになります。そうしますと、入りたくても患者さんを入れられない、あるいは病室が狭いものですから、男女の別とか、いろいろ配慮しなければいけない患者さんを入れられないということがございます。

今回、そういったところが全て解決されますので、スムーズに患者さんを受け入れるということで、それが一番、病院にとりましては、入院の患者さんが増えて、効果も上がる一番の要因と考えているところでございます。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、二重サッシとかで、直接的な経済効果というよりは、もう言ってしまうと利用できる病床の選択肢が増えたり、あとは顧客と言うとあれですけれども、利用者の満足度が上がることでの効果が、そっちへはね返ってくる効果のほうが大きいという感じですね。了解いたしました。

今回、改修の中に、追加項目の2番として、ナースステーションの改修とか、ナースコールの更新というのも入っているのですが、このあたりの改修、更新というのが、逆に今度は医療従事者、スタッフ側の確保だったりとか、離職率の低下とか、そういう部分に影響をしてくるのか。また、そこら辺を見込んでやっているのか、そのあたりを伺いたと思います。

○志賀委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 現在のナースステーションの状況という、雑然としている状態でした。

それで、今回の改修で調査した際に、再度、ナースの皆さんの動きとか、働きやすさの部分をもう一回、設計屋さんとちょっと話をしまして、こういう提案でどうでしょうかという部分で、きれいに整然と動けるようなナースステーションを提案させていただいております。

あと、ナースコールの更新も、今、デジタル化が急速に進んでいますので、デジタルと連携した形でナースコールを更新していくと。ですので、スマホ対応型とか、そういういろいろ、私もなかなか分からないところもあるのですが、そういう先進的な部分も取り入れながら、働きやすい環境ということです。

ですので、看護師さんたちが物すごく歩き回るとかというのが、なるべく抑制される方向もあるのかなと思いますので、そういう点でも、就職とか、選んでいただけるかもしれないと思っております。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。スタッフの人員不足というのは結構、解消するのにコストがかかったりすると思いますので、ぜひ職場としての環境の改善というのもお願いいたします。

病院のほうは以上にさせていただきまして、続いて、交通事業会計のほうに行きたいと思えます。

資料はNo.13の224ページから伺います。

令和7年度から、第3期の塩竈市の交通事業会計の経営健全化計画が始まっているかと思えます。その中で、初年度を取組を踏まえて、どういう令和8年度の予算組みなのかということ伺っていきたいわけなのですが、まずこの資料No.13の224ページに、一般会計からの繰入金ということで1億2,586万2,000円という金額が計上されています。

単純に昨年度と比較をすると、1,400万円ほどの増となっているのですが、実質の市の負担額というのは幾らで、以前と比べて増えているのか減っているのかというところを伺いたいと思います。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 繰入金のお話でございます。

資料No.19-2の7ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに、繰出金の部分の前年度比較と、あと基準内、基準外の比較がございます。基準外と言われるものが、一般会計からの一般財源からの繰り出しということで、俗に言う赤字的な部分になるのですが、その部分につきましては、令和7年度、令和8年度に比較すると、520万円ほどの減ということになっております。

これにつきましては、例えば、しおじを廃船いたしまして、2隻体制にして、事業規模とかも縮小しておりますので、それに伴いまして、船舶職員も1名減という形で経費の削減を進めておりますので、そういった部分で繰出しが減になっている状況になっていると思います。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。繰出しのほうも、市からの繰出し、実質の繰出しも減ということですね。ありがとうございます。交通事業会計、国とか県からのお金の入り方がちょっと複雑で、なかなか見えづらいというのもあって、こういう質疑をさせていただきました。

続きまして、資料No.13にまた戻らせていただいて、229ページからです。

令和7年度経営健全化計画の中で、2隻体制のダイヤの改正というのを行ったと思います。これが非常に大きかったと思うのですが、この体制の変更による、先ほど1名減という話もありましたけれども、人件費とか燃料費、または船も1隻減っておりますので、修繕費などの削減効果というのが令和8年度の予算案にどう反映されているのか、その点をお伺いいたします。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 まず、減といたしましては、1,300万円ほどの減となっております。修繕費の部分につきまして、大体200万円ぐらいの減、あと残りが人件費と、あと今回、オイル交換とかを職員で自前でやるような形を取っております。そういった形での減というのが見えているところでございます。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、結構な額が減になっているということですね。

続いて、この2隻体制にするということは、それで塩竈市の保有する船で足りなくなった場合は、民間から船を借りてという話になるかと思えます。経営健全化計画を見させていただきますと、年間964万円程度、民間委託でということを見込んでみると、数字として書いてあったわけなのですけれども、令和7年度、今まだ進行中ですけれども、今年度のおおよその実績と、令和8年度の中でそれがどの部分に入ってきているのか、伺いたいと思います。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 民間の方のお手伝いということで、用船契約を結んでおりまして、令和7年度につきましては、1回お願いした経過がございます。

健全化計画策定のときには、市営汽船が修繕で船を揚げるタイミングで1隻になったときに民間の方のお手伝いが必要かなと思ひまして、そのために結構な予算を見込んでいたのですけれども、その点については1隻で回せるような形で、今年度、2月とかはそれでやれたこともありましたので、そこまではお金がかからないのかなと捉えている状況でございます。

以上になります。

○志賀委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

時間がなくなってきてしまいましたけれども、そうすると、この船舶借上料92万4,000円というのが、この額なのです。分かりました。ありがとうございます。

最後に伺いたいのですけれども、今後、浦戸振興として、例えば交流人口が増えたと。そうすると、今の船2隻では足りないという可能性が出てきます。というのは、土日で人の乗り降りが多い時間に、どうしても多くの人に来るということで、余計に船がかかるということも考えられるのですけれども、人が多く来て、用船を増やしてしまったら、余計に赤字になると、赤字が増えるという心配はないでしょうか。そこだけ最後に伺います。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 人がいっぱい来てくれるのは、うれしい悲鳴なのですけれども、そういったことも考えられるのかなと思ひていますが、例えば、桂島とかでありますと、昔ですと、ピストン輸送的な対応もしていたというのは聞いておりますので、そういった中で、

できるだけ運べるような形で対応していきたいと思っております。

以上になります。

○志賀委員長 以上で、土見委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 では、よろしく願いいたします。

初めに、資料No.17の47ページ、議案第17号、塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について伺います。

平成18年より据え置いてきました診断書等の文書料などの見直しで、20年ぶりの改正ということですがけれども、近隣の医療機関の文書料を見てみますと、高い料金ではないように思いました。

総括質疑のときに、本人が負担するのは多くはないという答弁があったと思いますが、この(1)の文書料、また(2)の説明料とありますが、この中で本人負担はどれか教えてください。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えいたします。

資料に載っております項目の中で、本人負担についてでございますが、一番上の生命保険死亡診断書、それから次の生命保険の診断書、後遺症に関するもの、厚生年金及び障害年金等に関するものに関しましては、ご本人の負担という状況になっております。後段にあります各種治療受給申請書、ここまでが本人の負担という状況になっております。

以上です。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。一番上の一般診断書は、本人の利用ということでいいのですね。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えいたします。

一般診断書につきましてもご本人の負担ではありますが、最終的には保険会社のほうから戻ってくるという性質のものでございます。

以上です。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。比べてみると、大体1,000円くらいの値上げということではありましたが、丁寧な説明をよろしくお願ひいたします。

それから、(3)の人間ドック料ということで、このたび初めて出たような中身ではありません。人間ドックはこれまでも行ってはいらしたのですけれども、この中身の説明をお願ひいたします。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 人間ドックの内容についてのご質疑でございます。

全体で人間ドック料と申し上げておりますが、この中に企業さんで受けられる健診でありますとか、我々のほうで独自に設定させていただいている人間ドック料、あるいは健康診断料というものを含めて、総称しまして人間ドック料と呼んでおります。

以上でございます。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 それで、この見直し、5,000円以内ということで、ここら辺の見直し幅とか、教えてください。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 すみません、質疑のところなのですが、人間ドック料の8万円ということでよろしかったでしょうか。(「はい」の声あり)

これは、現に、もちろん人間ドックというのは我々もやっておりましたので、今回あえてここに、分かりやすいように、人間ドック料ということで載せさせていただいたという状況でございます。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、一律8万円ということでよろしいのですか。中身も、人によっていろいろあ

ると思いますけれども。

○柏副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 これまで市立病院では、この使用料手数料条例の中に、管理者が定めるといふことで、人間ドックについては管理者の決裁で、その都度金額を決めてまいりました。

今回、この条例を改正するに当たりまして、ほかの病院さんの条例を参考にさせていただきまして、人間ドックについてはこの8万円以内という形で、まず条例上規定しますが、具体的に8万円まで上がらない金額で、10%を超えない金額の中で改定したものと、この条文にそういうふうに含まれていると解釈していただきたいと思っております。

以上でございます。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。どうもありがとうございます。

それから、隣の46ページの第4条のところに、使用料等の減免とありますが、これはどういうことか説明をお願いいたします。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えいたします。

減免についての説明でございますが、例えばですが、当院で個室などに入られる際ですけれども、ご自身の希望によらないもの、あくまで病状的にそこに入る必要性がある方というのが一定数ございます。そのときに関しましては、利用料金を支払わないでいいという減免の措置を取っているという状況でございます。

以上です。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次に参ります。

実施計画29ページ、先ほども出されましたけれども、高齢者のおむつ支給事業について、3点伺いたいと思っております。

初めに、対象の範囲、要介護3以上ということ、前にもお話ししましたが、この介護度で線を引くというのは、実際に要介護2の方でも失禁する方も中にはいらっしゃるもので、その線引きはなくしたほうがいいのではと私は思いますが、いかがでしょうか。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護度、様々な考え方があるかとは存じますが、まずはこの要介護3以上で、在宅かつ寝たきりの高齢者の方ということで、これを常時介護するという趣旨の下で行っておりますので、現状、要介護3以上、あと寝たきりであることとこの基準でご理解いただければと思います。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 寝たきりではなくても失禁する方は、認知症の方とかいらっしやるわけで、そこに線を引かないでほしいということは私の願いです。

2つ目は、先ほども出されましたが、支給額の1,500円と3,000円という2種類がありますが、やはりこの物価高騰の中、その枠を少し広げるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの枠の拡充でございますが、先ほどの答弁と重なる部分もありますが、今、国でこちらの任意事業の精査をされている段階で……、任意事業、今、該当させていただきまして、国、県の交付金を入れて、今、事業をやれているところでございますが、今後、その特定財源等の見通しがまだ明らかでない時点で拡充とかいう形については、現段階ではちょっと慎重に考えなければいけないかなと考えております。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。慎重なのは大事なことでありますが、介護者さんの立場に立って考えていただければと思います。

あと、今はチケットをお渡しするということですが、家族の方の希望によって、おむつ屋さんの配達希望があれば配達はしますよと、こういうことは考えられないでしょうか。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 今回、令和8年度から、事業者の募集をやる際に、その配達をする事業者さんも一応対象に入れております。ただ、金額とかは変わってくるのですが、その販売業者だけじゃなくて、配達業者も参加していただければ、そちらも対象としてできるような形で公募していくように考えております。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。なかなか車の運転ができない方とかも多くいらっしやるの

で、ぜひよろしく願いいたします。

では、次に行きます。

資料No.13の294ページ、介護保険事業の歳入歳出予算事業別明細書での収入を見ますと、2,211万1,000円の増加、歳出の介護給付費は1億3,660万円の増加となっています。この説明をよろしく願い申し上げます。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 まず、介護給付費の1億3,666万6,000円でございますが、こちらは資料の306ページ、307ページをお開きいただきしたいと思います。306ページ、307ページに、介護給付費の内訳を書いております。こちらの比較ですと、1億3,666万6,000円については、大きくは介護サービス等諸費のところの居宅介護サービス等給付費と、あと施設介護サービス給付費が主なものでございまして、こちらの利用が今年度進んでおりましたので、来年度も同等程度進むだろうということで算出させていただいております。

294ページに戻りまして、歳入のほうでございますが、歳入の保険料の関係でよろしかったですか。

保険料の関係ですが、歳入で増えているところの科目で申し上げますと、まずは保険料と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等、また繰入金該当しておりますが、こちらにはそれぞれ法定で決まっている負担割合がございますので、歳出に合わせてその負担割合分を増額しているという中身でございます。

○柏副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

この介護保険ですけれども、これまで見直しが行われてきました。この25年間、負担と給付の見直しが行われ、保険料は開始のときの2倍、利用料は3.2倍、利用者は3.5倍に増えていきます。しかし、保険料を長年払い続けたにもかかわらず、必要なサービスを利用できない状況が広がっています。

一方、低い介護報酬のため、事業所の倒産、廃業が過去最多になっています。

さらに、利用者負担の引上げ、サービスを削る見直しなど予定されています。誰もが安心して生活ができるよう、国庫負担を増額し、介護保険制度を改善しなければならないと考えます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○柏副委員長 以上で、辻畑委員の質疑は終了いたしました。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお願ひいたします。

私からは、初めに後期高齢者医療に関してお尋ねします。

資料No.13の352ページになります。

後期高齢者医療は、宮城県後期高齢者医療広域連合によって運営されています。保険料率が2年ごとに見直されていますけれども、次年度は見直しの年かと思ひます。保険料改定はどこまで検討されているか、情報はございますでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 令和8年度以降の後期高齢者医療保険料率について、お答えいたします。

令和8年度及び令和9年度の保険料率は決定がなされました。先月の2月3日、広域連合議会において、保険料率を改正する議案が議決されたところでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 その中身ですが、どのような内容になっているのでしょうか、教えてください。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険料率の改定の中身を申し上げます。

後期高齢の保険料率は、所得割率と均等割率、2つの率を合わせて賦課がなされます。

初めに、所得割率ですが、これまで9.28%だったものが9.37%となります。9.28%から9.37%、プラス0.09%です。

もう一つ、均等割額のほうが、これまで4万7,400円だったものが5万3,570円となります。6,170円のプラスとなります。

以上です。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 平均して6,170円が値上がり幅ということなののでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今申し上げた5万3,570円、これは平均というものではなくて、お一人あたりに賦課される金額でございます。

ただ、この均等割というのは、低所得の方、例えば、非課税の方々には軽減措置がなされますので、一律にこの金額ではなく、軽減される方も中にはいらっしゃる。

そしてもう一つ、すみません、先ほど私、付け加えればよかったのですが、広域連合が試算したお一人当たりの保険料の平均額が示されております。申し上げます。

お一人当たり、保険料の平均額は8万5,414円となります。これまでが、7万5,572円だったのです。7万5,572円から8万5,414円、プラス9,842円の増額ということになります。今申し上げたのは、お一人当たり平均の金額ということになります。所得割と均等割を合わせた金額です。

以上です。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

保険料の負担は、実収入の伸びを上回っている状況で、広域連合では、毎年上がるような制度設計になっているのかなと思います。

保険料は、今の物価高騰の中で生活が圧迫されているような状況ではないかと考えます。医療費の窓口負担も増えております。

さらに、次年度、新年度4月からは、子ども・子育て支援金が保険料に上乗せになります。少子化対策の財源として社会保険料に上乗せするのは、使い道として筋が違っているのかなということは拭えません。

地域で聞いた高齢世帯の方の声ですけれども、「何もかも物価が高くて、外に出ればお金がかかるので家でじっとしている」というお話でした。

保険料や医療負担が重く、受診控え、健康悪化につながり、重症化事例も発生しています。ひいては、個人消費の低下も招いているという状況です。

後期高齢者医療は、高齢化等で医療費が増え続ける中、現役世代の負担を高齢者にも負担をかけるという世代間の分断も生じさせ、75歳で区切って医療費を抑制するという考えで進められてきたものです。

共産党市議団では、これまでも国庫支出を拡大しないと公的医療制度として限界であり、医療を適切に受けられないと申し上げてきました。誰もが安心して暮らせる社会保障制度が求められます。

続きまして、市立病院に関して、資料No.15、32ページです。

午前の審議でも、このたびの大規模改修までの経緯であるとか、改修のポイントを理解いたしました。

一昨年、民生常任委員会で、現地視察ということで、病院の実態を見て、また、お話も聞かせていただきました。一昨年、そのときは、新型コロナ感染拡大は終息しつつあるときでしたが、感染症対応は今後も必要になってくるわけですけれども、感染症対応上の環境については、どのように取り組まれるでしょうか。

○柏副委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 感染症関係ですと、感染症の部屋、今、設置しておりますが、その部屋のトイレの部分を、まず完全に分離できるような遮蔽を設けます。

あと、資料の32ページの追加項目の中にもございますけれども、各病棟出入口への管理用扉ということで、自動扉で、病棟と外来棟の出入りを完全に遮断して、簡単に出入りができないようにして、感染を持ち込まないという形の対策も検討しております。

ざっくりですが、こういう部分で考えております。よろしく申し上げます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

続きまして、資料No.19-2、29ページ、繰入金のことで、午前中にも出されていましたが基準外繰入れで、小児在宅医療での政策医療的に基準外繰入れを充てているということをお聞きしましたが、小児在宅医療での政策医療とはどういった背景なのでしょうか、教えてください。

○柏副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 お答えさせていただきます。

まず、小児医療、当院のほうでは外来を行っておりますが、この地域は小児科が大分少ないということがございます。そういった中で、市立病院は大学のほうから医師を毎日派遣いただきまして、月曜日から金曜日まで外来診療を行っているというのが小児医療の部分になります。

一方、在宅医療につきましては、県の地域医療構想の中でも、ますます需要が必要になってくる在宅医療という部分になりますので、これもこの地域にとって必要だということで、当院のほうでは在宅療養支援病院の認定を受けながら体制を取っていると。そういったところに関する、先ほども説明をさせていただきましたが、収益をもって費用を充てられない部分

を政策的医療ということで、基準外繰入れとしていただいているところでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

改修に当たっても、ベッド、病床の転換とか、先ほどの感染症対策も含めてですけれども、病床の転換によって、先んじて病院経営に関してもよい方向になってきたということを伺いました。

視察のときも、在宅医療まで、治し支える医療ということで、切れ目のない医療供給体制で、地域に、特に高齢社会にとっては、地域不可欠な医療機関の機能があるということを理解したところです。

最後ですが、資料No.14の3ページ、お尋ねは、下水道事業に直接的なことではないのですが、仙石線の西塩釜駅から下馬駅方向に向かう仙石線沿線、旧貨物線路に雨水貯留管が設置されています。その雨水管、貯留管が設置されているその上の遊歩道に関してなのですが、その歩道は、健康維持のために散歩を習慣にされている方など市民に利用されています。

そこで、ベンチを設置してほしいという要望があります。夏の暑さが厳しくなっていますけれども、当該仙石線の沿線には桜の植栽もあって、木陰もあります。ベンチの設置を進めていただくということは、いかがでしょうか。

○柏副委員長 鈴木委員に申し上げます。今日は……（「お答えできます」の声あり）よろしいですか。

佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 西塩釜駅の遊歩道ですけれども、委員がおっしゃるとおり、その地下のほうに下水道の貯留管というのが入っております。その上を、旧貨物線の跡地ということもございましたので、下水道のほうで有効活用ということで、貯留管の上の部分を遊歩道化して皆さんにご利用いただいている状況でございます。

整備に当たりまして、現状で4基ほどのベンチがついておりますので、まずはそちらのほうをご利用いただきたいと思います。とっております。

ただ、ベンチをつけ過ぎますと、今度は、前に下馬駅のガード下付近にも、路上生活者の方があそこで物を干したり、ひなたぼっこしたりというのもありましたので、あまりそういったベンチを増やすというの、今のところは考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○柏副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

以上で私の質疑を終わります。

○柏副委員長 以上で、鈴木委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時40分といたします。

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

○柏副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、特別会計、企業会計の関係でお時間を頂戴いたしまして、続いてお伺いをしてまいります。

それで、国民健康保険会計並びに条例改正等もありますので、そこをセットといいますか、関連づけてお伺いをしていきたいと思えます。

資料No.13の242ページのところで、まず全体の国民健康保険の歳入、あるいは、その後ろのほうに歳出ということで載っているわけなのですが、昨年度と様々比較して見ていく中で、保険税としては2,103万円ほどの増ということ、あとは国庫支出金で880万円、県支出金で1億2,500万円強というところで、様々凸凹があるわけなのですが、まず保険税2,103万円の増ということで、その主たる要因といいますか、そのあたり、考え方について、まずお聞きをいたします。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険税が増額する理由でございます。

その対応は、子ども・子育て支援金分の増額でございます。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

これを歳出と関連づけて見ますと、同じ資料No.15の254ページ、保険税全体で見れば、どこに充てるものということではないのかも分かりませんが、ここに子ども・子育て支援納付金分ということで、総額で2,840万6,000円、うち、その他2,589万円、あとは一般会計の部分で251万6,000円ということであるのですが、このその他の部分に主に該当するような受け止めでよろしいのでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 おっしゃるとおりです。254ページの特定財源のその他、2,589万円、これが国民健康保険税、子ども・子育て支援金分でございます。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうしますと、歳出ベースで物事を見たときに、これがある意味ではそのまま、国民健康保険の被保険者の方々の新たな負担ということでの受け止めでよいのかなと思うのですが、資料No.17の39ページをご覧くださいますと、資料No.17の39ページ以降、様々、この条例の一部改正ということで載っておりますが、世帯の改定率といたしますか、平均額といたしますか、そのあたりの数字を教えてくださいと思います。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 改定率、この子ども・子育て支援金分が設定されたことによる増でございますが、お一人当たりとしては2,950円を試算してございます。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。平均で2,950円あたりということでありました。

それで、この税率といたしますか、この分に関しては、今後3年間、引き上がっていくようなお話で報道なんかでいろいろあったのですが、そのあたりはどこまで情報が来ているものなのでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 子ども・子育て支援金は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられ、令和10年度に賦課が満年度化となります。

しかしながら、令和9年度の税率試算のための係数につきましては、令和8年度中に国から示されるものでございますので、今現在、このぐらいの税率になりますよというのは明言はできないところでございます。

まずは、令和8年度、今、国から示されているものを計算して、この税率を算出したというところでは。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

報道なんか見ていると、いろいろ様々な計算を用いまして、このぐらいなんじゃないかという話いろいろあるようなんですが、自治体として実際に賦課するほうからすると、そういった段階にあるということで理解をしました。

ただ、令和8年から令和10年まで、段階的に引き上がっていくということ、これは明らかになっているということでもあります。

それで、資料の41ページに、その下段のグラフのところ、この間の全体の部分も含めた推移ということで、載せていただいております。

それで、これを見ますと、この間、最初のところから、ぐっと引き下がったところがあって、昨年、今年というところで、引上げの部分も含めて載っていると。

ちょっと経過をお話ししますと、積み上がった基金というものがあつた中で、一旦引下げを様々行ってきたと。これが、当然ながら、その積み上がったものを一定還元していくという意味ですので、目減りをしていく中で、その中で県の税率一本化の関係なんかも様々出てきて、標準税率の関係等のスケジュールも見据えた上で、一定の基金を確保するというところで、まずこのグラフの右から2番目のところ。令和7年、ここで引上げが行われたということでもあります。

このことについては、この国民健康保険会計全体の部分、あるいは基金の確保の部分、そういったところを踏まえての引上げということなんだろうと思うのですが、今回の条例改正による引上げについて、子ども・子育て支援金分については、先ほど歳入歳出の関係でもご答弁がありましたが、先ほど伺ったとおり、国民健康保険会計全体の例えば基金の確保ですとか、会計の健全化ですとか、そういった部分に寄与するものではなくて、というよりも、むしろそこを狙ってここをいじってしまうというのは恐らくできないだろうと思うんです。

が、そういった受け止めでよろしいでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 委員がご指摘のとおりでございます。この子ども・子育て支援金分については、従来の基金を充てることなく、過不足ない金額、過不足ない税率として、算出しております。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうしたことでありますと、今回の引上げについて、ではこれを行うことで、若干、塩竈市、これまでぐーっと基金が減ってきたと。そこでそれが少しスピードダウンするというか、そういったような類いのものでは全くなくて、まさにこの制度のためといいますか、それがそのまま乗っかってきたという受け止めていいのだらうと思ってございます。

それで、とはいっても分からないことも様々ありまして、国の説明で、社会保障全体の見直しの中で、これは実質負担はないのですという言い方がこれまでされてきたかと思えます。ただ、全くこれはちょっと私としては見えないなと思っております、社会保障の削減ばかり聞こえてきて、肌的な実感としては、負担がどんどん増えていく一方に感じるというようなところもあるのですが、この実質負担はないという説明について、どのように考えられるか、お聞きしたいと思えます。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国の説明をそのままお伝えすることになりますが、例えば、分かりやすくというところで、例えばです。この実質負担なしというのは、社会保障の改革を行う、その一例としては、高額療養費制度の見直し、高額療養費制度について保険者負担を減らす、保険者負担を減らすということは国民健康保険税、保険料が少なくなる。そういった調整をしていって、実質負担ゼロというのが国の説明でございます。

今、高額療養費、一つだけ申し上げましたが、これは一例でございまして、そのほかにも様々な、例えば薬価、お薬の価格を見直したり、これは令和2年度以降続いていますけれども、そういったもので、この実質負担ゼロの財源分ですよというのが国の説明です。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

そこがちょっと数字の行ったり来たりということでの理解は何となくできるのですが、ただ一方で、ここでくどくど言うようなことでもないのですけれども、社会保障を削減すると、そういった路線の中で、保険料がその部分については安くなりますよという話をされても、やっぱりお支払いするほうからすると、じゃあ全体で見ても目に見えるものがなければ、果たしてこれは実感がないというか、何だろうなという思いというのは述べておきたいなと思うんです。

それで、これに関しては、まさにそういうことなんだろうと思うのですが、それに加えて、国民健康保険料、あるいは、国民健康保険税全体という考え方で見たときに、これまでお示しいただいた部分の繰り返しにはなるのですが、県の税制一本化と、標準税率と、そうしたところを踏まえて、将来的にはさらなる一定程度の引上げというのが予想されるということが、これまでも説明を受けてきました。

それで、来年度については、その関係での税率の改定、引上げというのは行われないうであります。43ページのところに、今後の見通しということでも載せていただいております。すけれども、この基金の残額の見通しを見ても、近い将来、今度はこっちとの関係で、引上げの提案がさらになされるということも十分にあり得ることかなと思っております。

そういったものをもろもろ踏まえて考えますと、今回の支援金分というものが、さらにここに乗かっていくということになると、被保険者の方からすれば、毎年のように上がっていくんだねというような受け止めになってしまうというのは、これはあり得ることかなと思っております。

それで、審議対象は国民健康保険ということなので、国民健康保険のほうでお話もさせていただいてきましたけれども、この制度全体で見れば、先ほど鈴木委員からもお話がございましたとおり、対象は後期高齢者医療保険、あるいは、社会保険というところも対象でありますので、国民皆保険制度というところを踏まえれば、全ての被保険者、基本的には全国民に対して、こういったところが引き上がっていくというようなことになるんだろうと思います。

かつ、事業者の方については、これはちょっと関連でお聞きしたいと思うのですが、社会保険の加入がこの間、進められてきたと。現在、子ども・子育て拠出金というところも徴収されておるかと思うのですけれども、そこのダブル徴収みたいな形になっちゃうのかどうか、関連でお聞きをしたいと思います。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 いわゆるダブルの徴収となるようです。ちょっと私どもが本業ではないので、国の資料等を読みますと、ダブルというように読み取れます。

以上です。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 ごめんなさい。ちょっと意地悪な聞き方をしたかと思いますが、そういった形になっていくのだろうと。そういう意味では、この間、中小事業者、零細事業所であっても、社会保険の加入というものが進められてきたことを踏まえ、さらに痛手となってしまうのかなという思いもあるということで、ちょっとお伝えをしたかった次第であります。

それとあと、総括の質疑の中でも一定お聞きはしたのですが、法的な根拠、あるいは、整理との関係において、子ども・子育て支援法、あるいは、本市国民健康保険税ですので、地方税法の中で一定整理されているということであるのですが、今般の議論を様々見ておきますと、やはり健康保険税としてこれを徴収するということに、かなり違和感が拭えないということをお伝えをしたいと思うんです。

それで、法として明記をしたと。そのことを、その事実をもって整理をしたということは、文言としては理解するのですが、なぜこの子ども・子育て支援というところで使うものが、健康保険税として課されるのか。そこを実際に賦課徴収する立場として、聞かれた際にどのようにお答えになるか、そのあたりありますればお聞きしてみたいと思います。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国の説明を用いて答弁をいたします。

国としては、現在の、今の現役世代の方々が、将来高齢者となったとき、社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環を維持する点から、全ての方にメリットがある。だからこそ、国民健康保険、社会保険、また後期高齢の方々、皆様で支える仕組みとしているというご説明がなされております。

我々としては、これは国において制定、つくったといいますか、制度、政策でございますので、この国の説明をそのまま住民の皆様に、より分かりやすくお伝えするのが我々の務めと思っております。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 そうなると思うんです。私も意地悪な聞き方をしているなと思ってお聞きをしているのですが、まさに実際に賦課徴収する立場として、国からこういったものが来たということでは、そういう言い方になってしまうということは重々理解するところではあるんですけども、しからば納得というところにいくかどうかというのは、なかなか難しさはあるかなと思っております。

それで、支え合いの循環ですとか、皆で支える仕組みとかというところでのお話がございました。国の言い方ということでありましたけれども、当然、子育て支援については、反対するものでは全くありません。むしろ支え合いと、皆で支えるということであれば、保険として、口の悪いところなんかは、取りやすいところから取っているんだみたいな言い方をするようなどころもあったりするのですが、支え合いの循環ですとか、皆で支える仕組みだとかという言い方を国のほうでするのであれば、むしろ税も含めた国費としてしっかり位置づけて措置をするべきではないかと思うものであります。

それで、この子ども・子育て支援金、その中身、使い道、あるいは会計的な処理の部分では、特別会計みたいな形で位置づけて、その使途を明確化して運用していくということであったのですが、逆に言うと、そういった形で明確にこういったことに使うんですよということ明記をして、その上で今回、国民健康保険税ということであれば地方税法、あるいはその他国民健康保険料、その他の部分に関して見れば各種法律について、明記をすれば、私としては何でもありの打ち出の小づちになってしまうのではないかなという思いもありまして、それをここでどうこうということではないのですが、私としてここについては全く納得できないということはちょっとお伝え申し上げておきたいと思うものであります。

続いて、では滞納状況等についても伺ってまいりたいと思います。

資料No.19-2の19ページをご覧くださいと思います。

各世帯別ということで、全世帯の中で各年齢区分に従って滞納状況というものを出示していただきました。資料No.19-2ですね。

それで、去年もちょっとお話し申し上げたかと思うのですが、特に10代から20代の世帯、こうしたところが国民健康保険の世帯ということで、そこに様々な状況の現れ方があるのかなとも思いますけれども、こうした若い世代、若い世帯のところ、滞納率、滞納世帯数ベースで44.2%、こうしたところが滞納という状況にあるということですが、そういった点で、若い世帯ですので、なかなか生活が安定しないですとか、そうした状況もあるのだろうと思

います。

そうした中で、この国民健康保険の仕組みそのもので見たときに、一定高額の税が課せられるという中で、滞納に44.2%の方が陥ってしまうというのはどういうことなんだろうということに心配をしていたところでもありますけれども、ここについて現時点での分析といたしますか、そういったものがあればお聞かせを願いたいと思います。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 資料にございます滞納金額と滞納率の10代、20代についての滞納率が多いことについて、この分析でございますが、全体として聞ける状況にはないのですが、一部個別に伺ったりする部分もございますが、やはりまず10代とか20代で世帯主になっている方につきましては、社会に出てまだ時間がない中で、国民健康保険、社会保険に入られている方が急に国民健康保険になられる、あるいは、学校を卒業してから、なかなか職を得られないままというところで国民健康保険に入られる方もいらっしゃいますので、そうしますと、蓄えがないまま、加入保険上は国民健康保険に、その地域に住んでいる方で社会保険以外の方につきましては必ず入ることになっています。そうしますと、なかなか財力がない中で被保険者になる一方で、まだ手元になかなか所得、お金がないという状況なので、若年層の滞納率がかなり高い比率を占めているのではないかと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。状況としては、おっしゃるとおりだなと思うんです。

やはり心配になるのが、10代から20代、30代というところを見ても34.3%です。40代というところで見ましても26.4%、3世帯に1世帯、4世帯に1世帯というところが滞納という状況になってしまうということでは、これはもう国民健康保険の仕組みそのものの課題ではないかと、問題ではないかと捉えるわけでありまして。そういった点で、国民健康保険の特に賦課徴収の在り方というものも今後問われることになっていくと感じてございます。

続いて、お隣の20ページのところでちょっと見ていただきたいのですが、短期証、資格証の発行状況ということで、この間お示しをいただいていた中で、紙の保険証、新規の保険証の発行が停止になっているということで、そこについては令和6年度までということになるんだろうと思うのですが、その下のところで、特別療養費支給対象世帯というところをデータとして出していただいております。

それで、この特別療養費支給対象というのはどういったことなのか、そのご説明からいただければと思います。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 まず、特別療養費というものについてでございますけれども、こちら医療機関の窓口で医療費を全額まずご負担いただきまして、通常は2割とか3割でありますけれども、後日、申請によりまして、自己負担分の3割もしくは2割を除いた金額を給付するという制度でございます。

ただ、ここに行き着くまでは、制度設計上は単に納めていないからすぐ特別療養費ですということではなくて、従前の資格証と似ているところもございまして、滞納が発生してから財産調査などを含めまして、いろいろな調査をしまして、なお本人からの弁明を聞いた上で、かつ1年以上滞納が続いている場合には、このような対応を取る場合もあるということをご承知おきいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

かつての資格証の取扱いについて、資格証明書というものがなくなったということでは、こういった名称になるのかなと思うのですが、先ほど、滞納になって一定時間がたっているだとか、様々そういったお話があったのですが、本市においては30世帯という数字がございまして、その他一市三町についてはゼロというのが並んでいるわけなのですが、これは例えば本市において、そういった世帯が多いとかということでの現れなのでしょうか。そのあたりいかがでしょうか。

○柏副委員長 志野収納課長。

○志野市民生活部収納課長 当市のほうで、資料にありますとおり30件、近隣一市三町はゼロ件ということでございますが、私どもとしても、任意で、我々の考えでやっているのではなくて、あくまで当市におきます実施要綱に基づきまして対応しているという状況になります。

なお、一応、本市としては、令和7年度現在、8月の一斉状況のときには30件でございますが、ただこの中には、例えばの話ですけれども、社会保険に移行して、これは会社とか役所が手続をしてもらうものだ。私どもでは、離脱した場合、手続も必要なのですけれども、そうしますと、自分としてはもう社会保険の保険証というか、マイナンバーとか、そういったものも含めて移行しているつもりが、実は保険の離脱をしていなくて、結果としてここに

件数とかが入っているということもございますので、この点についてご理解いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 恐らくは、そうしたケースもあるのだらうと思うところではありますが、それにしても、人口、あるいは加入世帯数、様々な違いというのがあるのだらうと思うのですけれども、本市が30件だと。それで、一市三町についてはゼロ件というところ、ここははっきりとした数字で現れたなとも思っておるのですが、これまでも繰り返し繰り返し述べてきたところではあるのですけれども、一旦、全額医療費をお支払いいただいた上で、それを窓口で返していくということについては、やはりその心配になるのは、医療抑制につながりはしないかということでもあります。

そういったところについては、くどくどと述べるつもりはないのですが、改めてそうした状況については改善していくべきところかなとちょっと申し上げておきたいと思います。

あとは、資料No.19の38ページです。マイナンバーカード、保険証との関係で、様々この間、報道等も含めて指摘もされてきましたので、改めて現在の状況について確認をさせていただきました。

それで、マイナンバーカードと保険証のひもづけというところで、保険証そのものの新規発行はなくなりましたので、当然これは年月が過ぎていくにつれて、数字は一定伸びていくだろうというところではあるのです。

そうしたところを見ますと、国民健康保険において、2の表のところでは約7割、後期高齢者のところで67%が、ひもづけが行われたということで、昨年、大体6割前後ということでしたので、10%程度増えたということかと思うのですが、ただ一方で、利用としては全くなかなかこれと比較すると進んでいないということも、改めて今も指摘をされているわけであります。

そういった点で、こういったところにも大事な税金が使われているんですよというところには、やはり思うところもございますし、一方で、子ども・子育て支援金、これが新たに増税として入ってくると。国庫負担がどんどん減らされる中で、そういった中で被保険者への負担増というのが、この間、相次いでいると。これは本市だけではなくて、全国的なお話でありますので、そういった点で、やはり国民健康保険の構造そのものが、ある意味では限界にきているのではないかと思うものでありますし、そういった中で、市民生活に一番近いとこ

るで基礎自治体というのは向き合うわけですから、そういった点で、おかしいところはおかしいと、ぜひこれは言ってほしいなと思っておりますので、そのあたりちょっと指摘をさせていただいて、国民健康保険に関しては終わりたいと思います。

最後に、市立病院との関係で、これまでもお伺い様々ございましたので、ちょっと気になったというか、分からないところだけ何点かお伺いしたいと思うのですが、資料No.15の4ページのところから、収入支出、こうしたところを様々ご説明もいただきました。中身については一定理解をしたところなのですが、先ほど土見委員の質疑でございました賃上げ・物価高騰支援事業との関係で、本市についても対象にはなるということでの答えをいただいたと思います。

それで、ただ日時的なタイミングの関係で、本予算については、特にこの物価高騰支援事業の分についてはまだ入っていないというようなことでお答えがあったかと思うのですが、大体見込みとして、仕組みとしては1床当たり11万幾らだとか、あとベースアップの関係では8万幾らだとかというところがあったかと思うのですけれども、その見込額といいますか、そのあたり分かりますればお聞かせいただければありがたいです。

○柏副委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 緊急支援の部分です。医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援という名前になっております。

基礎的支援として、1床当たりという計算になりまして、まず賃上げ支援分として8.4万円、物価高騰分としまして11.1万円ということで、トータルで19.5万円を、当院の場合は161床掛ける19.5万円ということで、おおよそ3,100万円ぐらい見込んでおります。

また、当院は救急車対応としまして1,000件以上対応しておりますので、1,000件以上対応のものに対しては1,500万円の支援を行うということが示されておりますので、2つを合わせますと約4,600万円ほど見込んでおります。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、人件費に関わる部分、先ほどその部分については年間2,000万円ほどということでお話があったかと思いますが、人事院勧告引上げの部分で、そこがもう相殺というよりは、食われた上で足が出てしまうというお話もあったのですけれども、まさに今回のベースアッ

プと賃上げ分との関係で言えば、人事院勧告相当分の引上げに充てるのが基本的には基本となるということで受け止めをした次第であります。

最後に、診療報酬改定との関係で、先ほど様々、3.09%の想定で積み上げを行ったということがありますが、これについての改めての増収見込額と、あとは診療報酬の引上げというのが、単純に病院の収入増というだけではありませんで、患者負担増というところも出てくると思います。

そういった中で、仮に受診控えの影響というものがあるのだとすれば、そうしたところの見込み、このあたり併せてお伺いできればと思います。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えをいたします。

診療報酬改定の部分についてですが、先ほど来ありますように、3.09%ということで、プラスの改定という状況でございます。

収入の見込みとしましても、先ほど答弁させていただいたとおりではございます。入院と外来を合わせまして、約1億3,800万円です。それに病床のプラス分がありましたので、全体的にはプラスとしまして、約……（「委員長」の声あり）よろしいですか。

○柏副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 若干訂正させていただきます。

3.09%の部分で、入院と外来を合わせて7,700万円の増収と。今、1億3,000万円と言ったのは、病床を少し機能転嫁した分、6,000万円が入ったので1億3,000万円という今の答弁でありましたので、まずは7,700万円ということになります。

その他で、患者さんの負担増という部分は当然出てまいります、それが受診控えにつながるかどうかというところにつきましては、こちらとしてさほど大きな金額、自己負担が上がるとは見ておりませんが、ちょっとまだそのところは見えないうところでございます。

以上でございます。

○柏副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

では、最後になりますけれども、様々日時的なタイミングで、その支援がついたりつかなかったりという中での今回の予算になるんですけれども、こうしたものをもろもろ加味した際に、では来年度以降、市立病院の経営はこうなっていくというのを、総括的に教えてい

ただければありがたいと思います。

○柏副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 今回の診療報酬改定、当然プラスにはなってまいります。

あと、中身については、もっと詳細を詰めないと出てはこないのですが、当院でやっています地域包括ケア病棟、こちらについての部分は上がっておりますので、これは当病院にとってはプラスという形で続いていくのではないかと今のところ見ております。

以上でございます。

○柏副委員長 以上で、小高委員の質疑は終了いたしました。

桑原成典委員。

○桑原委員 塩竈維新の会の桑原です。私からも何点かご質疑をさせていただきます。

まず、資料No.17の47ページ、市立病院の使用料及び手数料条例の一部改正についてでございますが、先ほど来、皆さんご質疑をされておりますけれども、私も総括質疑させていただきましたのでちょっと触れさせていただきますが、改正が20年ぶりというご答弁もございました。私的には、もっと段階を踏んでとかという形でもいいのではないかと考えております。

それで、今回見直し幅を見させていただいているのですけれども、1,000円であつたり2,000円、あと5,000円とかというところもありまして、何か幅に統一感がないように見受けられるのですけれども、この見直し幅の根拠というのはどういったものになっているのか、お伺いいたします。

○柏副委員長 庄司市立病院事務部医事課長。

○庄司市立病院事務部医事課長 お答えいたします。

見直し幅の率ということでございますが、まず文書に係る部分でございますが、様々携わる人間がおります。受付のところ始まりまして、診断書を作成する人間もでございます。最終的に医師の確認をもって患者さんに渡るといったところがございまして、その方々の物価上昇に伴いまして、人件費が上がっているというところがあります。これを加味しまして、まず上げさせていただいているというのが現状でございます。

それに対して、大分幅があるというお話ありましたが、こちらにつきましては、近隣病院、あるいは公立病院のところの金額を調査させていただきまして、そこと見合うような形で改正を行わせていただいている状況でございます。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。人数によってというところなのかなと感じました。

資料No.15の27ページをお開きいただきたいのですが、委託のほうでちょっと気になるものがございまして、入院時の食事療養業務委託料という形で6,210万円になっておりますけれども、これは何人ぐらいで今、調理されているのか、お伺いいたします。

○柏副委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 今、人数を把握していませんでしたので、後ほどお願いしたいと思います。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

ちょっと心配事がございまして、小耳に挟んだといいますが、調理師の方々というのも結構人数が減ってきていると。高齢化も進んでいるというところを小耳に挟みまして、市立病院のことも調べさせてもらったら求人票とかも出ていたので、もしかしたら人数が不足しているのかなとかと思いましたので、何かその辺が聞けたらなと思っておりました。後で分かれば教えていただけたらと思います。

市立病院は、これで終わらせていただきます。

続きまして、実施計画の53ページをお開きください。

EU-HACCPの登録漁船の乗組員の支援で、これは商品券の支給事業という事業がございまして、その内容としては、HACCPで登録漁船の乗組員に対して、塩釜水産物仲卸市場が発行する商品券を支給と書かれております。

資料No.13の283ページを見させていただきますと、多分、その他謝礼というところがこの事業に該当してくるのだろうなと思っているのですが、これは市が仲卸市場にお金を払って、仲卸市場から乗組員に商品券を渡すのか。それとも、市が仲卸市場から商品券を買って、市が乗組員に渡すのか。この辺の詳細、どうなっているのか、お伺いをいたします。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 商品券の支給の方法ということでご質問いただきました。

基本的には、漁船を持っている方に対してということですので、その方に1人当たり3万円で、1隻当たり5万円上限という形ですけれども、大体は5万円上限でお渡しすることになっているのですが、その5万円を漁船をお持ちの方のほうにお渡しさせていただいて、

そちらから商品券を買っていただくという状況になっています。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ということは、市のほうがお金を渡して、それで自由に買って下さいねというよ
うな認識でよろしいでしょうか。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 そうですね。上限分、例えば、5万円というところであれば、
その5万円をお渡しさせていただいて、その5万円はご自由に使っていただくということに
なると思います。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 それだと、その5万円で商品券を買っているかは分からないというところなのです
か。お伺いします。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 失礼いたしました。仲卸市場の商品券をこちらで買って、それ
をお渡ししています。失礼しました。それをお渡しさせていただいて、仲卸市場のほうに使
っていただくということですので、失礼しました。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

その券をどのぐらい使用しているのか、上限の金額もあると思いますけれども、それを実際、
使用していなかったら非常にもったいないなと思っているところではあるのですけれども、
そこまで、どのぐらい使っているかというのを把握されておりますでしょうか。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 この商品券に関しては、全て使っているという認識
しておりますので、よろしく申し上げます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 認識というところだと思うのですが、何かその辺は、しっかりちゃんと使って
もらっているという何かエビデンスがあったりするのか、ただ肌感覚でおっしゃっているの
か、お伺いいたします。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 これは漁船をお持ちの方にお話を聞いた感じでは、好評ということを知っていますので、それもしっかり使わせていただいているということを知っていますので、それで好評だということを知っていますので、よろしくお祈いします。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 何か非常に肌感覚なのかなと思うのですが、それは、しっかり追えたほうがいいのかなと思っています。実際に使われているのか、使われていないのか。使っていなかったら本当にもったいないですし、一応予算としては120万円というところではあると思うのですが、その120万円自体ももったいないと思っておりますので、そこは今後、しっかり追っていただけたらと思っております。

今回、令和8年度分には20万円の予算が上がっていると思うのですが、この上がった要因というのはどのようなものなのでしょうか、お伺いします。

○柏副委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今回の水揚げが、実は増加しているという状況があります。カツオマグロー一本釣り、令和6年時から令和7年時に比べまして、約8億6,000万円ほど上がっている状況です。

船に関しても、12隻から、予算上は24隻だったので120万円ということですが、今現状ですと26隻で入っている状況があります。やはりこちら、問屋さんも含めて、カツオ一本釣りを誘致していただいている状況がございますので、これを引き続き継続していくということも踏まえて、予算を上げさせていただいているという状況です。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。そうしたら、好調だというようなところだと思いますので、本来であればもっともっと拡充できるようなところだと思いますので、ただしっかりとエビデンスだけは取ってもらって、本当に活用しているのかというところを確認いただけたらなと思っております。

続きまして、次の質疑に移ります。

資料No.13の321ページ、お開きください。

この中の配食サービス事業委託料というところでちょっとお伺いをいたします。

たしか内容として、1週間に2回限度で、1食350円補助というところだったかと思ってお

ります。そのほかは自己負担というような内容だったかなと思っているのですが、それに間違いはないでしょうか、お伺いします。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 そのとおりでございます。1回350円で、週2回分まで負担するという制度となっております。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

他市、ほかの自治体を見ても、自治体によっていろいろ違ったりもするのですが、2回限度というところにちょっとどうなのかなと思っておりまして、石巻市とかを見ても週7回限度とか、仙台市も7回限度と調べさせていただいたのですが、これがなぜ、金額の部分は置いておいて、回数をもっと増やしてもいいのではないかと考えております。これを2回としての限度の理由を教えてくださいと思います。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの配食サービスについて、単に食事の支援ということではなくて、見守りということもございます。当然、回数を増やすことになると、人数がやはり制限されるということもございます。つまり、一定程度の金額の中で多くの方にこの配食サービスを利用させていただくために、見守りについては毎日なのかということも踏まえて、週2回程度で見守り活動というのをしていくことで支えていくことができるのかなと考えております。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その見守りも併用しているというところで、私は非常にいいなと思うのですが、ただやはり若干食事目当ての方もやっぱりいらっしゃるのかなと、すごく助かっている方も多いと思うんです。

実際、今は、利用者はどのぐらいになっているのでしょうか、お伺いします。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 今現在、100名程度、利用いただいております。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その100名程度の方々が、週2回限度、それを2回まで使われているような形なのでしょうか。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 全ての方ではなくて、1回の方もあれば2回の方もいるという状況でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その利用者の方々たちのお声というのも、いろいろ、るる聞かれていると思うのですけれども、もっと回数を増やしてほしいという声もあったりするのか、その辺、どのようなヒアリングをしているのか、お伺いいたします。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 私のところまで上がってきた要望という意味では、回数を増やしてほしいというところまでの具体のお話までは、把握していないところでございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 上がってきていないということは、もしかしたら聞いてもいないかもしれないというところなのですかね。もしそうであれば、ぜひ1回、アンケートじゃないですけども、いい事業だと私は思っているのも、もっと拡充してもいいのではないかと。石巻市は結構大きいですし、仙台市も大きいですけども、やはりこれからどんどん高齢者の方というのは増えていくと思うのですが、そういった方々にしっかり食事も取ってもらう、プラスアルファ見守りもできるという部分で、週7回とまでは、そこは検討していただきたいところでございますけれども、週2回以上、例えば4回とかでもいいですし、段階を踏んでというところで、ちょっと増やしていただけないかなというところでございますが、いかがお考えでしょうか。

○柏副委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 配食サービスにつきましては、令和5年度の61名ほどから始まって、昨年度97名、今年も増えて100名を超える人数になっておりまして、やはり人数も増えておるところでございます。それだけ人気というか、利用していただいているという状況もでございます。

まずは、この事業を広く多くの方に利用していただきたいと考えておりますので、現状では、当面、動向を見ながらと考えております。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 昨日の課長の言葉を借りれば、多分、ニーズがあると思うんですね。なので、そのニーズをやっぱり拡充していかないと、例えば、昨日の、それは一般会計なので、あまり言うのはよくないかもしれませんが、例えばです。高齢者のパッケージというのもあったと思うんですけれども、それと一緒にくっつけてやるのも全然ありだと私は思っていますので、会計が違うから、なかなかできないのかもしれないのですけれども、増えているということなので、そういったニーズに合っていると思いますので、ぜひ今後、回数またそういった部分の拡充という部分で、ご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質疑に移らせていただきます。

資料No.17の議案第16号の39ページをお開きください。

小高委員もご質疑されておりましたけれども、塩竈市の国民健康保険税の条例の一部改正についてでございます。

今回、子ども・子育て支援金分が追加されるというところですが、この子ども・子育て支援金を集めたこの保険料というのは、どういうスキームで使っていくのか、お伺いできたらと思います。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 子ども・子育て支援金を使われるスキームについてのご質疑を頂戴しました。

まず、我々健康保険者、国民健康保険の保険者である我々塩竈市が、国民健康保険加入者の方から、子ども・子育て支援金分の国民健康保険税をお預かりします。それを一度、県に納めます。宮城県に。これはほかの市町村も同じでございます。宮城県は、県内の35市町村から納めていただいた国民健康保険税をまとめて、これを国に納める。県が国に納める。そして、国から、今度は住民の皆様へ給付するという流れです。

今、住民の皆様へと言いましたが、そのスキームは様々です。というのは、この子ども・子育て支援金の使途は、使い道は6つに、これは法律で限定されます。例えば、児童手当ですとか、育児期間中の国民年金保険料の免除分ですとか、それを使う、住民の方に還元する機

関が、児童手当だったら我々市役所、国民年金の保険料の免除だったら国が直接ですとか、そういったものに分かりますので、まずは市、県、国、そしてそこから給付の機関に回されるといったスキームになっております。

以上です。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

これから、多分、るる周知をしようと思うのですが、やはり明確にこういうのに使われますよというやり方の周知というのが多分あると思うんです。漠然と上がりますだけでは、なかなかハレーションも大きいと思います。こういったものに使われるというのを、しっかりと明確にして周知していただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○柏副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 ご指摘ありがとうございます。

まさに委員のおっしゃるとおり、今、例えばの話で児童手当と申し上げましたけれども、6つの使い道、給付サービス、それについては改めて周知をいたします。

改めてというのは、実は12月号に、リーフレットを市の広報紙に折り込ませていただいたのですが、この条例案を議決いただいた暁には、当然、その税率もですけれども、その使い道についても、市の広報紙、特別号を組んで、しっかりとお伝えをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○柏副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

なかなか難しい言葉だと伝わりにくいところもあると思います。なので、それがイラストなのか、そういった簡単なお説明、分かりやすい説明というのは大事だと思いますので、その辺はリーフレットを先ほど作られたというところもあるとは思いますが、広報紙にしっかりと、ちょっと大きめに、1面使ってもいいと思いますし、本当に分かりやすく伝えていただけたらと思いますので、ぜひそこはお願いいたします。

以上で私の質疑は終了いたします。ありがとうございました。

○柏副委員長 以上で、桑原委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は2時45分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの桑原委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、市立病院業務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

渡辺市立病院業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 先ほど答弁漏れがありました調理スタッフの人数でございます。

現在、栄養士、調理師、調理員スタッフ合わせて12名でございます。1日当たり8名から9名のローテーションで現在作業しております。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 では、よろしく申し上げます。私は、一番最後の質疑者です。あと30分、我慢して聞いていただきたいと思います。

資料番号でございます。No.13の予算説明書、この中から各事業をお聞きしたいと思います。

222ページ、交通事業です。ここに予算額、大枠が書いてあります。

それで、交通事業、1億9,610万円で、前年比のマイナス1,310万円ということでございます。

1年前に比べて減った主な理由だけお聞かせください。

○志賀委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 事業費の減の要因でございます。

まず、2隻体制にしたことにより、船舶職員を1名減員しております。そこがまず、大きいところでございます。

あと、船舶しおじを廃船にしておりますので、その分の修繕費とかも減になっているということで、1,300万円ほどの減ということになっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 よく分かりました。そういうことで、やっていることは同じことなだけけれども、

船が減ったのと1名減、そういうことですね。

それから次に、国民健康保険事業をお聞きしますので、資料No.13の240ページ、これは61億9,860万円で組まれています、1年前よりは1億4,801万円のプラスということでございますが、この1億4,800万円の増えた主なる理由をお聞かせください。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 予算の増加の要因は、大きく2つございます。

1点目、診療報酬の増額改定により保険給付費の増加が見込まれることが1点目。

2点目、子ども・子育て支援金の賦課徴収、国への納付が新たに加わることでございます。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

毎年やる事業は同じなのだけれども、2点ほど大きな違いがあるということで、1億4,801万円、分かりました。

大枠だけ今、聞いておりますので。

次に、魚市場事業をお聞きします。

これは、資料No.11の274ページです。

令和8年度は1億9,650万円で組まれています、微増、微減かな。440万円。この大体同じだという理由をお聞かせください。

○志賀委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、今年度、1億9,650万円ということで、前年度に対して440万円プラスの根拠でございます。

基本的には、歳出における経費の増ということになっております。基本的に、委託しております委託料の増加、物価高騰によります人件費の増加であったり、経年劣化に伴う海水給水ポンプの更新が今回ございます。その部分でプラス500万円ぐらいの増という大きいところがありますので、今回、440万円増額になっている状況でございます。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。委託料でプラス500万円ぐらいだから、最終的にプラス440万円ということをお聞きしました。

それから、4番目に、資料No.13の294ページに介護保険事業があります。

これは、令和8年度、60億5,300万円ということで、プラス1億5,620万円です。大分違うと思うんですけども、どういうところが変更になったのか、お伝えください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちら1億5,620万円の増の要因でございますが、大きく歳出の2番目、介護給付費が伸びておりまして、具体的に居宅介護サービス、訪問とか通所、あと施設介護サービス、入所の関係のサービスが、今年度利用も多くて、来年度、同程度を見込んで増ということとなっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

この介護保険ですけれども、これ予算を見て、いよいよ60億円になったかなという気持ちがあります。10年前とか15年前だと、国民健康保険の半分くらいしか予算がなかったのですけれども、国民健康保険が61億円に対して、介護保険がもう60億5,000万円ですから、このままだと介護事業のほうが、あと二、三年で追い抜くのではないかという金額になったので、すごいなと思っています。

それで、10年前は48億4,000万円だったのです。これが10年間で12億円増えました。介護ね。ということは、それだけ介護の認定者、給付費ということなのですけれども、介護認定者とか何かも増えたということなのではないでしょうか。最近の人数でいいので、介護認定者とか、介護の認定率をお分かりでしたら、そこを聞かせてください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、予算特別委員会資料No.19の50ページをお開きいただければと思います。

資料No.19の50ページに、介護保険の要支援・要介護認定者数の推移ということで、令和5年から令和8年までの4か年でございますが、こちらに記載してありますとおり、全体の合計、令和8年1月末で3,791名となっております。これは各年やはり増加傾向にあるということで、こちらの介護給付費が伸びてきている要因の一つであると考えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そうすると、これからもまだまだ伸びそうだと聞こえた気もしたのですけれども、そのように予想してよろしいかどうか、お願いします。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護給付費につきましては、まずこの認定者数については伸びてはきておるところですけれども、ただ、高齢者の人口自体は、今、高止まりしております、これと介護度が重くなるかならないか、それによってまたサービスの費用が変わってまいりますので、今年度で申し上げますと、要介護3から5にかけて増加傾向にあると。同じ人数であっても、重い方が増えてくれば、その分だけサービス費が上がっていくと。どうしても、高齢者の人口と、要介護認定者の数と、要介護認定者の介護度の重さ、そういったものが関係してまいります。

なので、そういったことも含めて、まず、令和8年度までは増ということで予定しておりますが、令和9年度以降、新計画の中で検討していきたいと考えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。介護保険事業のことをお聞きしました。

次に、後期高齢者保険事業のことをお聞きします。資料No.13の352ページ、予算的に聞きます。

令和8年度は10億5,390万円で、1年前と比べて1億460万円のプラスということなので、これも大幅ですね。10億円に対して1億円ですから。高齢者保険が増えておりますけれども、その辺、昨年との違い、特色あることがありましたら教えてください。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 後期高齢で増えた要因でございます。

まず、1つには、保険料の増額改定がございました。これは、医療の本体分もですけれども、子ども・子育て支援金分についてもでございます。

もう1つ、診療報酬改定の影響により、給付費が増額となっております。

そういった2つの要因で増額となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。大幅増なのでね。

これで一応、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者保険事業、魚市場事業、交通事

業と、各特別会計、一応全部、私は予算的に聞きましたので、大体の大きな流れは分かりました。ありがとうございます。

今度は具体的に聞きます。

資料No.17の市議会定例会議案資料その2から、39ページで、国民健康保険のことで、今言われました子ども・子育て支援納付金のことをお聞きします。

それで、資料No.17の39ページ、表があるので、この表を見て、私以外の人も聞いていますけれども、その辺、結局、令和8年度から新しい制度になって、子ども・子育て支援金の制度というのが新しくできたのだと、国の制度だから塩竈市もやらなくてはならない義務があると。そこまでは分かります。義務だからね。

それで、どのぐらい実際に市民の方に値上げになるのですかと。だから年間ではこのぐらいですと。それから、先ほど来、議論を聞いていまして、それは1回目だからそのぐらいなのですけども、あと二、三年したらまた上がる予定ですというところまでは聞きました。

それで、今回の1人当たり新たに上がる納付金、もう一度、金額を教えてください。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険加入者の方につきましては、お一人当たり平均2,950円でございます。年間の額でございます。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。2,950円だから、1か月で割ったら大したことないと思うかもしれないのね。毎月取られる分からね。

ただ、これはその金額だけじゃなくて、最初の導入のとき、消費税の話をするちょっと悪いんですけども、最初3%ねと、それから免税点は3,000万円以下の人はいいですよという、そういう制度で始まったところが、だんだん大きくなって、今10%で、免税額もなくなりました、インボイス制度で。

そういうことで、始まる時は小さくしておいて皆さんから賛成いただいて、だんだんその分の取り分が大きくなるということを私は心配しています。第1回目だからね。

ですから、その辺のところ、子ども・子育て支援金納付金の分の徴収をするときに、そのところをしっかりと明記して、この分ですよというのをはっきり、この分が負担増になりましたというお知らせの仕方をする、ああこの分が増税になったんだなと払うほうは思うわけ

ですが、そこははっきりさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 先ほど、桑原委員からも、住民の方々へのお知らせの仕方、どのように使われるかという部分もしっかりとお伝えするようにといただきました。

また、今、志子田委員がおっしゃったように、賦課の額、そして全体ではお幾らですよと、そして子ども・子育て支援金分、そういったところの税率も含めて、通知書に書くというのが設計上なっておりますので、より分かりやすい説明文、そういったものもつけながら加入者の方々にお知らせをさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。よろしく申し上げます。

私も、この制度自体、何で子育て分をこっちの会計から出さなければいけないんだという思いはあります。だけれども、これは国が決めたから、市としてはやらざるを得ない。やらなければやらないで問題ですからね。ですから、そのやらざるを得ないというところを分かるように表示して、それから本来、その分が値上げの分ですから、それも2,950円と言われましても、低所得者になって年金生活だけの人は大変なことになりますので、そういう低所得者層に対する支援制度みたいなのを、令和8年度は初めて導入するから、まず一回、そのままやらなければいけないという事情はあると思います。そうすると、令和9年度、令和10年度、今度、この2,950円が上がっていく予定ですから、やっぱりこれから減免制度というのがその分に対しても必要なのではないかと思うのですが、そういうことは、今、始まったばかりだからまだ考えてないのか、いや将来的にも考える余地があるのか、その辺、将来性をお願いいたします。

○志賀委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険税、子ども・子育て支援金分の軽減の部分でご質疑を頂戴しました。

この子ども・子育て支援金分につきましても、実は軽減制度がございます。具体的に言いますと、低所得の方々に対しては軽減させていただきます。それは、これまで国民健康保険税の低所得の方々には、均等割、平等割分の7割軽減、5割軽減、2割軽減、そういったルールがございました。この子ども・子育て支援金についても同様に、その方の所得、収入の状況

に応じて、軽減措置をさせていただきます。

なお、参考としてですが、資料No.17の42ページをご覧くださいと存じます。

資料No.17の42ページに、モデルケースを掲載させていただきました。例えばですが、モデルケースの上から1、2、3、4、5段目、上から5段目に、おひとり暮らしで年金暮らしの方の場合、どのくらい増えるのかというところを書いてあります。改定額としては、年間500円です。お一人当たり2,950円、これは全体の平均です。そして、低所得の方、7割軽減、最大軽減させていただく方には、年間500円の増額と、そういった軽減措置をさせていただく設計になっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。いろいろ新しい制度ですから、みんなで負担しながらつくっていかないといけないということなので、そういうことで低所得の人が困らないようにね。

平均で2,900円ということは、この表を見ると7,600円の人もあるわけですから、そういうことで、どっちにしても負担増になる。分かりやすく言えば、これは新たなる増税だと私は認識しています。ただ、国のほうで決めたものは、塩竈市としては、その制度を守ってやらなければならないという義務もありますので、新しい予算案に対して、それは守らなければならないということは理解しながらも、一概に反対はできないところがありますが、現実問題、どのようにその辺のところ、増税分を緩和してやるかという、そういうことはいろいろ考えてやってくださいという要望だけ申し上げて、このところは終わりたいと思います。

あと1問だけ聞きます。

実施計画から、皆さん聞いている29ページの高齢者紙おむつ支給事業です。これは、お二方がお聞きになりました。

それで、紙おむつ支給事業は、304名が対象者で、月1,500円か月3,000円かということですが、この制度、紙おむつ支給事業が始まったのは大体いつ頃からで、いつからこの1,500円と3,000円という金額がずっと固定化されているか、お聞かせください。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 恐縮でございます。いつからか、ちょっと確認させていただきます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。大分昔からだからね。震災前からあったんじゃないかなという気はしたのですけれども。

ただ、この1,500円と3,000円はずっと昔からそのままなのではないでしょうか。その辺のところを、前の質疑者の方は、そろそろ1,500円、3,000円じゃなくて、2,000円と4,000円とか、そういうふうに、あるいは2,500円と5,000円としなければならないんじゃないかと。

それから、この枠が決まっている。もらえる人が、介護3以上の寝たきりの人と限定されているでしょう。ですから、そこの寝たきりのところの限定というか、寝たきりでなくても、やっぱり必要な人はかかると思うんですよ。だから、介護2だけでも寝たきりではありませんということになったら、介護4でも、それ以上重くても、寝たきりじゃないからもらえないということになると、現実問題として、紙おむつを使うのに、該当しないということになるんじゃないかと思うのです。

ですから、該当する人、紙おむつを使っている人には、皆さんが支援をもらえるような形に、もう少し市民の方が喜んでもらえるような制度に少し改善してもらいたいという要望なのですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの制度でございますが、これは65歳以上の要介護3以上で寝たきりの方で、在宅で介護している方の支援ということでございまして、家族の介護の支援という趣旨での制度となっております。基本的にご自身で買いに行くことが難しい方、その家族の方が買いに行くときの負担感とかそういったものを軽減するという、この包括の制度、地域支援の制度でございますので、今現状、寝たきりで、自分で買いに行けない方、それを家族が買いに行くという制度のつくりに合わせて制度設計しておりますので、そのような形になっております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。

この事業は、在宅のね。病院に入院して介護になっている方も、たしか紙おむつ配布事業というのがあるのですが、この事業でないところから出ているという、別な事業もあるということですか。

○志賀委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 その病院については、ちょっと詳しくは……。施設に入っている方ではなくて、あくまでこれは在宅の方の支援となっておりますので、よろしくお願ひします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。たしか私の母親のときは、紙おむつの事業でもらったから、在宅ではなかったんだけど、もらったなという記憶があったので、認定されればくれる事業かなと私はずっと誤解していました。

みんなどの事業でも、ここからここまでですと、あまり細かくびちっと、65歳以上とか、60歳でなったら駄目なのかとかという問題が出てきますので、そうでなくて、紙おむつが実際に必要な人は、いっぱいお金がかかりますから、その分の1割か2割だけでも市のほうで支援しますという、私はそういう事業だと思っていたので、そういう必要な方に利用できるような制度に変えてもらいたいと思って、私も3人目、同じことを聞いているのですけれども、そういう聞き方をしています。

それで、実際に、この制度には入らないのは分かっているのですが、心身障がい者の人でも、元気に歩き回っている人なんだけれども、どうしても紙おむつがもう一生必要だという人も中にはいるのです。そういう人は、こういう事業には該当しないので、実際には紙おむつが必要なのですけれども、支援がないんだよねと。寝たきりの人はもらえるのですけれどもねということになってしまいますので、どういう人にでも支援できるような制度に少しずつ改善してもらいたいと思うんですが、これから改善していく予定があるかどうか、将来のことをお聞きします。

○志賀委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 先ほど来、大分、紙おむつの支給に関する取扱いについてのご質問をいただいております。

こちらのほうに関しましては、先ほど、私もいつからという話に関しては定かでないところがあるのですが、ほぼほぼ介護保険開始の当初から、平成12年、2000年の以後から、ほぼほぼ始まっているのかなというところで認識をさせていただきます。

こちら任意事業ということで、ある程度、その条件を入れながら、要介護3、あるいは寝たきりの方ということでの状況でございます。

介護保険事業の中で行っている事業でございまして、国のほうでもこれまで、各介護保険事業の計画の中で、国から助成を頂きながら、こちらのほうも行っている事業でございまして、なくなる、なくなるという話は、これまで何度も出てきております。

こちらのほうでも、各自治体でも、介護保険の保険料を出すことによって、より多くの方に出すことによって、保険料にも反映をしてくる状況でもございますので、こちらの介護保険、次の第10期は先ほど来、事業者のニーズを踏まえてという話、当然、需要が高ければそちらのほうに対してお出しするような格好での取扱いになるかと思えますし、そちらに関しては、次期の第10期のほうで、ぜひ検討させていただければと思っております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。介護事業の中でやられているから縛りがあるという、今、福祉子ども未来部長の説明でした。

そうでしたら、今日は特別会計の質疑ですけれども、一般会計のほうからの支援者事業というのがありますね。いろんな似たような、身体障がい者への何とかに補助にすると。例えばですけれども、ウィッグの補助とか、2万円出しますとか、そういう形で、紙おむつの支援という事業に切り替えて、もっと実際に必要な方が使えるような制度を新しくつくっていただいて、そういう形で市民サービスをよくしてほしいということを要望いたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 以上で、志子田委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願いいたします。

午後3時12分 休憩

午後3時45分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの桑原委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、高齢福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 紙おむつ支給事業の関係でございます。

塩竈市高齢者紙おむつ支給事業、そもそもは平成12年4月1日から開始されております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第14号、第15号、第17号、第19号、第21号及び第24号ないし第26号について、お諮りいたします。

議案第14号、第15号、第17号、第19号、第21号及び第24号ないし第26号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、議案第14号、第15号、第17号、第19号、第21号及び第24号ないし第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、第18号、第20号、第22号及び第23号について、採決いたします。

議案第16号、第18号、第20号、第22号及び第23号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数であります。よって、議案第16号、第18号、第20号、第22号及び第23号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました各議案のうち、議案第18号について、附帯決議の提案の申出がありますので、これを許可いたします。

議案第18号に対する附帯決議について、趣旨の説明を求めます。

土見委員。

○土見委員 ただいま議題に供されました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同附帯決議案別紙を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第18号「令和8年度塩竈市一般会計予算」に対する附帯決議案。

令和8年度一般会計予算に計上されている盆踊り継承事業については、地域コミュニティーの維持及び伝統文化の継承を目的とする点で意義ある事業である。しかしながら、本市においては、現在も町内会等が主体となり独自に盆踊りや夏祭りを継続実施している実態がある。このような状況の中で、市が新たに主導型実行委員会イベントとして大盆踊り大会を実施することは、既存の地域活動との役割分担が不明確となり、補助制度の公平性及び政策効果の観点から課題が生じるおそれがある。

よって、市は、本事業の執行に当たり、次の事項について十分に検討し、事業の在り方を見直すことを求める。

記。

一つ、町内会主体の取組を支援する制度への転換について。

本来支援すべき対象は、地域において自主的に盆踊り等の行事を継承している町内会等であることから、市が自主的な主催者となるのではなく、後方支援者としての役割に転換すること。町内会等が実施する盆踊りや夏祭りを補助対象とする制度を創設し、申請制及び補助上限額の設定により公平な支援を行うこと。

二つ、合同開催方式の導入について（経過措置）。

市が実施を予定している大盆踊り大会については、単独開催とするのではなく、盆踊りや夏祭りの開催を希望する町内会等が主体的に実施できる合同開催方式へ転換することを検討すること。

三つ、事業効果及び持続性の確保について。

市主導型実行委員会イベントは、長期的な継続性に課題があることから、町内会主体の取組を支援する仕組みとすることにより、地域活動の活性化、補助金行政における公平性の確保、文化伝承と地域交流の両立、市職員負担の抑制及び事業の持続可能性の向上を図ること。

以上であります。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号に対して附帯決議を付することについて、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 可否同数であります。

よって、委員長が本案に対する可否を採決いたします。

委員長は、議案第18号の附帯決議について、否決といたします。（「委員長」の声あり）

土見委員。

○土見委員 私は、ただいまの決定に反対でありますので、私が先ほど提案いたしました意見を、少数意見として留保いたします。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ただいま土見委員から、少数意見を留保したいとの申出がありましたが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

委員の少数意見留保に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手が、土見委員の外、1名以上ありますので、土見委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

以上で、全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和8年度予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 5 6 分 終了

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 3 月 4 日

令和 8 年度予算特別委員会委員長 志 賀 勝

令和 8 年度予算特別委員会副委員長 柏 恵美子